

小金井市地域防災計画

別冊 資料集

令和5年3月修正

小金井市防災会議

<別冊 資料集 目次>

【資料】

区分	番号	名称	頁
震災編	第1部 災害に強い小金井市を目指して		
	第2部 施策ごとの具体的計画（予防対策・応急対策・復旧対策）		
	第1章 市民と地域の防災力の向上		
	2-1-1	小金井市防災マップ	1
	2-1-2	小金井市自主防災組織運営協議会	3
	第2章 地震に強い都市づくり		
	2-2-1	土地利用現況	4
	2-2-2	小金井市宅地開発等指導要綱	7
	2-2-3	緑の分布状況	13
	2-2-4	公園整備状況	14
	2-2-5	都市公園以外の緑地整備状況	18
	2-2-6	八都県市公共建築物におけるヘリサイン表示に関する申し合わせ事項	20
	2-2-7	宅地造成工事規制区域及び急傾斜地崩壊危険箇所の指定状況	21
	2-2-8	東京都宅地造成工事規制区域図	22
	2-2-9	都市計画図（用途地域図）	24
	2-2-10	市内施設概況	25
	2-2-11	防火対象物の現況	29
	2-2-12	住宅・土地統計調査を基に推計した住宅の耐震化率	30
	2-2-13	小金井市が所有する公共建築物の耐震化の状況	31
	2-2-14	民間特定既存耐震不適格建築物の耐震化の状況・耐震化率	32
	2-2-15	特定緊急輸送道路沿道建築物の耐震化状況	33
	2-2-16	木造住宅耐震診断・耐震改修助成事業の概要	34
	2-2-17	小金井市木造住宅耐震診断助成金交付要綱等	36
	2-2-18	小金井市消火器設置要綱	45
	2-2-19	小金井市消火器設置状況	47
	2-2-20	高圧ガス取扱施設	48
	2-2-21	市内における毒劇物保安施設	51
	2-2-22	市内における放射性物質保安施設	52
	2-2-23	指定文化財一覧	53
	2-2-24	高圧ガス大規模漏洩時に係る連絡通報窓口	55
	第3章 安全な交通ネットワーク及びライフライン等の確保		
	2-3-1	都道及び市道の状況	57
	2-3-2	都市計画道路の状況	58
2-3-3	市緊急輸送ネットワーク図	60	
2-3-4	都緊急輸送ネットワーク	61	
2-3-5	緊急道路障害物除去路線図	62	
2-3-6	水道施設位置図	63	
2-3-7	大震災時における交通規制図（第一次）	64	

区分	番号	名称	頁	
震災編	2-3-8	大震災時における交通規制図（第二次）	65	
	2-3-9	運転者のとるべき措置	66	
	2-3-10	給水対策本部組織図	67	
	2-3-11	指定水道工事店一覧	68	
	第4章 本部体制及び応急対応力の強化			
	2-4-1	各組織の活動態勢	69	
	2-4-2	自衛隊の連絡先等	72	
	2-4-3	自衛隊仮泊予定地	73	
	2-4-4	ヘリコプター発着基準及び表示要領	74	
	2-4-5	ヘリコプター災害時臨時離着陸場候補地一覧	76	
	第5章 情報通信の確保			
	2-5-1	防災行政無線固定系子局（同報無線）設置場所一覧	77	
	2-5-2	MCA 無線配置一覧	79	
	2-5-3	災害時優先電話登録一覧	83	
	第6章 医療救護等対策			
	2-6-1	新医療資器材等の備蓄リスト	85	
	2-6-2	遺体収容所における標準的な配置区分図	88	
	2-6-3	災害救助法による救助の程度・方法及び期間	89	
	第7章 帰宅困難者対策			
	2-7-1	「外出者の行動ルール」及び「帰宅困難者の行動心得10か条」	94	
	2-7-2	帰宅支援の対象道路	95	
	第8章 避難者対策			
	2-8-1	町丁目別要配慮者数	96	
	2-8-2	小金井市災害時避難行動要支援者支援事業実施要綱	97	
	2-8-3	避難場所一覧	103	
	2-8-4	指定避難所一覧	105	
	2-8-5	福祉避難所（二次避難所）一覧	106	
	第9章 物流・備蓄・輸送対策の推進			
	2-9-1	備蓄台帳	107	
	2-9-2	小金井市震災対策用井戸に関する要綱	111	
	2-9-3	震災対策用井戸一覧	115	
	2-9-4	受水槽・高架水槽	117	
	2-9-5	庁用車一覧	118	
	第10章 放射性物質対策			
	2-10-1	小金井市放射線対応に関する危機管理調整会議設置要綱	120	
	第11章 住民の生活の早期再建			
	2-11-1	都によるがれき処理検討の概要	122	
	2-11-2	災害時活動拠点施設一覧	126	
	2-11-3	小金井市に関する災害救助法適用基準	128	
	2-11-4	災害救助法適用に関わる内閣府令等で定める特別の事情及び基準	131	
	2-11-5	激甚災害指定基準	132	

区分	番号	名称	頁	
震災編	2-11-6	局地激甚災害指定基準	135	
	2-11-7	激甚災害法に定める事業及び都関係局	137	
	2-11-8	災害時における公金の取扱いについて	139	
	2-11-9	災害時における会計事務処理要領	140	
	2-11-10	災害時における会計事務処理取扱基準	142	
	2-11-11	応急仮設住宅建設予定地	143	
	2-11-12	被災者総合相談窓口の相談分野・相談内容	144	
	2-11-13	小金井市災害弔慰金の支給等に関する条例・同施行規則	145	
	2-11-14	小金井市災害見舞金支給規則	155	
	2-11-15	災害救援品等の支給	156	
	2-11-16	災害援護資金・生活福祉資金の貸付	157	
	2-11-17	被災者生活再建支援金の支給	159	
	2-11-18	中小企業への融資	160	
	2-11-19	日本政策金融公庫による融資	163	
	2-11-20	経営資金等	164	
	2-11-21	災害報告における被害程度の認定基準	165	
	2-11-22	実費弁済の限度額	168	
	第3部 災害復興計画			
	第4部 南海トラフ地震等防災対策			
	第1章 南海トラフ地震等防災対策			
	第2章 東海地震事前対策			
	第1節 東海地震事前対策の考え方			
4-1-1	警戒宣言・地震予知情報、注意情報、調査情報		169	
4-1-2	気象庁震度階級関連解説表		172	
第2節 市、都及び関係防災機関の役割				
第3節 災害予防対策				
第4節 東海地震に関連する調査情報（臨時）・東海地震注意情報発表時から警戒宣言が発せられるまでの対応措置				
第5節 警戒宣言時の応急活動態勢				
4-5-1	警戒宣言発令時等の案文		177	
4-5-2	警戒宣言時における交通規制図（警視庁）		181	
4-5-3	警戒宣言時における運転規制概要図（JR東日本）		182	

区分	番号	名称	頁
風水害編			
	1	急傾斜地崩壊危険箇所位置図	183
	2	大規模盛土造成地マップ	184
	3	石神井川及び白子川流域浸水予想区域図	185
	4	野川、仙川、谷沢川及び丸子川流域浸水予想区域図	186
	5	小金井市浸水予想区域図	187
	6	土砂災害警戒区域図	188
	7	水防法第15条第1項に基づく要配慮者利用施設一覧	190
	8	北多摩一号処理区、北多摩二号処理区流域浸水予想区域図	191

【協定】

区分	番号	名称	頁
医療関係			
	1	災害時における施設利用に関する協定書（桜町病院）	192
	2	災害時における施設利用に関する協定書（小金井太陽病院）	194
	3	災害時の救護活動についての協定書（小金井市整復師会）	196
	4	災害時の救護活動についての協定書（小金井市薬剤師会）	198
	5	災害時の救護活動についての協定書（小金井歯科医師会）	208
	6	災害時の医療救護活動についての協定書（小金井市医師会）	218
	7	災害時における医薬品等の調達業務に関する協定書 （東邦薬品株式会社）	222
	8	災害時における医薬品等の調達業務に関する協定書 （アルフレッサ株式会社）	226
	9	災害時における医薬品等の調達業務に関する協定書 （株式会社スズケン）	230
	10	災害時における医薬品等の調達業務に関する協定書 （株式会社メディセオ）	234
	11	災害時における医薬品等の調達業務に関する協定書 （酒井薬品株式会社）	238
	12	災害時に対応する医薬品の備蓄に関する協定書（小金井市薬剤師会）	242
	13	災害時に対応する医薬品等の備蓄に関する協定書（桜町病院）	244
	14	災害時に対応する医薬品等の備蓄に関する協定書（小金井太陽病院）	246
	15	災害時における医療救護活動拠点の設置に関する協定書 （小金井市医師会、小金井太陽病院）	248
	16	災害時における施設利用に関する協定書（小金井リハビリテーション病院）	250
	17	災害時における施設利用に関する協定書 （日本歯科大学口腔リハビリテーション病院多摩クリニック）	252

区分	番号	名称	頁
物資・食料関係			
	1	災害時における東八道路沿線5市に対する青果物の提供及び避難場所の敷地利用に関する協定書（東京多摩青果株式会社）	254
	2	災害時における物資供給に関する協定書（コメリ災害対策センター）	258
	3	災害時における燃料等の供給に関する協定書 （東京都石油商業組合多摩東支部）	261
	4	寄託契約書（東京都）	263
	5	災害時における物資の供給に関する協定書（株式会社ダイエー）	269
	6	災害時における農地の活用及び生鮮食料品の調達に関する協定書 （東京むさし農業協同組合）	272
	7	災害時における燃料等の供給に関する協定書（三信石油株式会社）	274
	8	災害時における燃料等の供給に関する協定書（総合エネルギー株式会社）	278
	9	災害時における物資の供給協力に関する協定書（株式会社イトーヨーカ堂）	282
	10	災害時におけるLPガス等の供給に関する協定書 （東京都LPガス協会北多摩南部支部）	286
	11	防災用品のあっせんに関する協定書（社会福祉法人東京コロニー）	288
	12	災害発生時における段ボール製品の調達に関する協定書 （セツカートン株式会社）	290
	13	簡易間仕切りシステム、段ボールベッド等の供給に関する協定書 （ボランティア・アーキテクト・ネットワーク）	295
通信・情報関係			
	1	災害時の情報交換に関する協定（国土交通省）	298
	2	非常通信の運用に関する協定書（小金井消防署）	300
	3	災害時における災害情報の放送等に関する協定書（J-COM）	302
	4	大規模地震等の災害発生における情報収集連絡体制にかかわる協定書 （小金井市アマチュア無線クラブ）	305
	5	防災行政無線の再送信連携に係る覚書（J-COM）	307
	6	災害に係る情報発信等に関する協定（ヤフー株式会社）	311
	7	災害時における罹災証明書発行に関する協定書（小金井消防署）	313
	8	災害時の避難所等に係る情報提供に関する協定（株式会社バカン）	315
相互応援			
	1	小金井市・宇治市災害時相互応援協定	317
	2	宗像市と小金井市の災害時相互応援に関する協定書	320
	3	小金井市と飯田市の災害時相互応援に関する協定書	322
	4	小金井市と北上市の災害時相互応援に関する協定書	324
	5	三鷹市、小金井市の消防の相互応援に関する協定書	326
	6	武蔵野市、小金井市の消防の相互応援に関する協定書	329
	7	府中市及び小金井市の消防の相互応援に関する協定書	332
	8	小金井市、小平市及び国分寺市に係る消防の相互の応援に関する協定	335
	9	災害時の避難場所相互利用に関する協定書（国分寺市）	338
	10	震災時等の相互応援に関する協定（都内市町村）	340

区分	番号	名称	頁
相互応援	11	小金井市と久慈市の災害時相互応援に関する協定書	344
	12	東京都及び区市町村相互間の災害時等協力協定書	346
帰宅困難者対応等			
	1	災害時における一時滞在施設利用に関する協定書 (独立行政法人情報通信研究機構)	350
	2	地震災害時における帰宅困難者対応に関する覚書(武蔵小金井駅)	353
	3	地震災害時における帰宅困難者対応に関する覚書(東小金井駅)	356
	4	災害時における体育施設利用に関する協定書 (TAC・FC 東京・TGTS 共同事業体)	359
	5	災害時における避難所施設利用に関する協定書 (こがねいしてい共同事業体)	361
	6	災害時における一時滞在施設利用に関する協定書(小金井市商工会)	363
	7	災害時における一時滞在施設利用に関する協定書 (武蔵小金井駅南口第2地区市街地再開発組合)	365
福祉避難所(二次避難所)			
	1	災害発生時における二次避難所(福祉避難所)の設置運営に関する協定書 (医療法人財団 美生会)	369
	2	災害発生時における二次避難所(福祉避難所)の設置運営に関する協定書 (特定非営利活動法人 木馬の会)	371
	3	災害発生時における二次避難所(福祉避難所)の設置運営に関する協定書 (社会福祉法人 東京聖労院)	373
	4	災害発生時における二次避難所(福祉避難所)の設置運営に関する協定書 (一般財団法人 天誠会)	375
	5	災害発生時における二次避難所(福祉避難所)の設置運営に関する協定書 (社会福祉法人 聖ヨハネ会)	377
	6	災害発生時における二次避難所(福祉避難所)の設置運営に関する協定書 (特定非営利活動法人 エヌピーオー専)	379
	7	災害時における避難所施設利用に関する協定書(ルーテル学院大学)	381
	8	災害時における二次避難所(福祉避難所)の設置運営に関する協定書 (小金井生活実習所)	383
	9	災害時における避難所施設利用に関する協定書 (社会福祉法人 聖ヨハネ会)	385
	10	災害時における避難所施設利用に関する協定書(社会福祉法人 まりも会)	387
	11	災害時における福祉避難所施設利用に関する協定書 (都立小金井特別支援学校)	389
	12	災害発生時における福祉避難所(二次避難所)の設置運営に関する協定書 (社会福祉法人 聖ヨハネ会)	391
	13	災害発生時における福祉避難所(二次避難所)の設置運営に関する協定書 (有限会社のがわ)	393
	14	災害発生時における福祉避難所(二次避難所)の設置運営に関する協定書 (社会福祉法人 七日会)	395

区分	番号	名称	頁
し尿処理・がれき処理関係			
	1	災害時における水再生センターへのし尿搬入及び受入れに関する覚書 (東京都)	397
	2	災害時における廃棄物の収集及び運搬の協力に関する協定書(加藤商事)	399
	3	災害時における廃棄物の収集及び運搬の協力に関する協定書(志賀興業)	403
	4	災害時における廃棄物の収集及び運搬の協力に関する協定書(調布清掃)	407
	5	災害時におけるし尿の収集及び運搬の協力に関する協定書(加藤商事)	411
	6	災害時におけるし尿の収集及び運搬の協力に関する協定書(志賀興業)	415
	7	災害時におけるし尿の収集及び運搬の協力に関する協定書(調布清掃)	419
消防水利関係			
	1	指定給水拠点における初動応急給水活動に関する覚書及び指定給水拠点における初動応急給水活動に関する覚書実施細目(東京都)	423
	2	消防水利の設置等に関する協定書及び消防水利の設置等に関する協定書に係る実施細目(小金井消防署)	427
	3	消火栓等からの応急給水等の実施等に関する覚書(東京都)	438
	4	上水道における排水栓の取り扱い等に関する覚書及び上水道における排水栓の取り扱い等に関する覚書実施細目(東京都)	442
	5	上水道における消火栓の設置、維持管理等に関する協定書及び上水道における消火栓補償費に関する覚書(東京都)	446
	6	避難所における応急給水栓の設置及び使用に関する協定書(東京都)	450
輸送関係			
	1	災害時における緊急輸送業務の協力に関する協定書 (一般社団法人 東京都トラック協会多摩支部)	455
その他			
	1	災害時における救出救助業務等の協力に関する協定書 (社団法人 東京都自動車整備振興会)	457
	2	災害時における動物救護活動に関する協定書(小金井市獣医師会)	459
	3	災害時における上下水道の応急復旧等に関する協定書 (三多摩管工事組合小金井市部桜水会)	463
	4	災害時における応急対策活動の協力に関する協定書(小金井建設協会)	465
	5	災害時における理容サービス業務の提供に関する協定書 (東京都理容生活衛生同業組合小金井支部)	467
	6	災害時におけるボランティア活動支援に関する協定書 (社会福祉法人 小金井市社会福祉協議会)	470
	7	災害時における相互協力に関する覚書(小金井郵便局)	472
	8	大規模地震等の災害発生時における初動体制にかかわる協定書 (小金井市スカウト協議会)	474
	9	地域貢献型広告に関する協定書(東電タウンプランニング株式会社)	476
	10	災害時における無人航空機を活用した支援活動等に関する協定書 (NPO 法人クライシスマッパーズ・ジャパン)	478

区分	番号	名称	頁
その他	11	災害時における地図製品等の供給等に関する協定書 (株式会社ゼンリン)	480
	12	災害時における行政手続の支援活動に関する協定書 (東京都行政書士会多摩中央支部)	484
	13	建築関係専門技術者による応急対策活動に関する協定 (東京建築士会多摩ブロック南部支部)	488
	14	避難場所となる都立公園等における連携協力に関する基本協定書 (東京都)	490
	15	都立小金井公園における連携協力に関する確認書 (公益財団法人東京都公園協会)	492
	16	災害時における相互連携に関する基本協定 (東京電力パワーグリッド株式会社武蔵野支社)	494
	17	災害時における民間事業者施設の使用等に関する協定書 (GEN HOSTEL株式会社)	496
	18	災害時における無人航空機を活用した技術提供及び支援活動等に関する協定書 (株式会社フライト)	498
	19	災害時における電動車両等の支援に関する協定書 (東日本三菱自動車販売株式会社及び三菱自動車工業株式会社)	500
	20	災害時における停電復旧及び啓開作業の相互協力に関する覚書 (東京電力パワーグリッド株式会社武蔵野支社)	507
	21	多摩地域における下水道管路施設の災害時復旧支援に関する協定 (東京都下水道局・多摩地域 30 市町村・公益財団法人東京都都市づくり公社・下水道メンテナンス協同組合)	510
	22	多摩地域における災害時の下水道施設に係る技術支援協力に関する協定 (東京都下水道局・多摩地域 30 市町村・公益財団法人 東京都都市づくり公社・公益社団法人全国上下水道コンサルタント協会関東支部)	515

【様式】

区分	番号	名称	頁
震災編	第2部 施策ごとの具体的計画（予防対策・応急対策・復旧対策）		
	第2章 地震に強い都市づくり		
	2-5-1	通信の様式	519
	2-6-1	医療救護活動の記録及び報告様式	521
	2-6-2	助産救護活動の記録・報告様式	524
	2-6-3	遺体の捜索状況記録簿様式	525
	2-6-4	死体処理票、遺留品処理票、遺骨処理票様式	526
	2-6-5	死体処理台帳様式	527
	2-6-6	埋葬台帳様式	528
	2-9-1	車両調達請求書様式	529
2-9-2	車両運行等の記録様式	530	

区分	番号	名称	頁
震災編	2-9-3	緊急通行車両関係様式	531
	2-11-1	罹災証明申請書様式	533
	2-11-1 の 2	罹災証明書様式（居住者）	534
	2-11-1 の 3	罹災証明書様式（所有者）	535
	2-11-2	被災証明申請書様式	536
	2-11-3	被災届出受理証様式	537
	2-11-4	義援金受領書様式	538
	2-11-5	住宅応急修理記録簿様式	539
	2-11-6	応急仮設住宅台帳様式	540
	2-11-7	被害概況速報様式	542
	2-11-8	被害概況調様式	543
	2-11-9	世帯構成員別被害状況様式	544
	2-11-10	災害救助費概算額調様式	545
	2-11-11	救助実施記録日計票様式	547
	2-11-12	救助日報様式	548
	2-11-13	災害救助法に基づく救助措置及び救助費報告様式	550
	2-11-14	災害即報 被害確定報告様式	551
	2-11-15	公共土木、下水道及び上水道施設被害報告様式	552
	2-11-16	教育施設被害状況報告様式	553
	2-11-17	市有財産被害報告様式	554
	2-11-18	商工業被害状況報告様式	555
	2-11-19	農業被害状況報告様式	556
	2-11-20	農産物被害状況報告様式	557
	2-11-21	被災者台帳（表）様式	558
	2-11-22	避難所についての諸記録及び報告様式	559
	2-11-23	避難所収容者名簿様式	567
	2-11-24	物資受払状況様式	568
	2-11-25	炊き出し給与状況様式	569
	2-11-26	飲料水の供給簿様式	570
	2-11-27	被服、寝具その他生活必需品の給与状況様式	571
	2-11-28	学用品の給与状況様式	572
2-11-29	被災者救出状況記録簿様式	573	
2-11-30	生業資金貸付台帳様式	574	
2-11-31	障害物除去の状況様式	575	
風水害編			
	1	水防実施状況報告書様式	576
	2	公用負担権限委任証明書様式	581
	3	公用負担命令票様式	582
危機管理（大規模事故等）編			
	1	危機管理個別マニュアル	583

【参考資料】

区分	番号	名称	頁
震災編	第1部 災害に強い小金井市を目指して		
	1-1-1	小金井市防災会議条例	585
	1-1-2	小金井市地域防災計画の位置づけ	587
	1-1-3	国土強靱化地域計画、国民保護計画及び地域防災計画の関係	588
	第2部 施策ごとの具体的計画（予防対策・応急対策・復旧対策）		
	2-4-1	小金井市災害対策本部条例	589
	2-4-2	小金井市災害対策本部条例施行規則	590

資 料

資料 震災編 2-1-2 小金井市自主防災組織運営協議会

文書管理機関名：市総務部

本編該当頁：第2部 p57

小金井市自主防災組織運営協議会

令和5年1月現在

No.	組 織 名	無線呼出 番 号	結成年月日	世帯数	備 考
1	前原町二丁目町会防災会	502	昭和61年9月7日	450	
2	中町親愛会防災会	504	昭和63年1月21日	572	
3	東町二丁目防災会	505	平成元年3月1日	550	
4	本町四丁目町会防災会	506	平成元年3月1日	510	
5	前原町三丁目自主防災会	507	平成2年2月1日	609	
6	新木町会防災会	508	平成3年3月1日	250	
7	松風防災会	509	平成4年1月14日	700	
8	関野町自主防災会	510	平成7年6月1日	500	
9	緑四防災会	511	平成7年9月21日	520	
10	桜友会自主防災会	512	平成8年11月24日	420	
11	前原町一丁目防災会	513	平成10年8月28日	400	
12	本町二丁目町会防災会	514	平成10年11月18日	650	
13	貫井南町東自主防災会	515	平成11年4月1日	433	
14	貫井南町中自主防災会	516	平成11年4月1日	820	
15	貫井南町西自主防災会	503	平成11年4月1日	560	
16	貫井北一防災会	517	平成11年9月1日	400	
17	前原町四丁目町会自主防災会	518	平成12年4月1日	700	
18	貫井北五防災会	519	平成12年5月20日	620	
19	緑町第一町会防災会	501	平成13年7月1日	500	
20	前原町五丁目防災会	520	平成13年12月1日	480	
21	グリーンタウン小金井防災会	521	平成16年8月9日	447	
22	エアーズシティ自主防災会	522	平成18年11月13日	471	
23	東町三丁目地域防災会	523	平成20年6月1日	391	
24	本町五丁目第3町会自主防災会	524	平成21年9月1日	630	
25	本町三丁目町会自主防災会	525	平成23年4月26日	260	
26	東町一丁目町会防災会	526	平成24年11月18日	600	
27	弁天通り防災会	527	平成25年5月1日	580	
28	桜町防災会	528	令和2年4月25日	643	
29	東町5丁目つつじ会防災会	529	令和2年11月8日	108	
30	ならびが丘自治会	530 (予定)	令和5年1月1日	260	

資料 震災編 2-2-1 土地利用現況	
文書管理機関名：市都市整備部	本編該当頁：第2部 p109

土地利用現況

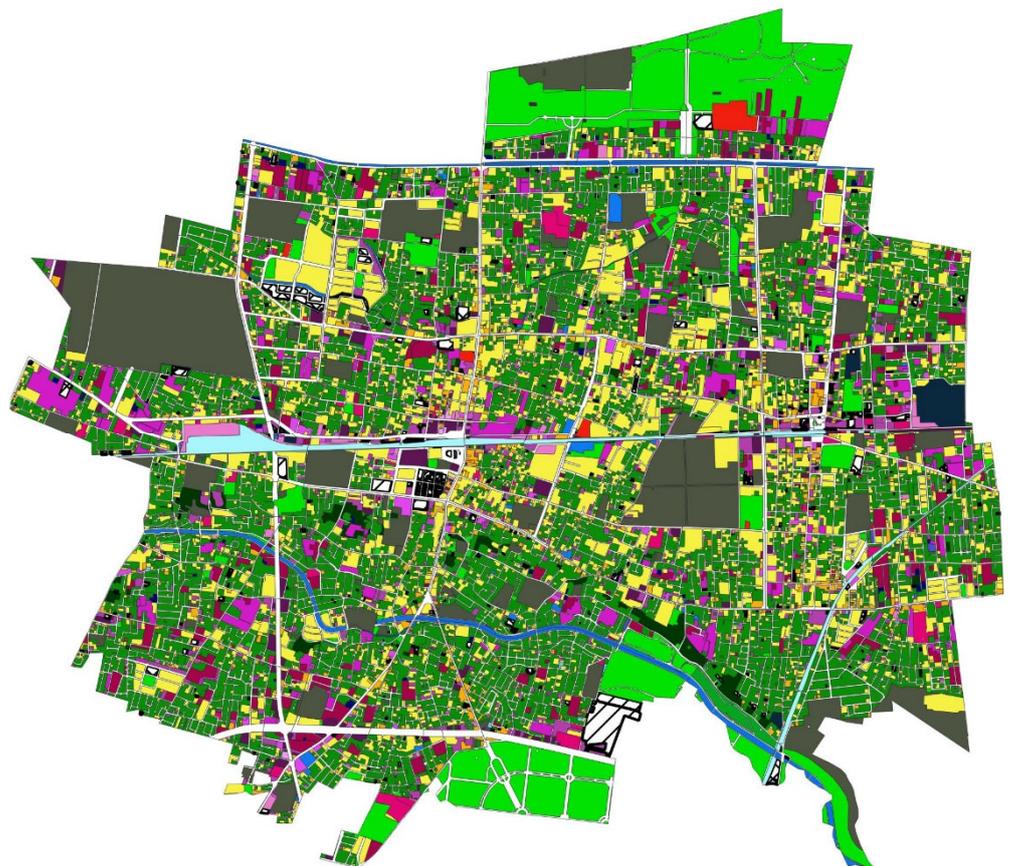
<用途別土地利用比率>

[単位：%]

用途	割合	宅地					公園・未利用地	道路等	農用地その他
		公共用地	商業用地	住宅用地	工業用地	農業用地			
	平成24年	13.0	4.0	44.1	0.9	0.2	9.9	16.1	11.7
	平成29年	13.2	4.5	44.3	0.9	0.2	10.1	16.0	10.9

資料：土地利用現況調査 平成24年・平成29年

-  官公庁施設
-  教育文化施設
-  厚生医療施設
-  供給処理施設
-  事務所建築物
-  専用商業施設
-  住商併用建物
-  宿泊・遊興施設
-  スポーツ・興行施設
-  独立住宅
-  集合住宅
-  専用工場
-  住居併用工場
-  倉庫運輸関係施設
-  屋外利用地・仮設建物
-  公園・運動場等
-  未利用地等
-  道路
-  鉄道
-  田
-  畑
-  果樹園
-  水面・河川・水路
-  原野



資料：土地利用現況調査（平成29年）

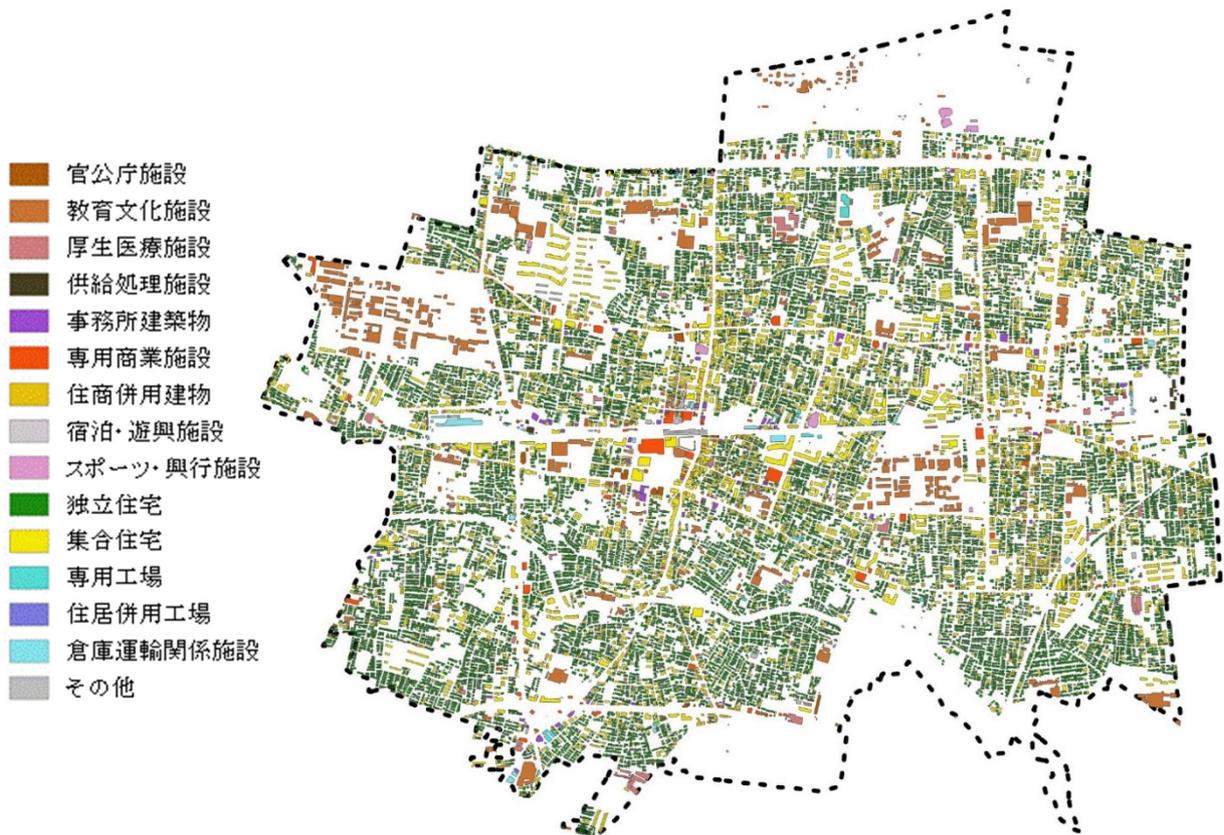
用途別建物現況

<用途別建物建築面積比率>

[単位：%]

用途		宅 地														
		官公庁施設	教育文化施設	厚生医療施設	供給処理施設	事務所建築物	専用商業施設	住商併用施設	宿泊・遊興施設	スポーツ・興行施設	独立住宅	集合住宅	専用工場	住居併用工場	倉庫運輸関係施設	農林漁業施設
割合	平成 24 年	0.4	10.3	1.5	0.2	1.2	2.3	3.9	0.1	0.4	51.4	26.6	0.6	0.2	0.8	0.2
	平成 29 年	0.9	17.7	1.5	0.8	1.1	2.2	3.3	0.1	0.5	46.4	23.8	0.5	0.1	0.8	0.3

資料：土地利用現況調査 平成 24 年・平成 29 年



資料：土地利用現況調査（平成 29 年）

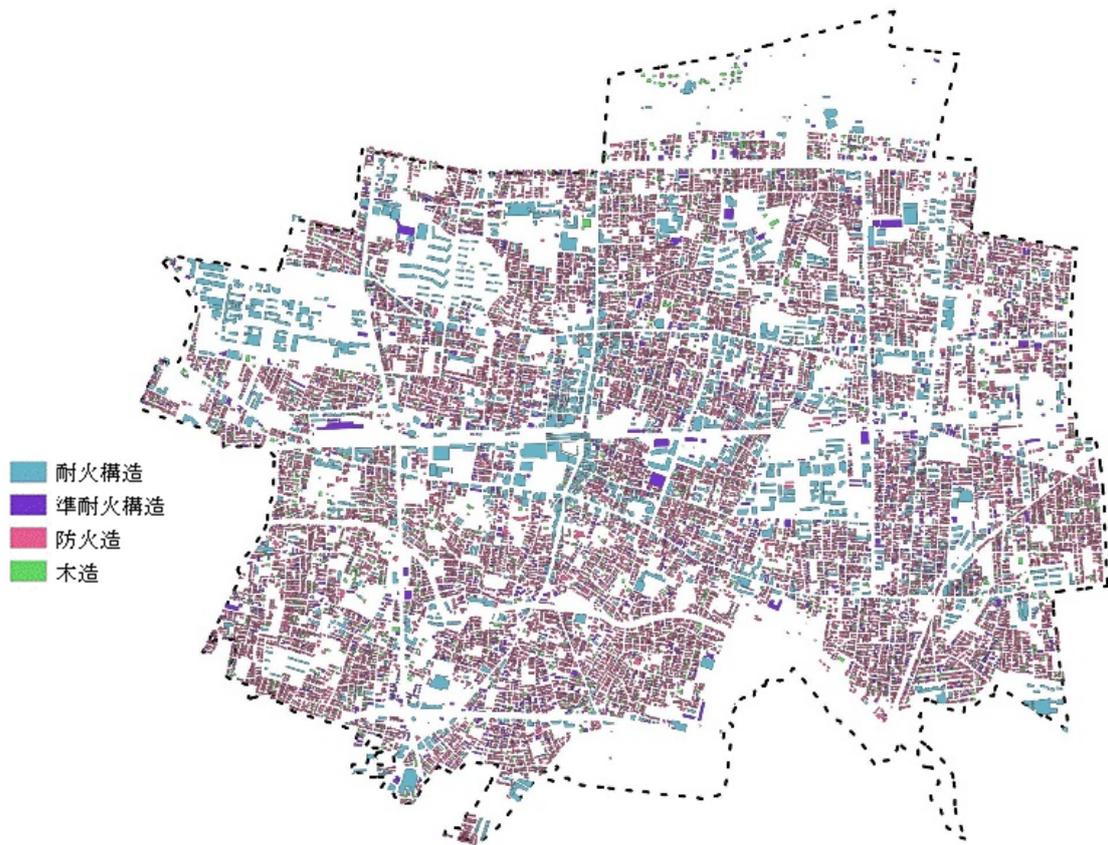
構造別建物現況

<構造別建物建築面積比率>

[単位：%]

建物構造		耐火造	準耐火造	防火木造	木造
割合	平成 24 年	27.9	9.8	54.4	7.9
	平成 29 年	28.3	12.5	52.6	6.6

資料：土地利用現況調査 平成 24 年・平成 29 年



資料：土地利用現況調査（平成 29 年）

資料 震災編 2-2-2 小金井市宅地開発等指導要綱

文書管理機関名：市都市整備部

本編該当頁：第2部 p110

小金井市宅地開発等指導要綱

小金井市宅地開発等指導要綱（昭和47年6月1日制定）の全部を改正する。
（趣旨）

第1条 この要綱は、小金井市まちづくり条例（平成18年条例第2号。以下「条例」という。）第37条の規定に基づき、事業者が設置する公共施設及び公益的施設の設置基準及び指定開発事業の施行に関して事業者が遵守すべき必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱で使用する用語は、条例で使用する用語の例による。

2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 開発区域 指定開発事業を施行する区域をいう。
- (2) ワンルーム形式の共同住宅 居室が一つで主に単身者が使用する住戸が集合し、1棟を形成する建築物をいう。

（都市計画道路）

第3条 事業者は、開発区域内に都市計画道路が定められているときは、都市計画事業の施行に支障とならないようその土地利用について、市長と協議するものとする。

（開発区域内道路）

第4条 事業者は、指定開発事業を行おうとするときは、次に掲げる規定により区画道路、開発区域周辺道路、取付道路等について、自己の負担で整備するものとする。

- (1) 開発区域内の道路幅員は、原則として6メートル以上とすること。ただし、小区間で街区及びその周辺の状況等により交通上支障がない場合は、別表第1に定めるところによるものとする。
 - (2) 開発区域に接する既存道路で幅員6メートル未満の場合は、原則として道路の中心から3メートル以上後退すること。
 - (3) 開発区域内において、道路が平面交差する部分には、3メートルの隅切りを設けること。
 - (4) 道路の整備は、原則として中級舗装以上とし、かつ、路面排水は現場打街きよによること。
- 2 市長は、必要と認める場合は、事業者に対し、前項の規定による道路について市への無償提供を求めるものとする。

（交通安全施設）

第5条 事業者は、開発区域内外に必要な道路照明施設、道路反射鏡等の交通安全施設を設置する場合は、自己の負担で設置しなければならない。

2 事業者は、条例第37条第1号に規定する開発事業で開発区域内に電柱を設置する場合は、防災及び交通安全の向上のため、宅地内に設置するものとする。

（公園及び緑地等）

第6条 事業者は、開発区域内に都市計画公園が定められているときは、その都市計画事業の施行に支障とならないようその土地利用について、市長と協議するものとする。

2 事業者は、開発区域の面積が3,000平方メートル以上の指定開発事業を行おうとするときは、別表第2に定める基準により開発区域の面積の6パーセント以上の面積の公園又は緑地を自己の負担で整備するものとする。

3 事業者は、条例第37条第2号から第4号までのいずれかに該当する開発事業でその面積が1,000平方メートル以上3,000平方メートル未満の事業を行おうとするときは、別表第2に定める基準により開発区域の面積の5パーセント以上の面積の公園又は緑地を自己の負担で整備するものとする。

4 公園又は緑地は、公道に面して設置し、形状は、原則として正方形とするものとする。

5 前3項の規定により整備した公園又は緑地の帰属又は提供及び管理区分は、別表第3に掲げ

るところにより措置する。ただし、第3項に規定する公園又は緑地の整備について、開発区域の用途地域が商業地域内又は近隣商業地域内にある場合は、別途協議するものとする。

6 第2項及び第3項の規定にかかわらず、次に掲げる公益的施設及び非住宅系施設の開発事業については、宅地内の緑地の整備又は緑化を求めるものとし、用地提供を求めない。

(1) 公益的施設 教育施設、社会福祉施設、医療施設

(2) 非住宅系施設 一般事務所、工場、倉庫

7 事業者は、市長が別に定める基準により宅地内の緑地整備又は緑化に努めるものとする。

一部改正〔令和元年要綱121号〕

(水道施設)

第7条 事業者は、指定開発事業に必要な水道施設を東京都給水条例（昭和33年東京都条例第41号）及び東京都給水条例施行規程（昭和33年東京都水道局管理規程第1号）等関係法令に基づき、自己の負担で整備するものとする。

(下水道施設)

第8条 事業者は、指定開発事業に必要な下水道施設を下水道法（昭和33年法律第79号）、小金井市下水道条例（昭和44年条例第33号）及び小金井市下水道条例施行規則（昭和44年規則第22号）等関係法令に基づき、市の下水道計画に適合させて、自己の負担で整備するものとする。

2 事業者は、開発区域外の下水道施設であっても市長が必要とする範囲内においては自己の負担で整備するものとする。

(雨水浸透施設)

第9条 事業者は、条例第37条第2号から第4号までのいずれかに該当する開発事業を行おうとするときは、雨水を地下に浸透させるため及び地下水の保全のため、小金井市の地下水及び湧ゆう水を保全する条例（平成16年条例第2号）及び小金井市雨水浸透施設の技術指導基準（昭和63年9月）の規定により雨水浸透施設を開発区域内に設置するものとする。

(消防施設)

第10条 事業者は、条例第37条第1号もしくは第5号に該当する開発事業で開発区域の面積が3,000平方メートル以上となる開発事業を行おうとする場合又は同条第2号から第4号までのいずれかに該当する開発事業で計画戸数50戸以上の共同住宅を建築しようとする場合は、自己の負担で耐震性防火貯水槽（容量40立方メートル以上）を設置するものとする。

2 事業者は、指定開発事業を行おうとするときは、道路に面する場所に、市長が指定する地域配備消火器を事業区域内に1基以上設置するよう努めるものとする。

3 市長は、前2項の規定により設置された耐震性防火貯水槽、地域配備消火器及びその用地の無償提供又は無償貸与を求めることができる。

(廃棄物保管場所等)

第11条 事業者は、条例第37条第2号から第4号までのいずれかに該当する開発事業を行おうとするときは、必要な廃棄物の保管場所等を小金井市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例（平成5年条例第26号）第63条並びに小金井市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例施行規則（平成5年規則第33号）第48条の規定により自己の負担で設置するものとする。

(駐車施設)

第12条 事業者は、指定開発事業に必要な駐車施設（二輪車を含む。）を駐車場法（昭和32年法律第106号）、東京都駐車場条例（昭和33年東京都条例第77号）、東京都駐車場条例施行規則（昭和34年東京都規則第1号）等の法令の基準に基づくほか、原則として別表第4に定める基準により開発区域内に自己の負担で確保するものとする。ただし、別表第4に定める基準によりがたい場合は、別途協議するものとする。

2 事業者は、指定開発事業に必要な自転車駐車施設を小金井市自転車等の駐車秩序に関する条例（昭和58年条例第19号）及び小金井市自転車等の駐車秩序に関する条例施行規則（昭和58年規則第23号）別表に基づくもののほか、原則として別表第5に定める基準により開発区域内に自己の負担で確保するものとする。

(宅地の区画面積)

第13条 事業者は、条例第37条第1号に該当する開発事業を行おうとする場合は、宅地の1区画面積を100平方メートル以上とするものとする。ただし、第一種低層住居専用地域及び第二種低層住居専用地域における1区画面積は、原則として120平方メートル以上とするものとする。

る。

(居住水準の確保)

第14条 事業者は、条例第37条第2号から第4号までのいずれかに該当する開発事業で共同住宅を建築しようとする場合は、住生活基本法（平成18年法律第61号）及び小金井市住宅マスタープラン（平成24年3月）に基づき定められた建設水準の確保に努めるものとする。

2 事業者は、ワンルーム形式の共同住宅を建築しようとする場合は、住生活基本法第15条に規定する全国計画に基づき定められた最低居住水準のうち世帯人口1人当たり面積25平方メートル以上を確保するものとする。

3 前項に規定する共同住宅を建築しようとする事業者は、設計及び管理等について、市長が別に定める小金井市宅地開発等指導要綱に基づくワンルーム形式の共同住宅の建設に関する指導指針（平成19年2月）に従い事業を施行し、管理するものとする。

(建築物の用途の純化)

第15条 事業者は、条例第37条第2号から第4号までのいずれかに該当する開発事業を次に掲げる用途地域内において行おうとする場合は、建築物の下層階に商業又は業務施設を設置するよう努めるものとする。

(1) 商業地域

(2) 近隣商業地域

(みどりのまちづくり協力金)

第16条 事業者は、50戸以上の住宅を建設しようとする場合は、市の重点目標である「みどり豊かで快適な魅力あるまち」を実現するために、みどりの保全、みどりの確保を目的としたみどりのまちづくり協力金により、まちづくりに協力するものとする。

2 市長は、前項に規定するみどりのまちづくり協力金として、次により算定した金額を納入するよう事業者へ要請するものとする。

(計画戸数－既存戸数－控除戸数(49戸)) × 200,000円

3 事業者は、条例第42条第2項に規定する協定締結後、直ちにみどりのまちづくり協力金をみどりのまちづくり協力金納入申込書（様式）により市に納入の申込みをするものとする。

(適用除外)

第17条 土地区画整理事業区域内については、第4条第2項及び第6条第1項から第6項までの規定は、適用しない。

(委任)

第18条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成19年2月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日前に、改正前の小金井市宅地開発等指導要綱（昭和47年6月1日施行）の規定に基づき、宅地開発等事前審査願を提出した事業者に関する取扱いについては、なお従前の例による。

付 則（平成19年2月1日）

この要綱は、平成19年2月1日から施行する。

付 則（平成22年4月1日）

(施行期日)

1 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱による改正後の小金井市宅地開発等指導要綱の規定は、平成22年4月1日以後に小金井市まちづくり条例（平成18年条例第2号）第41条第1項に規定する事前協議書を提出する指定開発事業から適用し、同日前に提出された指定開発事業については、なお従前の例による。

付 則（平成24年6月1日）

(施行期日)

1 この要綱は、平成24年6月1日から施行する。ただし、第10条第2項の改正規定及び同項を第3項とし、第1項の次に1項を加える規定は、平成24年9月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱による改正後の第10条第2項及び第3項の規定は、平成24年9月1日以後に小金井市まちづくり条例（平成18年条例第2号）第41条第1項に規定する事前協議書を提出する指定開発事業から適用し、同日前に提出された指定開発事業については、なお従前の例による。
- 3 この要綱による改正後の第14条第1項及び第2項の規定は、平成24年6月1日以後に小金井市まちづくり条例第41条第1項に規定する事前協議書を提出する指定開発事業から適用し、同日前に提出された指定開発事業については、なお従前の例による。

付 則（令和元年11月18日要綱第121号）

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱による改正後の小金井市宅地開発等指導要綱の規定は、令和2年4月1日以後に小金井市まちづくり条例（平成18年条例第2号）第41条第1項に規定する事前協議書を提出する指定開発事業から適用し、同日前に提出された指定開発事業については、なお従前の例による。

別表第1（第4条関係）道路幅員

道路延長 道路幅員	道路延長			
	3.5m以下	3.5mを超え 6.0m以下	6.0mを超え 12.0m以下	12.0mを超え るもの
通り抜け可能型	4.5m以上	4.5m以上	5.0m以上	6.0m以上
行き止まり型	4.5m以上	5.0m以上 (3.5mを超える 場合転回広場 設置)	6.0m以上 ※	6.0m以上

※ 転回広場を2か所以上設ける場合は、5m以上とすることができる。

(注) 別表第1及び第4条第3号に規定する隅切りについては、東京都都市整備局発行の都市計画法・宅地造成等規制法開発許可関係実務マニュアルに準じる。

別表第2（第6条関係）公園又は緑地の施設等の設置基準

公園面積	主な整備内容等	
180㎡未満	緑地	外柵、制札板、植栽、中・低木（1～2本）
	公園	外柵、車止め、制札板、植栽、ベンチ（1基）、公園灯（ソーラー等）
180㎡～ 300㎡未満	公園	外柵、車止め、制札板、植栽、公園灯（ソーラー1～2基）、鉄棒、2連ブランコ（安全柵・ゴムマット付）、ベンチ（1基）
300㎡～ 500㎡未満	公園	外柵、車止め、制札板、植栽、公園灯（ソーラー3～4基）、鉄棒、2連ブランコ（安全柵・ゴムマット付）、すべり台（ゴムマット付）、ベンチ（2～3基、水道）
500㎡以上	公園	300㎡以上の整備内容に加え、市と協議した整備施設（例：複合遊具、健康遊具等）

別表第3 (第6条関係) 公園又は緑地の帰属及び管理区分

	開発区域面積	負担割合 (%)	摘 要
条例第37条第1号又は第5号に該当する開発事業 (開発行為)	3,000㎡以上	6%以上 (注1)	用地・施設共に市に帰属又は一般公開とし、管理は自主管理とする。
条例第37条第2号から第4号までのいずれかに該当する開発事業 (中高層建築事業等)	1,000㎡以上 3,000㎡未満	5%以上	一般公開とし、管理は自主管理とする。 (注2) これに寄りがたい場合は別途協議とする。
	3,000㎡以上	8%以上	一般公開とし、管理は自主管理とする。 (注2) これに寄りがたい場合は別途協議とする。

(注1) 中高層建築事業と重複する場合は、中高層建築事業の負担割合とする。

(注2) 開発区域から250m以内に300㎡以上の公園又は緑地が設置されている場合は、負担割合の全部を公園協力金に代えるものとする。

公園協力金の算式は次のとおりとする。

公園協力金＝用地費＋施設費

用地費＝相続税財産評価基準価格×(開発区域の面積×公園協力金に代える負担割合(パーセント))

施設費＝別表第2のうち180平方メートルの整備単価×(開発区域の面積×公園協力金に代える負担割合(パーセント))

なお、東京における自然の保護と回復に関する条例(平成12年東京都条例第216号)が適用される場合は、開発区域の面積の3パーセント以上の緑地を設置するものとする。

別表第4 (第12条関係) 自動車駐車施設

建物の用途	駐車場の規模
1戸建て住宅	計画戸数1戸につき1台
共同住宅	計画戸数の40%以上の台数及び引越用又は来客用等1台
ワンルーム形式の共同住宅	計画戸数の30%以上の台数及び引越用又は来客用等1台
商店、飲食店、食堂、物品販売店	荷物の積卸場所を確保する。

別表第5 (第12条関係) 自転車駐車施設

建物の用途	駐車場の規模
共同住宅	計画戸数の1.5倍の数以上の台数を確保するものとする。
ワンルーム形式の共同住宅	計画戸数1戸につき1台以上を確保するものとする。

様式（第16条関係）

年 月 日

（あて先）小金井市長

納 入 者

住 所

氏 名

印

みどりのまちづくり協力金納入申請書

小金井市宅地開発等指導要綱第16条の規定により、みどりのまちづくり協力金の納入を下記のとおり申し込みます。

記

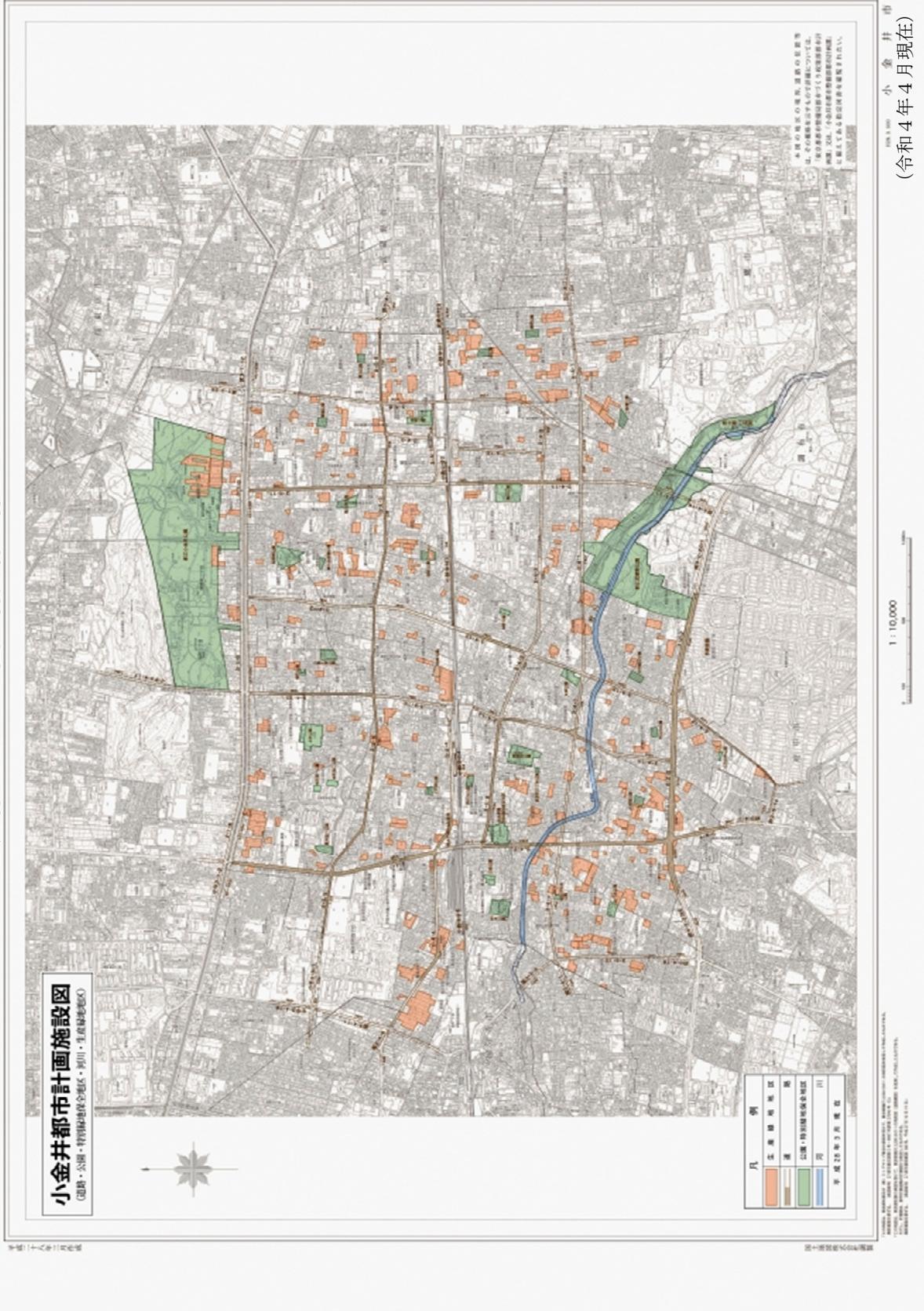
事業名	
事業地	小金井市 町 丁目 番地
納入金額	円

資料 震災編 2-2-3 緑の分布状況

文書管理機関名：市都市整備部

本編該当頁：第2部 p110

緑の分布状況
(生産緑地地区、公園・特別緑地保全地区)



資料 震災編 2-2-4 公園整備状況	
文書管理機関名：市環境部	本編該当頁：第2部 p111

公園整備状況

■都立公園(3箇所)

名 称	位 置	供用開始日	面積 (㎡)
小金井公園	小金井市桜町三丁目・関野町一、二丁目	昭和29年1月14日	558,302
武蔵野公園	小金井市前原町二丁目他	昭和39年8月1日	119,805
野川公園	小金井市東町一丁目	昭和55年6月1日	50,333
面積計			728,440

■市立公園

<都市公園> 11箇所

名 称	位 置	供用開始日	面積(㎡)
上水公園	小金井市桜町二丁目2番	昭和39年3月31日	16,663
小長久保公園	小金井市本町三丁目13番	平成17年12月1日	3,045
上の原公園	小金井市本町五丁目6番	昭和42年5月5日	2,025
三楽公園	小金井市貫井南町三丁目6番	昭和57年9月1日	4,205
桜町公園	小金井市桜町一丁目4番	昭和57年6月1日	888
浴恩館公園	小金井市緑町三丁目2番 同町四丁目15番	昭和63年4月1日	14,278
栗山公園	小金井市中町二丁目21番	平成6年10月1日	15,882
前原町三丁目公園	小金井市前原町三丁目34番	平成12年8月11日	705
ぐみの木公園	小金井市前原町四丁目4番	平成12年10月1日	747
梶野公園	小金井市梶野町五丁目10番	平成23年2月19日	10,446
貫井けやき公園	小金井市貫井南町四丁目14番	平成24年3月30日	1,290
面積計			70,174

<都市公園以外の公園> 129箇所

名 称	位 置	供用開始日	面積(㎡)
シャラノキ公園	小金井市東町一丁目22番	昭和55年3月4日	451
やまばと公園	小金井市東町二丁目5番	昭和60年3月31日	999
もみじの里公園	小金井市東町二丁目15番	平成28年4月1日	628
東町二丁目第2児童遊園	小金井市東町二丁目25番	昭和52年6月15日	129
東町三丁目児童遊園	小金井市東町三丁目9番	昭和41年3月31日	632
東町三丁目第2児童遊園	小金井市東町三丁目17番	昭和54年9月14日	202
パンダ公園	小金井市東町三丁目15番	昭和55年3月31日	1,017
東町シナノキ公園	小金井市東町四丁目24番	平成6年8月10日	744
東町トチノキ公園	小金井市東町四丁目31番	昭和59年12月16日	300
東町四丁目児童遊園	小金井市東町四丁目45番	平成30年1月4日	221
マルメロ公園	小金井市東町五丁目19番	平成7年10月9日	184
アオギリ公園	小金井市東町五丁目26番	昭和38年5月1日	170
梶野町くぬぎ公園	小金井市梶野町一丁目7番	昭和58年7月22日	571
もくれん公園	小金井市梶野町二丁目1番	平成10年7月27日	263
梶野町ハナノキ公園	小金井市梶野町三丁目8番	平成7年9月20日	1,281
緑水郷公園	小金井市梶野町四丁目2番	平成18年11月29日	126
梶野町四丁目児童遊園	小金井市梶野町四丁目5番	昭和54年2月10日	140
さるすべり公園	小金井市梶野町四丁目16番	平成10年7月27日	106
梶野町クルミ公園	小金井市梶野町四丁目19番	平成7年7月7日	232

名 称	位 置	供用開始日	面積(m ²)
関野町エノキ公園	小金井市関野町一丁目6番	昭和54年8月14日	173
緑町二丁目児童遊園	小金井市緑町二丁目1番	昭和35年11月1日	310
四本けやき公園	小金井市緑町二丁目2番	昭和51年2月14日	196
梅の木公園	小金井市緑町二丁目5番	平成9年8月18日	297
ナナカマド公園	小金井市緑町二丁目11番	平成13年11月22日	218
緑町コニファー公園	小金井市緑町二丁目11番	平成16年7月26日	303
緑町三丁目児童遊園	小金井市緑町三丁目11番	昭和55年3月31日	600
みどり公園	小金井市緑町三丁目12番	平成11年4月30日	324
緑町キンモクセイ公園	小金井市緑町三丁目12番	平成12年6月20日	108
緑町さくら公園	小金井市緑町四丁目15番	昭和51年11月2日	231
やまざくら公園	小金井市緑町五丁目2番	平成7年7月7日	186
やまもも公園	小金井市緑町五丁目3番	昭和54年8月14日	172
ひさかき公園	小金井市緑町五丁目14番	昭和60年11月12日	181
はぐくみ公園	小金井市緑町五丁目18番	平成25年1月25日	206
中町シダレザクラ公園	小金井市中町一丁目8番	昭和42年5月1日	280
ヤマボウシ公園	小金井市中町一丁目14番	平成14年7月31日	206
ムジナ坂上公園	小金井市中町一丁目14番	平成22年3月4日	201
中町二丁目児童遊園	小金井市中町二丁目19番	昭和42年12月10日	237
中町二丁目第2児童遊園	小金井市中町二丁目14番	昭和54年6月29日	312
中町二丁目第3児童遊園	小金井市中町二丁目1番	昭和58年4月1日	398
前原やなぎ公園	小金井市前原町一丁目12番	昭和50年2月1日	491
野川緑地公園	小金井市前原町三丁目3番	昭和62年11月1日	601
モッコク公園	小金井市前原町四丁目1番	平成13年8月2日	253
前原町四丁目公園	小金井市前原町四丁目1番	平成13年8月21日	340
前原町四丁目児童遊園	小金井市前原町四丁目2番	昭和50年2月1日	323
イチョウ公園	小金井市前原町四丁目5番	平成13年8月2日	1,585
もみの木公園	小金井市前原町四丁目6番	平成23年1月26日	110
前原町クスノキ公園	小金井市前原町四丁目11番	平成7年3月31日	105
メグスリノキ公園	小金井市前原町四丁目12番	平成7年3月31日	244
丸山台公園	小金井市前原町四丁目18番	昭和59年9月14日	325
前原町ハナミズキ公園	小金井市前原町四丁目20番	平成12年4月28日	335
ふじのき公園	小金井市前原町五丁目2番	昭和61年5月1日	566
ハナミズキ公園	小金井市前原町五丁目11番	平成6年8月25日	213
本町ハナミズキ公園	小金井市本町一丁目14番	平成12年10月12日	578
本町公園	小金井市本町二丁目15番	昭和48年7月1日	315
タブノキ公園	小金井市本町四丁目1番	平成14年7月31日	140
本町さくら公園	小金井市本町四丁目16番	昭和51年8月7日	288
むさこぷらっと公園	小金井市本町五丁目1番	平成30年4月14日	233
本町カツラ公園	小金井市本町六丁目9番	平成7年8月28日	460
こもれび公園	小金井市桜町一丁目5番	平成23年11月21日	209
さくら公園	小金井市桜町一丁目10番	平成10年8月26日	575
きりの木公園	小金井市桜町二丁目7番	昭和58年7月22日	756
ゆずりは公園	小金井市桜町二丁目8番	平成元年4月1日	474
桜町こぶし公園	小金井市桜町三丁目5番	昭和56年7月20日	122
かわせみ公園	小金井市貫井北町一丁目10番	平成24年8月21日	120
貫井北町二丁目児童遊園	小金井市貫井北町二丁目8番	昭和59年9月14日	108
コウヤマキ公園	小金井市貫井北町三丁目8番	平成23年4月11日	329
木の実公園	小金井市貫井北町三丁目34番	平成7年10月9日	235
貫井橋公園	小金井市貫井北町三丁目35番	平成22年8月17日	386
貫井北町五丁目児童遊園	小金井市貫井北町五丁目21番	昭和59年9月14日	114

名 称	位 置	供用開始日	面積(m ²)
ネムノキ公園	小金井市貫井南町一丁目 16 番	平成 5 年 3 月 31 日	210
貫井南遊歩道公園	小金井市貫井南町一丁目 22 番	平成 14 年 11 月 25 日	392
かきの木公園	小金井市貫井南町二丁目 3 番	平成 5 年 3 月 31 日	367
貫井南町緑の森公園	小金井市貫井南町三丁目 17 番	平成 18 年 10 月 3 日	165
貫井南花木公園	小金井市貫井南町三丁目 22 番	平成 16 年 12 月 20 日	421
ムクロジ公園	小金井市貫井南町四丁目 10 番	平成 7 年 5 月 9 日	232
アオダモ公園	小金井市貫井南町四丁目 11 番	平成 6 年 6 月 17 日	203
貫井南町四丁目第 4 児童遊園	小金井市貫井南町四丁目 12 番	昭和 53 年 6 月 21 日	265
貫井南町大けやき公園	小金井市貫井南町四丁目 20 番	昭和 53 年 2 月 8 日	364
貫井かしのき公園	小金井市貫井南町四丁目 21 番	平成 2 年 4 月 9 日	498
貫井もちのき公園	小金井市貫井南町四丁目 29 番	昭和 52 年 9 月 5 日	275
貫井南つつじ公園	小金井市貫井南町五丁目 6 番	平成 16 年 7 月 26 日	237
サンシュユ公園	小金井市貫井南町五丁目 6 番	平成 5 年 10 月 1 日	392
なつみかん公園	小金井市貫井南町五丁目 15 番	昭和 59 年 12 月 27 日	506
リーフィア貫井公園	小金井市貫井南町五丁目 17 番	平成 21 年 1 月 30 日	262
ナツグミ広場	小金井市東町一丁目 16 番	平成 5 年 9 月 16 日	90
東町三丁目第 2 子供広場	小金井市東町三丁目 3 番	昭和 57 年 7 月 10 日	84
東町ポケット広場	小金井市東町四丁目 4 番	平成 7 年 11 月 27 日	57
梶野町まつのき広場	小金井市梶野町一丁目 8 番	昭和 44 年 1 月 1 日	540
雑木林広場	小金井市梶野町三丁目 17 番	昭和 48 年 10 月 1 日	598
梶野町四丁目子供広場	小金井市梶野町四丁目 16 番	昭和 52 年 3 月 9 日	37
リンゴ広場	小金井市緑町一丁目 6 番	平成 5 年 4 月 27 日	43
クワノキ広場	小金井市緑町五丁目 1 番	平成 6 年 6 月 17 日	53
シデザクラ広場	小金井市緑町五丁目 14 番	平成 9 年 10 月 3 日	44
もみじ広場	小金井市緑町五丁目 19 番	昭和 52 年 12 月 21 日	73
緑町五丁目第 2 子供広場	小金井市緑町五丁目 18 番	昭和 58 年 7 月 26 日	49
中町一丁目第 2 子供広場	小金井市中町一丁目 2 番	昭和 50 年 7 月 16 日	45
中町三丁目暫定広場	小金井市中町三丁目 19 番	平成 5 年 4 月 1 日	7,130
中町三丁目子供広場	小金井市中町三丁目 22 番	昭和 53 年 2 月 24 日	75
中町三丁目第 2 子供広場	小金井市中町三丁目 22 番	昭和 53 年 12 月 20 日	63
ハケの上広場	小金井市中町四丁目 16 番	平成元年 3 月 31 日	71
前原町一丁目第 2 子供広場	小金井市前原町一丁目 9 番	昭和 51 年 2 月 29 日	40
前原町一丁目第 4 子供広場	小金井市前原町一丁目 10 番	昭和 60 年 11 月 6 日	74
七軒家広場	小金井市前原町一丁目 10 番	昭和 63 年 9 月 26 日	90
前原町二丁目第 2 子供広場	小金井市前原町二丁目 17 番	昭和 52 年 2 月 15 日	29
前原町二丁目第 3 子供広場	小金井市前原町二丁目 17 番	昭和 52 年 2 月 15 日	41
ナツメ広場	小金井市前原町三丁目 25 番	平成 8 年 12 月 17 日	45
前原坂ポケット広場	小金井市前原町三丁目 40 番	平成 24 年 5 月 25 日	44
はなもも広場	小金井市前原町五丁目 3 番	平成 5 年 3 月 25 日	59
前原町五丁目子供広場	小金井市前原町五丁目 8 番	昭和 56 年 6 月 7 日	83
前原町さくら広場	小金井市前原町五丁目 8 番	平成 6 年 7 月 27 日	36
ピラカンサ広場	小金井市本町五丁目 34 番	昭和 52 年 7 月 27 日	82
ゆりのき広場	小金井市本町六丁目 9 番	昭和 51 年 2 月 17 日	50
大尽の坂広場	小金井市桜町一丁目 3 番	昭和 48 年 9 月 5 日	60
桜町一丁目第 4 子供広場	小金井市桜町一丁目 8 番	昭和 51 年 2 月 29 日	35
楓の木広場	小金井市貫井北町一丁目 4 番	昭和 59 年 2 月 29 日	47
クスノキ広場	小金井市貫井北町二丁目 6 番	平成 4 年 2 月 28 日	31
ザイフリボク広場	小金井市貫井北町三丁目 5 番	平成 6 年 6 月 17 日	40
貫井南町一丁目第 2 子供広場	小金井市貫井南町一丁目 16 番	昭和 59 年 6 月 23 日	93
貫井南町一丁目第 3 子供広場	小金井市貫井南町一丁目 14 番	昭和 53 年 11 月 6 日	47
貫井南町カリン広場	小金井市貫井南町一丁目 17 番	平成 10 年 7 月 27 日	53
下弁天子供広場	小金井市貫井南町二丁目 1 番	昭和 47 年 12 月 25 日	970
ロウバイ広場	小金井市貫井南町二丁目 1 番	平成 12 年 12 月 5 日	93
貫井南町四丁目第 2 子供広場	小金井市貫井南町四丁目 30 番	昭和 49 年 1 月 29 日	42

名 称	位 置	供用開始日	面積(m ²)
貫井南町四丁目第3子供広場	小金井市貫井南町四丁目10番	昭和53年11月15日	67
貫井南町五丁目子供広場	小金井市貫井南町五丁目8番	昭和50年3月23日	69
貫井南町五丁目第3子供広場	小金井市貫井南町五丁目12番	昭和54年6月12日	66
ヤマボウシ広場	小金井市貫井南町五丁目21番	平成8年12月17日	68
		面積計	40,763

資料 震災編 2-2-5 都市公園以外の緑地整備状況	
文書管理機関名：市環境部	本編該当頁：第2部 p111

都市公園以外の緑地整備状況

名 称	位 置	供用開始日	面積 (㎡)
東町二丁目緑地	小金井市東町二丁目 29 番	平成 6 年 5 月 27 日	52
東町しだれざくら緑地	小金井市東町二丁目 31 番	平成 5 年 2 月 25 日	53
ぶどう緑地	小金井市東町三丁目 1 番	昭和 52 年 3 月 28 日	48
エンジュ緑地	小金井市東町三丁目 18 番	平成 14 年 11 月 25 日	41
東町五丁目緑地	小金井市東町五丁目 5 番	昭和 59 年 6 月 2 日	38
二枚橋上緑地	小金井市東町五丁目 29 番	平成 4 年 3 月 26 日	84
堀端緑地	小金井市梶野町三丁目 4 番	平成 7 年 7 月 7 日	77
梶野町雑木緑地	小金井市梶野町三丁目 8 番・12 番	平成 7 年 9 月 20 日	684
サルスベリ緑地	小金井市梶野町三丁目 11 番	平成 7 年 12 月 15 日	80
緑町一丁目緑地	小金井市緑町一丁目 2 番	平成 4 年 1 月 11 日	294
緑町雑木林緑地	小金井市緑町一丁目 2 番	平成 11 年 4 月 30 日	69
うめの木緑地	小金井市緑町一丁目 6 番	平成 7 年 5 月 2 日	73
ヤマモモ緑地	小金井市緑町二丁目 2 番	平成 5 年 11 月 19 日	48
亀久保緑地	小金井市緑町二丁目 5 番	昭和 53 年 4 月 10 日	582
ソヨゴ緑地	小金井市緑町二丁目 5 番	平成 12 年 10 月 4 日	37
木の実緑地	小金井市緑町二丁目 14 番	平成 10 年 10 月 19 日	63
砂川用水ポケット緑地	小金井市緑町二丁目 17 番	昭和 60 年 3 月 27 日	393
仙川緑地	小金井市緑町三丁目 3 番	平成 5 年 6 月 22 日	232
孟宗竹緑地	小金井市緑町三丁目 4 番	平成元年 9 月 18 日	37
イチジク緑地	小金井市緑町四丁目 5 番	平成 7 年 12 月 25 日	25
緑町ポケット緑地	小金井市緑町四丁目 6 番	平成 3 年 12 月 5 日	90
緑町ポケット緑地 2	小金井市緑町四丁目 6 番	平成 8 年 4 月 30 日	131
緑町シダレザクラ緑地	小金井市緑町四丁目 18 番	平成 10 年 8 月 3 日	83
キンカン緑地	小金井市緑町五丁目 2 番	平成 9 年 5 月 8 日	48
四割堰緑地	小金井市中町一丁目 7 番	昭和 63 年 10 月 6 日	40
中町さくら緑地	小金井市中町一丁目 10 番	昭和 50 年 5 月 3 日	70
美術の森緑地	小金井市中町一丁目 11 番	平成 3 年 3 月 27 日	2,419
中町マンサク緑地	小金井市中町一丁目 13 番	平成 7 年 11 月 27 日	88
こぶし緑地	小金井市中町二丁目 1 番	平成 2 年 8 月 7 日	291
かしの木緑地	小金井市中町二丁目 15 番	平成 7 年 10 月 9 日	453
中町雑木緑地	小金井市中町二丁目 17 番	平成 7 年 1 月 31 日	328
ヤマボウシ緑地	小金井市中町二丁目 18 番	平成 6 年 10 月 21 日	98
天神橋緑地	小金井市中町四丁目 3 番	平成 8 年 11 月 30 日	309
はけの森緑地	小金井市中町四丁目 16 番	平成 2 年 2 月 9 日	946
中町四丁目緑地	小金井市中町四丁目 11 番	平成 21 年 10 月 9 日	430
はけの森緑地 2	小金井市中町四丁目 12 番	平成 5 年 3 月 31 日	2,269
はけのうえ竹の子緑地	小金井市中町四丁目 18 番	昭和 61 年 10 月 1 日	80
前原町シラカシ緑地	小金井市前原町一丁目 10 番	平成 11 年 1 月 27 日	233
はなみずきの庭	小金井市前原町一丁目 11 番	平成 3 年 12 月 5 日	44

名 称	位 置	供用開始日	面積 (㎡)
野川サクラ緑地	小金井市前原町三丁目3番	平成9年5月8日	33
ユズ緑地	小金井市前原町三丁目33番	昭和58年7月22日	40
西の台緑地	小金井市前原町三丁目23番	昭和62年9月21日	52
雑木林緑地	小金井市前原町三丁目26番	平成5年6月10日	47
サクランボ緑地	小金井市前原町四丁目18番	平成6年5月27日	63
アンズ緑地	小金井市前原町五丁目13番	平成5年12月9日	37
スモモ緑地	小金井市前原町五丁目14番	平成5年12月16日	54
ワダスメモリー緑地	小金井市本町一丁目4番	平成7年2月7日	34
本町二丁目緑地	小金井市本町二丁目6番	昭和63年3月31日	82
本町木の実緑地	小金井市本町二丁目20番	平成18年5月26日	92
上山谷緑地公園	小金井市本町三丁目4番	平成25年4月1日	874
ネムノキ緑地	小金井市本町三丁目12番	平成9年10月3日	37
白檜緑地	小金井市本町四丁目3番	平成5年4月1日	404
築樋緑地	小金井市本町四丁目4番	平成21年5月15日	520
エゴノキ緑地	小金井市本町五丁目15番	昭和63年7月1日	32
アラカシ緑地	小金井市本町五丁目17番	平成18年5月26日	32
桜町二丁目緑地	小金井市桜町二丁目1番	昭和60年2月23日	136
ナツメ緑地	小金井市桜町二丁目12番	平成7年2月21日	40
貫井北町カリン緑地	小金井市貫井北町二丁目4番	平成4年2月13日	43
玉川上水ポケット緑地	小金井市貫井北町三丁目39番	昭和57年5月10日	47
貫井北町五丁目緑地	小金井市貫井北町五丁目22番	平成3年4月30日	62
貫井南町シャラノキ緑地	小金井市貫井南町一丁目10番	平成6年12月20日	45
モクレン緑地	小金井市貫井南町二丁目3番	平成7年3月31日	40
ゲッケイジュ緑地	小金井市貫井南町二丁目7番	平成4年5月2日	76
三楽緑地	小金井市貫井南町三丁目7番	平成3年12月5日	76
貫井南町三丁目緑地	小金井市貫井南町三丁目11番	平成8年4月30日	74
マユミ緑地	小金井市貫井南町四丁目12番	平成7年8月28日	58
貫井南町サクラ緑地	小金井市貫井南町五丁目8番	昭和50年3月28日	70
ハナダイコン緑地	小金井市貫井南町二丁目9番	平成15年7月25日	334
面積計			14,994

資料 震災編 2-2-6 八都県市公共建築物におけるヘリサイン表示に関する 申し合わせ事項	
文書管理機関名：市総務部	本編該当頁：第2部 p113

八都県市公共建築物におけるヘリサイン表示に関する申し合わせ事項

八都県市は、構成する都県市が公共建築物の屋上等へ施設名の表示(以下「ヘリサイン」という。)に共同して取り組んでいくものとし、その利用上の利便性を高めるため、ヘリサインを表示する場合の表示方法等を以下のとおりとすることを申し合わせる。

1 目的

当該都県市が所管する公共建築物の屋上等にヘリサインを表示することにより、災害時にヘリコプターからの識別を容易にし、被害状況の把握や救助・救急活動、緊急輸送活動等の迅速化に資することを目的とする。

2 表示対象建築物

ヘリサイン表示の対象となる公共建築物は、当該都県市が所管する公立学校、災害時に医療活動の拠点となる公立病院等の公立施設の中から、表示スペースの有無及び災害対策上の有効性等を考慮して選定する。

3 表示方法

ヘリサインの表示方法は、原則として次のとおりとする。

なお、当該都県市の実情に応じて、仕様を付加することは防げない。

- (1) ヘリサインには、対象建築物の名称またはその略称を用いるものとする。
- (2) 表示場所は、対象建築物の屋上等とする。
- (3) 文字は、漢字、ひらがな、またはカタカナ等を使用し、横書きとする。
- (4) 一文字の大きさは、縦4メートル、横4メートル程度とし、文字の間隔は1メートル程度とする。
- (5) 文字の色は、白色、オレンジ色または黄色等の明るい色を用いるものとする。

平成14年4月25日

七都県市首脳会議防災対策委員会決定

追捕

平成19年4月24日

八都県市首脳会議防災・危機管理対策委員会決定

資料 震災編 2-2-7 宅地造成工事規制区域及び急傾斜地崩壊危険箇所の指定状況	
文書管理機関名：市総務部、市都市整備部	本編該当頁：第2部 p113

宅地造成工事規制区域及び急傾斜地崩壊危険箇所の指定状況

1. 小金井市における宅地造成工事規制区域指定状況

指定面積	指 定 日
67.3ha	昭和 38 年 11 月 10 日

2. 小金井市における急傾斜地崩壊危険箇所*の指定状況

箇所番号	斜面区分	住 所
210A1-001	自然斜面	小金井市貫井南町 3-8
210A1-002	自然斜面	小金井市貫井南町 3-13
210B-001	人工斜面	小金井市東町 5-5
210B-002	人工斜面	小金井市東町 5-6

*【急傾斜地崩壊危険箇所等】

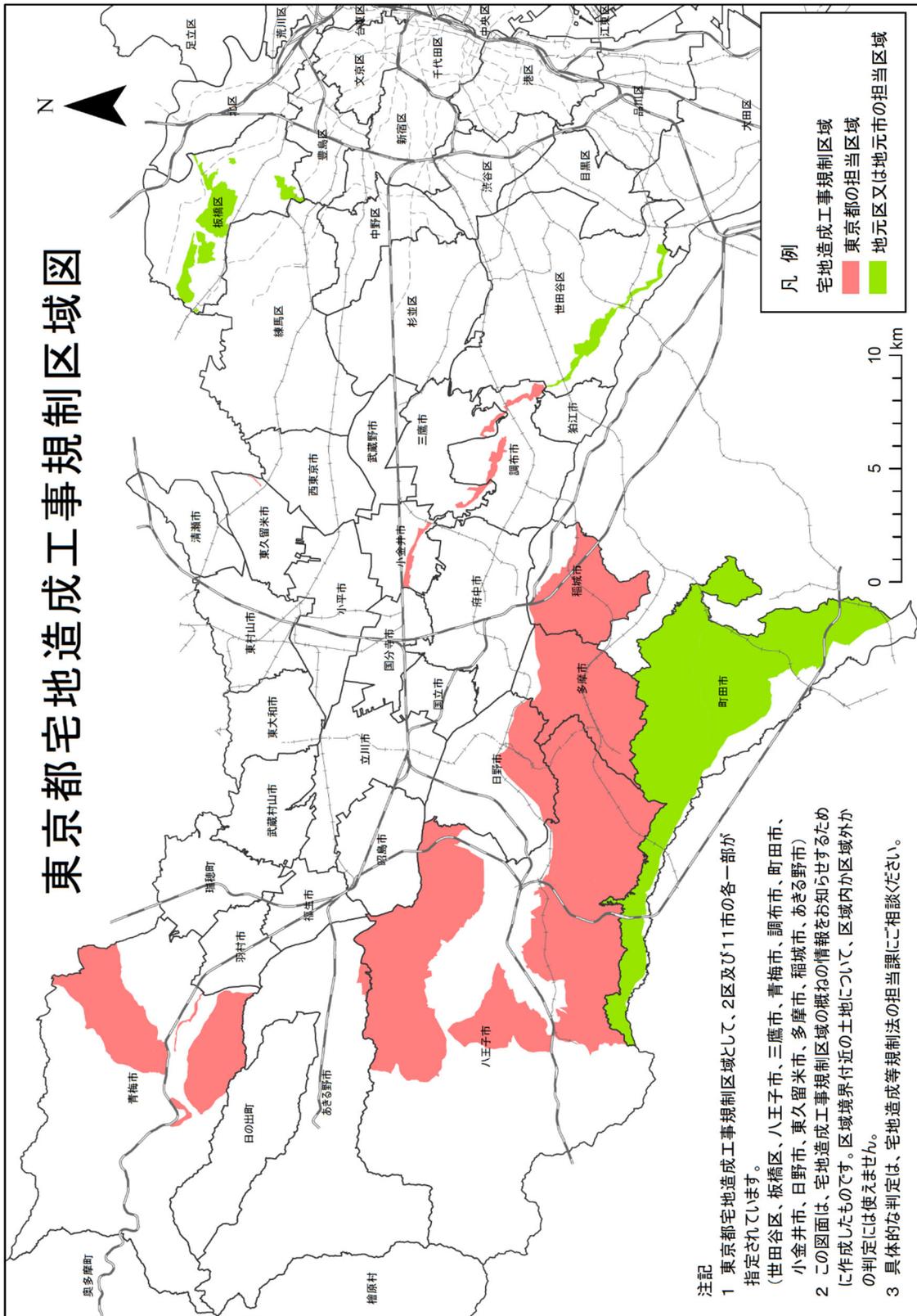
- 調査期間
「急傾斜地崩壊危険箇所等点検要領」に基づき、各都道府県において平成 11 年から 4 年間にわたり調査を実施。
- 調査対象と分類
調査対象は、前回の調査の対象としてきた、傾斜度 30 度以上、高さ 5 m 以上の急傾斜地において、がけ崩れの発生する危険性があり、人家 5 戸等に被害の及ぼす恐れのある箇所（急傾斜崩壊危険箇所Ⅰ）に加え、人家 5 戸未満（急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ及び急傾斜地崩壊危険箇所に準ずる斜面Ⅲ）も含め調査対象を拡大し実施。
 - ①急傾斜地崩壊危険箇所Ⅰ
被害想定区域内に人家が 5 戸以上等（5 戸未満であっても官公署、学校、病院、社会福祉施設等の災害弱者関連施設等のある場合を含む）ある箇所。
 - ②急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ
被害想定区域内に人家が 1 ～ 4 戸ある箇所。
 - ③急傾斜地崩壊危険箇所に準ずる斜面Ⅲ
被害想定区域内に人家がない場合でも、都市計画区域内であること等一定の要件を満たし、住宅等が新規に立地する可能性があると考えられる箇所。

資料：国土交通省

資料 震災編 2-2-8 東京都宅地造成工事規制区域図

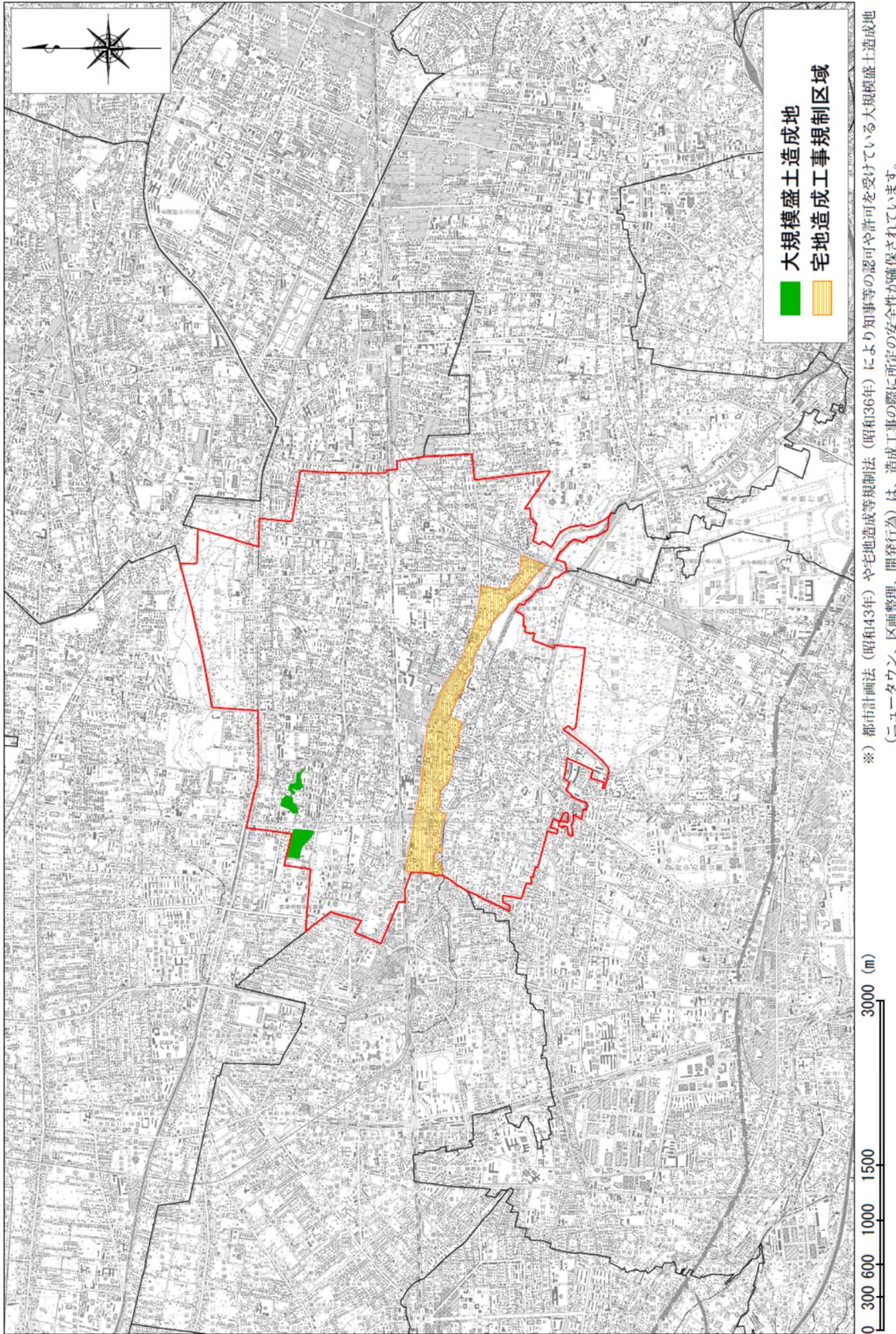
文書管理機関名：市都市整備部

本編該当頁：第2部 p113



資料：東京都都市整備局

大規模盛土造成地マップ（小金井市）



資料：東京都都市整備局

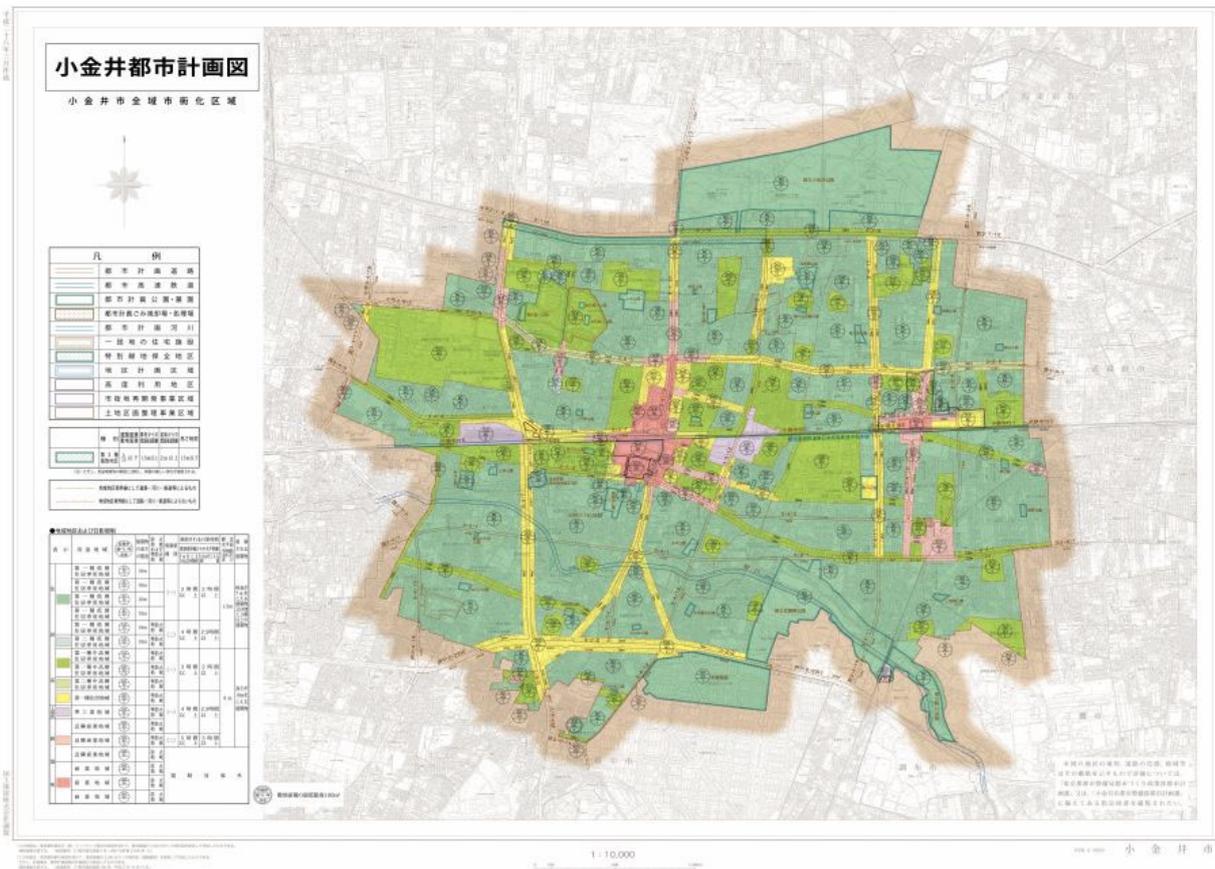
資料 震災編 2-2-9 都市計画図（用途地域図）	
文書管理機関名：市都市整備部	本編該当頁：第2部 p114

<用途地域面積>

種別	面積 (ha)	構成比 (%)
第1種低層住居専用地域	738.0	65.1
第2種低層住居専用地域	0.5	0.1
第1種中高層住居専用地域	229.9	20.3
第2種中高層住居専用地域	7.9	0.7
第1種住居地域	94.0	8.3
第2種住居地域	0.0	0.0
準住居地域	0.0	0.0
近隣商業地域	30.2	2.7
商業地域	20.0	1.8
準工業地域	12.5	1.1
工業地域	0.0	0.0
工業専用地域	0.0	0.0
計	1,133.0	100.0

注) 令和4年4月現在

資料：小金井市



用途地域図

資料 震災編 2-2-10 市内施設概況	
文書管理機関名：市総務部	本編該当頁：第2部 p119

公共施設の概況

(令和4年4月現在)

名称	構造	延面積 (㎡)	消防施設				
			消火栓	消火器	火災 報知機	防火扉	避難階段
本庁舎 (西庁舎含む)	鉄骨鉄筋コンクリート (木造)	3,191.28	有	31本	有	有	有
第二庁舎	鉄骨鉄筋コンクリート	6,019.83	有	43本	有	有	有

市営住宅施設の概況

(令和4年4月現在)

名称	位置	構造	戸数	備考
市営住宅	桜町2-8-13	鉄筋コンクリート	35戸	

保育園施設の現況

(令和4年4月現在)

名称	所在地	敷地面積 (㎡)	建物延面積 (㎡)	構造
くりのみ 保育園	東町3-1-16	1,801.89	769.04	鉄筋コンクリート
わかたけ 保育園	前原町3-11-12	1,883.72	589.48	鉄筋コンクリート
小金井 保育園	本町5-6-19 (上之原会館含む)	1,330.94	1,367.92	鉄筋コンクリート
さくら 保育園	貫井北町3-30-6	1,700.62	719.30	鉄筋コンクリート
けやき 保育園	梶野町1-2-3 (小金井市児童発達支援センターきらり含む)	2,258.08	2698.04	鉄筋コンクリート

児童館施設の現況

(令和4年4月1日現在)

名 称	所在地	建物延面積(㎡)	構造
本町児童館 (ほんちょう学童保育所含む)	本町5-4-25	558.12	鉄筋コンクリート
東児童館 (たまむし学童保育所含む)	東町4-25-7	683.64	鉄筋コンクリート
貫井南児童館 (貫井南センター含む)	貫井南町4-3-23	1,207.19	鉄筋コンクリート
緑児童館 (みどり学童保育所含む)	緑町4-18-25	650.54	鉄筋コンクリート

学童保育所施設の現況

(令和4年4月1日現在)

名 称	所 在 地	建物延面積(㎡)	構 造
あかね学童保育所 A館	梶野町5-7-33	489.01	木 造
あかね学童保育所 B館	梶野町5-7-38	323.86	木 造
さわらび 学 童 保 育 所	貫井南町3-6-27	341.60	軽量鉄骨造
たけとんぼ 学 童 保 育 所	桜町2-3-60	359.90	鉄筋コンクリート
まえはら 学 童 保 育 所	前原町3-3-16	318.52	鉄骨造
みなみ 学 童 保 育 所	前原町2-2-21	316.78	木 造
さくらなみ 学 童 保 育 所	本町1-2-13	452.50	鉄筋コンクリート
たまむし 学 童 保 育 所	東町4-25-7	683.64	鉄筋コンクリート (東児童館内)
ほんちょう 学 童 保 育 所	本町5-4-25	558.12	鉄筋コンクリート (本町児童館内)
みどり 学 童 保 育 所	緑町4-18-25	650.54	鉄筋コンクリート (緑児童館内)

集会施設の現況

(令和4年4月1日現在)

名称	所在地	建物延面積 (㎡)	構造
市民会館	前原町3-33-25	244.80	鉄筋コンクリート造 3階建3階部分
婦人会館	梶野町5-10-32	355.63	鉄筋コンクリート造 2階建
上之原会館 (小金井保育園含む)	本町5-6-19	1,367.92	鉄筋コンクリート造 2階建
貫井北町集会場	貫井北町3-31-17	84.50	鉄骨コンクリート
中之久保集会所	貫井北町1-18-21	146.61	木造平屋建
丸山台集会所	前原町4-18-14	203.82	木造2階建
西之台会館	前原町3-8-1	599.09	鉄筋コンクリート造 3階建1階部分
上水会館	桜町2-8-13	521.69	鉄筋コンクリート造 2階建
東町集会所 (東センター内)	東町1-39-1	1,228.17	鉄筋コンクリート造 3階建1階の一部
三楽集会所	貫井南町3-6-18	199.99	木造平屋建
友愛会館	東町4-10-2	196.89	木造2階建
桜並集会所	中町3-19-12	458.40	鉄筋コンクリート造 10階建1階の一部
貫井北町五集会所	貫井北町5-16-13	161.51	木造平屋建
天神前集会所	中町1-7-7	150.59	鉄骨コンクリート
東小金井駅開設記念会館 (マロンホール)	東町3-7-21	538.90	鉄骨コンクリート
前原暫定集会施設	前原町3-33-27	429.42	軽量鉄骨造2階建

文化施設の現況

(令和4年4月1日現在)

名称	所在地	延面積 (㎡)	構造
小金井市民交流 センター	本町6-14-45	5,809.90	鉄筋コンクリート 造地下1階地上5 階建
はけの森 美術館	中町1-11-3	775.10 (喫茶棟、茶室除)	鉄筋コンクリート 造2階建

教育施設の現況（公民館）

(令和4年4月1日現在)

名称	所在地	延面積 (㎡)	構造
公民館 本館	中町4-15-14 (福祉会館部分を含む)	2,759.91	鉄筋コンクリート
公民館 本町分館	本町2-15-11	371.96	鉄筋コンクリート
公民館 貫井南分館	貫井南町4-3-23 (児童館部分含む)	1,207.19	鉄筋コンクリート
公民館 東分館	東町1-39-1 (図書館部分含む)	1,228.17	鉄筋コンクリート
公民館 緑分館	緑町3-3-23 (図書館部分含む)	1,540.18	鉄筋コンクリート
公民館 貫井北分館	貫井北町1-11-12 (図書館部分含む)	2,109.87	鉄筋コンクリート

その他施設の現況

(令和4年4月1日現在)

名称	所在地	延面積 (㎡)	構造
総合体育館	関野町1-13-1	7,341.37	鉄筋コンクリート
文化財 センター	緑町3-2-37	973.80	木造
栗山公園 健康運動センター	中町2-21-1	2,636.03	鉄筋コンクリート (一部プレストレ ストコンクリート)
清里山荘	山梨県北杜市高根町 清里3545-1	3,810.70	鉄筋コンクリート

資料 震災編 2-2-11 防火対象物の現況	
文書管理機関名：市総務部	本編該当頁：第2部 p119

防火対象物の現況

(令和4年4月現在)

用 途	数
映画館、集会場	0
キャバレー、バー、遊技場	3
待合、料理店、飲食店	46
店舗、マーケット	71
旅館、宿泊所、寄宿舍、共同住宅	1,163
病院、診療所、養護施設、幼稚園	140
小中高大学校	169
図書館	32
公衆浴場等	0
車庫、停車場	2
神社、寺院	33
工場、作業所	16
駐車場	5
倉庫	39
事務所等	224
複合用途	1,290
文化財	10
アーケード	1

※用途は、消防法施行令別表第1に定める用途による。

資料 震災編 2-2-12 住宅・土地統計調査を基に推計した住宅の耐震化率	
文書管理機関名：市都市整備部	本編該当頁：第2部 p119

住宅・土地統計調査を基に推計した令和2年度末における住宅の耐震化率

(単位：戸)

区分		住宅総数 a	耐震性が 不十分な住宅 b	耐震性を 満たす住宅 c	耐震化率 (※1) b/a
平成5年		47,480戸	21,791戸	25,689戸	54.1%
平成10年		51,870戸	18,303戸	33,567戸	64.7%
平成15年		53,800戸	13,788戸	40,012戸	74.4%
平成20年		58,750戸	11,126戸	47,624戸	81.1%
平成25年	木造	26,020戸	4,058戸	21,962戸	84.4%
	非木造	30,620戸	1,854戸	28,766戸	93.9%
	住宅総数	56,640戸	5,910戸	50,730戸	89.6%
平成30年	木造	32,510戸	3,009戸	29,501戸	90.7%
	非木造	28,350戸	1,769戸	26,581戸	93.8%
	住宅総数	60,860戸	4,776戸	56,084戸	92.2%
増減数 (平成25年～平成30年)		4,220戸	△1,134戸	5,354戸	2.6%
令和2年度末推計値		63,156戸	4,098戸	59,058戸	93.5%

- ① 平成30年住宅・土地統計調査をもとに国の耐震化率の推計方法に準じて算定した値。
- ② 平成25年9月時点の耐震化率は国の算定方法に準じて算出した値。
- ③ 住宅・土地統計調査のデータは表章単位未満の位で四捨五入しているため、構造別の合計値と総数は必ずしも一致しない。
- ④ 算出方法における構造別の合計値と総数の処理については東京都の算出方法に準ずる。

資料：「小金井市耐震改修促進計画」令和3年3月 小金井市

資料 震災編 2-2-13 小金井市が所有する公共建築物の耐震化の状況

文書管理機関名：市都市整備部

本編該当頁：第2部 p119

小金井市が所有する防災上重要な公共建築物の耐震化の状況<令和2年度末時点>

区分			昭和56年以前の建物			昭和57年以降の建物 d	総数 e	耐震性を満たす建物 f=b+d	耐震化率 f/e
			総数 a	耐震性あり b	耐震性なし c				
防災上重要な公共建築物	区分Ⅰ	市庁舎施設、総合体育館、市立小学校・中学校等	43	40	3	12	55	52	94.5%
	区分Ⅱ-a	保健所、防災備蓄倉庫、障害児者施設、消防団詰所等	1	0	1	9	10	9	90.0%
	区分Ⅱ-b	保育所、小金井市民交流センター等	3	3	0	3	6	6	100.0%
	区分Ⅱ-c	公民館、児童館、集会所、図書館等	4	4	0	36	40	40	100.0%
合計			51	47	4	60	111	107	96.4%

① 防災上重要な公共建築物は100㎡以上の建築物を対象としている。

資料：「小金井市耐震改修促進計画」令和3年3月 小金井市

資料 震災編 2-2-14 民間特定既存耐震不適格建築物の耐震化の状況 ・耐震化率	
文書管理機関名：市都市整備部	本編該当頁：第2部 p119

民間特定既存耐震不適格建築物の耐震化の状況

(令和2年9月現在)

建築物用途	昭和56年以前の 建築物 (棟) A	昭和57年以降の 建築物 (棟) B	建築物数 (棟) A + B
学校	30	27	57
幼稚園・保育所	1	6	7
運動施設	0	2	2
病院・診療所	2	4	6
老人ホーム等	0	10	10
集会場・公会堂	0	0	0
展示場	0	0	0
遊技場	0	1	1
飲食店等	1	1	2
事務所	0	2	2
物販	2	4	6
合計	36	57	93

資料：「小金井市耐震改修促進計画」令和3年3月 小金井市

民間特定既存耐震不適格建築物の耐震化率

(令和2年9月現在)

建築物の用途	建築物数 (A) 棟	昭和56年以前 の建築物 (B) 棟	内、耐震性を 満たす建築物 (C) 棟 ※注	昭和57年以降 の建築物 (D) 棟	耐震化率 (C+D) / A %
学校	57	30	30	27	100.0
病院・診療所等	6	2	0	4	66.7
社会福祉施設等	17	1	1	16	100.0
店舗・百貨店等	8	3	1	5	75.0
その他	5	0	0	5	100.0
合計	93	36	32	57	95.7

※注) 国の耐震化率の推計方法に準じて算定した推計値。

資料：「小金井市耐震改修促進計画」令和3年3月 小金井市

資料 震災編 2-2-15 特定緊急輸送道路沿道建築物の耐震化状況

文書管理機関名：市都市整備部

本編該当頁：第2部 p119

特定緊急輸送道路沿道建築物の耐震化状況

(令和2年6月現在)

対象建築物数	耐震性あり	耐震性なし	除却済み
22	6	13	3

出典：小金井市まちづくり推進課調べ（令和2年6月末時点）

資料：「小金井市耐震改修促進計画」令和3年3月 小金井市

資料 震災編 2-2-16 木造住宅耐震診断・耐震改修助成事業の概要

文書管理機関名：市都市整備部

本編該当頁：第2部 p119

木造住宅耐震診断・耐震改修助成事業の概要

(令和5年2月現在)

事業名	事業内容	対象者
木造住宅耐震診断 助成事業	昭和56年5月31日以前に着工された市内に存する地階を除く階数が2階建て以下の一戸建ての木造住宅であって延床面積の過半が居住用である住宅について、小金井市木造住宅耐震診断助成金交付要綱に基づき耐震診断を実施した場合、当該費用の3分の2以内の額（上限10万円）を助成する。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 小金井市木造住宅耐震診断助成金交付要綱に規定する助成の対象となる木造住宅を所有する個人。 ○ 市町村民税を滞納していないこと。
木造住宅耐震改修等 助成事業	昭和56年5月31日以前に着工された市内に存する地階を除く階数が2階建て以下の一戸建ての木造住宅であって延床面積の過半が居住用である住宅について、小金井市木造住宅耐震改修等助成金交付要綱に規定する耐震診断を行った結果、上部構造耐力の評点が1.0未満相当の住宅について、同要綱に基づく耐震改修又は除却を行った場合、当該費用の2分の1以内の額（耐震改修の場合は上限60万円、除却の場合は上限30万円）を助成する。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 小金井市木造住宅耐震改修等助成金交付要綱に規定する助成の対象となる木造住宅の所有者。 ○ 借地権者の場合は、土地所有者の承諾が得られていること。 ○ 市町村民税を滞納していないこと。

(参考) 耐震改修(要安全確認計画記載建築物等)に伴う固定資産税の減額

(令和4年4月1日現在)

	所得税の特別控除	固定資産税の減額措置
条件	平成29年12月31日までに自己の住宅を小金井市木造住宅耐震改修助成要綱に基づき、耐震改修を行った場合	<p>次のすべての要件を満たす住宅であること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・昭和57年1月1日以前に建てられた住宅 ・令和6年3月31日までに現行の耐震基準に適合した一定の耐震改修工事を実施 ・工事費用が50万円超
内容	住宅耐震改修に係る耐震工事の標準的な費用の額の10%に相当する額（上限25万円）を控除	翌年度（完了日の翌年1月1日を賦課期日とする年度）から一定期間、固定資産税額（家屋分）を一戸当たり120㎡まで1/2（長期優良住宅の認定を受けて改修した場合は2/3）減額

	所得税の特別控除	固定資産税の減額措置
証明書	小金井市が証明書を発行	<ul style="list-style-type: none"> ・増改築等工事証明書 ・工事費 50 万円超を証した領収書 ・長期優良住宅認定通知書(該当者のみ)
手続	証明書等を添付して確定申告を行う。	証明書等を添付して、原則として改修後3か月以内に小金井市に申告する。

資料 震災編 2-2-17 小金井市木造住宅耐震診断助成金交付要綱等

文書管理機関名：市都市整備部

本編該当頁：第2部 p119

小金井市木造住宅耐震診断助成金交付要綱

平成18年10月1日

制定

最終改正：令和4年3月29日

(目的)

第1条 この要綱は、市内に存する木造住宅について、その所有者が耐震診断を実施する場合、それに要する費用の一部を助成することにより、市民の生活基盤である住宅の安全に対する意識の啓発を図り、災害に強いまちづくりを進めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において使用する用語は、東京都戸建住宅等耐震化促進事業制度要綱（平成30年3月30日付け29都市建企第1368号）で使用する用語の例による。ただし、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 既存の木造住宅 昭和56年5月31日以前に着工された市内に存する地階を除く階数が2階建て以下の一戸建ての木造住宅をいう。
- (2) 耐震診断 財団法人日本建築防災協会発行の「木造住宅の耐震診断と補強方法」に基づき、既存の木造住宅の構造等の調査を行い、地震に対する住宅の安全性を評価することをいう。
- (3) 調査機関 建築士法（昭和25年法律第202号）第2条第1項に規定する建築士で社団法人東京都建築士事務所協会南部支部の会員及び東京都木造住宅耐震診断事務所登録制度実施要綱（平成18年9月1日付け18都市建企第68号）に基づく耐震診断事務所をいう。

一部改正〔平成30年要綱97号・令和4年34号〕

(助成対象者)

第3条 助成を受けることができる者は、次に掲げる要件をいずれも備えた者で、かつ、耐震診断を調査機関に依頼して行ったものとする。

- (1) 次条に規定する助成の対象となる住宅を所有する個人であること。ただし、その住宅が共有名義の場合は、共有者全員の合意に基づく代表者とする。
- (2) 市町村民税を滞納していないこと。

一部改正〔平成30年要綱97号〕

(助成の対象となる住宅)

第4条 助成の対象となる住宅は、既存の木造住宅であって延床面積の過半が居住用であるものとする。

追加〔平成30年要綱97号〕、一部改正〔令和4年要綱34号〕

(助成金の額等)

第5条 助成金の額は、耐震診断に要した費用の3分の2以内の額（千円未満の端数は切り捨てる。）とし、その額が10万円を超える場合は10万円とする。

2 助成金の交付は、同一の住宅に対して1回を限度とする。

一部改正〔平成30年要綱97号・令和2年23号〕

(事前相談)

第6条 助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、耐震診断を実施する前に、木造住宅耐震診断相談カード（様式第1号）を市長に提出し、事前相談を行うものとする。

一部改正〔平成30年要綱97号〕

(助成金の申請)

第7条 申請者は、耐震診断完了後、小金井市木造住宅耐震診断助成金交付申請書（様式第2号）に次に掲げる関連書類を添えて、市長に申請することができる。

- (1) 申請者が住宅の所有者であることが確認できる書類
- (2) 住宅の建築時期が確認できる書類
- (3) 耐震診断費用が確認できる書類（耐震診断費用を支払ったことを証する領収書の写し等）

- (4) 耐震診断費用明細書
- (5) 耐震診断結果報告書
- (6) 申請者が代表者であることが確認できる書類（住宅が共有名義の場合に限る。）
- (7) 申請者の市町村民税に係る納税証明書
- (8) その他市長が必要と認める書類

一部改正〔平成30年要綱97号〕

（助成金の交付決定等）

第8条 市長は、前条の規定による申請があったときは、速やかにこれを審査し、助成金の交付を適当と認めるときは助成金の交付を決定し、小金井市木造住宅耐震診断助成金交付決定通知書（様式第3号）により、申請者に通知しなければならない。

2 市長は、助成金の不交付を決定したときは、小金井市木造住宅耐震診断助成金不交付決定通知書（様式第4号）により申請者に通知しなければならない。

一部改正〔平成30年要綱97号〕

（請求書の提出）

第9条 前条第1項の規定による通知を受けた者は、小金井市木造住宅耐震診断助成金請求書（様式第5号）を市長に提出するものとする。

一部改正〔平成30年要綱97号〕

（助成金の交付）

第10条 市長は、前条の規定による請求があったときは、速やかに助成金を交付するものとする。

一部改正〔平成30年要綱97号〕

（助成金の交付決定の取消し等）

第11条 市長は、交付決定を受けた者が偽りその他不正な手段により助成金の交付決定を受けたときは、助成金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

2 市長は、前項の規定により助成金の交付決定の全部又は一部を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に助成金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命じることができる。

一部改正〔平成30年要綱97号〕

（その他）

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、小金井市補助金等交付規則（平成12年規則第27号）の定めるところによるものとし、なお必要な事項は、市長が別に定める。

一部改正〔平成30年要綱97号〕

付 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成18年10月1日から施行する。

（平成18年4月1日から平成18年9月30日までに実施した診断）

2 平成18年4月1日から平成18年9月30日までに耐震診断を実施した者が助成金の交付を申請する場合については、第5条の規定は、適用しない。

付 則（平成18年11月1日）

この要綱は、平成18年11月1日から施行する。

付 則（平成19年4月1日）

（施行期日）

1 この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱による改正後の小金井市木造住宅耐震診断助成金交付要綱の規定は、平成19年4月1日以後に木造住宅耐震診断相談カードを提出した耐震診断について適用する。

付 則（平成28年3月30日要綱第40号）

（施行期日）

1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱（第1条の規定による小金井市地方分権検討連絡会設置要綱の改正規定、第2条の規定による小金井市新庁舎建設庁内検討委員会設置要綱の改正規定、第3条の規定による小金

井市行政評価実施要綱の改正規定及び第9条の規定による小金井市非常勤嘱託職員の採用に関する取扱要綱の改正規定を除く。)の施行前に作成されている用紙は、この要綱の規定にかかわらず、残品の存する限り、なお使用することができる。

付 則 (平成30年9月20日要綱第97号)

(施行期日)

1 この要綱は、平成30年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱による改正後の小金井市木造住宅耐震診断助成金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に着手する耐震診断について適用し、同日前に着手した耐震診断については、なお従前の例による。

付 則 (令和2年3月4日要綱第23号)

(施行期日)

1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱による改正後の小金井市木造住宅耐震診断助成金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に着手する耐震診断について適用し、同日前に着手した耐震診断については、なお従前の例による。

付 則 (令和4年3月29日要綱第34号)

(施行期日)

1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱による改正後の小金井市木造住宅耐震診断助成金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に着手する耐震診断について適用し、同日前に着手した耐震診断については、なお従前の例による。

小金井市木造住宅耐震改修等助成金交付要綱

平成 18 年 10 月 1 日

制定

最終改正：令和 4 年 3 月 29 日

(目的)

第 1 条 この要綱は、市内に存する木造住宅について、その所有者が耐震改修等を実施する場合、それに要する費用の一部を助成することにより、市民の生活基盤である住宅の安全に対する意識の啓発を図り、災害に強いまちづくりを進めることを目的とする。

一部改正〔平成 30 年要綱 98 号・令和 4 年 35 号〕

(定義)

第 2 条 この要綱において使用する用語は、東京都戸建住宅等耐震化促進事業制度要綱（平成 30 年 3 月 30 日付け 29 都市建企第 1368 号）で使用する用語の例による。ただし、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 耐震診断 小金井市木造住宅耐震診断助成金交付要綱（平成 18 年 10 月 1 日制定。以下「耐震診断助成金交付要綱」という。）第 2 条第 2 号に規定する耐震診断をいう。
- (2) 耐震改修 耐震診断の結果に基づき行われる地震に対する安全性の向上を目的とした住宅の改修、修繕又は補強であって、建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号）第 3 章及び第 5 章の 4 に規定する基準（以下「耐震基準」という。）に適合する工事のうち、耐震診断の結果に基づき補強設計計画書（以下「補強設計書」という。）を作成し、工事監理によって補強設計書に従い行われたものをいう。ただし、建設業者によって当該工事監理が行われたものを除く。
- (3) 除却 耐震診断の結果に基づき行われる地震に対する安全性の向上を目的とした住宅の除却で、基礎を含む現に存する住宅を全て取り壊し、及び廃棄することをいう。
- (4) 耐震改修等 耐震改修及び除却をいう。
- (5) 建設業者 建設業の建築工事業許可を得て、耐震補強に関する講習会等を受講した者をいう。
- (6) 調査機関 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 2 条第 1 項に規定する建築士で社団法人東京都建築士事務所協会南部支部の会員及び東京都木造住宅耐震診断事務所登録制度実施要綱（平成 18 年 9 月 1 日付け 18 都市建企第 68 号）に基づく耐震診断事務所をいう。

一部改正〔平成 30 年要綱 98 号・令和 4 年 35 号〕

(助成対象者)

第 3 条 助成を受けることができる者は、次に掲げる要件を備えた者とする。

- (1) 次条に規定する助成の対象となる住宅の所有者であること。ただし、その住宅が共有の場合は、共有者全員の合意に基づく代表者とする。
- (2) 借地権者の場合は、土地所有者の承諾が得られていること。
- (3) 市町村民税を滞納していないこと。

(助成の対象となる住宅)

第 4 条 助成の対象となる住宅は、次の各号に掲げる要件をいずれも備えた住宅とする。

- (1) 耐震診断を行った結果、建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号）第 3 章及び第 5 章の 4 に規定する基準に適合しないこと。
- (2) 市内に存する昭和 56 年 5 月 31 日以前に着工された地階を除く階数が 2 階建て以下の一戸建ての木造住宅であること。
- (3) 延床面積の過半が居住用であること。

一部改正〔平成 30 年要綱 98 号・令和 4 年 35 号〕

(助成対象工事)

第 4 条の 2 助成の対象となる工事は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 耐震診断の結果において、財団法人日本建築防災協会発行の「木造住宅の耐震診断と補強方法」に定める精密診断法（時刻歴応答計算による方法を除く。以下「精密診断法」という。）又は一般診断法による上部構造耐力の評点が 1.0 未満相当の助成対象住宅を、上部構造耐力が 1.0 以上であり、地盤及び基礎が安全である住宅とする耐震改修に係る工事

(2) 耐震診断の結果において、精密診断法又は一般診断法による上部構造耐力の評点が 1.0 未満相当の住宅の除却に係る工事

追加〔令和 4 年要綱 35 号〕

(助成金の額等)

第 5 条 耐震改修に対する助成金の額は、耐震改修に要した費用の 2 分の 1 以内の額（千円未満の端数は切り捨てる。）とし、その額が 60 万円を超える場合は 60 万円とする。

2 除却に対する助成金の額は、除却に要した費用の 2 分の 1 以内の額（千円未満の端数は切り捨てる。）とし、その額が 30 万円を超える場合は 30 万円とする。

3 助成金の交付は、同一の住宅に対して 1 回を限度とする。

一部改正〔平成 30 年要綱 98 号・令和 4 年 35 号〕

(助成金の交付申請)

第 6 条 助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、小金井市木造住宅耐震改修等助成金交付申請書（様式第 1 号）に次に掲げる関係書類を添えて、市長に申請しなければならない。

(1) 助成の対象となる住宅の耐震改修等に係る費用の見積書の写し

(2) 補強設計書（耐震改修の場合に限る。）

(3) 耐震診断結果報告書

(4) 申請者が住宅の所有者であることを証する書類

(5) 申請者が代表者であることが確認できる書類（住宅が共有名義の場合に限る。）

(6) 土地所有者の承諾を証する書類（住宅の所有者が借地権者の場合に限る。）

(7) 申請者の市町村民税に係る納税証明書

(8) その他市長が必要と認める書類

2 申請者は、前項に規定する申請を耐震改修等に係る契約を締結する前までに行わなければならない。

一部改正〔平成 30 年要綱 98 号・令和 4 年 35 号〕

(助成金の交付決定)

第 7 条 市長は、前条第 1 項の規定による申請があったときは、当該申請に係る書類等の内容を審査し、助成金の交付を適当と認めるときは助成金の交付を決定し、小金井市木造住宅耐震改修等助成金交付決定通知書（様式第 2 号）により、申請者に通知しなければならない。

2 市長は、助成金の不交付を決定したときは、小金井市木造住宅耐震改修等助成金不交付決定通知書（様式第 3 号）により、申請者に通知しなければならない。

一部改正〔令和 4 年要綱 35 号〕

(変更又は中止)

第 8 条 助成金の交付決定の通知を受けた者（以下「交付決定者」という。）は耐震改修等の内容を変更するとき、又は耐震改修等を中止しようとするときは、小金井市木造住宅耐震改修等助成金変更等承認申請書（様式第 4 号）を市長に提出し、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

2 前項の申請にあっては、変更又は中止の内容を証明する書類を添付しなければならない。

3 第 6 条の規定は、第 1 項の耐震改修等の内容を変更するときについて準用する。

4 市長は、第 1 項の規定による申請があったときは、速やかに審査し、変更又は中止を承認したときは、小金井市木造住宅耐震改修等助成金変更等承認通知書（様式第 5 号）により、交付決定者に通知するものとする。

一部改正〔平成 30 年要綱 98 号・令和 4 年 35 号〕

(完了報告)

第 9 条 交付決定者は、耐震改修等が完了したときは、速やかに小金井市木造住宅耐震改修等完了報告書（様式第 6 号）に次に掲げる関係書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 耐震改修等契約書の写し

(2) 耐震改修等明細書の写し

(3) 領収書の写し

(4) 耐震改修（除却）前、改修中及び改修（除去）後の写真

(5) 工事監理報告書（耐震改修の場合に限る。）

(6) 建築確認を要した耐震改修にあつては、検査済証の写し
一部改正〔平成30年要綱98号・令和4年35号〕

(助成金の額の確定)

第10条 市長は、前条の規定による報告書の提出があつたときは、書類の審査を行い、当該耐震改修等が交付決定の内容に適合すると認めるときは、小金井市木造住宅耐震改修等助成金交付額通知書(様式第7号)により、交付決定者に通知しなければならない。

2 前項の通知を受けた交付決定者は、租税特別措置法第41条の19の2第3項の規定に基づく住宅耐震改修証明書の発行を受けることができる。ただし、当該交付決定者が住宅耐震改修に要した費用の額が60万円未満の場合は、この限りでない。

一部改正〔平成26年要綱27号・令和4年35号〕

(請求書の提出)

第11条 前条の規定による通知を受けた者は、小金井市木造住宅耐震改修等助成金請求書(様式第8号)を市長に提出するものとする。

一部改正〔令和4年要綱35号〕

(助成金の交付決定の取消し等)

第12条 市長は、交付決定を受けた者が偽りその他不正な手段により助成金の交付決定を受けたときは、助成金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

2 市長は、前項の規定により助成金の交付決定の全部又は一部を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に助成金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命じることができる。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、小金井市補助金等交付規則(平成12年規則第27号)の定めるところによるものとし、なお必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成18年10月1日から施行する。

(平成18年4月1日から平成18年9月30日までに実施した改修)

2 平成18年4月1日から平成18年9月30日までに耐震改修に着手した者が助成金の交付を申請する場合については、第6条第2項の規定は、適用しない。

付 則(平成18年11月1日)

この要綱は、平成18年11月1日から施行する。

付 則(平成19年4月1日)

(施行期日)

1 この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱による改正後の第2条の規定は、平成19年4月1日以後に行う調査について適用する。

付 則(平成26年3月19日要綱第27号)

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

付 則(平成30年9月20日要綱第98号)

(施行期日)

1 この要綱は、平成30年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱による改正後の小金井市木造住宅耐震改修等助成金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に受けた助成金の申請について適用し、同日前に受けた助成金の申請については、なお従前の例による。

付 則(令和4年3月29日要綱第35号)

(施行期日)

1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱による改正後の小金井市木造住宅耐震改修等助成金交付要綱の規定は、この要綱

の施行の日以後に申請される助成金の交付申請について適用し、同日前に行われた助成金の交付申請については、なお従前の例による。

小金井市木造住宅耐震相談業務実施要綱

平成20年6月1日
制定

(目的)

第1条 この要綱は、市内にある木造住宅の所有者等から耐震性についての相談を受けることにより、市民の木造住宅の安全に対する不安を和らげるとともに安全に対する意識の啓発を図り、耐震性の向上と災害に強いまちづくりを目指すことを目的とする。

(相談内容)

第2条 相談は、次に掲げる事項について行うものとする。ただし、耐震診断、構造計算の再計算、設計・監理、工事契約、工事中の建築物、相隣関係、民事訴訟、刑事告発、補助金、税金等に関する内容については、相談の対象としない。

- (1) 構造一般相談
- (2) 耐震性相談
- (3) 図面及び計算書の再確認
- (4) その他市長が必要と認めたもの

2 前項第2号の相談については、主に設計の妥当性を確認するまでとする。

(相談日)

第3条 相談日は、次に掲げる日に行う。ただし、国民の祝日及び休日は、行わない。

- (1) 毎月第2木曜日のうち、当該日の7日前までに相談申込みがあった場合で、市長が開催を決定した日。なお、市は、社団法人東京都建築士事務所協会南部支部に相談業務の有無を毎月第2木曜日の6日前までに電話等の方法により連絡しなければならない。
- (2) 市と社団法人東京都建築士事務所協会南部支部が可能な日を事前に協議し、決定した日

(相談時間等)

第4条 相談時間は、相談日の午後1時30分から午後4時30分までとする。1件に要する時間は、原則として相談に要する時間及び取扱相談の記録に要する時間を含めて1時間とする。

2 相談件数は、1日につき3件までとする。

(相談場所)

第5条 相談は、市の指定する場所で行う。

2 市は、相談者のプライバシーに配慮し、相談場所を設置するものとする。

(相談対象者)

第6条 相談の対象者は、原則として、市内の木造住宅の所有者とする。

(相談の受付)

第7条 市担当者は、相談を受け付けるに当たり、相談者から電話又は来庁の方法で相談申込みがあった順番に受付台帳(様式)の該当欄に受付番号及び相談者名、相談区分、建物概要、申請状況、相談内容等の記載を行う。

(相談の記録)

第8条 相談員は、取り扱った相談の内容を記録し、相談日ごとに市に提出するものとする。

(相談員)

第9条 相談員は、社団法人東京都建築士事務所協会南部支部に所属する建築士とする。

(相談員の謝礼)

第10条 相談員に対する謝礼は、予算の範囲内で市長が定めた額とし、月ごとに、社団法人東京都建築士事務所協会南部支部を通じて支払うものとする。

(相談情報の守秘義務)

第11条 相談員は、相談業務上知り得た秘密を、他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。ただし、相談者の同意を得て、関係者以外に紹介、引継ぎ等を行う場合は、この限りでない。

(法令の遵守)

第12条 相談員は、建築関係法令及び建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号)を遵守して相談を行うものとする。

(その他)

第13条 市長は、この要綱に定めのない事項については、社団法人東京都建築士事務所協会南部支部と協議の上定めるものとする。

(処務)

第14条 この相談業務に関する事務は、都市整備部まちづくり推進課が処理する。

付 則 (略)

資料 震災編 2-2-18 小金井市消火器設置要綱

文書管理機関名：市総務部

本編該当頁：第2部 p125

小金井市消火器設置要綱

昭和48年2月16日

制定

改正 昭和61年8月15日

(目的)

第1条 この要綱は、大地震発生と同時に起こると予想される多発的火災又は平常火災を市民の協力によって初期に防止し、市民の生命、財産の安全を図るため、小金井市が配備する消火器の設置基準及び管理について定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、次のとおりとする。

- (1) 消火器とは、小金井市が設置するもので強化液消火器にあつては薬液3ℓ以上、粉末消火器にあつては薬剤3キログラム以上の容量の消火器をいう。
- (2) 危険度とは、消防機関が判定した延焼危険の度合いをいう。
- (3) 大規模事業所等とは、消防法（昭和23年法律第186号）に基づく消火用設備を備え、かつ自衛消防組織を有する事業所等をいう。

(設置基準)

第3条 消火器の設置基準は、次のとおりとする。

- (1) 市街地に設置する消火器の設置間隔は、原則として120メートルとし、強化液消火器2、粉末消火器1の割合で設置する。
- (2) 建物構造密集度から、危険度判定の結果、3級以上となる地域の消火器の設置間隔は100メートルとする。
- (3) 道路幅員が12メートル以上又は車両等の交通量が多く横断することが困難な道路には、前1号により道路の両側に設置するものとする。

(配備区域)

第4条 消火器の配備区域は、市内全域とする。ただし、公園、埋立地等家屋が存在しない場合又は大規模事業所等で一つの街区を占める地域については、消火器の設置を省略することができる。

(設置方法)

第5条 消火器の設置方法は、次のとおりとする。

- (1) 消火器は、地震による倒壊の影響を受けない場所で、道路に面し目立ちやすく容易に使用できる場所を定め、通行その他の障害にならないように設置する。
- (2) 取付位置は、おおむね地盤面から高さ（箱の上端）1メートル以上1.5メートル以下とする。
- (3) 消火器は、格納箱におさめ、老朽及び盗難の防止を図る。

(設置場所の承諾と移動)

第6条 市は、消火器を設置しようとするときは、その設置場所の所有者に対し承諾を得るものとする。また、その所有者（使用者を含む。）が設置場所を移動しようとするときは、あらかじめ市に連絡するものとする。

2 市は、前項の連絡を受けたときは、直ちに新しい設置場所を定めるものとする。

(維持管理)

第7条 消火器の維持管理については、市が行う。ただし、市は消火器の薬剤消費、破損、紛失等の連絡に関することは、町会（自治会を含む。）等の協力を得るものとする。

2 市は、前項の連絡を受けたときは、直ちに必要な措置を講ずるものとする。これに要する経費は市が負担する。

(定期検査)

第8条 市は、消火器が常に効果的に使用できるよう定期的に検査を行うものとする。

(消火器の使用)

第9条 消火器は災害発生時に市民又は現場にいた者が使用するものとする。

(取扱指導)

第10条 市は、関係防災機関の協力を得て、地域住民に対し消火器の取扱いについて指導を行うものとする。

(賠償)

第11条 市は、故意過失により消火器又は格納箱に損害を与えた者に対し、直ちに原形に回復させ、又はこれに要する費用を賠償させるものとする。ただし、市がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

(必要な事項)

第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項については、その都度市長が定める。

付 則

この要綱は、昭和48年2月16日から実施する。

付 則 (昭和61年8月15日)

この要綱は、昭和61年8月15日から施行する。

資料 震災編 2-2-19 小金井市消火器設置状況

文書管理機関名：市総務部

本編該当頁：第2部 p125

小金井市消火器設置状況

小金井市域に設置されている消火器は、粉末消火器薬剤量 3.5kg の製品で、普通火災、油火災、電気火災のそれぞれに対応する ABC 型消火器である。

町丁目ごとの設置状況は以下のとおり。

(令和4年4月現在)

地域	町丁目名	数量(本)	地域	町丁目名	数量(本)	
東町	一丁目	24	前原町	一丁目	9	
	二丁目	16		二丁目	10	
	三丁目	6		三丁目	24	
	四丁目	32		四丁目	27	
	五丁目	19		五丁目	12	
小計		97	小計		82	
梶野町	一丁目	9	本町	一丁目	7	
	二丁目	8		二丁目	10	
	三丁目	22		三丁目	9	
	四丁目	12		四丁目	8	
	五丁目	9		五丁目	25	
小計		60		六丁目	6	
関野町	一丁目	5	小計		65	
	二丁目	5	桜町	一丁目	10	
小計		10		二丁目	12	
緑町	一丁目	10		三丁目	4	
	二丁目	23	小計		26	
	三丁目	24	貫井北町	一丁目	11	
	四丁目	22		二丁目	4	
	五丁目	25		三丁目	21	
小計		104		四丁目	4	
中町	一丁目	10		五丁目	29	
	二丁目	18	小計		69	
	三丁目	15	貫井南町	一丁目	10	
	四丁目	7		二丁目	8	
小計		50		三丁目	20	
				四丁目	19	
				五丁目	7	
				小計		64

資料 震災編 2-2-20 高圧ガス取扱施設	
文書管理機関名：市総務部	本編該当頁：第2部 p130, 危機管理編 p584

液化石油ガス等の貯蔵又は取扱い届け出一覧

(令和4年4月現在)

名称	住所	貯蔵容量 (ガス単位 kg)
KMコーポ小金井	小金井市東町 3-1-26	液化石油ガス 700
栄ビル	小金井市東町 4-43-4	プロパン 300
国際基督教大学高校 体育館	小金井市東町 1-1-1	プロパン 800
村野グループ	小金井市東町 5-4-2	プロパン 300
第二市川コーポ	小金井市梶野町 5-3-5	液化石油ガス 300
オリエンタル建設(株)社員寮ジュネス	小金井市梶野町 3-11-11	液化石油ガス 500
華屋与兵衛 東小金井店	小金井市梶野町 5-9-18	プロパン 900
ビックローズ 2 1	小金井市梶野町 4-11-4	液化石油ガス 300
幸楽苑 東小金井店	小金井市梶野町 1-6-22	液化石油ガス 980
ソシア	小金井市梶野町 3-11-13	プロパン 300
ハウス小山 1号棟	小金井市梶野町 1-7-22	液化石油ガス 600
NPO SSS東小金井荘	小金井市梶野町 4-10-24	液化石油ガス 300
島田 一郎	小金井市関野町 5-9-25	液化石油ガス 300
肉の万世 小金井店	小金井市関野町 1-3-4	液化石油ガス 400
ジョナサン 東小金井店	小金井市緑町 2-1-38	液化石油ガス 800
YMSレジデンス A棟	小金井市緑町 2-5-51	液化石油ガス 2,000
魚屋路 東小金井店	小金井市緑町 2-1-38	液化石油ガス 800
ビッグアップル 2 1	小金井市緑町 2-17-6	プロパン 300
レオパレス緑町	小金井市緑町 3-1-15	液化石油ガス 400
MAPLE RIDGE	小金井市緑町 2-5-60	液化石油ガス 990
丸井孝之工業所	小金井市中町 3-6-14	液化石油ガス 300
すき屋 小金井中町店	小金井市中町 2-8-2	液化石油ガス 400
鈴栄ビル	小金井市中町 2-16-17	液化石油ガス 400
ピーコックストア 東小金井店	小金井市中町 2-23-23	液化石油ガス 400
味の民芸 フードサービス株式会社	小金井市前原町 1-7-8	液化石油ガス 800
小川マンション	小金井市前原町 4-22-28	液化石油ガス 800
ガスト 小金井前原店	小金井市前原町 5-7-9	液化石油ガス 800
小金井ハイム	小金井市前原町 5-8-15	液化石油ガス 800
アートメゾン武蔵小金井	小金井市前原町 5-9-19	液化石油ガス 400
ロイヤルホスト 小金井南店	小金井市前原町 5-11-1	液化石油ガス 900

名称	住所	貯蔵容量 (ガス単位 kg)
吉野家 小金井店	小金井市前原町 4-13-7	液化石油ガス 400
かつや 小金井前原店	小金井市前原町 1-7-2	液化石油ガス 300
江川亭 本店	小金井市前原町 5-9-11	液化石油ガス 500
エコウォッシュカフェ 小金井東八通り店	小金井市前原町 4-11-40	液化石油ガス 500
ストレージプラス 小金井前原町	小金井市前原町 5-9-7	液化石油ガス 500
ケイアンドケイ	小金井市前原町 5-1-34	プロパン 300
前原ビル	小金井市前原町 1-7-5	液化石油ガス 400
カーサ早川	小金井市本町 1-10-2	液化石油ガス 800
信和工業株式会社	小金井市本町 1-13-9	液化石油ガス 400
株式会社メディセオ 小金井支店	小金井市本町 6-9-36	液化石油ガス 400
しゃぶ葉 小金井本町店	小金井市本町 5-33-17	液化石油ガス 900
都立多摩科学技術高等学校 ABC棟	小金井市本町 6-8-9	アセチレン 56 圧縮酸素 560
武蔵小金井駅 nonowa 武蔵小金井EAST	小金井市本町 6-14-29	アセチレン 35
パストラル	小金井市本町 5-33-12	プロパン 300
株式会社いなげや 小金井本町店	小金井市本町 3-1-1	液化石油ガス 300
太平ビル	小金井市本町 5-18-5	プロパン 300
アリュールBLD	小金井市本町 5-5-4	液化石油ガス 1
エムティ・アール	小金井市本町 5-32-6	液化石油ガス 300
トラスティ ふじの木	小金井市本町 1-15-8	液化石油ガス 300
桜町マンション	小金井市桜町 1-7-12	液化石油ガス 500
さくら・けやき荘	小金井市桜町 1-11-25	液化石油ガス 400
内田 烈	小金井市桜町 3-1-2	液化石油ガス 300
モンシャトー永井	小金井市桜町 3-5-4	液化石油ガス 500
UME A棟	小金井市桜町 3-6-5	液化石油ガス 500
エランドールB	小金井市桜町 3-5-10	液化石油ガス 300
レオパレスさくらんぼ	小金井市桜町 2-12-33	液化石油ガス 300
くら寿司 小金井店	小金井市桜町 3-4-5	液化石油ガス 500
サンハイツ	小金井市貫井北町 1-6-13	液化石油ガス 950
ゼルコバマンション 1号棟	小金井市貫井北町 5-21-15	液化石油ガス 900
ゼルコバマンション 2号棟	小金井市貫井北町 5-21-17	液化石油ガス 900
メイプルアベニュー	小金井市貫井北町 1-18-17	液化石油ガス 500
コーポラス小金井	小金井市貫井北町 3-37-3	液化石油ガス 900
素心窯	小金井市貫井北町 1-7-31	ブタン 50
レオパレス シャンテ	小金井市貫井北町 2-2-24	プロパン 300
さつき荘 (×3)	小金井市貫井北町 1-7-22	プロパン 300

名称	住所	貯蔵容量 (ガス単位 kg)
トゥレル1	小金井市貫井北町 2-15-11	プロパン 300
サンハイム大沢	小金井市貫井南町 2-3-5	液化石油ガス 400
サンハイム大沢パート2	小金井市貫井南町 2-3-5	液化石油ガス 500
大沢共同	小金井市貫井南町 1-7-1	液化石油ガス 300
ブルースカイ大沢	小金井市貫井南町 1-27-14	液化石油ガス 600
サイゼリヤ 小金井貫井南店	小金井市貫井南町 2-2-25	液化石油ガス 490
スエヒロ館 小金井店	小金井市貫井南町 1-11-1	液化石油ガス 980
久の湯コインランドリー	小金井市貫井南町 4-11-31	プロパン 300
兼六	小金井市貫井南町 1-23-6	液化石油ガス 450

資料：小金井消防署

資料 震災編 2-2-21 市内における毒劇物保安施設

文書管理機関名：市総務部

本編該当頁：第2部 p130, 危機管理編 p584

市内における毒劇物保安施設一覧

(令和4年4月現在)

名 称	住 所	貯蔵容量(ガス単位kg)
な し		

資料：小金井消防署

資料 震災編 2-2-22 市内における放射性物質保安施設	
文書管理機関名：市総務部	本編該当頁：第2部 p130, 危機管理編 p584

核燃料物質等の貯蔵又は取扱いの届け出一覧

(令和4年4月現在)

名称	東京農工大学工学部			
場所	小金井市中町 2-24-16(実験棟・4号館 312号室・10号館 102号室)			
貯蔵取扱物件・品名数量	貯蔵取扱物件	品目	数量	使用目的
	放射性同位元素	ストロンチウム 90(90Sr) 他 33 種類	740.00KBq (1日の最大使用量)	実験・測定 実験棟
		ニッケル 63(63Ni) ガスクロマトグラフ	370.00MBq (1個あたりの数量)	河川・湖沼底泥 の分析・4号館
		ニッケル 63(63Ni) ガスクロマトグラフ	555.00MBq (1個あたりの数量)	薬品成分の検出 10号館
		セシウム 137(137Cs) 密度計	11.10GBq (1個あたりの数量)	遮蔽室・測定
名称	東京学芸大学			
場所	小金井市貫井北町 4-4-1(放射性同位元素実験棟)			
貯蔵取扱物件・品名数量	貯蔵取扱物件	品名	数量	使用目的
	放射性同位元素	ナトリウム 22(22Na) 他 41 種類	318.00MBq (1日の最大使用量)	理工学研究測定
名称	株式会社日本公害管理センター			
場所	小金井市緑町 4-6-32(ガスクロ室)			
貯蔵取扱物件・品名数量	貯蔵取扱物件	品名	数量	使用目的
	放射性同位元素	ニッケル 63(63Ni) ガスクロマトグラフ	370MBq (1個あたりの数量)	検査
名称	警視庁小金井警察署			
場所	小金井市貫井南町 3-21-3(1階機器保管庫)			
貯蔵取扱物件・品名数量	貯蔵取扱物件	品名	数量	使用目的
	火薬	実砲及び空砲 2900 個	火薬量(540g)	保管・管理

名称	株式会社 長崎屋(MEGAドン・キホーテ)			
場所	小金井市本町 5-11-2			
貯蔵取扱物件・品名数量	貯蔵取扱物件	品目	数量	使用目的
	煙火・その他の火工品	がん具煙火	250 kg	一般消費(販売)

資料：小金井消防署

資料 震災編 2-2-23 指定文化財一覧

文書管理機関名：市教育委員会

本編該当頁：第2部 p133

市指定文化財一覧

(令和4年4月1日現在)

No	条例種別	名称	時代	所在地	所有者等	指定年月日
1	有形文化財	応永廿九年銘薬師如来立像	1422	梶野町 3-7-5	長昌寺	昭和 48. 02. 13
2	有形文化財	閻魔堂木造閻魔王坐像	1777	貫井南町 4-19	共同管理	昭和 52. 05. 28
3	有形文化財	渡辺家墓地月待板碑	1422	中町 4-9	共同管理	昭和 48. 02. 13
4	有形文化財	金井観花詩歌図巻・附小金井桜樹碑拓本	1826	緑町 3-2-37	小金井市	平成 19. 08. 23
5	有形文化財	中山谷遺跡 10 号住居址出土土器群	縄文	緑町 3-2-37	小金井市	平成 19. 08. 23
6	有形文化財	中山谷遺跡 23 号住居址出土土器群	縄文	緑町 3-2-37	小金井市	平成 19. 08. 23
7	有形文化財	野川中洲北遺跡出土旧石器時代石器群及び植物遺体	旧石器	緑町 3-2-37	小金井市	平成 23. 04. 25
8	有形文化財	荒牧遺跡出土旧石器時代石器群	旧石器	緑町 3-2-37	小金井市	平成 23. 04. 25
9	有形文化財	貫井遺跡 2. 3. 6 号住居址出土縄文時代中期土器群	縄文	緑町 3-2-37	小金井市	平成 23. 04. 25
10	有形文化財	中山谷遺跡 29 号住居址出土縄文時代中期土器群	縄文	緑町 3-2-37	小金井市	平成 23. 04. 25
11	有形文化財	貫井南遺跡出土縄文時代中期装身具	縄文	緑町 3-2-37	小金井市	平成 23. 04. 25
12	有形文化財	前原町 3 丁目出土板碑	鎌倉・南北朝	緑町 3-2-37	小金井市	平成 23. 04. 25
13	有形文化財	鈴木英男家文書	江戸・明治	緑町 3-2-37	小金井市	平成 23. 04. 25
14	有形民俗文化財	寛文六年庚申塔	1666	中町 4-11	金蔵院	昭和 48. 02. 13
15	有形民俗文化財	寛政六年庚申塔	1794	貫井南町 4-11	小金井市	昭和 48. 02. 13
16	有形民俗文化財	梶家所蔵板碑群	1308～	前原町 3-32-15	個人所有	昭和 48. 02. 13
17	有形民俗文化財	梶家所蔵宝篋印塔	14 世紀	前原町 3-32-16	個人所有	昭和 48. 02. 13
18	有形民俗文化財	川崎平右衛門供養塔	1795	関野町 2-8-4	真蔵院	昭和 48. 11. 17
19	有形民俗文化財	旧大澤家稗倉(穀櫃)	1783	緑町 3-2-37	小金井市	平成 23. 04. 25
20	無形民俗文化財	野謠		緑町	小金井郷土芸能保存会	昭和 53. 03. 11
21	無形民俗文化財	貫井囃子		貫井南町	貫井囃子保存会	昭和 53. 03. 11
22	無形民俗文化財	小金井囃子		中町・東町	小金井囃子保存会	平成 14. 11. 12
23	無形民俗文化財	関野町餅つき		関野町	関野町餅搗保存会	平成 14. 11. 12
24	史跡	空林荘	1933	緑町 3-2-37	小金井市	昭和 55. 06. 21
25	史跡	旧浴恩館(青年団講習所跡)	1929	緑町 3-2-37	小金井市	昭和 63. 03. 17
26	天然記念物	大久保家のカキノキ	近世～	緑町 5-2--31	個人所有	昭和 49. 02. 27
27	天然記念物	松島家のサンシュユ	近世～	関野町 2-6-7	個人所有	昭和 49. 02. 27
28	天然記念物	浴恩館公園のツツジ群	近代	緑町 3-2-37	小金井市	昭和 49. 02. 27
29	天然記念物	金蔵院のケヤキとムクノキ	近世～	中町 4-13-25	金蔵院	昭和 49. 06. 14
30	有形文化財	吉野家住宅	近世	桜町 3-7-1	東京都	平成 27. 04. 08
31	有形文化財	天明家住宅(附2棟)	近世	桜町 3-7-1	東京都	平成 27. 04. 08
32	有形文化財	奄美の高倉	近世	桜町 3-7-1	東京都	平成 27. 04. 08
33	有形民俗文化財	宝永五年六十六部廻国供養塔	近世	中町 4-12	小金井市	平成 27. 12. 08
34	有形文化財	小金井市神社本殿	近世	中町 4-7-2	小金井神社	令和 02. 12. 01

市指定登録文化財一覧

(令和4年4月1日現在)

No	条例種別	名称	時代	所在地	所有者等	指定年月日
1	有形文化財	貫井遺跡出土片口碗形土器	縄文	緑町 3-2-37	小金井市	平成 23. 04. 25
2	有形文化財	前原町 3 丁目出土蔵骨器	室町	緑町 3-2-37	小金井市	平成 23. 04. 25
3	有形文化財	小金井橋碑石 附小金井橋碑文	1852	緑町 3-2-37	小金井市	平成 23. 04. 25
4	有形文化財	陸軍技術研究所境界石杭	1940～	緑町 3-2-37	小金井市	平成 23. 04. 25
5	有形文化財	下山谷念仏講用具	1719～	緑町 3-2-37	小金井市	平成 23. 04. 25
6	有形民俗文化財	貫井坂下中組講碗組合什器	1857	緑町 3-2-37	小金井市	平成 23. 04. 25
7	有形民俗文化財	国産ミシヨー型自転車	明治	緑町 3-2-37	小金井市	平成 23. 04. 25

国指定文化財等

(令和4年4月1日現在)

No	条例種別	名称	時代	所在地	所有者等	指定年月日
1	名勝	小金井(サクラ)	近世～	小平市～武蔵野市	東京都	大正 13. 12. 09
2	重要文化財	土製耳飾/調布市布田町下布田遺跡出土	縄文時代	桜町 3-7-1	東京都	昭和 54. 06. 06
3	記録選択	江戸の糸あやつり人形	近世～	貫井北町 3-18-2	結城座	平成 08. 11
4	史跡	玉川上水	近世～	羽村市～渋谷区	東京都	平成 15. 08. 27
5	登録有形文化財	旧中村研一邸主屋	1959	中町 1-11-3	小金井市	平成 31. 03. 29
6	登録有形文化財	旧中村研一邸主屋 (花侵庵)	1960	中町 1-11-3	小金井市	平成 31. 03. 29

都指定文化財

(令和4年4月1日現在)

No	条例種別	名称	時代	所在地	所有者等	指定年月日
1	無形文化財	江戸の糸あやつり人形	近世～	貫井北町 3-18-2	結城座	昭和 31. 03. 03
2	旧跡	金井原古戦場	中世	前原町一帯		昭和 11. 03. 04
3	有形文化財	旧自証院霊屋	近世	桜町 3-7-1	東京都	昭和 35. 02. 13
4	有形文化財	茂呂遺跡出土石器	旧石器時代	桜町 3-7-1	東京都	平成 11. 03. 03
5	有形文化財	旧前川家住宅主屋	近代	桜町 3-7-1	東京都	平成 27. 03-16
6	有形文化財	旧小山邸	近代	桜町 3-7-1	東京都	平成 31. 03. 29
7	有形文化財	旧三井家本邸	近代	桜町 3-7-1	東京都	平成 31. 03. 29

資料 震災編 2-2-24 高圧ガス大規模漏洩時に係る連絡通報窓口	
文書管理機関名：市総務部	本編該当頁：第2部 p144

高圧ガス大規模漏洩時に係る連絡通報窓口

機 関 別 担 当 課 名		電 話 番 号
都	昼	総務局総合防災部防災対策課 13-70227 (消防防災無線) 13-70096 (〃 FAX) 03-5321-1111 (NTT) (代) 03-5388-2456 (NTT) 03-5388-1260 (〃 FAX) 03-5388-3542 (NTT)
	夜	環境局環境改善部環境保安課 夜間防災連絡室 13-70349 (消防防災無線) 13-70096 (〃 FAX) 03-3488-7270 (NTT)
警 察	警視庁警備部災害対策課	03-3581-4321 (NTT) (代) 内 55541
消防本部	東京消防庁災害救急情報センター 稲城市消防本部	03-3212-2111 (NTT) (代) 042-377-7119 (NTT)

資料：東京都地域防災計画（令和3年修正）大規模事故編・資料編

被害状況報告書（様式）

受付日時	年 月 日 AM 時 分 PM 時 分	
内 容	日時 年 月 日 AM 時 分 PM 時 分	
	場所 区 町 丁目 番 号 市	
	事業所名 (連絡先電話)	
	被害状況（規模、被害の範囲等）	
	<table border="1"> <tr> <td> 人的被害 死者 名 重傷者 名 軽傷者 名 なし </td> <td> 物的被害 </td> </tr> </table> <p>ガスの種類、量： 火薬の種類、量：</p>	人的被害 死者 名 重傷者 名 軽傷者 名 なし
人的被害 死者 名 重傷者 名 軽傷者 名 なし	物的被害	
	応急措置（消火活動、救急活動、緊急作業の実施状況）	
特記事項		

資料：東京都地域防災計画（令和元年修正）震災編・資料編

資料 震災編 2-3-1 都道及び市道の状況

文書管理機関名：市都市整備部

本編該当頁：第2部 p155

1. 都道の状況

(1) 都道施設の現況

(令和4年4月現在)

種別	路線数 (本)	延長 (m)	面積 (㎡)	舗装道				砂利道				その他 植栽 %
				延長 (m)	%	面積 (㎡)	%	延長 (m)	%	面積 (㎡)	%	
都道	8	17,216	273,418	17,216	100	252,617	92.4	0	0	747	0.3	7.3

(2) 都道に関する橋梁の現況

(令和4年4月現在)

種別		合計
都道	数	7
	延長 (m)	97
	面積 (㎡)	1,595

2. 市道の状況

(1) 市道に関する現況

(令和4年4月現在)

種別	路線数 (本)	延長 (m)	面積 (㎡)	舗装道				砂利道			
				延長 (m)	%	面積 (㎡)	%	延長 (m)	%	面積 (㎡)	%
市道	727	161,298	798,835	156,216	96.8	774,072	96.9	4,920	3.0	15,175	1.9

(2) 市道に関する橋梁の現況

(令和4年4月現在)

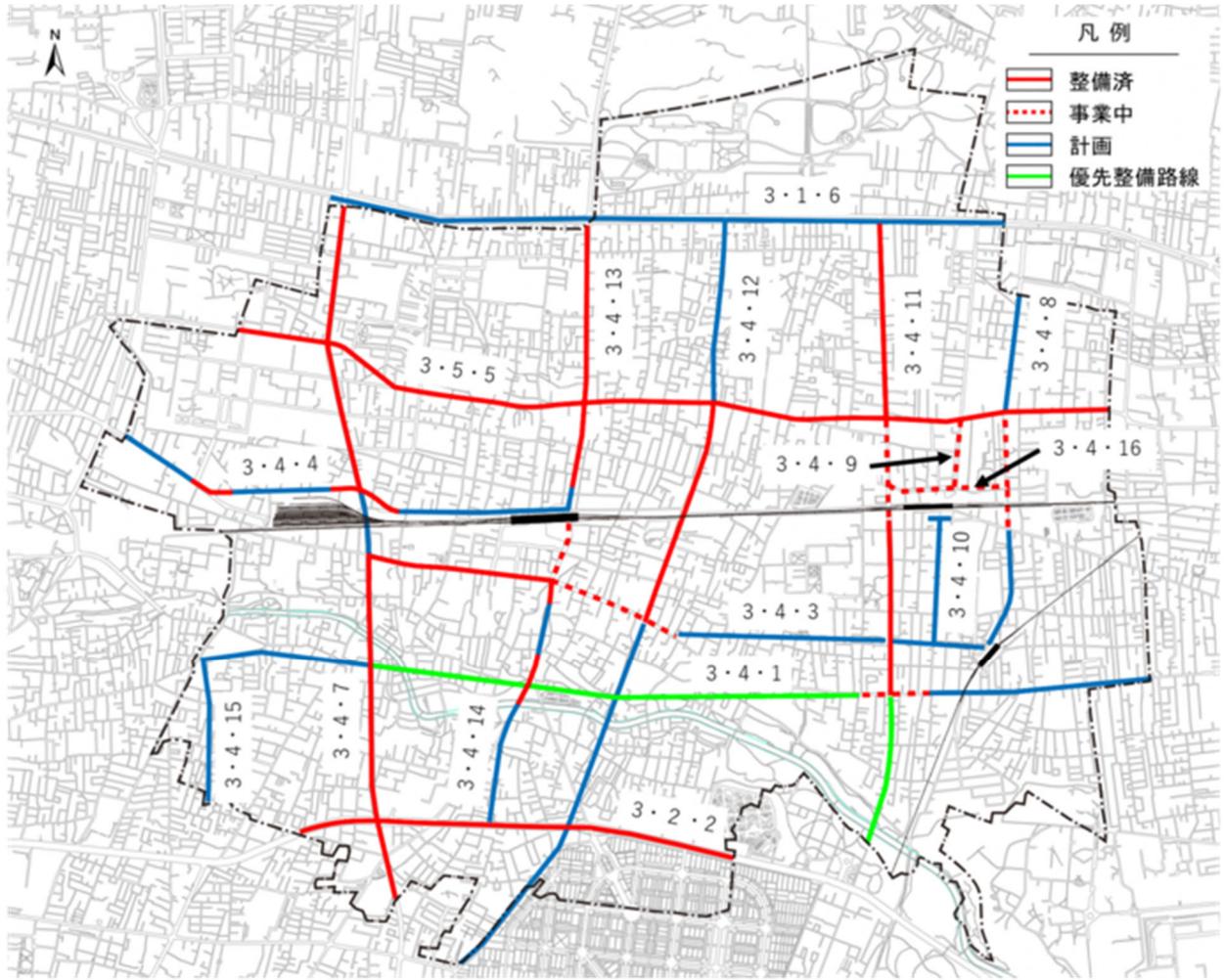
種別		合計
市道	数	64
	延長 (m)	545.92
	面積 (㎡)	2,699.92

資料 震災編 2-3-2 都市計画道路の状況	
文書管理機関名：市都市整備部	本編該当頁：第2部 p155

都市計画道路(幹線街路)の状況

(令和4年4月現在)

種別	路線名	計画延長 (m)	計画幅員 (m)	改良済 延長 (m)
幹線街路	3・1・6 東京立川線	2,540	45~49	0
幹線街路	3・2・2 東京八王子線	1,350	30	1,350
		460	36	460
幹線街路	3・4・1 三鷹国分寺線	3,300	16	0
		360	20.5	0
幹線街路	3・4・3 新小金井貫井線	2,560	16	1,205
幹線街路	3・4・4 小金井日野駅線	1,970	16	640
幹線街路	3・4・7 府中清瀬線	2,334	20	2,334
		430	18	430
		266	24	0
幹線街路	3・4・8 新小金井久留米線	1,500	16	75
幹線街路	3・4・9 東小金井駅北口線	270	20	190
幹線街路	3・4・10 東小金井駅南口線	520	16	0
幹線街路	3・4・11 府中東小金井線	2,690	18	1,816
幹線街路	3・4・12 多磨墓地小金井公園線	2,660	16	960
		760	12	0
幹線街路	3・4・13 小金井久留米線	1,240	16	1,200
幹線街路	3・4・14 小金井駅前原線	1,360	16	350
幹線街路	3・4・15 府中国分寺線	580	16	0
幹線街路	3・4・16 東小金井駅北口東西線	480	16	229
幹線街路	3・5・5 三鷹駅国分寺線	3,700	12	3,700



「この地図は東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺1/2,500の地形図を利用して作成したものである。(承認番号)4都市基交著第53号、令和4年7月12日」
 「この地図は東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺1/2,500の地形図を利用して作成したものである。ただし、計画線は、都市計画道路の計画図から転記したものである。無断複製を禁ず。(承認番号)4都市基街都115、令和4年7月4日」

都市計画道路（幹線街路）整備状況図

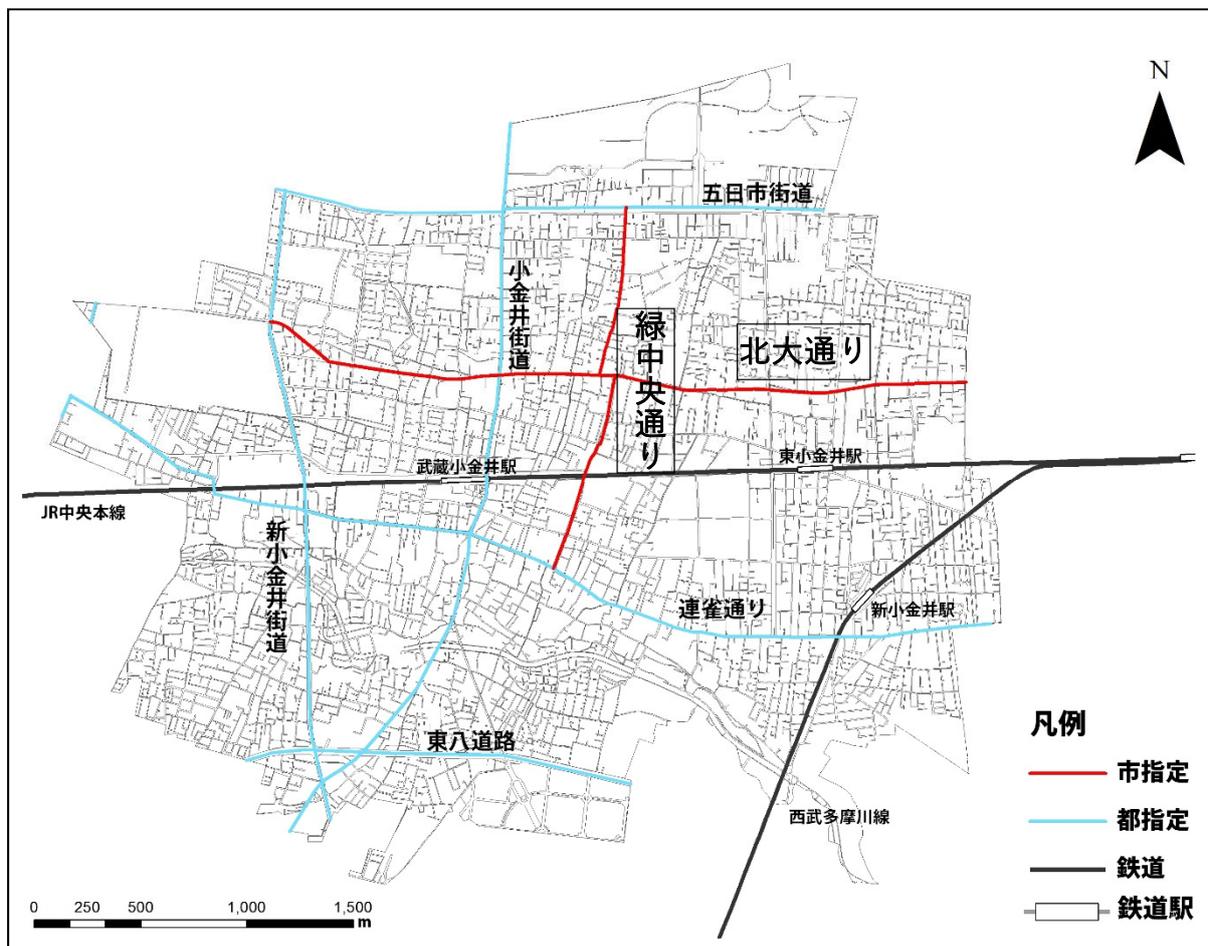
資料 震災編 2-3-3 市緊急輸送ネットワーク図

文書管理機関名：市都市整備部

本編該当頁：第2部 p157

市緊急輸送ネットワーク図

路線名
市道第1号線：北大通り
市道第12号線：緑中央通り



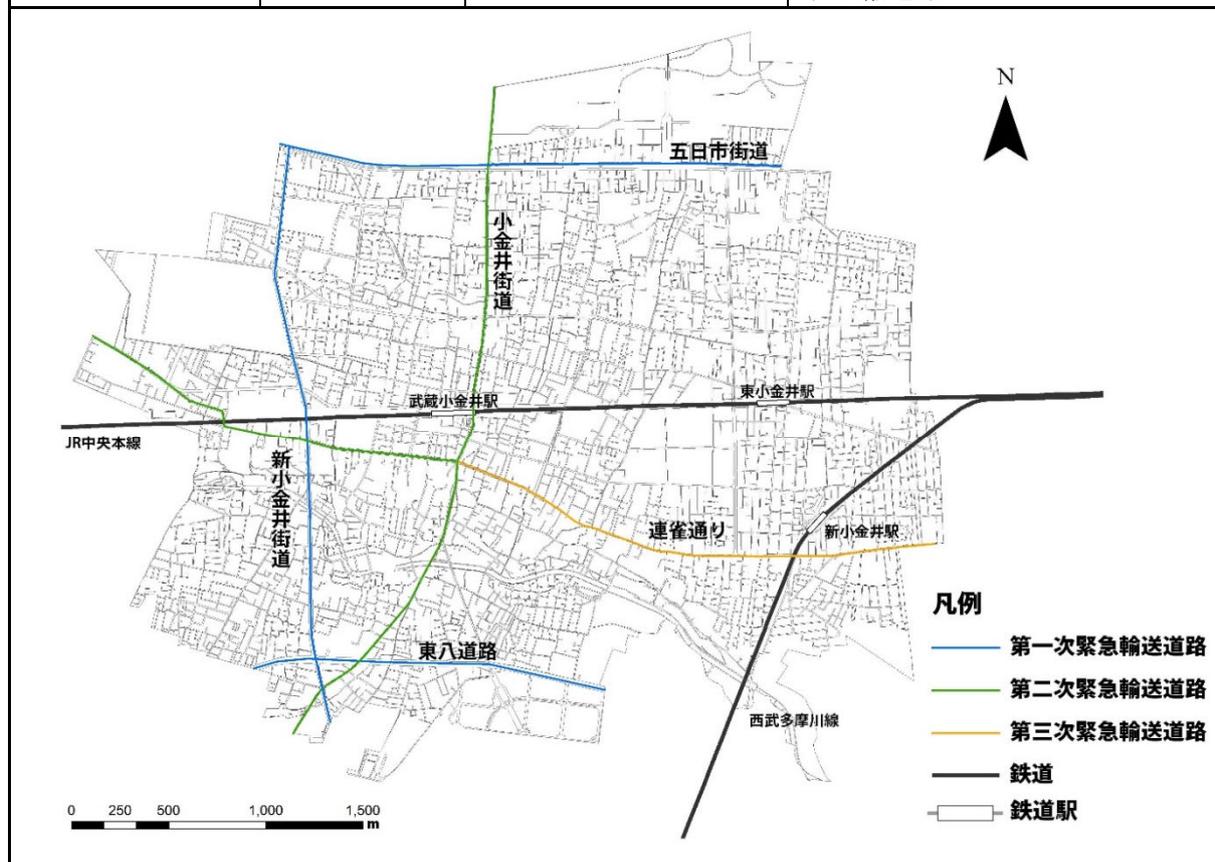
資料 震災編 2-3-4 都緊急輸送ネットワーク

文書管理機関名：市総務部

本編該当頁：第2部 p158

都緊急輸送ネットワーク

分類	市内対象道路	目的	説明
第一次緊急輸送ネットワーク	新小金井街道 五日市街道 東八道路	都と区市町村本部間及び都と他県との連絡を図る。	応急対策の中核を担う都本庁舎、立川地域防災センター、区市町村庁舎、輸送路管理機関及び重要港湾、空港等を連絡する輸送路
第二次緊急輸送ネットワーク	小金井街道 連雀通り	第一次緊急輸送路と救助、医療、消火等を行う主要初動対応機関との連絡を図る。	第一次緊急輸送路と放送機関、自衛隊や警察・消防・医療機関等の主要初動対応機関、ライフライン機関、ヘリコプター災害時臨時離着陸場候補地等を連絡する輸送路
第三次緊急輸送ネットワーク	連雀通り	主に緊急物資輸送拠点間の連絡を図る。	トラックターミナルや駅等の広域輸送拠点、備蓄倉庫と区市町村の地域内輸送拠点等を連絡する輸送路



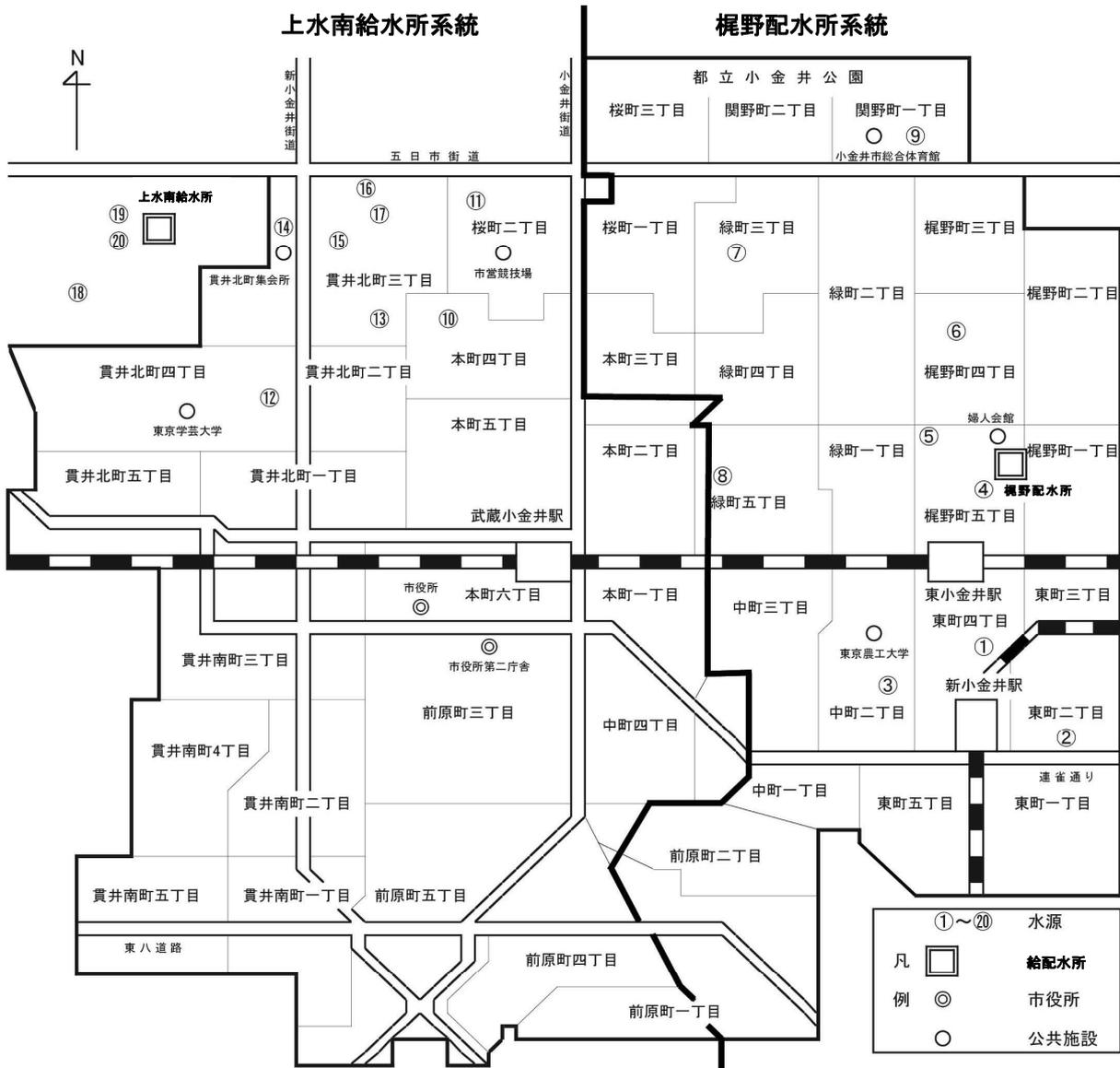
都緊急輸送道路ネットワーク計画図

資料 震災編 2-3-6 水道施設位置図

文書管理機関名：市総務部

本編該当頁：第2部 p160

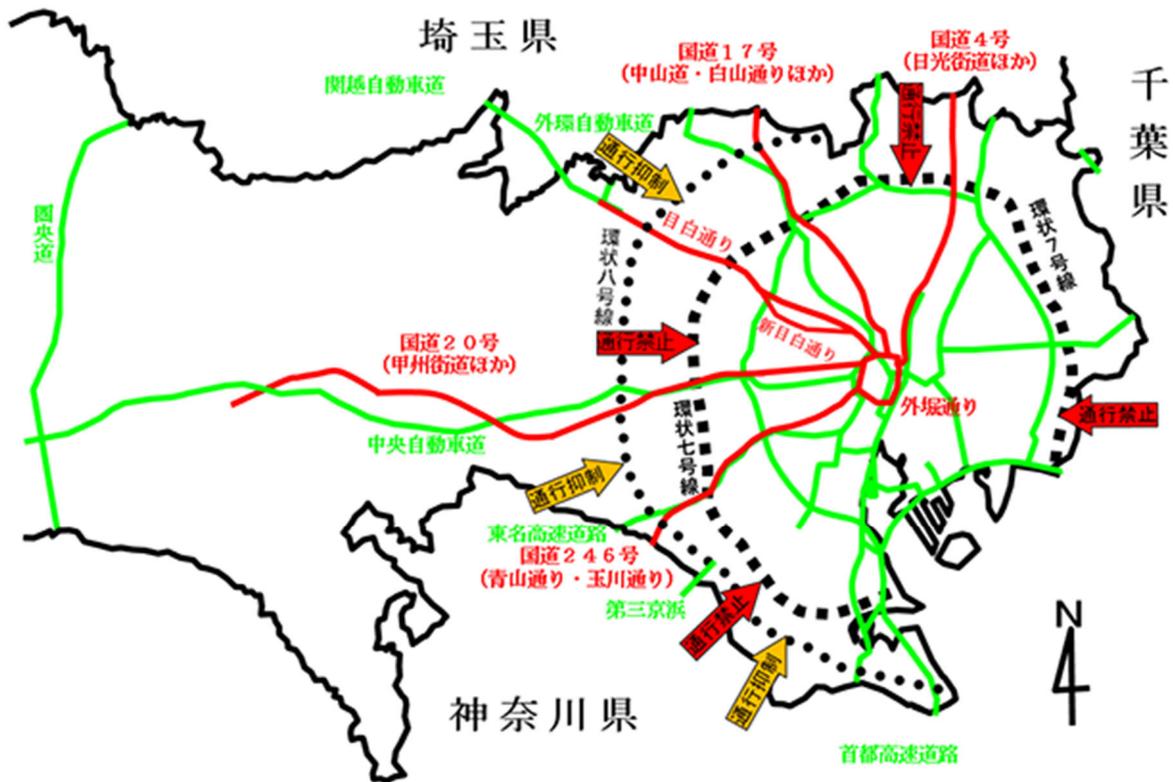
水道施設位置図



給配水施設名称		所在地	給配水施設名称		所在地
上水南給水所		小平市上水南町3-12-36	梶野配水所		小金井市梶野町5-10-33
	水源名称	所在地		水源名称	所在地
上水南系	⑩ 小金井本町水源	小金井市本町4-20	梶野系	① 小金井東町一号水源	小金井市東町4-25-6
	⑪ 桜町水源	小金井市桜町2-3-15		② 小金井東町二号水源	小金井市東町2-7
	⑫ 貫井北一号水源	小金井市貫井北町4-1		③ 小金井中町水源	小金井市中町2-19
	⑬ 貫井北二号水源	小金井市貫井北町3-1		④ 梶野一号水源	小金井市梶野町5-10-33
	⑭ 貫井北三号水源	小金井市貫井北町3-31		⑤ 梶野二号水源	小金井市梶野町5-7-1
	⑮ 貫井北四号水源	小金井市貫井北町3-23		⑥ 梶野三号水源	小金井市梶野町4-13
	⑯ 貫井北五号水源	小金井市貫井北町3-39		⑦ 小金井緑町一号水源	小金井市緑町3-4
	⑰ 貫井北六号水源	小金井市貫井北町3-36		⑧ 小金井緑町二号水源	小金井市緑町5-17
	⑱ 上水南一号水源	小平市上水南町4-7		⑨ 関野水源	小金井市関野町1-9
	⑲ 上水南二号水源	小平市上水南町3-12-36			
⑳ 上水南三号水源	小平市上水南町3-12-36				

資料 震災編 2-3-7 大震災時における交通規制図（第一次）	
文書管理機関名：市総務部	本編該当頁：第2部 p167

大震災時における交通規制図〔第一次〕（警視庁）



凡 例			
環状七号線	■ ■ ■ ■	環状八号線	● ● ● ● ● ● ● ●
緊急自動車専用路	— (Red line)	国道4号、国道17号(白山通りほか)、 国道20号、国道246号、 目白通り・新目白通り、外堀通り	
	— (Green line)	高速自動車国道・首都高速道路等	

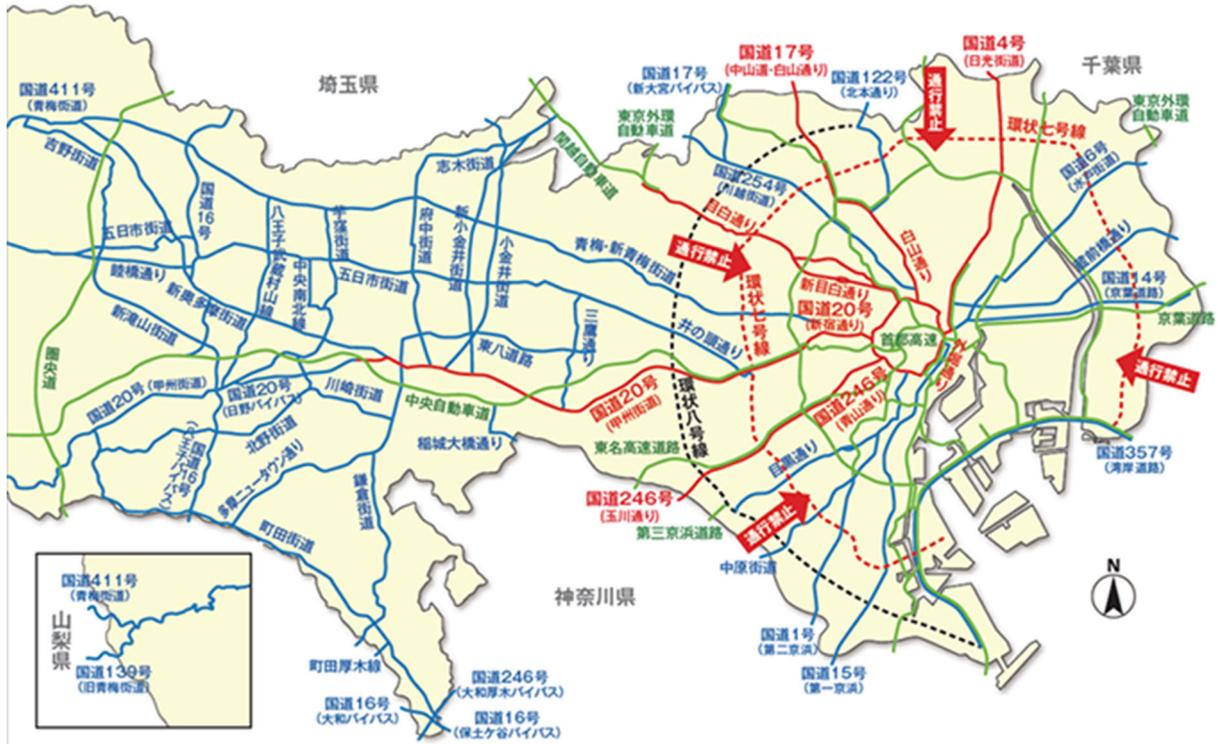
注) 大震災時とは、都内に震度6弱以上の地震が発生し、かつ、大規模な災害が発生したことを現場の警察官が認知した場合をいう。

資料 震災編 2-3-8 大震災時における交通規制図（第二次）

文書管理機関名：市総務部

本編該当頁：第2部 p168

大震災時における交通規制図〔第二次〕（警視庁）



凡	例	
環状七号線	■■■■■	環状八号線 ●●●●●
緊急交通路	■■■■■	優先して指定する路線 (国道4号・国道17号(白山通りほか)・国道20号 ・国道246号・目白通り・新目白通り・外堀通り)
	■■■■■	優先して指定する路線 (高速自動車国道・首都高速道路等)
	■■■■■	被害状況により指定する路線

資料 震災編 2-3-9 運転者のとるべき措置

文書管理機関名：市総務部

本編該当頁：第2部 p170

運転者のとるべき措置（警視庁）

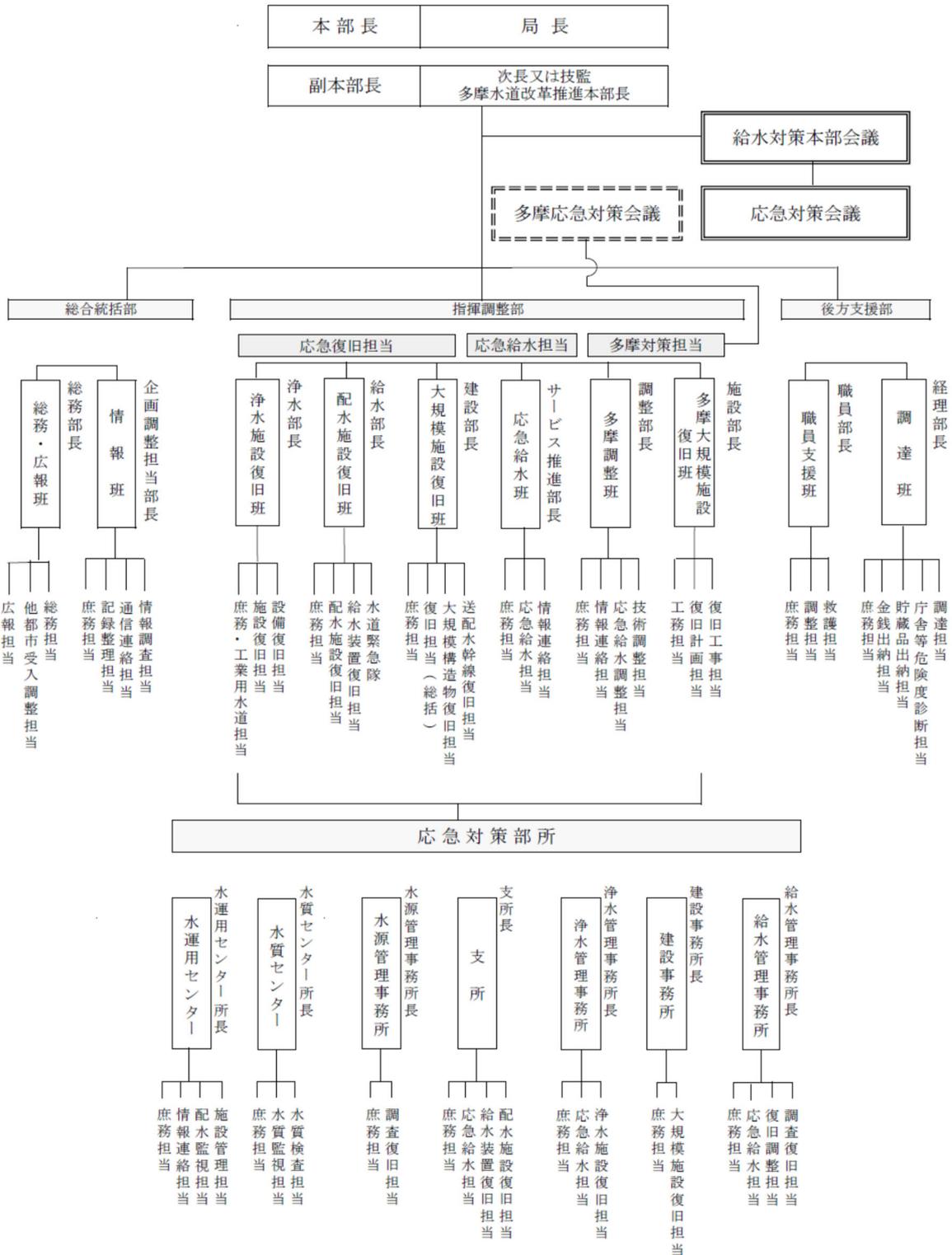
- 1 原則として、現に車両を運転中の運転者を除いて、車両を使用しないこと。
- 2 現に車両を運転中の運転者は、速やかに緊急自動車専用路又は緊急交通路以外の道路又は道路外に車両を移動させ、目的地に到着後は車両を使用しないこと。
- 3 首都高速道路等を通行している車両の運転者は、次の原則を守ること。
 - ① 慌てずに減速した後、右車線を緊急自動車専用又は緊急通行車両用の通行路として空けるため左側に寄せて停車し（渋滞等で左側に寄せられない場合は、右側に寄せ、道路中央部分を緊急自動車専用又は緊急通行車両用の通行路として空けること。）、エンジンを止める。
 - ② カーラジオ等で、地震情報、交通情報等を聞いて状況を把握する。
 - ③ 危険が切迫している場合以外は、自分の判断のみだりに走行しない。
 - ④ カーラジオ、交通情報板等による警察、首都高速道路株式会社等からの指示、案内又は誘導に従って行動する。
- 4 やむを得ず車両を道路上に置いて避難する場合は、次の原則を守ること。
 - ① 交差点を避け、道路の左側端に寄せて停車する。
 - ② エンジンを止め、エンジンキーは付けたままとするか運転席などの車内の分かりやすい場所に置いておく。
 - ③ 窓は閉め、ドアはロックしない。
 - ④ 貴重品を車内に残さない。

資料 震災編 2-3-10 給水対策本部組織図

文書管理機関名：市総務部

本編該当頁：第2部 p173

給水対策本部組織図（都水道局）



資料 震災編 2-3-11 指定水道工事店一覧	
文書管理機関名：市総務部	本編該当頁：第2部 p174

指定水道工事店一覧

令和4年8月31日現在

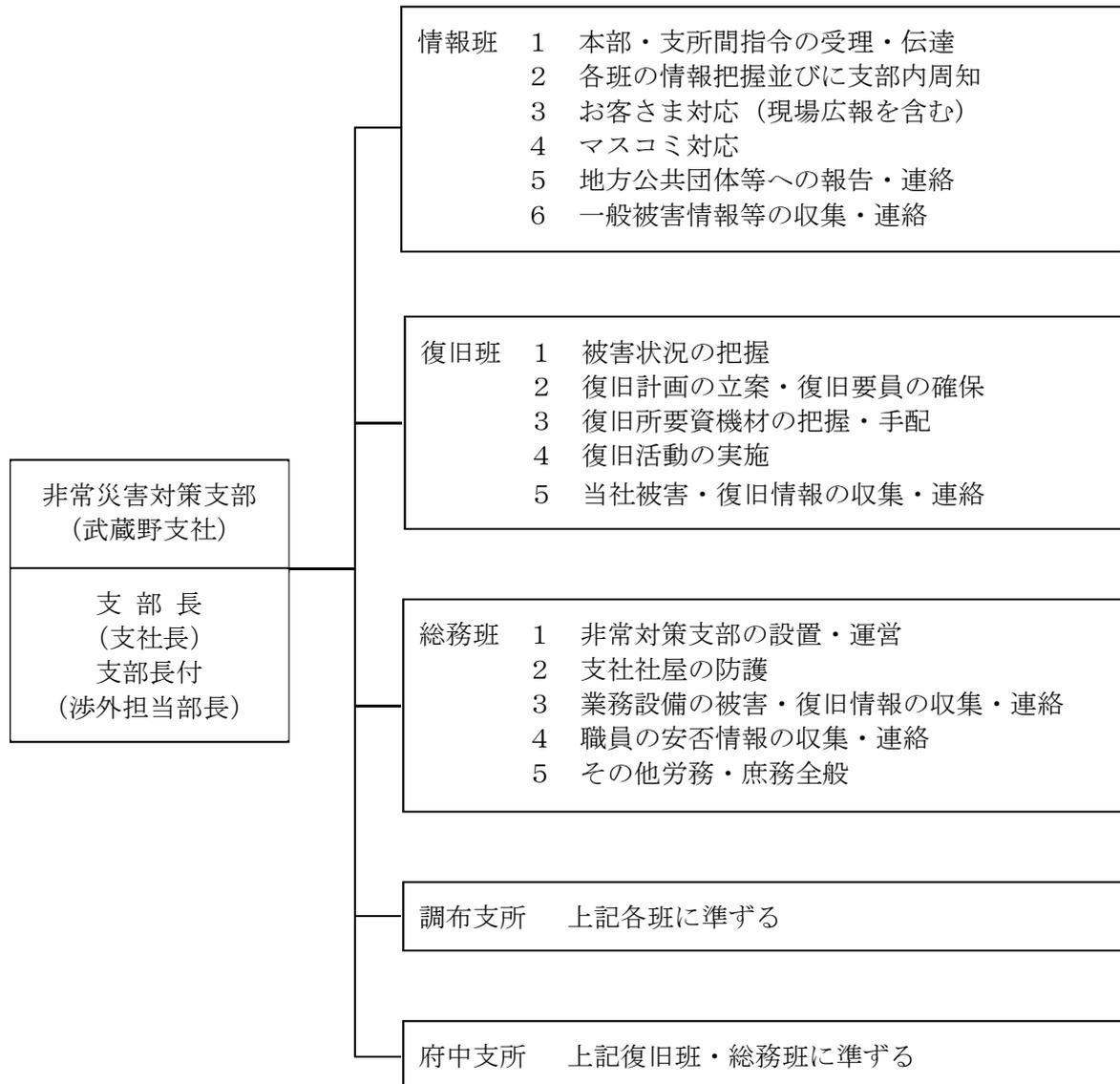
業者名	住所	電話
(有)二宮工業所	東町1-42-18	383-1838
(有)植村設備	東町2-31-5	0422-34-8771
(株)アルファ設備	東町1-41-18	386-7021
倭土木工業(株)	東町5-24-12	385-2364
ヤマトテック(株)	東町5-24-12	385-2327
丸山工業所	梶野町2-3-11	0422-53-9851
遠藤工業所	梶野町3-17-2	384-4776
(有)村田設備設計	梶野町5-5-20	383-1984
(有)旭設備工業	緑町2-1-19	382-5722
(株)海藤工業所	緑町3-4-11	381-1534
パール工業(株) 東京営業所	緑町5-4-19	388-7333
ムサシノアロー(株)	緑町5-21-23	382-0111
シンワプラント(有)	中町2-2-2	316-4230
(株)富士エンジニアリング	中町2-2-1	384-2055
(有)北斗設備	中町3-10-8	208-4224
福田設備	中町3-24-12	316-3880
東京ガスライフバル西むさし(株)	前原町5-6-9	384-5711
(株)水塊	前原町2-7-8	090-7946-9221
(株)翼住設	前原町5-11-36	387-7611
(株)協栄設備工業所	前原町5-16-32	381-0239
ハイデンパイピングワークス(株)	前原町5-1-40	401-2454
(株)昭和未来	本町2-8-27	385-8819
(株)加藤工業	本町5-2-31	381-3335
竹馬商工(株)	本町5-5-2	384-3131
小野建設(株)	本町5-37-30	381-2938
(株)ソルト館	本町5-9-5	384-3173
嶋下設備工業(株)	桜町1-7-12	381-3680
(株)司工業	貫井南町1-1-9	304-9123
長倉工業(株)	貫井南町5-18-22	385-4850
(有)佐々木工業	貫井南町5-21-22	386-5187

資料 震災編 2-4-1 各組織の活動態勢

文書管理機関名：市総務部

本編該当頁：第2部 p223

1 東京電力パワーグリッド(株)武蔵野支社非常災害対策支部組織



2 東京ガス(株) 西部事業本部非常災害対策支部組織

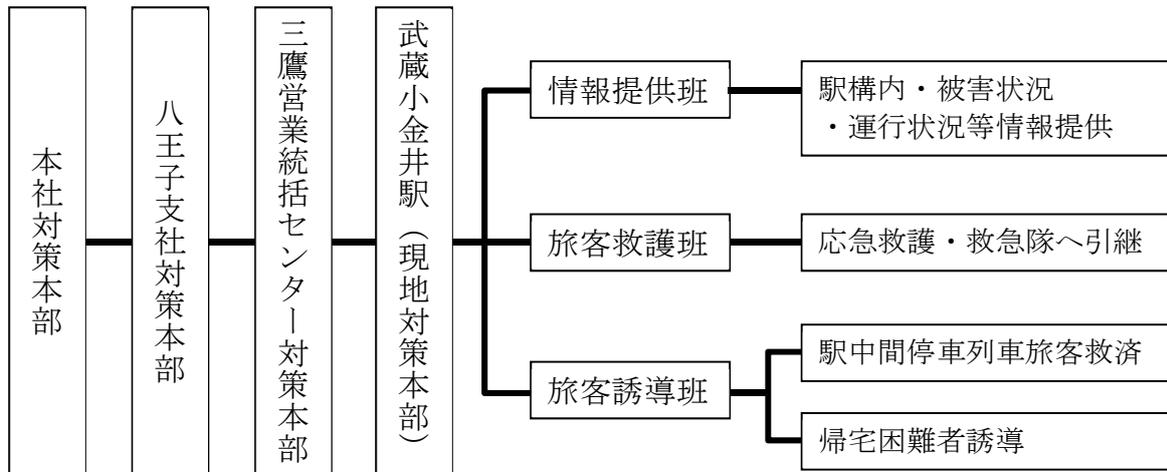
【本部】

班 名		主 な 業 務
広報班		広報資料の作成・周知、外部広報対応、プレス発表場所の設営・運営、支社との連携によるマスコミ支局への広報対応
総務班		本社建物・設備の被害調査・維持管理、経済産業省・局の対応窓口、日本ガス協会との連携、環境(ごみ)管理
人事班		動員状況確認、要員配置・社員勤務状況の管理、全社の安否確認の集計及び配信、食料・宿泊施設の確保状況確認、福利厚生施設の管理・運用、健康管理の実施、不足する作業服・ヘルメット等の調達・配布支援
経理班		会計処理の対応、金融機関等との連携、必要な現金調達、他班への応援
資材班		復旧用資機材の調達計画、備蓄倉庫内の資機材の在庫管理及びローテーションの実施、取引企業との連絡窓口、他班への応援
管財班		建物等施設・設備の維持管理、前進基地確保のための折衝
リビングエネルギー統括班	お客さま保安班	支社支部(本店)の応援計画(マイコンメーター対応、開閉栓対応)、顧客支援計画の作成・実施、TGカスタマー等対応窓口
	お客さまサービス班	顧客からの電話対応、電話応援者の受け入れ対応
	リビング企画班	リビングエネルギー統括班の調整及び広報班と連携した支社(本店)の広報支援
リビング法人営業統括班	設備エンジニアリング事業班	ガス漏洩対応の支援・実施(内管修繕)内管復旧計画の作成・実施、お客さまサービス班の支援、その他必要な事項
エネルギーソリューション統括班	エネルギー企画班	(エネルギーソリューション本部が担当する)顧客支援計画の作成・実施
広域圏営業統括班	広域圏企画班	広域支社の情報収集・対応支援
	広域圏営業班	卸供給先事業者との連絡・対応窓口
導管ネットワーク統括班	導管班	被害情報の調査・収集、導管事業部の情報収集・対応支援、導管事業部間の応援計画及び復旧計画作成
	緊急保安班	ガス漏洩対応、マイコンメーター対応支援
	防災・供給班	非常災害対策本部事務局、K・Lブロック供給停止判断・実施、製造供給計画の見直し・指示、供給操作設備の点検・維持管理、国・自治体(内閣府・都)の対策本部への対応(要員派遣等)
エネルギー生産統括班	エネルギー生産班	工場の被害情報収集・対応支援、各工場の製造計画見直し、移動式ガス発生設備の運営支援
資源事業統括班	原料班	原料調達計画の調整・実施、関係事業者との連絡窓口、他班への応援
IT統括班	IT活用推進班	通信設備・システムの稼働確保、関係会社との連携
支援班		他班のサポート、応援

【支部】

支 部	主 な 業 務
支社支部(本店)	地域行政・地域社会等との連絡窓口、取材対応、自治体の対応(要員派遣等)、マイコンメーター対応、開閉栓対応、顧客支援計画の作成・実施、発災時の機器修理対応支援、他支部との連携
支社支部(広域)	供給停止判断・実施、ガス漏洩対応、マイコンメーター対応、被害情報の収集・対応、顧客からの電話対応、顧客への広報、地域行政・地域社会等との連絡窓口
導管事業部支部	ガス漏洩対応、ガバナ閉・開巡回、マイコンメーター対応支援、被害情報の調査・収集・対応、Lブロック供給停止判断支援、特定需要家対応、他支部との連携
工場支部	工場設備の点検・維持管理、被害情報の収集・対応、ガスの製造調整、移動式ガス発生設備の充填等

3 JR東日本の活動態勢



資料 震災編 2-4-2 自衛隊の連絡先等	
文書管理機関名：市総務部	本編該当頁：第2部 p233

1. 地区担当部隊

都担当	地区担任部隊		担当地域
第1師団長 (練馬)	多摩東分区	第1後方支援連隊 (練馬)	立川・武蔵野・三鷹・府中・昭島・調布・小金井・小平・東村山・国分寺・国立・狛江・東大和・清瀬・東久留米・武蔵村山・西東京市・稲木市・多摩市の各市

2. 緊急の場合の連絡先

部隊名等 (駐屯地・基地名)		連絡責任者	
		時間内	時間外
陸上自衛隊	第1後方支援連隊 (練馬)	第3科長 又は防衛警備幹部 03(3933)1161 内線 2403・2436	連隊当直司令 03(3933)1161 内線 2405
航空自衛隊	作戦システム運用隊 (横田)	企画科長又は防衛班長 042(553)6611 内線 2259・2604	作戦システム運用隊当直 042(553)6611 内線 2348

3. 要請文のあて先

区分	あて先	所在地	活動内容
陸上自衛隊に対するもの	第1師団長	〒179-0081 練馬区北町 4-1-1	車両・舟艇・航空機・地上部隊による各種災害の救援活動
航空自衛隊に対するもの	作戦システム運用隊司令(連絡窓口)	〒197-8503 福生市大字福生 2552	主として航空機による偵察・人員物資の輸送
	航空総隊司令官		
	航空支援集団司令官	〒183-8521 府中市浅間町 1-5-5	
	中部航空方面隊司令官	〒350-1394 狭山市稻荷山 2-3	

資料 震災編 2-4-3 自衛隊仮泊予定地	
文書管理機関名：市総務部	本編該当頁：第2部 p233

自衛隊仮泊予定地

(令和4年4月現在)

施設名	所在地	炊飯用 資器財の備蓄	連絡先	備考
小金井 第一小学校	本町 1-1-6	有	383-1141	
小金井 第二小学校	桜町 2-3-58	有	383-1142	
小金井 第三小学校	梶野町 5-7-1	有	383-1143	
小金井 第四小学校	貫井南町 3-9-11	有	383-1144	
東小学校	東町 4-25-6	有	383-1145	
前原小学校	前原町 3-4-22	有	383-1146	
本町小学校	本町 5-29-21	有	383-1147	
緑小学校	緑町 4-15-39	有	383-1148	
南小学校	前原町 2-2-1	有	383-1149	
小金井 第一中学校	桜町 2-3-15	有	383-1161	
小金井 第二中学校	中町 1-8-25	有	383-1162	
東中学校	東町 1-5-33	有	383-1163	
緑中学校	緑町 2-11-47	有	383-1164	
南中学校	貫井南町 1-26-1	有	383-1105	
上水公園 運動施設	桜町 2-2-31	無	383-1136	

資料 震災編 2-4-4 ヘリコプター発着基準及び表示要領	
文書管理機関名：市総務部	本編該当頁：第2部 p233

1 陸上・航空自衛隊航空機能力基準（自衛隊）（回転翼機（ヘリコプター））
 （平成31年4月現在）

機 能 機 種	性 能					飛行制限		装備 部隊		
	巡航速度 km/h	航続時間 h 又は航続距Km	搭載能力：人 (物資：kg)	離着陸場所 要面積 長さ×巾m	使用燃料	最小視程 km	最低雲高 m			
回転翼機 (ヘリコプター)	OH-6D (中型ヘリ)	239	435Km	2+2	30×30	J P-4	5.0 VMC基準	300 VMC基準	陸上 自衛隊	
	OH-1			2+0	35×35	〃				
	UH1H (中型ヘリ)	215	420Km	2+11	40×40	〃	〃	〃		
	UH1J (中型ヘリ)	216	370Km	2+11	40×40	〃	〃	〃		
	60JA (中型ヘリ)	240	470Km	2+12	40×40	〃	〃	〃		
	CH47J (大型ヘリ)	267	537Km	3+55	100×100	〃	〃	〃		
	CH47JA (大型ヘリ)	257	1,037Km	3+55	100×100	〃	〃	〃		
	AH-1S (対戦車ヘリ)	233	520Km	2+0	40×40	〃	〃	〃		
	CH-47 (大 型)	270	2.0	48	100×100	J P-4 A	〃	〃		
	CH47J (大型ヘリ)	257	1,111Km	3+55	100×100	〃	〃	〃		航空 自衛隊
	UH-60J (中 型)	243	463Km	2+0	100×100	〃	〃	〃		
固定翼機 (レシプロ及びジェット)	LR-1 (連絡偵察機)	460	1,325Km	2+5	滑走420	J P-4	〃	〃	陸上 自衛隊	
	LR-2 (連絡偵察機)	440	1,800Km	2+8	滑走1,006	〃	〃	〃		
	U-4 (J) (多用途支援機)	M0.8	6,575Km	15	2,000×45	J P-4 A	〃	〃	航空 自衛隊	
	U-125A (J) (捜索救難機)	820	4,000Km	4	1,500×45	〃	〃	〃		
	YS-11 (輸 送 機)	432	2.7	46 (4,600)	870×45	〃	〃	〃		
	C-1 (J) (輸 送 機)	570	3.2	64 (8,000)	640×45	〃	〃	〃		
	C-130H (輸 送 機) 愛知県小牧基地	620	4,000Km	72	1,500×45	〃	〃	〃		
	T-400 (J) (輸 送 機) 鳥取県美保基地	870	3,000Km	6	1,500×45	〃	〃	〃		
	T-4 (J) (複座連絡機)	640	1.5	2	610×45	〃	〃	〃		
	RF-4E (J) (複座偵察機)	720	1.5	2	800×45	〃	〃	〃		
C-2	890	7,600km	110 (32000)	500×45	〃	〃	〃			

資料：東京都地域防災計画（令和元年修正）資料編

2 ヘリコプター発着場基準及び表示要領（自衛隊）

区分	条件	標 準
発着基準	OH-6D (小型機)	
	OH-1	
	UH-1H(J) (中型機)	
	UH-60J SH-60J SH-60K (中型機)	
	CH-47J CH-47JA (大型機)	
	EC-225	
	表示要領	<p>1 着陸点：着陸点付近のほぼ中央に石灰等で直径4m以上の円を描き、中央にHと記す。</p> <p>2 風向指示器：着陸点付近（着陸点からなるべく離れた地点）に吹き流し、又は旗を立てる (1) 布製 (2) 風速25m/秒に耐えられる強度</p>

資料：東京都地域防災計画（令和元年修正）資料編

資料 震災編 2-4-5 ヘリコプター災害時臨時離着陸場候補地一覧	
文書管理機関名：市総務部	本編該当頁：第2部 p233

ヘリコプター災害時臨時離着陸場候補地一覧

(令和4年4月現在)

名称	所在地	確保面積 (㎡)	現況	備考
上水公園 運動グラウンド	小金井市桜町2-2	9,000	公園	
都立小金井公園 いこいの広場	小金井市関野町2-9	10,000	広場	武蔵野赤十字病院

資料 震災編 2-5-1 防災行政無線固定系子局（同報無線）設置場所一覧

文書管理機関名：市総務部

本編該当頁：第2部 p247

防災行政無線固定系子局（同報無線）設置場所一覧

（令和4年4月現在）

No.	設置場所	所在地
1	市役所	本町6-6-3
2	小金井第一小学校	本町1-1-6
3	小金井第二小学校	桜町2-3-58
4	小金井第三小学校	梶野町5-7-1
5	小金井第四小学校	貫井南町3-9-1
6	東小学校	東町4-25-6
7	前原小学校	前原町3-4-22
8	本町小学校	本町5-29-21
9	緑小学校	緑町4-15-39
10	南小学校	前原町2-2-1
11	小金井第一中学校	桜町2-3-15
12	小金井第二中学校	中町1-8-25
13	東中学校	東町1-5-33
14	緑中学校	緑町2-11-47
15	南中学校	貫井南町1-26-1
16	貫井南センター	貫井南町4-3-23
17	都立小金井北高等学校	緑町4-1-1
18	東京学芸大学	貫井北町4-1-1
19	東京農工大学	中町2-24-16
20	法政大学小金井キャンパス	梶野町3-7-2
21	消防団第一分団詰所	本町5-2-28
22	消防団第三分団詰所	中町2-19-25
23	消防団第五分団詰所	貫井北町3-1-2
24	梶野町防災倉庫	梶野町5-10-32
25	東町防災倉庫	東町4-10-2
26	さくら保育園	貫井北町3-30-6
27	貫井南町四丁目第2子供広場	貫井南町4-30
28	前原やなぎ公園	前原町1-12
29	アオギリ公園	東町5-26
30	桜町高齢者在宅サービスセンター	桜町1-8
31	小金井公園マンション	関野町2-7-9

No.	設置場所	所在地
32	本町公園	本町2-15
33	ひさかき公園	緑町5-14
34	わかたけ保育園	前原町3-11-12
35	サンシュユ公園	貫井南町5-6
36	関野町八幡神社	関野町1-5
37	小金井本町住宅	本町4-8
38	中間処理場敷地内	貫井北町1-8-25
39	保健センター	貫井北町5-18
40	総合庁舎建設予定地	中町3-19
41	シャラノキ公園	東町1-22
42	パンダ公園	東町3-15
43	もくれん公園	梶野町2-1
44	緑町二丁目児童遊園	緑町2-1
45	かしのき緑地	中町2-15
46	やまばと公園	東町2-5
47	東町トチノキ公園	東町4-31
48	本町高齢者在宅サービスセンター	本町2-10-13
49	小金井郵便局	本町5-38-20
50	ぐみのき公園	前原町4-4
51	東京学芸大学	貫井北町4-1-1
52	東京電機大学中学校・高等学校	梶野町4-8-1
53	小金井あみず苑	前原町5-3-24
54	ヤマボウシ公園	中町1-14
55	はけの森緑地2	中町4-12
56	新小金井駅ロータリー	東町1-5-33
57	武蔵小金井駅南ロータリー	本町2-15
58	貫井かしのき公園	貫井南町5-6

資料 震災編 2-5-2 MCA 無線配置一覧

文書管理機関名：市総務部

本編該当頁：第2部 p248

MCA 無線配置一覧

(令和4年4月現在)

統制局（地域安全課）															
個別NO	グループ名称	統制	指定G 呼び	G1	G2	G3	G4	G5	G6	G7	G8	G9	G10	配置場所名	備考
100		★	◎											市役所本部 統制局	半固定
901		★	◎											地域安全課	携帯
902			◎	●										地域安全課	携帯
903			◎											避難所配備用	携帯
904			◎											地域安全課	携帯
905			◎											地域安全課	携帯
906			◎											地域安全課	携帯
グループ1 消防団															
個別NO	グループ名称	統制	指定G 呼び	G1	G2	G3	G4	G5	G6	G7	G8	G9	G10	配置場所名	備考
111	消防団G			●										消防団長	携帯
112	消防団G			●										消防団副団長	携帯
113	消防団G			●										消防団副団長	携帯
114	消防団G			●										本部分団長	携帯
115	消防団G			●										本部分団長	携帯
121	消防団G			●										第一分団長	携帯
122	消防団G			●										第二分団長	携帯
123	消防団G			●										第三分団長	携帯
124	消防団G			●										第四分団長	携帯
125	消防団G			●										第五分団長	携帯
800	消防団G			●										団指揮車	車載
801	消防団G			●										第一分団ポンプ車	車載
802	消防団G			●										第二分団ポンプ車	車載
803	消防団G			●										第三分団ポンプ車	車載
804	消防団G			●										第四分団ポンプ車	車載
805	消防団G			●										第五分団ポンプ車	車載
914	消防団G			●										小金井消防署指揮車	携帯
グループ2 市役所															
番号	グループ名称	統制	指定G 呼び	G1	G2	G3	G4	G5	G6	G7	G8	G9	G10	配置場所名	備考
701	市役所G				●									施設管理室	半固定
702	市役所G				●									道路管理課	半固定
704	市役所G				●									ごみ対策課	半固定
202	市役所G				●									ごみ対策課	携帯
203	市役所G				●									道路管理課	携帯
204	市役所G				●									道路管理課	携帯
911	市役所G				●									ココパト車	車載
912	市役所G				●									交通対策車	車載
913	市役所G				●									道路管理パトロール車	車載
915	市役所G				●									清掃係パトロール車	車載
916	市役所G				●									管理監察パトロール車	車載

グループ3 機関															
番号	グループ名称	統制	指定G呼び	G1	G2	G3	G4	G5	G6	G7	G8	G9	G10	配置場所名	備考
119	機関G			●		●								小金井消防署	半固定
110	機関G					●								小金井警察署	半固定
120	機関G			●		●								小金井消防署緑町出張所	携帯
302	機関G					●								多摩府中保健所	携帯
303	機関G					●								JR武蔵小金井駅	携帯
304	機関G					●								東京ガス多摩支店	携帯
305	機関G					●								NTT東日本 東京武蔵野支店	携帯
306	機関G					●								小金井郵便局	携帯
307	機関G					●								東京電力 武蔵野支社	携帯
グループ4 災害関係施設															
番号	グループ名称	統制	指定G呼び	G1	G2	G3	G4	G5	G6	G7	G8	G9	G10	配置場所名	備考
415	関係施設G						●							福祉会館	半固定
416	関係施設G						●							総合体育館	半固定
417	関係施設G						●							マロンホール	半固定
418	関係施設G						●							緑分館	半固定
419	関係施設G						●							栗山公園	半固定
420	関係施設G						●							武蔵野東中学校	半固定
421	関係施設G						●							都立多摩技術高校	携帯
431	関係施設G						●							公民館東分館	携帯
703	関係施設G						●							市民交流センター	半固定
432	関係施設G						●							小金井公園サービスセンター	携帯
グループ5 医療															
番号	グループ名称	統制	指定G呼び	G1	G2	G3	G4	G5	G6	G7	G8	G9	G10	配置場所名	備考
201	医療G				●			●						健康課	携帯
301	医療G							●						小金井市医師会	携帯
308	医療G							●						小金井太陽病院	携帯
309	医療G							●						桜町病院	携帯
310	医療G							●						小金井歯科医師会	携帯
311	医療G							●						小金井市薬剤師会	携帯
312	医療G							●						小金井市接骨師会	携帯

グループ6 避難所															
個別NO	グループ名称	統制	指定G 呼び	G1	G2	G3	G4	G5	G6	G7	G8	G9	G10	配置場所名	備考
706	避難所G				●				●					教育委員会	半固定
401	避難所G								●					第一小学校	半固定
402	避難所G								●					第二小学校	半固定
403	避難所G								●					第三小学校	半固定
404	避難所G								●					第四小学校	半固定
405	避難所G								●					東小学校	半固定
406	避難所G								●					前原小学校	半固定
407	避難所G								●					本町小学校	半固定
408	避難所G								●					緑小学校	半固定
409	避難所G								●					南小学校	半固定
410	避難所G								●					第一中学校	半固定
411	避難所G								●					第二中学校	半固定
~	避難所G								●					東中学校	半固定
413	避難所G								●					緑中学校	半固定
414	避難所G								●					南中学校	半固定
グループ7 福祉避難所（高）															
番号	グループ名称	統制	指定G 呼び	G1	G2	G3	G4	G5	G6	G7	G8	G9	G10	配置場所名	備考
705	高・福祉G				●					●				福祉保健部	半固定
211	高・福祉G									●				障害者福祉センター	携帯
422	高・福祉G									●				本町高齢者在宅サービスセンター	携帯
423	高・福祉G									●				ルーテル学院大学	携帯
424	高・福祉G									●				小金井生活実習所	携帯
425	高・福祉G									●				小金井特別支援学校	携帯
426	高・福祉G									●				特別養護老人ホーム つきみの園	携帯
427	高・福祉G									●				介護老人保健施設 小金井あんず苑	携帯
428	高・福祉G									●				介護老人保健施設 秋桜	携帯
429	高・福祉G									●				特別養護老人ホーム 桜町聖ヨハネホーム	携帯
430	高・福祉G									●				福祉NPOうてな	携帯
グループ8 福祉避難所（幼）															
番号	グループ名称	統制	指定G 呼び	G1	G2	G3	G4	G5	G6	G7	G8	G9	G10	配置場所名	備考
205	幼・福祉G				●						●			保育課	携帯
206	幼・福祉G										●			くりのみ保育園	携帯
207	幼・福祉G										●			わかたけ保育園	携帯
208	幼・福祉G										●			小金井保育園	携帯
209	幼・福祉G										●			さくら保育園	携帯
210	幼・福祉G										●			けやき保育園	携帯

グループ9 自主防災															
番号	グループ名称	統制	指定G 呼び	G1	G2	G3	G4	G5	G6	G7	G8	G9	G10	配置場所名	備考
501	自主防災G											●		緑町第一町会防災会	携帯
502	自主防災G											●		前原町二丁目町会防災会	携帯
503	自主防災G											●		貫井南町西自主防災会	携帯
504	自主防災G											●		中町親愛会防災会	携帯
505	自主防災G											●		東町二丁目防災会	携帯
506	自主防災G											●		本町四丁目町会防災会	携帯
507	自主防災G											●		前原町三丁目防災会	携帯
508	自主防災G											●		新木町会防災会	携帯
509	自主防災G											●		松風防災会	携帯
510	自主防災G											●		関野町自主防災会	携帯
511	自主防災G											●		緑四防災会	携帯
512	自主防災G											●		桜友会自主防災会	携帯
513	自主防災G											●		前原町一丁目防災会	携帯
514	自主防災G											●		本町二丁目町会防災会	携帯
515	自主防災G											●		貫井南町東自主防災会	携帯
516	自主防災G											●		貫井南町中自主防災会	携帯
517	自主防災G											●		貫井北一防災会	携帯
518	自主防災G											●		前原町四丁目町会自主防災会	携帯
519	自主防災G											●		貫井北五防災会	携帯
520	自主防災G											●		前原町五丁目防災会	携帯
521	自主防災G											●		グリーンタウン小金井防災会	携帯
522	自主防災G											●		エアーズシティ自主防災会	携帯
523	自主防災G											●		東町三丁目地域防災会	携帯
524	自主防災G											●		本町五丁目第3町会自主防災会	携帯
525	自主防災G											●		本町三丁目町会自主防災会	携帯
526	自主防災G											●		東町一丁目町会防災会	携帯
527	自主防災G											●		弁天通り防災会	携帯
528	自主防災G											●		桜町防災会	携帯
529	自主防災G											●		東町5丁目つつじ会防災会	携帯

- ★ 統制呼出し可能無線機（一斉通信モード）
- ◎ 指定グループを呼出し可能無線機

資料 震災編 2-5-3 災害時優先電話登録一覧

文書管理機関名：市総務部

本編該当頁：第2部 p255

災害時優先電話登録一覧

(令和4年4月現在)

	電話番号	設置場所住所	設置施設名
1		東町3丁目7-21	東小金井駅開設記念会館
2		東町3丁目7-21	東小金井駅開設記念会館
3		梶野町1丁目2-3	けやき保育園
4		梶野町1丁目2-3	児童発達支援センター「きらり」
5		貫井北町5丁目18-18	小金井市保健センター
6		貫井北町5丁目18-18	小金井市保健センター
7		本町5丁目6-19	小金井保育園
8		本町5丁目6-19	上之原会館
9		桜町2丁目3-15	市立第一中学校
10		中町1丁目8-25	市立第二中学校
11		東町1丁目5-33	市立東中学校
12		緑町2丁目11-47	市立緑中学校
13		貫井南町1丁目26-1	市立南中学校
14		中町2丁目21-1	栗山公園健康運動センター
15		本町1丁目1-6	市立第一小学校
16		桜町2丁目3-58	市立第二小学校
17		梶野町5丁目7-1	市立第三小学校
18		貫井南町3丁目9-1	市立第四小学校
19		東町4丁目25-6	市立東小学校
20		前原町3丁目4-22	市立前原小学校
21		本町5丁目29-21	市立本町小学校
22		緑町4丁目15-39	市立緑小学校
23		前原町2丁目2-1	市立南小学校
24		本町1丁目1-32	小金井市立図書館
25		本町6丁目6-3	小金井市役所
26		本町6丁目6-3	小金井市役所
27		桜町2丁目2-31	上水公園運動施設
28		梶野町5丁目10-32	婦人会館
29		前原町2丁目2-21	みなみ学童保育所
30		貫井南町4丁目3-23	公民館貫井南分館
31		本町5丁目4-25	本町児童館

	電話番号	設置場所住所	設置施設名
32		東町4丁目25-7	東児童館
33		緑町4丁目18-25	みどり学童保育所
34		前原町3丁目3-16	まえはら学童保育所
35		東町3丁目1-16	くりのみ保育園
36		前原町3丁目11-12	わかたけ保育園
37		貫井北町3丁目30-6	さくら保育園
38		本町1丁目2-13	さくらなみ学童保育所
39		本町2丁目15-11	公民館本館
40		梶野町5丁目10-58	福祉共同作業所
41		本町5丁目2-28	小金井市消防第一分団詰所
42		梶野町5丁目7-20	小金井市消防第二分団詰所
43		中町2丁目19-24	小金井市消防第三分団詰所
44		前原町5丁目9-18	小金井市消防第四分団詰所
45		貫井北町3丁目1-2	小金井市消防第五分団詰所
46		緑町3丁目2-37	小金井市文化財センター
47		本町6丁目6-3	小金井市総務部地域安全課
48		桜町2丁目3-60	たけとんぼ学童保育所
49		貫井南町3丁目6-27	さわらび学童保育所
50		東町1丁目39-1	東センター
51		本町5丁目4-25	ほんちょう学童保育所
52		梶野町5丁目7-33	あかね学童保育所
53		前原町3丁目33-25	小金井市商工会
54		桜町2丁目8-13	桜町上水会館
55		東町4丁目25-7	たまむし学童保育所
56		前原町3丁目8-1	前原町西之台会館
57		関野町1丁目13-1	小金井市総合体育館
58		緑町3丁目3-23	緑センター

資料 震災編 2-6-1 新医療資器材等の備蓄リスト

文書管理機関名：市総務部

本編該当頁：第2部 p269

新医療資器材等の備蓄リスト

(1セット・100名分)

(令和4年4月現在)

区分	品名	規格	数量	
診断用	聴診器Wヘッド(ケース付)	ダブルスコープ	2	個
	血圧計	アナロイド血圧計	1	個
	血圧計用カフ	小児用	1	個
	打診器	テラー式	1	本
	ペンライト(瞳孔ゲージ付)	ペンライト(瞳孔ゲージ付)	1	本
	電子体温計	オムロン MC-141W-HP	1	本
	舌圧子(ディスボ)	滅菌 100入	1	箱
	バイトスティック	舌圧子兼開口器	1	本
耳鼻眼科用 鉗子	(耳鏡(乾電池式)大中小のアダプタ付)	耳鏡セット	1	組
観察用具	パルスオキシメーター	デジット(スミスメディカル点検)	1	台
	携帯用心電計	チェックミープロX(心電図誘導コード・電極50個付)	1	台
血糖測定器	測定器、センサー、採血器具	メディセーフミニ プローブ、CR202電池	1	台
外科用具 (鉗子類)	止血鉗子	(無鈎)直 145mm	2	本
	〃	(有鈎)直 145mm	2	本
	〃 モスキート	(無鈎)直 125mm	2	本
	〃 モスキート	(有鈎)直 125mm	2	本
	外科剪刀	(両鈍反) 145mm	2	本
	外科剪刀	(片尖直) 145mm	2	本
	ピンセット	13cm(無鈎)	5	本
	ピンセット	13cm(有鈎)	2	本
	持針器マチュー	16cm	2	本
	消息子	外科ゾンデ 180mm	1	本
	マギル鉗子	(大)	1	本
	〃	(小)	1	本
	外科セットケース	鉗子収納ケース(滅菌済)24×18×4cm	1	個
外科用具 (ディスボ製品)	ディスボメス(柄付)	No.10 20本入	1	箱
	ディスボメス(柄付)	No.11 20本入	1	箱
	ディスボメス(柄付)	No.20 20本入り	1	箱
	針付縫合糸	2-0(ブレードシルク)10本入	2	箱
	針付縫合糸	3-0(ナイロン糸)10本入	2	箱
	針付縫合糸	5-0(ナイロン糸)10本入	2	箱
	膿盆	20cm	2	個
	鉗子立	60×95mm	2	個
	綿球(滅菌)	No.14 10入	2	袋
綿棒	2号 Φ5.0×150mm 100入	1	袋	
蘇生用	蘇生バック(成人用、小児用)	シリコンレサシテーター(成人・小児)	1	組
	喉頭鏡セット(ケース付)	ハンドル1本、ブレードMACNo.1、2、3	1	個
	気管内チューブ	カフ付 7mm	1	本
	気管内チューブ	カフ無 3mm	1	本

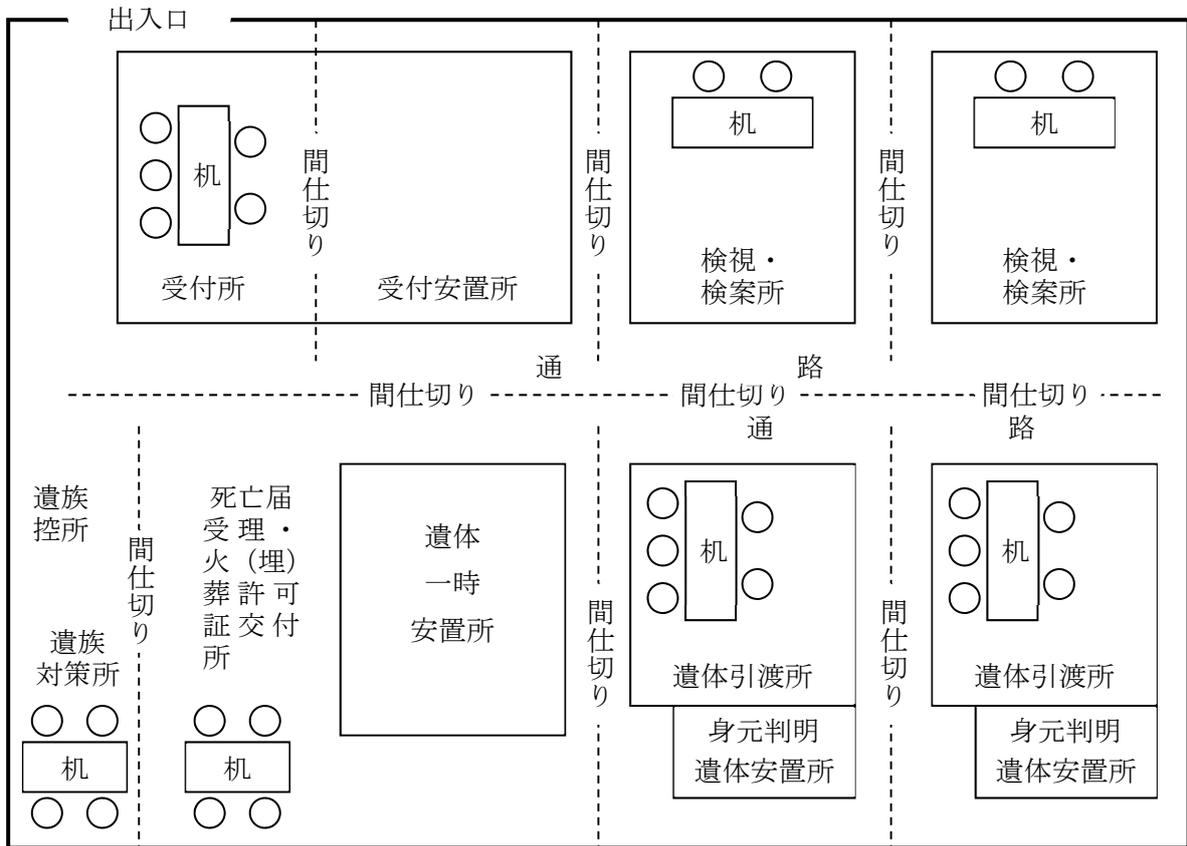
区分	品名	規格	数量	
	気管内チューブ	カフ無 5mm	1	本
	サクシオンカテーテル	10Fr	3	本
	サクシオンカテーテル	12Fr	3	本
	サクシオンカテーテル	14Fr	3	本
	経鼻エアウェイ	PX100/210 6mm	1	本
	経鼻エアウェイ	PX100/210 7mm	1	本
	経鼻エアウェイ	PX100/210 8mm	1	本
	経口エアウェイ	成人用大 バーマン	1	個
	経口エアウェイ	成人用中 バーマン	1	個
	経口エアウェイ	成人用小 バーマン	1	個
	スタイレット	大	1	本
	気管内チューブホルダー	トーマスホルダー成人用	1	個
	〃	トーマスホルダー小児用	1	個
	電動式吸引器	パワーミニック VL-60 (新鋭工業点検)	1	台
	人工蘇生器	モニターターレサシテーター JM-4	1	台
輸液・助産用	輸液セット	TI-U250P	15	個
	輸液セット (小児用)	TK-U200L	15	個
	翼状針	18G SV-18CLK	5	本
	翼状針	21G SV-21CLK	5	本
	翼状針	23G SV-23CLK	5	本
	注射針	19G NM-1938R	20	本
	静脈留置針	18G	5	本
	静脈留置針	22G	5	本
	静脈留置針	24G	5	本
	注射器	2.5ml 23G 付	20	本
	注射器	10ml 22G 付	20	本
	注射器	20ml 針無	20	本
	延長チューブ	SF-ET1725	10	本
	三方活栓	TS-TL1K	10	個
	駆血帯	カラー駆血帯	3	個
	使用済針捨ボックス		1	個
	S字フック		5	個
骨折用	シーネ (大)	シーネ 100×820cm	1	本
	シーネ (中)	シーネ 80×620cm	1	本
	シーネ (小)	シーネ 70×520cm	1	本
	アルフェンス	2号	3	枚
	アルフェンス	8号	6	枚
	アルフェンス	10号	6	枚
	頸部固定カラー	ステップネックセレクト成人用	1	個
	頸部固定カラー	ステップネックセレクト小児用	1	個
	万能副子	サムスプリントスタンダード	1	個
	止血帯 (プラメタ)	エマージェンシーターニケット P-910A	1	個
感染防止用	ディスポマスク	50枚入	1	箱
	手術用手袋	No. 6.5	15	双
	手術用手袋	No. 7.5	15	双
	手術用手袋	No. 8.0	15	双
	ディスポラテックsgグローブ	パウダーフリーL 100枚	1	箱
	ディスポラテックsgグローブ	パウダーフリーM 100枚	1	箱
	ディスポラテックsgグローブ	パウダーフリーS 100枚	1	箱
看護用	ポリ袋	(大) 90L 100枚	1	袋
衛生材料	伸縮包帯	5cm×9m 10入	1	箱
	伸縮包帯 7.5cm×4.5m	7.5cm×9m 10入	1	箱
	滅菌三角巾	105×105×150cm	10	個

区分	品名	規格	数量		
	ネット包帯	0号 0.7cm×25m	1	箱	
	ネット包帯	2号 2cm×25m	1	箱	
	ネット包帯	6号 6cm×25m	1	箱	
	救急包帯	アルデルム 大	8	本	
	救急包帯	アルデルム 小	8	本	
	救急包帯 多頭帯型	中	3	個	
	救急包帯 多頭帯型	小	3	個	
	滅菌ガーゼ	バックガーゼ4ツ折 10枚入×20袋	1	箱	
	滅菌タオル包帯(大)	大 59×113cm	3	個	
	滅菌タオル包帯(小)	小 34×83cm	3	個	
	絆創膏(サージカルテープ)	12mm×9m	12	巻	
	絆創膏(サージカルテープ)	50mm×9m	3	巻	
	救急絆創膏	4サイズ ×50枚	2	箱	
	ロール状絆創膏	5.5cm×2.5m×2巻	1	箱	
	眼帯	ハイクリーン・アイ眼帯セット	5	箱	
	ガーゼ	30cm×10m巻	1	袋	
	清浄綿	ワンショットプラスP EL-II 100枚入	1	箱	
	脱脂綿	FC脱脂綿 100g	5	包	
	雑品	洗浄ポリビン	洗浄ポリビン 500cc	1	個
		ポリタンク	10L	1	個
紙コップ		205ml×100個	1	箱	
石鹸		薬用	2	個	
手指消毒剤		ヒビスコール SH 500ml	1	個	
懐中電灯(単2電池2個用、防水性)		防水懐中電灯	1	個	
安全カミソリ		使い捨てカミソリ 10本入	1	箱	
はさみ		19cm 万能剪	2	個	
ゴミ袋		90L 900×1,000mm×10袋	1	袋	
ビニール袋		150L 1,300×1,200mm×10枚	1	袋	
タオル		白無地/手拭サイズ	3	枚	
救急シート(保温用)		メディラップ MW1002	3	個	
片面吸水ドレープ		90×90cm 1枚入	5	枚	
トリアージタグ		小金井市仕様	50	枚	
感染性廃棄物用ゴミ箱		医療廃棄物容器 20L入	1	個	
収納ケース 46L		天馬ロックス 390×530×320mm	15	個	

※ 保健センターに2セットを備蓄している。

資料 震災編 2-6-2 遺体収容所における標準的な配置区分図	
文書管理機関名：市総務部	本編該当頁：第2部 p285

遺体収容所における標準的な配置区分図



資料 震災編 2-6-3 災害救助法による救助の程度・方法及び期間

文書管理機関名：市総務部

本編該当頁：第2部 p310, p391, p392, p446, p462

令和4年度災害救助基準

令和4年4月1日現在

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
避難所の設置 (法第4条第1項)	災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者に供与する。	(基本額) 避難所設置費 1人 1日当たり 330円以内 高齢者等の要援護者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	災害発生の日から7日以内	1 費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。 2 避難に当たっての輸送費は別途計上 3 避難所での避難生活が長期にわたる場合等においては、避難所で避難生活している者への健康上の配慮等により、ホテル・旅館など宿泊施設を借上げて実施することが可能。(ホテル・旅館の利用額は@7,000円(食費込・税込)／泊・人以内とするが、これにより難い場合は内閣府と事前に調整を行うこと。)
避難所の設置 (法第4条第2項)	災害が発生するおそれのある場合において、被害を受けるおそれがあり、現に救助を要する者に供与する。	(基本額) 避難所設置費 1人 1日当たり 330円以内 高齢者等の要援護者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	法第2条第2項による救助を開始した日から、災害が発生しなかったと判明し、現に救助の必要がなくなった日までの期間(災害が発生し、継続して避難所の供与を行う必要が生じた場合は、法第2条第2項に定める救助を終了する旨を公示した日までの期間)	1 費用は、災害が発生するおそれがある場合において必要となる建物の使用謝金や光熱水費とする。なお、夏期のエアコンや冬期のストーブ、避難者が多数の場合の仮設トイレの設置費や、避難所の警備等のための賃金職員等雇上費など、やむを得ずその他の費用が必要となる場合は、内閣府と協議すること。 2 避難に当たっての輸送費は別途計上
応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者	○ 建設型応急住宅 1 規模 応急救助の趣旨を踏まえ、実施主体が地域の実情、世帯構成等に応じて設定 2 基本額 1戸当たり 6,285,000円以内 3 建設型応急住宅の供与終了に伴う解体撤去及び土地の原状回復のために支出できる費用は、当該地域における実費。 ○ 賃貸型応急住宅 1 規模 建設型仮設住宅に準じる 2 基本額 地域の実情に応じた額	災害発生の日から20日以内着工	1 費用は設置にかかる原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費として6,285,000円以内であればよい。 2 同一敷地内等に概ね50戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置できる。(50戸未満であっても小規模な施設を設置できる) 3 高齢者等の要援護者等を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。 4 供与期間は2年以内
			災害発生の日から速やかに借上げ、提供	1 費用は、家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料、火災保険等、民間賃貸住宅の貸主、仲介業者との契約に不可欠なものとして、地域の実情に応じた額とすること。 2 供与期間は建設型仮設住宅と同様。

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
炊き出しその他による食品の給与	1 避難所に收容された者 2 住家に被害を受け、若しくは災害により現に炊事のできない者	1 人1日当たり 1,180 円以内	災害発生の日から7日以内	食品給与のための総経費を延給食日数で除した金額が限度額以内であればよい。 (1食は 1/3 日)
飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者(飲料水及び炊事のための水であること。)	当該地域における通常の実費	災害発生の日から7日以内	輸送費、人件費は別途計上
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	全半壊(焼)、流失、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失、若しくは毀損等により使用することができず、直ちに日常生活を営むことが困難な者	1 夏季(4月~9月) 冬季(10月~3月)の季別は災害発生の日をもって決定する。 2 下記金額の範囲内	災害発生の日から10日以内	1 備蓄物資の価格は年度当初の評価額 2 現物給付に限ること

区分		1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上 1人増すごとに加算
全壊 全焼 流失	夏	18,700	24,000	35,600	42,500	53,900	7,800
	冬	31,000	40,100	55,800	65,300	82,200	11,300
半壊 半焼 床上浸水	夏	6,100	8,200	12,300	15,000	18,900	2,600
	冬	9,900	12,900	18,300	21,800	27,400	3,600

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
医療	医療の途を失った者(応急的処置)	1 救護班… 使用した薬剤、治療材料、医療器具破損等の実費 2 病院又は診療所… 国民健康保険診療報酬の額以内 3 施術者 協定料金の額以内	災害発生の日から14日以内	患者等の移送費は、別途計上
助産	災害発生の日以前又は以後7日以内に分べんした者であつて災害のため助産の途を失った者(出産のみならず、死産及び流産を含み現に助産を要する状態にある者)	1 救護班等による場合は、使用した衛生材料等の実費 2 助産師による場合は、慣行料金の100分の80以内の額	分べんした日から7日以内	妊婦等の移送費は、別途計上
被災者の救出	1 現に生命、身体が危険な状態にある者 2 生死不明な状態にある者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から3日以内	1 期間内に生死が明らかにならない場合は、以後「死体の捜索」として取り扱う。 2 輸送費、人件費は、別途計上

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
被災した住宅の応急修理	1 住家が半壊（焼）若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力により応急修理をすることができない者 2 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊（焼）した者	居室、炊事場及び便所等日常生活に必要最小限度の部分1世帯当り ①大規模半壊、中規模半壊又は半壊若しくは半焼の被害を受けた世帯 655,000円以内 ②半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯 318,000円以内	災害発生の日から3ヵ月以内 （災害対策基本法第23条の3第1項に規定する特定災害対策本部、同法第24条第1項に規定する非常災害対策本部又は同法第28条の2第1項に規定する緊急災害対策本部が設置された災害にあつては、6ヵ月以内）	
学用品の給与	住家の全壊（焼）流失半壊（焼）又は床上浸水により学用品を喪失又は毀損等により使用することができず、就学上支障のある小学校児童、中学生生徒、義務教育学校生徒及び高等学校等生徒。	1 教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材、又は正規の授業で使用している教材実費 2 文房具及び通学用品は、1人当たり次の金額以内 小学生児童 4,700円 中学生生徒 5,000円 高等学校等生徒 5,500円	災害発生の日から1ヵ月以内 （文房具及び通学用品） 15日以内	1 備蓄物資は評価額 2 入進学時の場合は個々の実情に応じて支給する。
埋葬	災害の際死亡した者を対象にして実際に埋葬を実施する者に支給	1 体当たり 大人（12歳以上） 213,800円以内 小人（12歳未満） 170,900円以内	災害発生の日から10日以内	災害発生の日以前に死亡した者であっても対象となる。
死体の捜索	行方不明の状態にあり、かつ、四囲の事情によりすでに死亡していると推定される者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から10日以内	1 輸送費、人件費は、別途計上 2 災害発生後3日を経過したものは一応死亡した者と推定している。
死体の処理	災害の際死亡した者について、死体に関する処理（埋葬を除く。）をする。	（洗浄、消毒等） 1 体当たり、3,500円以内 一時保存： ○既存建物借上費：通常の実費 ○既存建物以外：1体当たり 5,400円以内 検案、救護班以外は慣行料金	災害発生の日から10日以内	1 検案は原則として救護班 2 輸送費、人件費は、別途計上 3 死体の一時保存にドライアイスの購入費等が必要な場合は当該地域における通常の実費を加算できる。

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
障害物の除去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運びこまれているため生活に支障をきたしている場合で自力では除去することのできない者	市町村内において障害物の除去を行った一世帯当たりの平均 138,300円以内	災害発生の日から10日以内	
輸送費及び賃金 職員等雇上費 (法第4条第1項)	1 被災者の避難に係る支援 2 医療及び助産 3 被災者の救出 4 飲料水の供給 5 死体の搜索 6 死体の処理 7 救済用物資の整理配分	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	
輸送費及び賃金 職員等雇上費 (法第4条第2項)	避難者の避難に係る支援	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	災害が発生するおそれ段階の救助は、高齢者・障害者等で避難行動が困難な要配慮者の方の輸送であり、以下の費用を対象とする。 ・避難所へ輸送するためのバス借上げ等に係る費用 ・避難者がバス等に乗降するための補助員など、避難支援のために必要となる賃金職員等雇上費
実費弁償	災害救助法施行令第4条第1号から第4号までに規定する者	災害救助法第7条第1項の規定により救助に関する業務に従事させた都道府県知事等(法第3条に規定する都道府県知事等をいう。)の総括する都道府県等(法第17条第1号に規定する都道府県等をいう。)の常勤の職員で当該業務に従事した者に相当するものの給与を考慮して定める	救助の実施が認められる期間以内	時間外勤務手当及び旅費は別途に定める額
救助の事務を行うのに必要な費用	1 時間外勤務手当 2 賃金職員等雇上費 3 旅費 4 需用費(消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費、修繕料) 5 使用料及び賃借料 6 通信運搬費 7 委託費	救助事務費に支出できる費用は、法第21条に定める国庫負担を行う年度(以下「国庫負担対象年度」という。)における各災害に係る左記1から7までに掲げる費用について、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第143条に定める会計年度所属区分により当該年度の歳出に区分される額を合算し、各災害の当該合算した額の合計額が、国庫負担対象年度に支出した救助事務費以外の費用の額の合算額に、次のイからトまでに掲げる区分に応じ、それぞれイからトまでに定める割合を乗じて得た額の合計額以内とすること。	救助の実施が認められる期間及び災害救助費の精算する事務を行う期間以内	災害救助費の精算事務を行うのに要した経費も含む。

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
		イ 3千万円以下の部分の金額については100分の10 ロ 3千万円を超え6千万円以下の部分の金額については100分の9 ハ 6千万円を超え1億円以下の部分の金額については100分の8 ニ 1億円を超え2億円以下の部分の金額については100分の7 ホ 2億円を超え3億円以下の部分の金額については100分の6 ヘ 3億円を超え5億円以下の部分の金額については100分の5 ト 5億円を超える部分の金額については100分の4		

※この基準によっては救助の適切な実施が困難な場合には、都道府県知事等は、内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

資料：「災害救助事務取扱要領」（令和4年7月）

資料 震災編 2-7-1 「外出者の行動ルール」及び「帰宅困難者の行動心得 10 か条」	
文書管理機関名：市総務部	本編該当頁：第2部 p321

「外出者の行動ルール」及び「帰宅困難者の行動心得 10 か条」

1 想定される状況

- 路上等で被災した場合、適当な広さを有する屋外オープンスペースに待機せざるを得ない可能性がある。
- 大規模地震発生時には、多くの外出者が、外出先や勤務先から居住地に向けて一斉に移動を開始した場合や、鉄道駅周辺や路上に多数の外出者が滞留した場合には、二次災害が発生するおそれがある。
- これら膨大な数にのぼる外出者の行動を、行政機関が直接誘導することは極めて困難である。

2 自助・共助の観点からの意識啓発

- 市民等が外出先で被災した場合においても、冷静な行動がとれるように、市民や事業者に対して、自助・共助の観点から、「外出者の行動ルール」及び「帰宅困難者の行動心得 10 か条」の普及を図る。

＜外出者の行動ルール＞

- ① むやみに移動を開始しない
- ② まず安否確認をする
災害用伝言ダイヤル 171 や携帯電話災害用伝言板等を活用し、家族や職場と連絡をとり、冷静に行動できるよう気持ちを落ち着かせる。
- ③ 正確な情報により冷静に行動する
公共機関が提供する正確な情報を入手し、状況に応じて、どのような行動(帰宅、一時移動、待機など)が安全なのか自ら判断する。
- ④ 帰宅できるまで外出者同士が助けあう
一時待機できる屋内施設においては、災害時要援護者(高齢者、乳幼児、障害者、妊産婦など)を優先して収容する。

＜帰宅困難者の行動心得 10 か条＞

- ① 慌てず騒がず、状況確認
- ② 携帯ラジオをポケットに
- ③ つくっておこう帰宅地図
- ④ ロッカー開いたらスニーカー(防災グッズ)
- ⑤ 机の中にチョコやキャラメル(簡易食糧)
- ⑥ 事前に家族で話合い(連絡手段、集合場所)
- ⑦ 安否確認、ボイスメール(災害用伝言ダイヤル)や遠くの親戚
- ⑧ 歩いて帰る訓練を
- ⑨ 季節に応じた冷暖準備(携帯カイロやタオルなど)
- ⑩ 声を掛け合い、助け合おう

資料 震災編 2-8-1 町丁目別要配慮者数

文書管理機関名：市福祉保健部

本編該当頁：第2部 p350

町丁目別要配慮者数（避難行動要支援者数）

（令和5年2月現在）

住 所	避難行動要支援者 対象者(人)	避難行動要支援者 名簿登録者(人)	住 所	避難行動要支援者 対象者(人)	避難行動要支援者 名簿登録者(人)
東町	2,106	234	桜町	703	66
東町1丁目	470	67	桜町1丁目	447	40
東町2丁目	444	47	桜町2丁目	207	24
東町3丁目	271	25	桜町3丁目	49	2
東町4丁目	566	48	貫井北町	1,191	115
東町5丁目	355	47	貫井北町1丁目	226	40
梶野町	1,068	98	貫井北町2丁目	217	25
梶野町1丁目	116	10	貫井北町3丁目	429	25
梶野町2丁目	298	21	貫井北町4丁目	6	0
梶野町3丁目	260	29	貫井北町5丁目	313	25
梶野町4丁目	232	25	貫井南町	1,692	173
梶野町5丁目	162	13	貫井南町1丁目	303	49
関野町	147	7	貫井南町2丁目	229	26
関野町1丁目	70	4	貫井南町3丁目	259	21
関野町2丁目	77	3	貫井南町4丁目	452	47
緑町	1,740	192	貫井南町5丁目	449	30
緑町1丁目	160	12	その他	1	1
緑町2丁目	338	56	合 計	14,528	1,463
緑町3丁目	316	32			
緑町4丁目	377	42			
緑町5丁目	549	50			
中町	1,369	128			
中町1丁目	284	32			
中町2丁目	395	36			
中町3丁目	410	38			
中町4丁目	280	22			
前原町	1,919	205			
前原町1丁目	190	22			
前原町2丁目	280	30			
前原町3丁目	639	69			
前原町4丁目	511	47			
前原町5丁目	299	37			
本町	2,592	244			
本町1丁目	435	41			
本町2丁目	354	41			
本町3丁目	274	18			
本町4丁目	569	65			
本町5丁目	628	48			
本町6丁目	332	31			

資料 震災編 2-8-2 小金井市災害時避難行動要支援者支援事業実施要綱

文書管理機関名：市福祉保健部

本編該当頁：第2部 p350

小金井市災害時避難行動要支援者支援事業実施要綱

平成30年8月28日制定

(目的)

第1条 この要綱は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「法」という。）及び小金井市地域防災計画（以下「地域防災計画」という。）に基づき、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合（以下「災害時等」という。）において、支援を必要とする高齢者、障害者等が必要な支援を受けられるための制度を整備するなど、災害に備えた地域の協力体制づくりを推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「避難行動要支援者」とは、市内に居住し、次の各号のいずれかに該当する者（特別養護老人ホーム、障害者施設等の入所者を除く。）のうち、災害時等に自ら避難することが困難なものであって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を要するものをいう。

- (1) 満75歳以上のひとりぐらしの高齢者、満75歳以上の高齢者のみの世帯の高齢者等で民生委員・児童委員等が行う高齢者地域福祉ネットワークに登録しているもの
- (2) 介護保険法（平成9年法律第123号）に基づき要介護認定を受け、その該当する要介護状態区分が要介護3から要介護5までのいずれかである者
- (3) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により交付を受けた身体障害者福祉手帳に障害の程度が1級又は2級である者として記載されているもの
- (4) 東京都愛の手帳交付要綱（昭和42年3月20日42民児精発第58号）の規定により交付を受けた愛の手帳に障害の程度が1度又は2度である者として記載されているもの
- (5) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定により交付を受けた精神障害者保健福祉手帳に障害の程度が1級又は2級である者として記載されているもの
- (6) 前各号に準ずる状態にある者で、その他市長が認めるもの

2 この要綱において「避難支援等関係者」とは、地域防災計画の定めるところにより、避難行動要支援者への避難の支援、安否の確認、避難誘導など避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置（以下「避難支援等」という。）の実施に携わる消防署、警察署、民生委員・児童委員等関係機関をいう。

3 この要綱において「地域支援団体」とは、第5条の規定により、避難行動要支援者の支援に関する協定を締結した町会・自治会、自主防災組織等をいう。

(避難行動要支援者名簿の整備)

第3条 市長は、避難行動要支援者と認められる者について、避難支援等を実施するための基礎となる避難行動要支援者名簿（様式第1号。以下「要支援者名簿」という。）を作成する。

2 要支援者名簿には、避難行動要支援者に係る次の事項を記録し、又は記載する。

- (1) 氏名
- (2) 住所又は居所
- (3) 性別
- (4) 生年月日
- (5) 電話番号その他の連絡先
- (6) 避難行動要支援者の状況
- (7) 緊急連絡先

3 市長は、避難行動要支援者の認定のために必要な調査を民生委員・児童委員に依頼することができる。

4 要支援者名簿は、電子媒体により作成することができる。

(要支援者名簿の管理及び提供)

第4条 市長は、要支援者名簿の正本と副本を作成するものとする。

2 地域福祉課長は、要支援者名簿の正本を管理し、副本を自立生活支援課、介護福祉課及び地域安全課（以下「関係課」という。）と共有するものとする。

3 市長は、災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で地域防災計画の定めるところにより、避難支援等関係者及び地域支援団体に対し、要支援者名簿情報の副本又は副本の一部（以下「副本等」という。）を提供するものとする。ただし、副本等を提供することについて避難行動要支援者本人の同意を得られない場合は、この限りでない。

4 市長は、災害時等において、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するため特に必要があると認めるときは、避難支援等の実施に必要な限度で、副本等を避難支援等関係者、地域支援団体その他の者に提供することができるものとする。この場合においては、副本等を提供することについて避難行動要支援者本人の同意を得ることを要しない。

5 市長は、副本等を避難支援等関係者及び地域支援団体に提供する場合は、必要に応じ、複写偽造防止用紙を使用するものとする。

(地域支援団体との協定)

第5条 前条第3項及び第4項の規定により、地域支援団体に副本等を提供するときは、避難支援等に必要な事項を定めるとともに、その円滑かつ確実な実施を図るため、避難行動要支援者名簿の提供等に関する協定（以下「協定」という。）を締結するものとする。

2 協定には、地域支援団体が遵守すべき事項を定めるものとする。

(要支援者名簿への登録申請)

第6条 第4条第3項の規定により要支援者名簿情報の提供に同意し、及び避難支援等を希望する避難行動要支援者本人が登録を申請する場合は、小金井市避難行動要支援者名簿登録申請書兼同意書（様式第2号。以下「申請書兼同意書」という。）を市長に提出するものとする。

2 避難行動要支援者本人が身体の状態等により申請書兼同意書の記載又は提出が困難な場合は、代理となる家族等にこれを代筆させ、及び提出させることができる。

3 市長は、いずれかの方法により申請書兼同意書の提出を受けたときは、申請内容を確認の上、速やかに要支援者名簿に登録するものとする。

(要支援者名簿に登録された個人情報の開示、変更及び削除)

第7条 要支援者名簿に登録された者（以下「被登録者」という。）は、市長に対して要支援者名簿に登録された個人情報（以下「登録情報」という。）の開示を求めることができる。

2 被登録者が、登録情報を変更し、又は削除しようとする場合は、小金井市避難行動要支援者名簿等登録情報変更（削除）申請書（様式第3号。以下「変更（削除）申請書」という。）を速やかに市長へ提出するものとする。

3 市長は、前項の規定により変更（削除）申請書の提出を受けた場合は、速やかに被登録者に関する登録情報を更新するものとする。

4 市長は、被登録者が次の各号のいずれかに該当する場合は、登録を削除することができる。

(1) 死亡したとき。

(2) 市外に転出したとき。

(3) 入院又は特別養護老人ホーム、障害者施設等への入所により自宅へ戻る見通しが立たないとき。

(4) 避難行動要支援者の要件に該当しなくなったとき。

(副本等の提供を受けた者による支援)

第8条 副本等の提供を受けた者（関係課を除く。以下「受領者」という。）が避難行動要支援者に対して行う支援は、次に掲げるものとする。

(1) 災害時等における避難支援等

(2) 前号の活動を容易にするために行う日常生活における声掛け、相談等

(要支援者名簿の更新)

第9条 要支援者名簿の更新は、年1回とする。ただし、登録情報の変更が著しい場合は、状況に応じて1年に2回以上更新するものとする。

2 前項の規定により更新した要支援者名簿の受領者は、更新前の要支援者名簿の副本等を市長

に返還しなければならない。

(受領者の責務)

第10条 受領者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 登録情報を正当な理由がなく他に漏らさないこと。
 - (2) 副本等をこの要綱の目的以外の目的に利用しないこと。
 - (3) 副本等の紛失等がないように適正に管理すること。
- 2 前項各号のいずれかに反する事態が生じたときは、受領者は、速やかに市長に報告しなければならない。
- 3 受領者は、あらかじめ小金井市と個人情報保護の適正な管理について別に定める覚書を締結しなければならない。
- 4 受領者は、その任を後任の者に引き継ぐ場合は、適切に登録情報を引き継がなければならない。
- 5 市長は、受領者に対し、登録情報の保護に関して、必要に応じて指示又は調査を行うことができる。
- 6 市長は、受領者が登録情報を適正に管理できないと判断した場合には、副本等を返還させることができる。

(個人情報保護)

第11条 市長はこの事業の実施に当たり、個人情報保護に最大限の配慮をするとともに、個人情報の取扱いに関しては、小金井市個人情報保護条例（昭和63年条例第31号）その他関係規程の定めるところにより行う。

(事業の周知)

第12条 市長は、広報等を通じて本事業の周知を図るものとする。

(所管)

第13条 この要綱に係る事務は、福祉保健部地域福祉課において所管する。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成30年9月3日から施行する。
(小金井市災害時避難行動要支援者支援事業実施要綱の廃止)
- 2 小金井市災害時避難行動要支援者支援事業実施要綱（平成25年12月1日制定）は、廃止する。
(小金井市災害時避難行動要支援者支援事業実施要綱第5条第1項の要支援者名簿の正本と副本の取扱いに関する特例)
- 3 この要綱の施行の際、現に前項の規定による廃止前の小金井市災害時避難行動要支援者支援事業実施要綱第5条第1項の要支援者名簿の正本と副本は、小金井市避難行動要支援者支援事業実施要綱第4条第1項の要支援者名簿の正本と副本とみなす。

様式第2号 (第6条関係)

年 月 日

(宛先) 小金井市長

小金井市避難行動要支援者名簿登録申請書兼同意書

私は、小金井市避難行動要支援者支援事業実施要綱第6条第1項の規定により、小金井市避難行動要支援者名簿へ登録をしたいので、下記のとおり申請します。

つきましては、私の申請内容を電子媒体に記録すること、及び災害時支援を目的として同要綱第4条第3項に規定する避難支援等関係者に登録情報を提供することに同意します。

記

ふりがな				性別
氏名	(自署又は記名押印をお願いします。) ⑩			男・女
住所	小金井市 町 丁目 番 号			
生年月日	年 月 日			
電話番号				
状況	要介護状態区分	要介護 (3・4・5)	75歳以上ひとり暮らし	<input type="checkbox"/>
	身体障害者手帳の程度	1級・2級	75歳以上高齢者のみ世帯	<input type="checkbox"/>
	愛の手帳の程度	1度・2度	精神障害者保健福祉手帳の程度	1級・2級
	その他準ずる状態			
緊急連絡先	氏名		本人との関係	電話番号
代理人	氏名		本人との関係	電話番号
	住所			

(特記事項)

※ 避難行動要支援者名簿への登録は、避難行動要支援者に対する確実な支援や安全確保を保証するものではありません。

※ 登録情報については、変更又は削除の申請がない限り自動継続とします。

様式第3号 (第7条関係)

年 月 日

(宛先) 小金井市長

小金井市避難行動要支援者名簿等登録情報変更(削除)申請書

住 所
氏 名
電話番号

小金井市避難行動要支援者支援事業実施要綱第7条第2項の規定により、下記のとおり避難行動要支援者名簿の登録情報の変更(削除)を申請します。

記

1 申請の区分	<input type="checkbox"/> 登録情報の変更 <input type="checkbox"/> 名簿からの削除 (削除する理由: _____)
2 変更する部分	<input type="checkbox"/> 氏名 <input type="checkbox"/> 住所 <input type="checkbox"/> 電話番号その他の連絡先 <input type="checkbox"/> 世帯構成状況 <input type="checkbox"/> 介護認定の程度 <input type="checkbox"/> 障害の程度 <input type="checkbox"/> 緊急連絡先 <input type="checkbox"/> その他
3 変更後の内容	<input type="checkbox"/> 氏名 _____ <input type="checkbox"/> 住所又は居所 _____ <input type="checkbox"/> 電話番号その他の連絡先 _____ <input type="checkbox"/> 世帯構成状況 _____ <input type="checkbox"/> 介護認定の程度 _____ <input type="checkbox"/> 障害の程度 _____ <input type="checkbox"/> 緊急連絡先 _____ <input type="checkbox"/> その他 _____

資料 震災編 2-8-3 避難場所一覧	
文書管理機関名：市総務部	本編該当頁：第2部 p353

避難場所一覧
<広域避難場所、一時避難場所>

(令和4年4月現在)

番号	広域避難場所	面積 (㎡)	一時避難場所	面積 (㎡)
1	武蔵野公園 (野川公園、国際基督教大学を含む)	773,568	小金井第二中学校	15,071
			東中学校	16,733
			南小学校	11,522
2	東京農工大学 (栗山公園含む)	175,719	小金井第一小学校	11,533
			東小学校	12,759
3	小金井公園	558,302	梶野公園	9,707
			小金井第三小学校	17,904
			東京電機大学 附属中学高校	15,400
			緑小学校	13,072
			緑中学校	13,577
			法政大学緑町 グラウンド	18,751
			小金井第二小学校	15,093
			小金井第一中学校	27,696
			上水公園運動施設	16,663
4	東京学芸大学	306,894	本町小学校	10,083
			中央大学附属高校	19,071
			小金井第四小学校	14,427
			多摩科学技術高校	32,548
5	多磨霊園	1,280,237	前原小学校	11,587
			南中学校	16,246

避難場所



- 凡例**
- : 広域避難場所
 - : 一時(いつとき)避難場所
 - : 備蓄倉庫、防災倉庫

資料 震災編 2-8-4 指定避難所一覧	
文書管理機関名：市総務部	本編該当頁：第2部 p356

指定避難所一覧

(令和4年5月現在)

1 地震・洪水・内水氾濫

施設名	所在地	屋内運動場		校舎面積 (㎡)
		面積 (㎡)	構造	
小金井第一小学校	本町1-1-6	1,364	鉄筋コンクリート・鉄骨造	5,416
小金井第二小学校	桜町2-3-58	1,052	鉄筋コンクリート造	5,922
小金井第三小学校	梶野町5-7-1	1,407	〃	6,503
小金井第四小学校	貫井南町3-9-1	508	鉄筋コンクリート・鉄骨造	6,125
東小学校	東町4-25-6	1,036	鉄筋コンクリート造	7,045
前原小学校	前原町3-4-22	608	〃	4,356
本町小学校	本町5-29-21	619	〃	4,146
緑小学校	緑町4-15-39	726	〃	5,483
南小学校	前原町2-2-1	675	〃	5,389
小金井第一中学校	桜町2-3-15	1,322	〃	7,701
小金井第二中学校	中町1-8-25	1,514	〃	6,467
東中学校	東町1-5-33	1,514	鉄筋コンクリート・鉄骨造	5,013
緑中学校	緑町2-11-47	794	鉄筋コンクリート造	7,087
南中学校	貫井南町1-26-1	1,018	〃	5,929
合計		14,157	—	82,582

2 土砂災害

施設名	所在地	避難対象	建物面積 (㎡)
貫井南町三楽集会所	貫井南町3-6-18	土砂災害警戒区域に含まれる世帯	204
東町友愛会館	東町4-10-2		123

資料 震災編 2-8-5 福祉避難所（二次避難所）一覧	
文書管理機関名：市総務部	本編該当頁：第2部 p356

福祉避難所（二次避難所）一覧

(令和4年4月現在)

区分	施設名	住所	事業主体
子ども施設	小金井保育園	本町 5-6-19	小金井市（保育課）
	くりのみ保育園	東町 3-1-16	小金井市（保育課）
	さくら保育園	貫井北町 3-30-6	小金井市（保育課）
	わかたけ保育園	前原町 3-11-12	小金井市（保育課）
	けやき保育園	梶野町 1-2-3	小金井市（保育課）
障害者施設	小金井生活実習所	桜町 2-4-3	社会福祉法人 雲柱社
	小金井市障害者福祉センター	緑町 4-17-10	小金井市（自立生活支援課） ※指定管理者：社会福祉法人 まりも会
	東京都立小金井特別支援学校	桜町 2-1-14	東京都
	小金井おもちゃライブラリー	前原町 2-14-4	特定非営利活動法人 木馬の会
	小金井市児童発達支援センター（きらり）	梶野町 1-2-3	小金井市（自立生活支援課） ※委託業者：社会福祉法人 雲柱社
	小金井聖ヨハネ支援センター	梶野町 5-8-9	社会福祉法人 聖ヨハネ会
高齢者施設	小金井市立本町高齢者在宅サービスセンター	本町 2-10-13	小金井市（介護福祉課） ※指定管理者：社会福祉法人 聖ヨハネ会
	特別養護老人ホーム つきみの園	中町 2-15-25	社会福祉法人 東京聖労院
	介護老人保健施設 小金井あんず苑	前原町 5-3-24	一般財団法人 天誠会
	特別養護老人ホーム 桜町聖ヨハネホーム	桜町 1-2-24	社会福祉法人 聖ヨハネ会
	桜町高齢者在宅 サービスセンター	桜町 1-9-5	社会福祉法人 聖ヨハネ会
	福祉NPOうてな	本町 5-37-8	特定非営利活動法人 NPO 萼
	介護老人保健施設 秋桜	前原町 4-4-47	医療法人財団 美生会
	高齢者複合施設のがわ	東町 2-31-3	有限会社 のがわ
	特別養護老人ホーム めく井の杜	貫井北町 3-4-8	社会福祉法人 七日会
その他	ルーテル学院大学	三鷹市大沢 3-10-20	学校法人 ルーテル学院大学

資料 震災編 2-9-2 小金井市震災対策用井戸に関する要綱

文書管理機関名：市総務部

本編該当頁：第2部 p382

小金井市震災対策用井戸に関する要綱

平成3年1月15日

制定

最終改正：平成15年4月1日

(目的)

第1条 この要綱は、小金井市地域防災計画に基づく給水方法の一部を補完するため、小金井市が市内の私設井戸所有者の理解を得て震災対策用井戸として指定し、付近住民に応急給水を実施するため必要な事項について定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、震災対策用井戸とは、大地震その他により市の地域に災害が発生し、水道施設等が被害を受け、市民に飲料水等を供給することが困難となった場合において、付近住民に応急給水を実施するために必要な水源として小金井市が指定した井戸をいう。

(震災対策用井戸の指定数)

第3条 市が指定する震災対策用井戸の数は町丁の面積、世帯数及び現存井戸の多少を考慮して定める。

(震災対策用井戸の指定条件)

第4条 震災対策用井戸の指定条件は、原則として次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 井戸水が、飲料水、その他の生活用水に適するものであること。
- (2) 屋外にあるなど、付近住民が使用しやすい場所にあること。

(揚水装置の改造)

第5条 市は指定する震災対策用井戸について、人力又は発電機により揚水が可能のように揚水装置の一部を改造することができる。

(指定期間)

第6条 震災対策用井戸の指定期間は、原則として指定した日から5年とする。ただし、この期間の満了する日までに井戸の所有者から指定の解除の申し出がない場合は、同一条件をもってその効力を継続するものとする。

(標識の設置)

第7条 市は、指定した震災対策用井戸について、所有者の同意を得て震災対策用井戸（様式第1号）の標識を設置する。

(協定の締結)

第8条 市は、震災対策用井戸の指定に当たり井戸所有者と協定を締結するものとする。

2 前項の協定については、別に定める。

(謝礼金)

第9条 市は、指定した震災対策用井戸の所有者に対し毎年予算の範囲内で維持管理等に伴う謝礼金を支払うものとする。

(修理費の負担)

第10条 市は、震災対策用井戸の揚水装置等が故障した場合、その修理費について負担するものとする。

(水質検査の実施)

第11条 市は、指定した震災対策用井戸について、必要に応じ水質検査を行うものとする。

(廃止又は譲渡の制限)

第12条 震災対策用井戸の所有者は、当該井戸を廃止又は第三者に譲渡する場合は、震災対策用井戸廃止・譲渡届出書（様式第2号）により届け出なければならない。

(指定の解除)

第13条 市は、次の各号の一に該当する場合は、指定期間中であってもその指定を解除することができる。

- (1) 震災対策用井戸の所有者から解除の申出があったとき。
- (2) 震災対策用井戸が、この要綱に定める指定条件に適合しなくなったとき。
- (3) 震災対策用井戸の所有者が、第8条の規定に違反したとき。

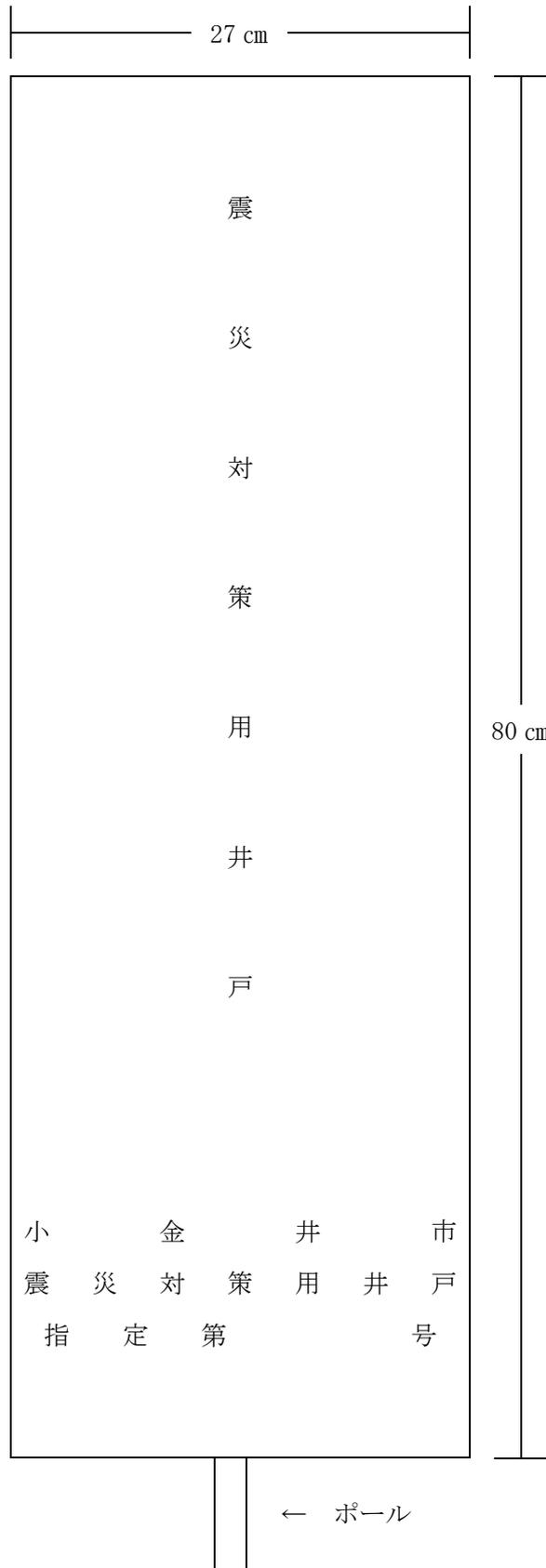
2 震災対策用井戸の所有者は、前項による指定解除に伴う損害賠償の要求はできないものとする。

(台帳)

第14条 市は、震災対策用井戸の台帳を作成し、必要事項を記載のうえ保管するものとする。

付 則 (略)

様式第1号
(第7条関係)



様式第2号
(第12条関係)

年 月 日

(あて先) 小金井市長

所有者 住 所
氏 名

㊟

震災対策用井戸廃止・譲渡届出書

第 号で指定を受けている震災対策用井戸を下記理由により廃止・譲渡したいので届けます。

記

- 1 所在地
- 2 所有者
- 3 理由

資料 震災編 2-9-3 震災対策用井戸一覧	
文書管理機関名：市総務部	本編該当頁：第2部 p382

震災対策用井戸一覧

(令和4年8月現在)

整理番号	指定番号	住 所	指定日	備 考
1	1	貫井南町1-19-8	H3. 8. 1	
2	5	貫井南町4-13-29	H3. 8. 1	手押ポンプ
3	8	前原町5-14-28	H3. 8. 1	
4	10	中町1-1-46	H5. 3. 25	手押ポンプ
5	11	中町4-18-19	H5. 3. 25	
6	12	東町1-41-32	H5. 3. 25	
7	14	東町3-4-26	H5. 3. 25	
8	16	東町4-28-3	H5. 3. 25	
9	17	貫井北町5-13-31	H5. 3. 25	
10	19	本町5-38-3	H6. 3. 1	
11	21	桜町3-6-6	H6. 3. 1	
12	22	貫井北町1-1-1	H6. 3. 1	
13	23	貫井北町1-22-16	H6. 3. 1	
14	26	関野町1-11-6	H7. 3. 1	
15	27	緑町3-10-37	H7. 3. 1	
16	28	貫井北町3-4-4	H7. 3. 1	
17	31	本町4-14-3	H9. 3. 1	
18	32	梶野町2-1-20	H9. 3. 1	
19	34	東町5-30-14	H9. 3. 1	
20	35	梶野町3-2-2	H9. 3. 1	
21	2	本町2-15-3	H11. 2. 1	
22	20	梶野町1-3-22	H11. 2. 1	
23	18	緑町1-1-4	H15. 10. 22	
24	6	桜町2-3-58	H22. 4. 1	
25	15	中町2-15-40	H23. 3. 1	
26	7	梶野町4-13-31	H24. 2. 1	
27	24	貫井南町3-9-1	H25. 1. 31	
28	25	東町1-5-33	H25. 1. 31	
29	36	前原町3-4-22	H26. 2. 7	
30	9	貫井南町1-13-17	H29. 11. 1	
31	33	貫井北町3-40-17	H30. 5. 1	
32	37	前原町4-18-34	H30. 5. 1	

整理 番号	指定 番号	住 所	指定日	備 考
33	38	梶野町2-12-26	H30.5.1	
34	13	貫井北町3-35	R2.7.1	
35	29	貫井北町3-38-19	R2.7.1	
36	30	貫井北町5-13-31	R2.7.1	
37	4	貫井南町2-11-11	R3.7.1	
38	3	貫井南町5-11	R4.6.1	
39	39	貫井北町3-20-21	R4.6.1	
40	40	本町6-9-8	R4.8.1	

資料 震災編 2-9-4 受水槽・高架水槽

文書管理機関名：市教育委員会

本編該当頁：第2部 p382

受水槽・高架水槽

(令和5年2月現在)

NO.	学 校 名	用途	数 量 (基)		容 量 (m ³)		有 効 容 量 (m ³)		合 計
			受水槽	高架水槽	受水槽	高架水槽	受水槽	高架水槽	
1	小金井第一小学校	飲料用	1 (FRP製)	1 (FRP製)	33	9	24	7.2	31.2
		プール用	1 (FRP製)		12.5		10		
2	小金井第二小学校	飲料用	1 (FRP製)	1 (FRP製)	30	9	2	7.2	31.2
		散水用	1 (FRP製)		18		14		
3	小金井第三小学校	飲料用	1 (FRP製)	2 (FRP製)	30	4.5	24	3.6	31.2
		飲料用	1 (FRP製)	2 (FRP製)	22.5	6	18	5	
4	小金井第四小学校	消火用	1 (FRP製)		12.5		10		10
		散水用	1 (FRP製)		20		15		
5	東小学校	飲料用	1 (FRP製)	1 (FRP製)	33	4	26.4	3.2	29.6
		飲料用	1 (FRP製)	1 (FRP製)	30	8	24	6.4	
6	前原小学校	散水用	1 (FRP製)		21		15		15
		飲料用	1 (FRP製)	1 (FRP製)	30	9	24	7.2	
7	本町小学校	散水用	1 (FRP製)		14		11.2		11.2
		飲料用	1 (FRP製)	2 (FRP製)	30	6	24	4.8	
8	緑小学校	飲料用	1 (FRP製)	2 (FRP製)	28	9	22.4	8	30.4
		散水用	1 (FRP製)		364.5	84	286	68.4	
小 計	小金井第一中学校	飲料用	15	12	36	12	28.8	10	38.8
		飲料用	1 (FRP製)	1 (FRP製)	30	7.5	24	6	
2	小金井第二中学校	飲料用	1 (FRP製)	1 (FRP製)	34	10	27.2	8	35.2
		飲料用	1 (FRP製)	1 (FRP製)	12		10		
3	東中学校	プール用	1 (FRP製)		12		8		8
		散水用	1 (SUS製)		12		12		
4	緑中学校	飲料用	1 (FRP製)	2 (FRP製)	28	6.5	22.4	5.2	32.8
		飲料用	1 (SUS製)	1 (FRP製)	31	12	24.8	9.6	
5	南中学校	散水用	1 (FRP製)		17		14		34.4
		散水用	8	6	200	54.5	159.2	44	
小 計	南中学校	散水用	23	18	564.5	138.5	445.2	112.4	543.6
		散水用	8	6	200	54.5	159.2	44	
合 計			23	18	564.5	138.5	445.2	112.4	543.6

※ 受水槽・高架水槽清掃委託に含まれない受水槽 (散水用等) は除く。
 ※ 網掛部は図面における仕様数値を採用。

資料 震災編 2-9-5 庁用車一覧

文書管理機関名：市総務部

本編該当頁：第2部 p387

庁用車一覧

(令和4年4月現在)

所属課	整理番号	車名	車両登録番号	用途(形状)	車検期日	燃料給油店	用途
資産税課	6	スバル	多摩 41 く 2-56	軽貨物バン	R5. 4. 25	市内外のカリスタ	課税評価用
納税課	7	スバル	多摩 580 ね 4887	軽乗用車	R4. 6. 19	市内外のカリスタ	滞納整理用
地域安全課	9	スバル	多摩 583 な 110	軽乗用車	R5. 6. 19	市内外のカリスタ	CoCoパトロール車
管財課	16	ニッサン	多摩 480 え 4643	軽貨物トラック	R5. 4. 26	市内外のカリスタ	一般貸出車
管財課	18	三菱	多摩 480 こ 9-97	軽貨物バン	R5. 5. 25	市内外のカリスタ	一般貸出車
健康課	20	ニッサン	多摩 400 た 89-45	小型貨物	R4. 12. 15	市内外のカリスタ	伝染病予防車
ごみ対策課	21	スバル	多摩 41 せ 13-81	軽貨物トラック	R4. 11. 15	市内外のカリスタ	清掃巡回車
ごみ対策課	22	ダイハツ	多摩 480 う 52-03	軽貨物バン	R4. 9. 28	市内外のカリスタ	清掃指揮車
コミュニティ文化課	24	ダイハツ	多摩 41 う 20-59	軽貨物バン	R4. 4. 5	市内外のカリスタ	各施設連絡用
地域福祉課	25	スバル	多摩 480 く 81-09	軽貨物バン	R5. 2. 15	市内外のカリスタ	災害救済用
児童青少年課	26	マツダ	多摩 400 ち 95-02	小型貨物	R4. 5. 16	市内外のカリスタ	わんばんく号
地域福祉課	27	スバル	多摩 41 け 54-67	軽貨物バン	R4. 4. 24	市内外のカリスタ	身障者送迎用
交通対策課	28	ダイハツ	多摩 480 く 51	軽貨物バン	R5. 5. 22	市内外のカリスタ	駐輪対策車
道路管理課	30	ダイハツ	多摩 480 あ 68-74	軽貨物バン	R5. 6. 27	市内外のカリスタ	道路巡回車
都市計画課	32	スズキ	多摩 41 せ・7-65	軽貨物バン	R4. 10. 28	市内外のカリスタ	都市計画用
環境政策課	33	ニッサン	多摩 400 す 66-25	小型貨物	R4. 4. 23	市内外のカリスタ	緑地保全用
道路管理課	34	スズキ	多摩 41 さ・9-20	軽貨物バン	R5. 6. 26	市内外のカリスタ	道路巡回車
道路管理課	35	スズキ	多摩 480 い 89-04	軽貨物バン	R4. 4. 19	市内外のカリスタ	現場査察車
建築営繕課	36	スズキ	多摩 480 あ 58-70	軽貨物バン	R5. 5. 19	市内外のカリスタ	現場査察車
下水道課	37	ダイハツ	多摩 50 ま 33-16	軽乗用車	R5. 5. 17	市内外のカリスタ	現場査察車
下水道課	38	スバル	多摩 580 き 84-23	軽乗用車	R4. 4. 9	市内外のカリスタ	現場査察車
下水道課	39	スズキ	多摩 580 ほ 80-61	軽貨物	R4. 5. 10	市内外のカリスタ	現場査察車
庶務課	41	ニッサン	多摩 400 て 22-70	小型貨物	R4. 5. 8	市内外のカリスタ	学校連絡用
庶務課	43	ダイハツ	多摩 480 う 52-02	軽貨物バン	R4. 9. 28	市内外のカリスタ	施設連絡用
生涯学習課	45	スバル	多摩 41 く 2-55	軽貨物バン	R5. 4. 25	市内外のカリスタ	施設連絡用
庶務課	47	三菱	多摩 480 く 10-12	軽貨物トラック	R5. 6. 18	市内外のカリスタ	学校連絡用
都市計画課	49	スズキ	多摩 480 あ 62-57	軽貨物バン	R5. 5. 29	市内外のカリスタ	用地取得用
健康課	57	スズキ	多摩 50 ふ 93-32	軽乗用車	R4. 10. 26	市内外のカリスタ	保健センター用
ごみ対策課	58	スバル	多摩 480 あ 64-74	軽貨物トラック	R5. 6. 1	市内外のカリスタ	清掃巡回車
ごみ対策課	59	スバル	多摩 580 こ 94-96	軽乗用車	R5. 5. 18	市内外のカリスタ	広域支援連絡調整車
道路管理課	76	いすゞ	多摩 400 そ 55-31	小型貨物	R4. 7. 30	市内外のカリスタ	道路補修車
道路管理課	80	トヨタ	多摩 100 さ 73-89	普通貨物	R4. 9. 28	市内外のカリスタ	道路補修車
道路管理課	85	ニッサン	多摩 400 ち 33-18	小型貨物ダンプ	R4. 6. 9	市内外のカリスタ	道路補修車
ごみ対策課	104	ニッサン	多摩 130 さ 18-05	普通貨物	R4. 5. 18	市内外のカリスタ	資材運搬用
ごみ対策課	109	いすゞ	多摩 130 せ 20-07	普通貨物	R4. 7. 9	市内外のカリスタ	資材運搬用
ごみ対策課	131	いすゞ	多摩 830 さ 18-03	普通特種	R4. 4. 9	市内外のカリスタ	塵芥車
ごみ対策課	132	いすゞ	多摩 830 さ 18-04	普通特種	R4. 4. 9	市内外のカリスタ	塵芥車
ごみ対策課	161	スバル	多摩 480 か 83-43	軽貨物トラック	R4. 5. 28	市内外のカリスタ	清掃巡回車
ごみ対策課	162	スバル	多摩 480 か 83-44	軽貨物トラック	R4. 5. 31	市内外のカリスタ	清掃巡回車
ごみ対策課	163	スバル	多摩 480 か 83-12	軽貨物トラック	R4. 6. 11	市内外のカリスタ	清掃巡回車
ごみ対策課	164	スバル	多摩 480 け 15-46	軽貨物トラック	R4. 5. 30	市内外のカリスタ	清掃巡回車
ごみ対策課	165	スズキ	多摩 480 こ 515	軽貨物トラック	R5. 4. 27	市内外のカリスタ	市内巡回車
地域安全課	171	日野	多摩 805 ひ 1	普通特種	R5. 2. 12	市内外のカリスタ	第1分団(消防車)
地域安全課	172	日野	多摩 800 ま 2	普通特種	R5. 2. 12	市内外のカリスタ	第2分団(消防車)
地域安全課	173	日野	多摩 801 そ 3	普通特種	R5. 11. 9	市内外のカリスタ	第3分団(消防車)

所属課	整理番号	車名	車両登録番号	用途(形状)	車検期日	燃料給油店	用途
地域安全課	174	日野	多摩 830 な 4	普通特種	R5. 11. 9	市内外のがリンスカド	第 4 分団 (消防車)
地域安全課	175	日野	多摩 801 せ 5	普通特種	R5. 2. 12	市内外のがリンスカド	第 5 分団 (消防車)
子育て支援課	176	トヨタ	多摩 503 つ 23-77	小型乗用	R5. 2. 18	市内外のがリンスカド	子ども家庭支援センター用
環境政策課	177	三菱	多摩 480 つ 28-31	軽貨物バン	R5. 10. 29	市内外のがリンスカド	環境政策用
地域安全課	179	トヨタ	多摩 831 つ 119	消防車 (指揮車)	R4. 12. 8	市内外のがリンスカド	消防指揮車
道路管理課	178	三菱	多摩 880 あ 2582	軽特殊バン	R4. 8. 31	市内外のがリンスカド	道路監察車

資料 震災編 2-10-1 小金井市放射線対応に関する危機管理調整会議 設置要綱	
文書管理機関名：市総務部	本編該当頁：第2部 p403

小金井市放射線対応に関する危機管理調整会議設置要綱

(設置)

第1条 東日本大震災に伴う東京電力福島第一原子力発電所の事故に起因する放射線問題に関し、市への影響に係る状況把握及び必要な対策、調整等を行うため、小金井市放射線対応に関する危機管理調整会議（以下「調整会議」という。）を設置する。

(調整会議の所掌事務)

第2条 調整会議は、放射性物質の飛散に伴う影響及びその対策について必要な情報を共有し、その対策の検討を行う。

(組織及び委員の事務分掌)

第3条 調整会議の組織は、議長、副議長及び委員をもって組織する。

2 議長は危機管理担当部長をもって充て、副議長は環境部長をもって充てる。

3 委員は、別表の左欄に掲げる職員をもって充て、同表の右欄に掲げる事務を所掌し、調査、検討及び必要な対応を行うものとする。

(会議)

第4条 調整会議は、議長が必要に応じて招集する。

2 副議長は、議長を補佐し、議長に事故あるとき、又は議長が欠けたときは、その職務を代理する。

3 議長が特に必要と認めた場合は、関係課の職員を調整会議に出席させることができる。

(報告等)

第5条 調整会議は、必要があると認めるときは、調整会議の検討結果を市長に報告するとともに、庁議その他の組織の意見を聴くものとする。

(庶務)

第6条 調整会議の庶務は、総務部地域安全課において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、議長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成24年6月28日から施行する。

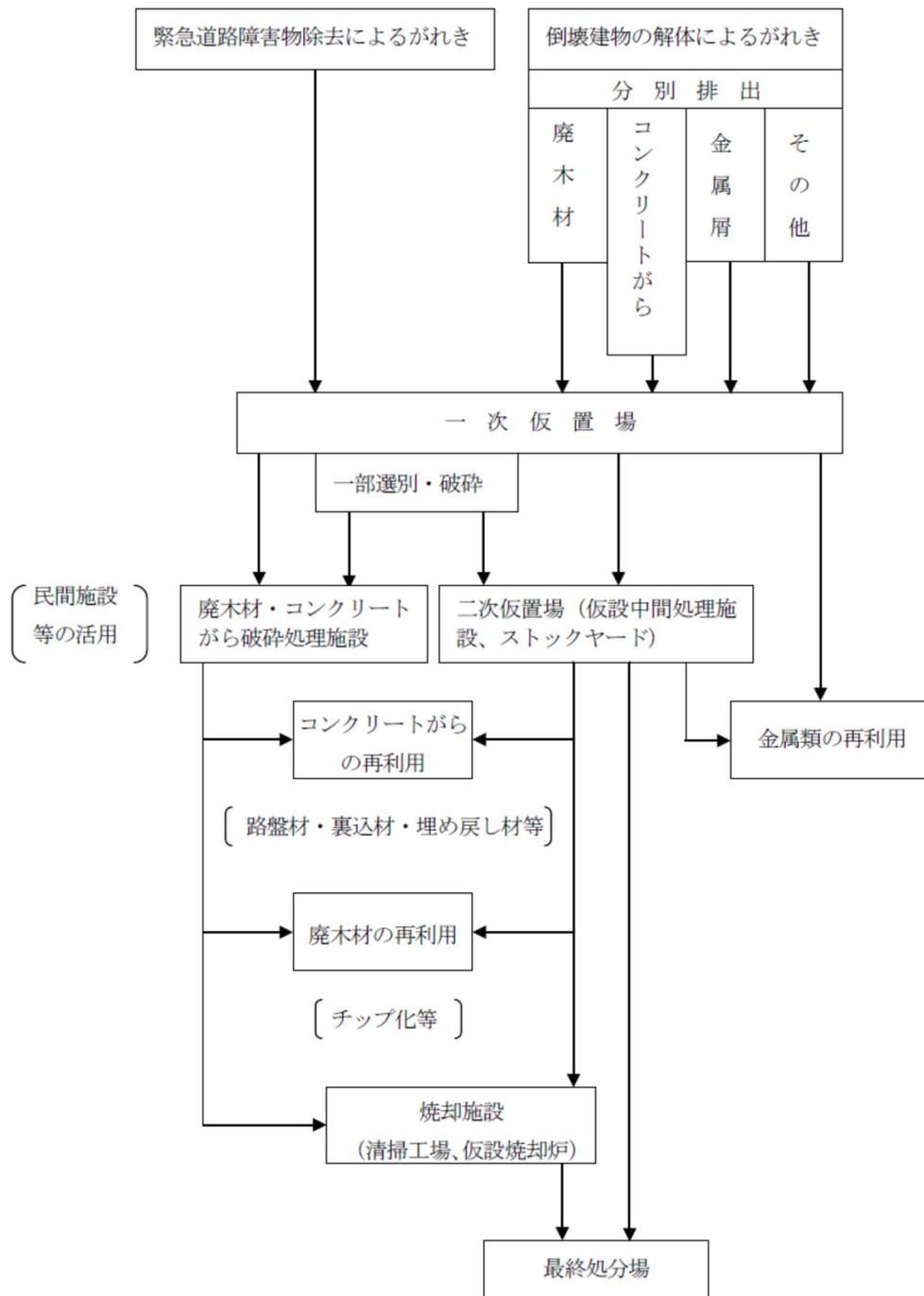
別表（第3条関係）

課長名	主な事務分掌
地域安全課長	1 調整会議の運営を所掌すること。 2 放射線対策についての総合調整に関すること。 3 給食食材の放射線量の測定に関すること。
経済課長	1 小金井市放射能測定室における放射能測定事業に関すること。
環境政策課長	1 調整会議の運営を補佐すること。 2 空間放射線量の測定及び放射性物質の除染についての調整に関すること。 3 空間放射線量の測定をするための簡易測定器の貸出しに関すること。
健康課長	1 放射線被ばく等による健康相談に関すること。
保育課長 学務課長	1 所管している施設の空間放射線量の測定及び放射性物質の除染に関すること。 2 給食食材の放射線量の測定に関すること。
児童青少年課長 庶務課長	1 所管している施設の空間放射線量の測定及び放射性物質の除染に関すること。

資料 震災編 2-11-1 都によるがれき処理検討の概要	
文書管理機関名：市総務部	本編該当頁：第2部 p429

都によるがれき処理検討の概要

< 「がれき」処理の基本的流れ（都環境局） >



資料：東京都地域防災計画（令和元年修正）資料編

＜東京都災害廃棄物対策本部（仮称）の業務（都環境局）＞

項目	内容							
①災害廃棄物処理全般に関する進行管理	○ 災害廃棄物処理全般の進行管理を行う。							
②東京都全体の災害廃棄物の予測	○ 発災後、区市町村は速やかに家屋等の被害状況（全壊及び半壊建物数）を確認し、東京都災害廃棄物対策本部（仮称）に報告する。東京都災害廃棄物対策本部（仮称）は、その被害報告に基づき災害廃棄物の発生量を予測する。							
③国との連絡調整・協議	○ 区市町村の建物に甚大な被害が生じた場合、東京都災害廃棄物対策本部（仮称）は、公費負担による災害廃棄物処理の対象となる範囲※を定めるため、国（環境省廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課）との連絡調整・協議を行う。 ※ 範囲とは、①適用地域、②適用主体（個人及び事業所の範囲）、③適用業務（基礎部分や塀等の解体・撤去を含むかどうか）等							
④東京都災害廃棄物処理推進計画（仮称）の策定	○ 被災状況などの情報を収集・整理し、災害廃棄物処理の基本方針を示す「東京都災害廃棄物処理推進計画（仮称）」（以下「推進計画」という。）を策定する。 ○ 推進計画に規定する主な内容 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>1 災害廃棄物の発生予測量</td> </tr> <tr> <td>2 公費による処理対象 a 適用地域 b 適用主体 c 適用業務</td> </tr> <tr> <td>3 処理スケジュール a 発生予測量に基づく最終的な処理完了予定時期 b 解体受付開始見込み時期 c 都の提供する集積場所の確保時期 d 区市町村の解体、撤去の優先順位の考え方</td> </tr> <tr> <td>4 家屋情報（建物に係る権利及び延床面積）の確認方法</td> </tr> <tr> <td>5 区市町村から定期的に報告を受ける事項 a 解体・撤去受付件数、受付延床面積 b 撤去、運搬量 c 集積場所搬入量</td> </tr> <tr> <td>6 区市町村の処理に対する留意事項</td> </tr> <tr> <td>7 広域的応援体制</td> </tr> </table>	1 災害廃棄物の発生予測量	2 公費による処理対象 a 適用地域 b 適用主体 c 適用業務	3 処理スケジュール a 発生予測量に基づく最終的な処理完了予定時期 b 解体受付開始見込み時期 c 都の提供する集積場所の確保時期 d 区市町村の解体、撤去の優先順位の考え方	4 家屋情報（建物に係る権利及び延床面積）の確認方法	5 区市町村から定期的に報告を受ける事項 a 解体・撤去受付件数、受付延床面積 b 撤去、運搬量 c 集積場所搬入量	6 区市町村の処理に対する留意事項	7 広域的応援体制
1 災害廃棄物の発生予測量								
2 公費による処理対象 a 適用地域 b 適用主体 c 適用業務								
3 処理スケジュール a 発生予測量に基づく最終的な処理完了予定時期 b 解体受付開始見込み時期 c 都の提供する集積場所の確保時期 d 区市町村の解体、撤去の優先順位の考え方								
4 家屋情報（建物に係る権利及び延床面積）の確認方法								
5 区市町村から定期的に報告を受ける事項 a 解体・撤去受付件数、受付延床面積 b 撤去、運搬量 c 集積場所搬入量								
6 区市町村の処理に対する留意事項								
7 広域的応援体制								

項目	内容	
⑤区市町村との連絡調整、情報提供	項目	内容
	1 区市町村災害廃棄物処理実行計画の把握	東京都災害廃棄物対策本部（仮称）は、各区市町村が策定した「災害廃棄物処理実行計画」（以下「区市町村災害廃棄物処理実行計画」という。）を把握するため、区市町村に対して策定後提出を求める。
	2 区市町村災害廃棄物処理実行計画の作成支援	東京都災害廃棄物対策本部（仮称）は、区市町村災害廃棄物処理実行計画の記載内容、進捗状況を確認し、被災状況や処理能力等に鑑みて、内容の過不足、進捗の遅れ等がある場合は、必要な助言、民間業者の活用推進等を行い、区市町村災害廃棄物処理実行計画の作成を支援する。
	3 支援体制への活用	東京都災害廃棄物対策本部（仮称）は、区市町村災害廃棄物処理実行計画の内容から、都が重点的に支援すべき地域を把握する。
	4 適正処理等を徹底するための注意喚起	被災時の混乱に乗じて不適正処理・不法投棄を行う業者が現れる可能性があることから、区市町村に対して委託業者が適正処理を徹底し、集積場所などの警備体制を確立するよう、必要な情報提供・支援等を行う。
5 区市町村への情報提供	都から各区市町村に対して、迅速に必要な情報提供を行う。	
⑥災害廃棄物の処理に関する広報	<p>○ 災害廃棄物の処理に関する広報は、対応時期によって、情報の内容及び方法を変えながら、都民の心理的動揺や混乱が生ずることのないよう、的確な情報提供を行うよう努める。情報提供にあたっては、情報の発信源を明確にするとともに、できるだけ専門用語やあいまいな表現は避け、理解しやすく誤解を招かない表現を用いる。</p> <p>発災直後には、他の優先情報の周知の阻害、情報過多による混乱を招かないよう考慮しつつ、緊急情報（危険物・有害物の情報、野焼きの禁止、区市町村の窓口・問い合わせ先案内、今後のスケジュールなど）を発信する。</p>	

項目	内容
⑦仮置場に関する支援	<p>1 仮置場の確定、情報提供</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 被災状況報告等に基づき、仮置場として都が提供できる土地を確定し、その情報を区市町村に対し提供する。 <p>2 仮置場確保に関する調整</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 被災状況を把握後、比較的被災度合いの低い地域に対して、①既に仮置場として利用している土地の受入能力に余裕がないか、②仮置場として新たに利用できる土地がないかなどについて調査を行う。 ○ 仮置場として利用できる土地の受入能力に余裕がある場合は、被災度合いの低い地域に対して仮置場の提供を働きかける。 ○ 仮置場とすべき場所に余裕がなく、都内のみで対処できない場合については、近隣県に対して応援を求める等、広域的な連絡調整を行う。 <p>3 仮置場の運用状況の把握</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 各仮置場の運用状況を把握するため、各区市町村に対し、週1回、仮置場の状況報告を依頼する。 <p>4 災害廃棄物のリサイクル・適正処理の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ あらかじめ災害廃棄物の分別方法、管理方法に関するマニュアルを策定し、それに基づいて、区市町村において仮置場での災害廃棄物の分別・管理が徹底され、災害廃棄物のリサイクル・適正処理が推進されるよう促す。
⑧広域的な処理体制を確保するための周辺区市との調整	<ul style="list-style-type: none"> ○ 東京都内の施設や機材等のみでの対応が困難であると判断される場合は、速やかに「九都県市災害時相互応援に関する協定」（平成22年4月1日制定）に基づき、周辺区市からの応援を要請するための手続を進める。 ○ 九都県市内での対応が困難な場合は、1都9県との応援協定に基づき同様の手続を講じる。
⑨最終処分に関する調整	<ul style="list-style-type: none"> ○ 平成12年から23区の清掃事業は各区の事務となっているが、23区のごみの最終処分は、都が設置・管理する最終処分場において、都が23区の委託を受けて実施している。このことから、以下のとおり、23区の災害廃棄物の最終処分に関する調整を行う。 <p>1 最終処分場受入計画の策定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・環境局では、都の管理する最終処分場の被災状況について把握する。 ・把握した情報に基づき、最終処分場の受入可能量を算定する。 ・環境局は、被災状況の報告及び災害廃棄物発生量予測等に基づき、最終処分場受入計画を策定する。 <p>2 最終処分場への受入</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害廃棄物処理は再資源化を基本とし、都の管理する最終処分場には、原則として、再資源化、再利用が出来ない焼却残渣、分別残渣等に限り搬入を認める。 ・最終処分場への搬入は、緊急道路障害物除去が終了し、道路交通事情が回復した時点で開始する。

資料：東京都地域防災計画（令和元年修正）資料編

資料 震災編 2-11-2 災害時活動拠点施設一覧	
文書管理機関名：市総務部	本編該当頁：第2部 p431

1 指定拠点一覧表（小金井市関連）

応急対策活動の種類		種別		1次 2次 3次	施設名称	所在地
本部		本庁舎等	区市町村 本庁舎	1	小金井市本庁舎	小金井市 本町 6-6-3
主要 初動 対応	警察	警視庁	警察署	2	小金井警察署	小金井市 貫井南町 3-21-3
	消防	東京消防 庁	消防署	2	小金井消防署	小金井市 本町 6-6-1
	医療	保健所	保健所	2	小金井市 保健センター	小金井市 貫井北町 5-18-18
	救出救助 拠点	救出救助 拠点	大規模 救出救助 活動拠点 医療機関 近接ヘリコプター 緊急離着陸場	2	都立小金井公園	小金井市 関野町 1 丁目・2 丁目
輸 送 拠 点	地域内 輸送	地域内輸 送拠点	区市町村庁舎等	3	小金井市役所第2駐 車場	小金井市前原町 3- 41-15
				3	小金井市総合体育館	小金井市関野町 1- 13-1

資料：東京都地域防災計画（令和元年修正）資料編

2 東京都災害拠点病院施設状況一覧（多摩地区）

二次保健 医療圏	施設名	所在地	電話番号	一般 病床数	三次 救急	ヘリ 離着陸
☆ 西多摩	青梅市立総合病院	青梅市東青梅 4-16-5	0428-22-3191	508	○	○
	公立阿伎留 医療センター	あきる野市引田 78-1	042-558-0321	310		
	公立福生病院	福生市加美平 1-6-1	042-551-1111	316		
☆ 南多摩	東京医科大学 八王子医療センター	八王子市館町 1163	042-665-5611	608	○	○
	東海大学八王子病院	八王子市石川町 1838	042-639-1111	500		○
	日本医科大学 多摩永山病院	多摩市永山 1-7-1	042-371-2111	401	○	
	東京都保健医療公社 多摩南部地域病院	多摩市中沢 2-1-2	042-338-5111	318		
	稲城市立病院	稲城市大丸 1171	042-377-0931	290		
	町田市民病院	町田市旭町 2-15-41	042-722-2230	447		
日野市立病院	日野市多摩平 4-3-1	042-581-2677	300			

二次保健 医療圏	施設名	所在地	電話番号	一般 病床数	三次 救急	へリ 離着陸
北多摩 西部	★ 国立病院機構 災害医療センター	立川市緑町 3256	042-526-5511	455	○	○
	立川病院	立川市錦町 4-2-22	042-523-3131	450		○
	東大和病院	東大和市南街 1-13-12	042-562-1411	284		
北多摩 南部	☆ 武蔵野赤十字病院	武蔵野市境南町 1-26-1	0422-32-3111	591	○	○
	東京都立多摩総合・小 児総合医療センター	府中市武蔵台 2-8-29	多摩 0423-23-5111	705	○	○
			小児 042-300-5111	347		
	杏林大学医学部附属 病院	三鷹市新川 6-20-2	0422-47-5511	1,121	○	○
東京慈恵会医科大学 附属第三病院	狛江市和泉本町 4-11-1	03-3480-1151	534			
北多摩 北部	☆ 公立昭和病院	小平市花小金井 8-1-1	042-461-0052	512	○	
	佐々総合病院	西東京市田無町 4-24-15	0424-61-1535	183		
	東京都保健医療公社 多摩北部医療センター	東村山市青葉町 1-7-1	042-396-3811	344		
	国立病院機構東京病 院	清瀬市竹丘 3-1-1	042-491-2111	460		

★印は広域基幹災害拠点病院、☆印は地域災害拠点中核病院を表す。

三次救急とは、救命救急センター等の三次救急医療施設をいう。

へりとは、ヘリコプターの臨時利発着場をいう。

資料：東京都地域防災計画（令和元年修正）資料編

3 給水拠点となる施設（小金井市関連）

平成 31 年 4 月 1 日現在

施設名	所在地	確保水量 (m ³)
梶野浄水所	梶野町 5-10-33	1,300
上水南浄水所	小平市上水南町 3-12-36	11,660

資料：東京都地域防災計画（令和元年修正）資料編

資料 震災編 2-11-3 小金井市に関する災害救助法適用基準

文書管理機関名：市総務部

本編該当頁：第2部 p435

災害救助法の適用基準

1. 適用基準における人口

第1 災害救助法による救助の実施の要件に関する事項

1 災害の認定

(2) 令第1条第1項第1号及び第2号による災害

法の適用の基礎となる都道府県及び市町村人口は、地方自治法第254条並びに同法施行令第176条及び第177条に規定する人口によるものであること。

資料：「災害救助法による救助の実施について」

昭和40年5月11日社施第99号

各都道府県知事宛厚生省社会局長通知

最終改正：平成31年3月25日府政防第471号

■地方自治法

第254条 この法律における人口は、官報で公示された最近の国勢調査又はこれに準ずる全国的な人口調査の結果による人口による。

■地方自治法施行令

第176条

○地方自治法第254条の公示の人口の調査期日以後において、都道府県又は郡（北海道にあつては支庁長の管轄区域本章中以下これに同じ。）の境界にわたつて市町村の廃置分合若しくは境界変更があつた場合、都道府県又は郡の境界にわたつて市町村の境界が確定した場合、従来地方公共団体の区域に属しなかつた地域を都道府県若しくは市町村の区域に編入した場合、郡の区域内において市の設置があつた場合若しくは町村が市となつた場合又は市が町村となつた場合の取扱い

（条文内容 略）

第177条

○地方自治法第254条の公示の人口の調査期日以後において、市町村の廃置分合若しくは境界変更があつた場合、従来地方公共団体の区域に属しなかつた地域を市町村の区域に編入した場合又は市町村の境界が確定した場合の取扱い

（条文内容 略）

資料：「地方自治法施行令」（昭和22年5月3日政令第16号）

最終改正：令和4年2月24日政令第279号

2. 災害救助法の適用基準

- (1) 市の区域内の人口に応じ、住家が滅失した世帯の数が災害救助法施行令別表第1に定める数以上であること

市の人口	滅失世帯数
126,074人（令和2年10月1日 国勢調査）	100世帯

<参考：災害救助法施行令 別表第1>

市町村の区域内の人口	住家が滅失した世帯の数
5,000人未満	30
5,000人以上 15,000人未満	40
15,000人以上 30,000人未満	50
30,000人以上 50,000人未満	60
50,000人以上 100,000人未満	80
100,000人以上 300,000人未満	100
300,000人以上	150

資料：災害救助法施行令（令和3年政令153号改正時点）

- (2) 都の区域内で住家が滅失した世帯の数が災害救助法施行令別表第2に定める数以上あって、市の区域内の住家のうち滅失した世帯の数が災害救助法施行令別表第3に定める数以上であること

地域	人口	滅失世帯数	備考
東京都	14,047,594人	2,500世帯	令和2年10月1日 国勢調査
小金井市	126,074人	50世帯	

<参考：災害救助法施行令 別表第2>

都道府県の区域内の人口	住家が滅失した世帯の数
1,000,000人未満	1,000
1,000,000人以上 2,000,000人未満	1,500
2,000,000人以上 3,000,000人未満	2,000
3,000,000人以上	2,500

資料：災害救助法施行令（令和3年政令153号改正時点）

<参考：災害救助法施行令 別表第3>

市町村の区域内の人口	住家が滅失した世帯の数
5,000人未満	15
5,000人以上 15,000人未満	20
15,000人以上 30,000人未満	25
30,000人以上 50,000人未満	30
50,000人以上 100,000人未満	40
100,000人以上 300,000人未満	50
300,000人以上	75

資料：災害救助法施行令（令和3年政令153号改正時点）

- (3) 都の区域内で住家が滅失した世帯の数が災害救助法施行令別表第4に定める数以上の場合または災害が隔絶した地域で発生したものである等、災害にかかった者の救護を著しく困難とする特別の事情*がある場合であって、多数の世帯の住家が滅失したこと

都の人口	滅失世帯数
14,047,594人(令和2年10月1日 国勢調査)	12,000世帯

<参考：災害救助法施行令 別表第4>

都道府県の区域内の人口	住家が滅失した世帯の数
1,000,000人未満	5,000
1,000,000人以上 2,000,000人未満	7,000
2,000,000人以上 3,000,000人未満	9,000
3,000,000人以上	12,000

資料：災害救助法施行令（令和3年政令153号改正時点）

- (4) 多数の者が生命または身体に危害を受け、または受けるおそれが生じたこと*

注) * 資料 2-11-4 「災害救助法適用に関わる内閣府令等で定める特別の事情及び基準」参照

資料 震災編 2-11-4 災害救助法適用に関わる内閣府令等で定める特別の事情及び基準	
文書管理機関名：市総務部	本編該当頁：第2部 p435

災害救助法適用に関わる内閣府令等で定める特別の事情及び基準

災害救助法 施行令	内閣府令*で定める 特別の事情、基準	通 知**
災害が隔絶した地域で発生したものである等、被災者の救護を著しく困難とする特別の事情 (第1条第1項第3号)	被災者に対する食品若しくは生活必需品の給与等について特殊の補給方法を必要とし、又は被災者の救出について特殊の技術を必要とすること。 (府令第1条)	「被災者に対する食品若しくは生活必需品の給与等について特殊の補給方法を必要とし、又は被災者の救出について特殊の技術を必要とすること」とは、次のような場合であること。 ア 被害地域が他の村落から隔離又は孤立している等のため、生活必需品等の補給が極めて困難な場合で、被災者の救助に特殊の補給方法等を必要とする場合 イ 有毒ガスの発生、放射線物質の放出等のため、被災者の救助が極めて困難であり、そのために特殊の技術を必要とする場合
多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じたことに関する基準 (第1条第1項第4号)	次のいずれかに該当すること ① 災害が発生し、又は発生するおそれのある地域に所在する多数の者が、避難して継続的に救助を必要とすること。 ② 被災者に対する食品若しくは生活必需品の給与等について特殊の補給方法を必要とし、又は被災者の救出について特殊の技術を必要とすること。 (府令第2条)	ア 同号の基準は、災害による被害の発生前に適用することができるものであり、この場合においては、府令の定めるところにより、生命又は身体に対する危害のおそれの程度を十分に検討の上、法の適用について判断されたいこと。 イ 府令第2条第1号の「災害が発生し、又は発生するおそれのある地域に所在する多数の者が、避難して継続的に救助を必要とすること」とは、次のような場合であること。 (ア) 火山噴火、有毒ガスの発生、放射線物質の放出等のため、多数の住民が避難の指示を受けて避難生活を余儀なくされる場合 (イ) M8.0以上の南海トラフ地震発生後の大規模地震発生に備え、避難生活を余儀なくされる場合 (ウ) 紫雲丸事件等船舶の沈没あるいは交通事故により多数の者が死傷した場合 ウ 府令第2条第2号の「被災者に対する食品若しくは生活必需品の給与等について特殊の補給方法を必要とし、又は被災者の救出について特殊の技術を必要とすること」とは、次のような場合であること。 (ア) 交通路の途絶のため多数の登山者等が放置すれば飢餓状態に陥る場合 (イ) 火山噴火、有毒ガス発生等のため多数の者が危険にさらされている場合

注) * 「災害救助法施行令第一条第一項第三号の内閣府令で定める特別の事情等を定める内閣府令」(平成二十五年十月一日内閣府令第六十八号) (最終改正：平成30年内閣府令第56号)

** 「災害救助法による救助の実施について」(昭和40年5月11日社施第99号 各都道府県知事宛厚生省社会局長通知) (最終改正：平成31年3月25日府政防第471号)

資料 震災編 2-11-5 激甚災害指定基準

文書管理機関名：市総務部

本編該当頁：第2部 p439

激甚災害指定基準

適用すべき措置	激甚災害とされる被害の程度
激甚法第2章(公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助)	次のいずれかに該当する災害 (A基準) 事業費査定見込額* > 全国都道府県及び市町村の当該年度の標準税収入総額のおおむね0.5% (B基準) 事業費査定見込額* > 全国都道府県及び市町村の当該年度の標準税収入総額のおおむね0.2% かつ、次の要件のいずれかに該当する都道府県が1以上あるもの (1) 都道府県負担事業の事業費査定見込額 > 当該都道府県の当該年度の標準税収入総額の25% (2) 一の都道府県内の市町村負担事業の事業費査定見込総額 > 当該都道府県内全市町村の当該年度の標準税収入総額の5% 注) *事業費査定見込額：公共施設災害復旧事業等(激甚法第3条第1項第1号及び第3号から第14号までに掲げる事業をいう。)の事業費の査定見込額
激甚法第5条(農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置)	次のいずれかに該当する災害 (A基準) 事業費査定見込額* > 当該年度の全国農業所得推定額のおおむね0.5% (B基準) 事業費査定見込額* > 当該年度の全国農業所得推定額のおおむね0.15% かつ、次の要件のいずれかに該当する都道府県が1以上あるもの (1) 一の都道府県内の事業費査定見込額 > 当該都道府県の当該年度の農業所得推定額の4% (2) 一の都道府県内の事業費査定見込額 > おおむね10億円 注) *事業費査定見込額：農地等の災害復旧事業(激甚法第5条第1項に規定する農地、農業用施設及び林道の災害復旧事業をいう。)の事業費の査定見込額
激甚法第6条(農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例)	次の1及び2の要件に該当する災害。ただし、当該施設に係る被害見込額が5,000万円以下と認められる場合は除く。 1 激甚法第5条の措置が適用される激甚災害 2 農業被害見込額 > 当該年度の全国農業所得推定額のおおむね1.5%であることにより激甚法第8条の措置が適用される激甚災害
激甚法第8条(天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例)	次のいずれかに該当する災害(当該災害の実態により、その必要性がないと認められるものを除く。)。ただし、高潮、津波等特殊な原因による激甚な災害であって、その被害の態様から次の基準によりがたいと認められるものについては、災害の発生のつどその被害の実情に応じて個別に考慮 (A基準) 農業被害見込額 > 当該年度の全国農業所得推定額のおおむね0.5% (B基準) 農業被害見込額 > 当該年度の全国農業所得推定額のおおむね0.15% かつ、次の要件に該当する都道府県が1以上あるもの 一の都道府県内の当該災害に係る特別被害農業者数 > 当該都道府県内の農業を主業とする者の数のおおむね3% 注) 特別被害農業者：天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法第2条第2項に規定する特別被害農業者

適用すべき措置	激甚災害とされる被害の程度
激甚法第11条の2 (森林災害復旧事業に対する補助)	次のいずれかに該当する災害 (A基準) 林業被害見込額(樹木に係るものに限る。以下同じ。)>当該年度の全国生産林業所得(木材生産部門)推定額のおおむね5% (B基準) 林業被害見込額>当該年度の全国生産林業所得(木材生産部門)推定額のおおむね1.5%かつ、次の要件のいずれかに該当する都道府県が1以上あるもの (1) 一の都道府県内の林業被害見込額>当該都道府県の当該年度の生産林業所得(木材生産部門)推定額の60% (2) 一の都道府県内の林業被害見込額>当該年度の全国生産林業所得(木材生産部門)推定額の1.0%
激甚法第12条、13条、15条(中小企業信用保険法による災害関係保証の特例等)	次のいずれかに該当する災害 (A基準) 中小企業関係被害額>当該年度の全国中小企業所得推定額(第2次産業及び第3次産業国民所得に中小企業付加価値率及び中小企業販売率を乗じて推計した額。以下同じ。)のおおむね0.2% (B基準) 中小企業関係被害額>当該年度の全国中小企業所得推定額のおおむね0.06% かつ、次の要件に該当する都道府県が1以上あるもの 一の都道府県内の当該災害に係る中小企業関係被害額>当該年度の当該都道府県の中小企業所得推定額の2%又は中小企業関係被害額が1,400億円 ただし、火災の場合又は激甚法第12条の適用がある場合の全国中小企業所得推定額に対する中小企業関係被害額の割合は、被害の実情に応じ特例的措置が講ぜられることがある。
激甚法第16条(公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助)、第17条(私立学校施設災害復旧事業に対する補助)、第19条(市町村が施行する感染症予防事業に関する負担の特例)	激甚法第2章の措置が適用される激甚災害。 ただし、当該施設に係る被害又は当該事業量が軽微であると認められる場合は除外
激甚法第22条(罹災者公営住宅建設等事業に対する補助の特例)	次のいずれかに該当する災害 (A基準) 滅失住宅戸数>被災地全域でおおむね4,000戸以上 (B基準) 次の1、2のいずれかに該当する災害。ただし、火災の場合の被災地全域の滅失戸数は、被害の実情に応じた特例的措置が講ぜられることがある。 1 滅失住宅戸数>被災地全域でおおむね2,000戸以上かつ、次のいずれかに該当するもの (1) 一市町村の区域内で200戸以上 (2) 一市町村の区域内の住戸戸数の1割以上 2 滅失住宅戸数>被災地全域でおおむね1,200戸以上 かつ、次のいずれかに該当するもの (1) 一市町村の区域内で400戸以上 (2) 一市町村の区域内の住戸戸数の2割以上

適用すべき措置	激甚災害とされる被害の程度
激甚法第24条（小災害債に係る元利償還金の基準財政需要への算入等）	公共土木施設及び公立学校施設小災害にあつては激甚法第2章の措置が適用される災害 農地及び農業用施設等小災害に係る措置にあつては激甚法第5条の措置が適用される災害
上記の措置以外	災害発生のつど被害の実情に応じて個別に考慮される。

(平成28年2月9日改正時点)

資料 震災編 2-11-6 局地激甚災害指定基準

文書管理機関名：市総務部

本編該当頁：第2部 p439

局地激甚災害指定基準

局地激甚災害指定基準	適用すべき措置
<p>1 公共施設災害関係</p> <p>① 当該市町村がその費用を負担する当該災害に係る公共施設災害復旧事業等（法第3条第1項第1号及び第3号から第14号までに掲げる事業をいう。以下同じ。）の査定事業費の額が次のいずれかに該当する市町村が一以上ある災害（該当する市町村ごとの当該査定事業費の額を合算した額がおおむね一億円未満のものを除く。）</p> <p>(イ) 当該市町村の当該年度の標準税収入の50%を超える市町村（当該査定事業費の額が1,000万円未満のものを除く。）</p> <p>(ロ) 当該市町村の当該年度の標準税収入が50億円以下であり、かつ、当該査定事業費の額が2億5,000万円を超える市町村にあつては、当該標準税収入の20%を超える市町村</p> <p>(ハ) 当該市町村の当該年度の標準税収入が50億円を超え、かつ、100億円以下の市町村にあつては、当該標準税収入の20%に当該標準税収入から50億円を控除した額の60%を加えた額を超える市町村</p> <p>② 公共施設災害復旧事業等の事業費の査定見込額からみて①に掲げる災害に明らかに該当することとなると見込まれる災害（当該災害に係る被害箇所の数がおおむね十未満のものを除く。）</p>	<p>1 激甚法第3条第1項各号に掲げる事業のうち、左の市町村が当該災害によりその費用を負担するもの及び激甚法第4条第5項に規定する地方公共団体以外の者が設置した施設に係るものについて激甚法第2章の措置</p> <p>2 左の市町村が当該災害につき発行を許可された公共土木施設及び公立学校施設小災害に係る地方債について激甚法第24条第1項、第3項及び第4項の措置</p>
<p>2 農地、農業用施設等災害関係</p> <p>① 当該市町村の区域内における当該災害に係る農地等の災害復旧事業（法第5条第1項に規定する農地、農業用施設及び林道の災害復旧事業をいう。）に要する経費の額が当該市町村に係る当該年度の農業所得推定額の10%を超える市町村（当該経費の額が1,000万円未満のものを除く。）が一以上ある災害（上記に該当する市町村ごとの当該経費の額を合算した額がおおむね5,000万円未満である場合を除く。）</p> <p>ただし、これに該当しない場合であっても、当該市町村の区域内における当該災害に係る漁業被害額が農業被害額を超え、かつ、当該市町村の区域内における当該災害に係る漁船等（漁船、漁具及び水産動植物の養殖施設をいう。）の被害額が当該市町村に係る当該年度の漁業所得推定額の10%を超える市町村（当該漁船等の被害額が1,000万円未満のものを除く。）が一以上ある災害（上記に該当する市町村ごとの当該漁船等の被害額を合算した額が</p>	<p>1 左の市町村の区域内で左の市町村等が施行する当該災害復旧事業に係る激甚法第5条、第6条の措置</p> <p>2 左の市町村が当該災害につき発行を許可された農地、農業用施設及び林道の小災害復旧事業に係る地方債について激甚法第24条第2項から第4項までの措置</p>

局地激甚災害指定基準	適用すべき措置
<p>おおむね5,000万円未満である場合を除く。)</p> <p>② ①の農地等の災害復旧事業に要する経費の見込額からみて①に掲げる災害に明らかに該当することとなると見込まれる災害(当該災害に係る被害箇所数がおおむね十未満のものを除く。)</p>	
<p>3 林業災害関係</p> <p>当該市町村の区域内における当該災害に係る林業被害見込額(樹木に係るものに限る。以下同じ。)が当該市町村に係る当該年度の生産林業所得(木材生産部門)推定額の1.5倍を超え(当該林業被害見込額が当該年度の全国生産林業所得(木材生産部門)推定額のおおむね0.05%未満のものを除く。)、かつ、大火による災害にあっては、その災害に係る要復旧見込面積がおおむね300haを超える市町村、その他の災害にあっては、その災害に係る要復旧見込面積が当該市町村の民有林面積(人工林に係るものに限る。)のおおむね25%を超える市町村が一以上ある災害</p>	<p>左の市町村の区域内で左の市町村等が施行する森林災害復旧事業に係る激甚法第11条の2の措置</p>
<p>4 中小企業施設災害関係</p> <p>当該市町村の区域内における当該災害に係る中小企業関係被害額が当該市町村に係る当該年度の中小企業所得推定額の10%を超える市町村(当該被害額が1,000万円未満のものを除く。)が一以上ある災害。ただし、上記に該当する市町村ごとの当該被害額を合算した額がおおむね5,000万円未満である場合を除く。</p>	<p>左の市町村の区域内で中小企業者が必要とする当該災害復旧資金等に係る激甚法第12条の措置</p>

(平成28年2月9日改正時点)

資料 震災編 2-11-7 激甚災害法に定める事業及び都関係局	
文書管理機関名：市総務部	本編該当頁：第2部 p439

激甚災害法に定める事業及び都関係局

適用条項	事業名	都関係局	備考
第3条	1 公共土木施設災害復旧事業	建設局	河川、海岸、砂防設備、道路
		港湾局	港湾、漁港
		産業労働局	林地荒廃防止施設
	2 公共土木施設災害関連事業	建設局	河川、海岸、砂防設備、道路
		港湾局	港湾、漁港
		産業労働局	林地荒廃防止施設
	3 公立学校施設災害復旧事業	教育庁	
	4 公営住宅施設災害復旧事業	都市整備局	
	5 生活保護施設災害復旧事業	福祉保健局	
	6 児童福祉施設災害復旧事業		
7 老人福祉施設災害復旧事業			
8 身体障害者社会参加支援施設災害復旧事業			
9 障害者支援施設、地域活動支援センター、福祉ホーム、又は障害福祉サービス事業の用に供する施設の災害復旧事業			
10 婦人保護施設災害復旧事業			
第3条及び第19条	11 感染症予防事業	福祉保健局	
	12 感染症指定医療機関災害復旧事業		
第3条及び第9条	13 堆積土砂排除事業	建設局	河川、道路、公園、緑地、運河、溝渠、広場、その他の施設
		下水道局	公共下水道、都市下水道
		港湾局	林業用施設（貯木場等）
		産業労働局	林業用施設
		都市整備局	
総務局	上記の施設の区域外		
第3条及び第10条	14 湛水排除事業	建設局 下水道局 港湾局 産業労働局	
第5条	15 農地、農業用施設若しくは林道の災害復旧事業又は当該農業用施設若しくは林道の災害復旧事業に係る災害関連事業	産業労働局	
第5条及び第6条	16 農林水産業共同利用施設災害復旧事業		

適用条項	事業名	都関係局	備考
第7条	17 開拓者等の施設の災害復旧事業	産業労働局	
第8条	18 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融資に関する暫定措置		
第11条	19 共同利用小型漁船の建造費の補助		
第12条	20 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例		
第13条	21 小規模企業者等設備導入資金助成法による貸付金の償還期間の特例		
第14条	22 事業協同組合等の施設の災害復旧事業		
第16条	24 公立社会教育施設災害復旧事業	教育庁	
第17条	25 私立学校施設の災害復旧事業	生活文化スポーツ局	
第20条	26 母子及び父子並びに寡婦福祉法による国の貸付の特例	福祉保健局	
第21条	27 水防資材費の補助の特例	建設局	
第22条	28 り災者公営住宅建設事業に対する補助の特例	都市整備局	
第24条	30 公共土木施設、農地及び農業用施設又は林道等小災害に係る地方債の元利償還金の交付税の基準財政需要額への算入	建設局	公共土木施設
		教育庁	公立学校
		産業労働局	農地及び農業用地
		財務局	地方債の発行及び交付税算定

資料：東京都地域防災計画（令和元年修正）資料編

資料 震災編 2-11-8 災害時における公金の取扱いについて

文書管理機関名：市会計管理者

本編該当頁：第2部 p444

災害時における公金の取扱いについて

小金井市（以下「甲」という。）と小金井市指定金融機関株式会社みずほ銀行（以下「乙」という。）は、小金井市災害対策本部が設置された場合における公金の取扱いを以下の条項に基づいて行う。

（緊急連絡体制）

第1条 甲と乙は、別表に定める災害時の公金の管理に関する総括責任者等連絡体制（以下「緊急連絡体制」という。）をもって、業務関連の情報収集を図るなど相互の連絡を密にする。

2 甲と乙は、別表に定める総括責任者等に変更があった場合、その都度相互に連絡する。

（災害時の派出所職員の派遣）

第2条 乙は、災害時に派出所へ職員を派遣することができる体制を整えることとし、その派遣状況について遅滞なく甲の総括責任者等に連絡する。

（現金の支払い）

第3条 乙は、甲が災害対策に必要とする現金の支払に対応できる体制を整える。ただし、甲は、この現金の支払については原則として、支払日の前営業日までに乙に連絡する。

（営業時間外の公金の取扱い）

第4条 甲は、乙の営業時間外における派出所職員の派遣及び現金の支払について、相互に協議の上その取扱いを決め、関係する課に通知する。

（協議）

第5条 災害の規模、甲、乙等のシステム障害、業務運営体制の情勢等により、公金の取扱いに支障を生じる場合は、甲と乙は協議してその対応策を決定する。

2 公金の取扱いの解釈に疑義が生じた場合及びこの取扱いに定めのない事項については、その都度甲と乙が協議して決定する。

平成17年3月1日

甲 東京都小金井市本町六丁目6番3号
小金井市長 稲葉孝彦

乙 東京都千代田区内幸町一丁目1番5号
小金井市指定金融機関
株式会社みずほ銀行
取締役頭取 杉山清次

資料 震災編 2-11-9 災害時における会計事務処理要領

文書管理機関名：市会計管理者

本編該当頁：第2部 p444

災害時における会計事務処理要領

1 基本的な考え方

- (1) この要領は、大規模災害が発生し、又は発生の恐れがあるとして、小金井市が災害対策本部を設置した場合に適用し、災害時における市の公金の支払・収入等の事務取扱が支障なく実施されるよう、あらかじめ事務処理手続を定めるもので、市の財務会計システムが全面的に停止し、回復までに長時間を要する場合を想定している。
- (2) 災害時において、救援・援護活動等が支障なく実施されるための資金確保については、小金井市と指定金融機関が取り決めた「災害時における公金の取扱いについて」による。
- (3) 資金の確保及び現金の支払については、災害時における不測の事態発生等の危険度を十分勘案の上金額を決定し、必要に応じて1件当たりの支払限度額を設定する。

2 支払及び収入について

(1) 支払

- ① 救援・援護活動のために、急きょ現金が必要なときに限り、資金前渡の方法により現金払い又は小切手払いにより行う。
- ② 債権者から緊急に支払請求のあるものに限り、現金払い又は小切手払いを行う。
- ③ 手書きによる手続の場合、システムで作成された支出命令書は、使用しないこととする。
- ④ 手書きによる支出命令書の作成に当たっては、当該様式の確保が困難な場合は、白紙を使用したものも可とする。
- ⑤ 手書きによる支出命令書の作成に当たっては、支出命令者の印鑑が押印できない場合は、署名も可とする。
- ⑥ 既存の支払証（番号札）が使用不能の場合には、支払担当者、会計係長等の押印又は署名した手書きの支払証を作成して代用する。
- ⑦ 支払担当者は、審査担当者から送付された支出命令書により、翌日に必要な現金支払予定額を集計し、直ちに指定金融機関に連絡し、翌日の現金を確保する。
- ⑧ 現金払いを行う場合、支払担当課の職員は必要に応じ立ち会うものとする。

(2) 口座振替払等

- ① 現金払い又は小切手払い以外の口座振替払い、払込み等については、財務会計システムによる業務が可能となり、かつ指定金融機関等のオンラインシステムの稼働後に執行する。
- ② 前号の規定にかかわらず、既に指定金融機関に引渡し済みの口座振替払データ等がある場合及び緊急やむを得ない場合は、指定金融機関と協議して対応する。

(3) 収入

- ① 金銭出納員が収納した現金は、仮保管しておき、最寄りの金融機関の業務が可能となった時に払い込む。
- ② 収入通知書等の作成は、財務会計システムの業務が可能となった時に行う。
ただし、緊急やむを得ない場合は、手書き作成し、必要な情報は整理保管し、財務会計システム稼働後にデータ入力する。
- ③ 指定金融機関並びに収納代理金融機関等が収納した納入済通知書及びその収納金の取扱いについては、災害の規模、指定金融機関等のシステム及び業務運営体制への影響度合いを踏まえ、指定金融機関と協議して対応する。なお、口座による収納の取扱いについても同様とする。

(4) 預金組替・組戻

- ① 財務会計システムの業務が可能となった時、かつ指定金融機関等のシステム稼働後に行う。
- ② 前号の規定にかかわらず、緊急やむを得ない場合は、指定金融機関と協議して対応する。

(5) 指定金融機関との事務処理

- ① 市及び指定金融機関との間で授受する支払依頼書、収支報告書兼預金明細書等の関係書類は、手書き処理を可とする。
- ② 関係書類に公印を押印することができない場合は、市及び指定金融機関の指揮命令権者（権限委譲された者を含む。以下「主管者」という。）又は主管者が指定した職員の押印もしくは署名をもって可とする。
- ③ 市及び指定金融機関において公印が使用できない場合は、事態が発生した時点をもって、主管者又は主管者が指定した職員の氏名及び印鑑又は署名について、相手に届け出る。変更する場合も同様とする。
- ④ チェックライターが使用不能の場合は、手書きの漢数字で小切手を作成する。
- ⑤ 小切手払の取扱いにおいて、小切手振出人欄に使用する署名判又は銀行取引印鑑が使用できない場合は、支払担当者が、支払日前日までに指定金融機関に自己宛小切手（銀行振出小切手）の作成を依頼し、支払日に支払依頼書をもって、窓口払い（現金）の方法により取扱う。

(6) その他

- ① 市及び指定金融機関との間で授受する手書きの関係帳票等については、事前に様式を定め準備しておく。
- ② この要領に定めのない事項については、その都度、指定金融機関と協議して対応する。

付 則

この要領は、平成 17 年 3 月 1 日から適用する。

別紙

1 資金前渡受者への支払の場合

(1) 支出命令書の記載事項

- ①組織名 ②年度 ③発行年月日 ④支出科目 ⑤支出金額 ⑥件名
- ⑦前渡受者職氏名 ⑧請求月日 ⑨請求印 ⑩受領者職氏名 ⑪受領月日
- ⑫受領印

※⑨⑫は、署名でも可

(2) 資金前渡受者への支払時の場合

- ① 資金前渡受者に現金支払をする時は、必要に応じて職員証の提示を求め、支出命令書に確認印又は署名を求める。
- ② 資金前渡受者の確認は、支払担当者が行い、派出所窓口において支払う時にも立ち会う。

(3) 資金前渡精算時の取扱い

- ① 履行後速やかに手書きの精算書を作成する。領収書を添付できない場合は、主管の長の支払証明書をもって可とする。
- ② 手書きの精算書を作成することが不可能な場合は、支払状況等をメモ等に記入し通常業務後に作成する。

2 債権者への支払の場合

(1) 支出命令書の記載事項

- ①組織名 ②年度 ③発行年月日 ④支出科目 ⑤支出金額 ⑥債権者名 ⑦件名

(2) 債権者への支払時の取扱い

- ① 債権者からの請求書は手書きでも可（請求印がない場合は署名でも可）とし、この場合、支出命令書に主管の長の確認印又は署名があることを確認する。
- ② 債権者への支出決定の時、添付書類の一部又は全部が添付不能の場合は、履行の確認ができるものに限り支出命令書のみでも支払可とする。この場合、支出命令書に主管の長の確認印もしくは署名があることを確認する。
- ③ 債権者の確認は、支払担当者が身分証等により行い、派出所窓口において支払う時にも立ち会う。必要に応じて主管の担当者の立会いを求める。
- ④ 債権者からは領収書を徴する。領収書への押印が不能な場合は、署名でも可とする。

資料 震災編 2-11-10 災害時における会計事務処理取扱基準	
文書管理機関名：市会計管理者	本編該当頁：第2部 p444

災害時における会計事務処理取扱基準

1 支払

(1) 審査担当者等

- ① 主管の長及び担当者の印鑑が押印できない時は、署名で可とする。
- ② 支出命令書を手書きとする場合は、別紙の記載事項を記入する。
- ③ 債権者への支払の時、書類の添付が不可能な場合は、履行の確認ができるものにより支出命令書だけでも支払可とする。この場合、支出命令書に主管の長の確認印又は署名を必要とするほか、主管の担当者に事情聴取する。
- ④ 債権者からの請求書は、手書きでも可とする。この場合、支出命令書に主管の長の確認印又は署名を必要とするほか、主管の担当者に事情聴取する。
- ⑤ 支払の決定は、通常の決裁区分により行うが、やむを得ない事由がある場合は、あらかじめ会計管理者が指定した職員が行うことができる。

(2) 支払担当者等

- ① 翌日に必要な現金支払予定額を集計し、指定金融機関に連絡し、翌日の現金を確保する。
- ② 資金前渡受者に現金支払いをする時及び精算する時は、別紙により取り扱う。
- ③ 債権者に現金支払いをする時は、別紙により取り扱う。

2 収入

- (1) 金銭出納員が収納した現金は、仮保管しておき、最寄の金融機関の業務が可能となった時に払い込む。ただし、指定金融機関に届出の上「合計の払込書に個別納入者単位の納入済通知書を添付して払い込む」取扱いを行っている場合は、あらかじめ特定されている金融機関に払い込む。
- (2) 指定金融機関から、手書き作成の納入済通知書送付書及び納入済通知書が送付されるので受領する。
- (3) 手書きの収入日計表を作成する。
- (4) 納入済通知書送付書を受領した旨、指定金融機関に連絡する。
- (5) 納入済通知書は、財務会計システム回復まで保管し、システム稼働後処理する。ただし、緊急やむを得ない場合は、必要な情報を整理した上で、主管の長に送付する。
- (6) 指定金融機関から、手書き作成の収支報告書兼預金明細書が送付されるので受領する。

付 則

この基準は、平成17年3月1日から適用する。

資料 震災編 2-11-11 応急仮設住宅建設予定地	
文書管理機関名：市都市整備部、市環境部	本編該当頁：第2部 p448

応急仮設住宅建設予定地

(令和4年4月現在)

区市町村名	小金井市	小金井市	小金井市
施設名	市立栗山公園	市立三楽公園	市立小長久保公園
応急仮設住宅建設用地 (㎡)	1,900	1,700	1,000
所在地	中町二丁目21番	貫井南町三丁目6番	本町三丁目13番
敷地面積(㎡)(注1)	15,882	4,205	3,045
有効面積(㎡)(注2)	2,000	1,800	1,000
現況	公園	公園	公園
所有者	小金井市	小金井市	小金井市
電気	○	○	×
ガス	○	×	×
上下水道	○	○	×
電話	○	×	×
アクセス道路	農工大通り、東大通り	連雀通りから南へ 約50m	北大通りから北へ 約200m
その他の アクセスポイント			
備考			

(注1)その施設の土地面積

(注2)その施設において樹木や建物などにより利用することが出来ない面積を除いた面積

(参考)上表以外に、「小金井公園」が震災時利用計画案において、応急仮設住宅建設用地として位置づけられている。

資料 震災編 2-11-12 被災者総合相談窓口の相談分野・相談内容	
文書管理機関名：市総務部	本編該当頁：第2部 p453

被災者総合相談窓口の相談分野・相談内容（都総務局）

局名	相談分野・相談内容
生活文化スポーツ局	① 復興に関する都政一般相談 ② 復興に関する苦情受付 ③ 情報の提供 ④ 外国人相談 ⑤ 消費生活相談
住宅政策本部	① 住宅総合相談（都区市町村の支援策・応急仮設住宅受付窓口の案内等） ② 再建等のための融資に関する相談 ③ 住宅の修理・解体・撤去に関する相談 ④ 建築制限に関する相談 ⑤ 住宅に係る法律相談や税相談 （支払い中の住宅ローンや不動産取引等に関する相談）
産業労働局	① 中小企業経営相談 ② 商店街（個店）の施設復旧相談 ③ 中小企業の資金融資等についての相談 ④ 労働相談 ⑤ 生活資金相談 ⑥ 職業訓練に関する相談 ⑦ 就業相談
福祉保健局	① 福祉相談（生活再建支援金、災害援護資金、生活福祉資金等） ② 福祉相談（生活保護） ③ 障害者相談 ④ 高齢者相談（介護保険制度等） ⑤ メンタルヘルスケア ⑥ こども相談 ⑦ 保健・医療相談（育児相談） ⑧ 保健・医療相談（健康相談） ⑨ 衛生相談（食品衛生） ⑩ 衛生相談（麻薬・覚せい剤・毒物・劇物の取り扱い） ⑪ 衛生相談（環境衛生） ⑫ 衛生相談（動物の保護・譲渡・飼育） ⑬ 衛生相談（感染症の予防・治療・まん防止）
主税局	① 都税に関する相談（減免措置、徴収猶予等の相談）
教育庁	① 教育相談（授業再開予定、就学・転校手続き、授業料減免措置）

資料：東京都地域防災計画（令和元年修正）資料編

資料 震災編 2-11-13 小金井市災害弔慰金の支給等に関する条例・同施行規則	
文書管理機関名：市総務部	本編該当頁：第2部 p453

小金井市災害弔慰金の支給等に関する条例

昭和50年4月1日

最終改正：令和3年3月8日条例第12号

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号。以下「法」という。）及び災害弔慰金の支給等に関する法律施行令（昭和48年政令第374号。以下「令」という。）の規定に準拠し、暴風、豪雨等の自然災害により死亡した市民の遺族に対する災害弔慰金の支給を行い、自然災害により精神又は身体に著しい障害を受けた市民に災害障害見舞金の支給を行い、並びに自然災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けを行い、もつて市民の福祉及び生活の安定に資することを目的とする。

一部改正〔平成24年条例11号〕

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に掲げるところによる。

- (1) 災害 暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波その他異常な自然現象により被害が生ずることをいう。
- (2) 市民 災害により被害を受けた当時、小金井市の区域内に住所を有した者をいう。

第2章 災害弔慰金の支給

(災害弔慰金の支給)

第3条 市は、市民が令第1条に規定する災害（以下この章及び次章において単に「災害」という。）により死亡したときは、その者の遺族に対し、災害弔慰金の支給を行うものとする。

(災害弔慰金を支給する遺族)

第4条 災害弔慰金を支給する遺族の範囲は、法第3条第2項の遺族の範囲とし、その順位は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 死亡者の死亡当時において、死亡者により生計を主として維持していた遺族（兄弟姉妹を除く。以下この項において同じ。）を先にし、その他の遺族を後にする。
- (2) 前号の場合において、同順位の遺族については、次に掲げる順序とする。

ア 配偶者

イ 子

ウ 父母

エ 孫

オ 祖父母

- (3) 死亡者に係る配偶者、子、父母、孫又は祖父母のいずれもが存しない場合であつて兄弟姉妹がいるときは、その兄弟姉妹（死亡した者の死亡当時その者と同居し、又は生計を同じくしてい

た者に限る。) に対して、災害弔慰金を支給するものとする。

- 2 前項の場合において、同順位の父母については、養父母を先にし、実父母を後にし同順位の祖父母については、養父母の父母を先にし、実父母の父母を後にし父母の養父母を先にし、実父母を後にする。
- 3 遺族が遠隔地にある場合その他の事情により前2項の規定により難いときは、前2項の規定にかかわらず、第1項の遺族のうち、市長が適当と認める者に支給することができる。
- 4 前3項の場合において、災害弔慰金の支給を受けるべき同順位の遺族が2人以上あるときは、その1人に対してした支給は、全員に対しなされたものとみなす。

一部改正〔平成24年条例11号〕

(災害弔慰金の額)

第5条 災害により死亡した者1人当たりの災害弔慰金の額は、その死亡者が死亡当時においてその死亡に関し災害弔慰金を受けることができることとなる者の生計を主として維持していた場合にあつては500万円とし、その他の場合にあつては250万円とする。ただし、死亡者がその死亡に係る災害に関し、既に次章に規定する災害障害見舞金の支給を受けている場合は、これらの額から当該支給を受けた災害障害見舞金の額を控除した額とする。

(死亡の推定)

第6条 災害の際現にその場にいあわせた者についての死亡の推定については、法第4条の規定によるものとする。

(支給の制限)

第7条 弔慰金は、次の各号に掲げる場合には支給しない。

- (1) 当該死亡者の死亡が、その者の故意又は重大な過失により生じたものである場合
- (2) 令第2条に規定する場合
- (3) 災害に際し、市長の避難の指示に従わなかつたことその他の特別の事情があるため、市長が支給を不相当と認めた場合

(支給の手続)

第8条 市長は、災害弔慰金の支給を行うべき事由があると認めるときは、規則で定めるところにより支給を行うものとする。

- 2 市長は、災害弔慰金の支給に関し遺族に対し、必要な報告又は書類の提出を求めることができる。

第3章 災害障害見舞金の支給

(災害障害見舞金の支給)

第9条 市は、市民が災害により負傷し、又は疾病にかかり、治つたとき(その症状が固定したときを含む。)に法別表に掲げる程度の障害があるときは、当該住民(以下「障害者」という。)に対し、災害障害見舞金の支給を行うものとする。

(災害障害見舞金の額)

第10条 障害者1人当たりの災害障害見舞金の額は、当該障害者が災害により負傷し、又は疾病にかかつた当時においてその属する世帯の生計を主として維持していた場合にあつては250万円とし、その他の場合にあつては125万円とする。

(準用規定)

第11条 第7条及び第8条の規定は、災害障害見舞金について準用する。

第4章 災害援護資金の貸付け

(災害援護資金の貸付け)

第12条 市は、令第3条に掲げる災害により法第10条第1項各号に掲げる被害を受けた世帯の市民である世帯主に対し、その生活の立て直しに資するため、災害援護資金の貸付けを行うものとする。

2 前項に掲げる世帯は、その所得について法第10条第1項に規定する要件に該当するものでなければならない。

(災害援護資金の限度額等)

第13条 災害援護資金の1災害における1世帯当たりの貸付け限度額は、災害による当該世帯の被害の種類及び程度に応じ、それぞれ次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 療養に要する期間がおおむね1月以上である世帯主の負傷（以下「世帯主の負傷」という。）があり、かつ、次のいずれかに該当する場合

ア 家財についての被害金額がその家財の価額のおおむね3分の1以上である損害（以下「家財の損害」という。）及び住居の損害がない場合 150万円

イ 家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合 250万円

ウ 住居が半壊した場合 270万円

エ 住居が全壊した場合 350万円

(2) 世帯主の負傷がなく、かつ、次のいずれかに該当する場合

ア 家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合 150万円

イ 住居が半壊した場合 170万円

ウ 住居が全壊した場合（エの場合を除く。） 250万円

エ 住居の全体が滅失（全壊、全焼、流失の全てを含む。）した場合 350万円

(3) 第1号のウ又は前号のイもしくはウにおいて、被災した住居を建て直すに際し、その住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合には、「270万円」とあるのは「350万円」と、「170万円」とあるのは「250万円」と、「250万円」とあるのは、「350万円」と読み替えるものとする。

2 災害援護資金の償還期間は、10年とし、据置期間はそのうち3年（令第7条第2項かつこ書の場合は、5年）とする。

(保証人及び利率)

第14条 災害援護資金の貸付けを受けようとする者は、保証人を立てることができる。

2 災害援護資金は、保証人を立てる場合は、無利子とし、保証人を立てない場合は、据置期間中は無利子とし、据置期間経過後はその利率を延滞の場合を除き年1パーセントとする。

3 第1項の保証人は、災害援護資金の貸付けを受けた者と連帯して債務を負担するものとし、その保証債務は、令第9条の違約金を包含するものとする。

一部改正〔令和元年条例15号〕

(償還等)

第15条 災害援護資金は、年賦償還、半年賦償還又は月賦償還とする。

2 償還方法は、元利均等償還の方法とする。ただし、貸付金の貸付けを受けた者は、いつでも繰上償還をすることができる。

3 償還金の支払猶予、償還免除、報告等、一時償還及び違約金については、法第13条、第14条第1項及び第16条並びに令第8条、第9条及び第12条の規定によるものとする。

一部改正〔令和元年条例15号・2年6号〕

第5章 雑則

追加〔令和3年条例12号〕

（災害弔慰金等支給審査委員会の設置）

第16条 災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給に関する事項を調査審議するため、小金井市災害弔慰金等支給審査委員会（以下「支給審査委員会」という。）を置くことができる。

2 支給審査委員会の委員は、医師、弁護士その他市長が必要と認める者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

3 前項に定めるもののほか、支給審査委員会に関し必要な事項は、市長が別に定める。

追加〔令和3年条例12号〕

（委任）

第17条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

追加〔令和3年条例12号〕

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

付 則（昭和52年4月4日条例第10号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第5条の規定は昭和51年9月7日以後に生じた災害により死亡した住民の遺族に対する災害弔慰金の支給について、改正後の第10条第1項の規定は、当該災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

付 則（昭和53年10月19日条例第29号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第5条の規定は、昭和53年1月14日以降に生じた災害により死亡した住民の遺族に対する災害弔慰金の支給について、改正後の第10条第1項の規定は、当該災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

付 則（昭和56年10月2日条例第17号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第5条の規定は、昭和55年12月14日以後に生じた災害により死亡した住民の遺族に対する災害弔慰金の支給について、改正後の第10条第1項の規定は、当該災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

付 則（昭和57年12月27日条例第33号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第9条、第10条及び第11条の規定は、昭和57年7月10日以後に生じた災害により負傷し、又は疾病にかかった住民に対する災害障害見舞金の支給について適用する。

付 則（昭和62年9月30日条例第24号）

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の小金井市災害弔慰金の支給等に関する条例の規定は、昭和61年7月10日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

付 則（平成4年3月27日条例第10号）

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の小金井市災害弔慰金の支給等に関する条例第5条の規定は、平成3年6月3日以後に生じた災害により死亡した住民の遺族に対する災害弔慰金の支給について、第10条の規定は、当該災害により負傷し、又は疾病にかかった住民に対する災害障害見舞金の支給について、第13条第1項の規定は、同年5月26日以後に生じた災害

により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

付 則（平成 24 年 3 月 24 日条例第 11 号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第 4 条第 1 項の規定は、平成 23 年 3 月 11 日以後に生じた災害により死亡した住民に係る災害弔慰金の支給について適用する。

付 則（令和元年 6 月 24 日条例第 15 号）

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の小金井市災害弔慰金の支給等に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の市民である世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用し、同日前に生じた災害により被害を受けた世帯の市民である世帯主に対する災害援護資金の貸付けについては、なお従前の例による。

付 則（令和 2 年 3 月 24 日条例第 6 号）

この条例は、公布の日から施行する。

付 則（令和 3 年 3 月 8 日条例第 12 号）

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（特別職の給与に関する条例の一部改正）

2 特別職の給与に関する条例（昭和 31 年条例第 22 号）の一部を次のように改正する。

小金井市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則

昭和50年4月1日規則第11号

最終改正：令和3年3月8日条例第12号

(目的)

第1条 この規則は、小金井市災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和50年条例第7号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(支給の手續)

第2条 市長は、条例第3条の規定により災害弔慰金を支給するときは、次に掲げる事項の調査を行つたうえ災害弔慰金の支給を行うものとする。

- (1) 死亡者（行方不明者を含む。以下同じ。）の氏名・性別・生年月日
- (2) 死亡（行方不明を含む。）の年月日及び死亡の状況
- (3) 死亡者の遺族に関する事項
- (4) 支給の制限に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(必要書類の提出)

第3条 市長は、小金井市の区域外で死亡した市民の遺族に対し、死亡地の官公署の発行する被災証明書を提出させるものとする。

2 市長は、市民でない遺族に対しては、遺族であることを証明する書類を提出させるものとする。

(支給の手續)

第4条 市長は、条例第9条の規定により災害障害見舞金を支給するときは、次に掲げる事項の調査を行つたうえ災害障害見舞金の支給を行うものとする。

- (1) 障害者の氏名、性別、生年月日
- (2) 障害の原因となる負傷又は疾病の状態となつた年月日及び負傷又は疾病の状況
- (3) 障害の種類及び程度に関する事項
- (4) 支給の制限に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(必要書類の提出)

第5条 市長は、この市の区域外で障害の原因となる負傷又は疾病の状態となつた市民に対し、負傷し、又は疾病にかかつた地の官公署の発行する被災証明書を提出させるものとする。

2 市は、障害者に対し、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）別表に規定する障害を有することを証明する医師の診断書（様式第1号）を提出させるものとする。

一部改正〔令和元年規則35号〕

(借入れの申込み)

第6条 災害援護資金（以下「資金」という。）の貸付けを受けようとする者（以下「借入申込者」という。）は、災害援護資金借入申込書（様式第2号。以下「借入申込書」という。）を市長に提出しなければならない。

2 借入申込書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

- (1) 世帯主の負傷を理由とする借入申込書にあつては、医師の療養見込期間及び療養概算額を記載した診断書
- (2) 被害を受けた日の属する年の前年（当該被害を1月から5月までの間に受けた場合にあつて

は前前年とする。以下、この号において同じ。)において、他の市町村に居住していた借入申込者にあつては、当該世帯の前年の所得に関する当該市町村長の証明書

(3) その他市長が必要と認めた書類

3 借入申込者は、借入申込書を、その者の被災の日の属する月の翌月1日から起算して3月を経過する日までに提出しなければならない。

一部改正〔令和元年規則35号〕

(調査)

第7条 市長は、借入申込書の提出を受けたときは、すみやかに、その内容を検討のうえ、当該世帯の被害状況、所得その他の必要な事項について調査を行うものとする。

(貸付けの決定)

第8条 市長は、借入申込者に対して資金を貸し付ける旨を決定したときは、貸付金の金額、償還期間及び償還方法を記載した災害援護資金貸付決定通知書(様式第3号。以下「貸付決定通知書」という。)を借入申込者に交付するものとする。

2 市長は、借入申込者に対して、資金を貸し付けない旨を決定したときは、災害援護資金貸付不承認決定通知書(様式第4号)を借入申込者に交付するものとする。

一部改正〔令和元年規則35号〕

(借用書の提出)

第9条 貸付決定通知書の交付を受けた者は、すみやかに、災害援護資金借用書(様式第5号。以下「借用書」という。)に、資金の貸付けを受けた者(以下「借受人」という。)の印鑑証明書を添えて市長に提出しなければならない。この場合において、保証人を立てる場合は、借用書に保証人が連署し、保証人の印鑑証明書を添えて提出しなければならない。

一部改正〔令和元年規則35号〕

(貸付金の交付)

第10条 市長は、前条の借用書と引き換えに貸付金を交付するものとする。

(償還の完了)

第11条 市長は、借受人が貸付金の償還を完了したときは、当該借受人に係る借用書及びこれに添えられた印鑑証明書を遅滞なく返還するものとする。

(繰上償還の申出)

第12条 繰上償還をしようとする者は、繰上償還申出書(様式第6号)を市長に提出するものとする。

(償還金の支払猶予)

第13条 借受人は、償還金の支払猶予を申請しようとするときは、支払猶予を受けようとする理由、猶予期間その他市長が必要と認める事項を記載した償還金支払猶予申請書(様式第7号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、支払の猶予を認める旨を決定したときは、支払を猶予した期間その他市長が必要と認める事項を記載した支払猶予承認通知書(様式第8号)を当該借受人に交付するものとする。

3 市長は、支払の猶予を認めない旨の決定をしたときは、支払猶予不承認通知書(様式第9号)を当該借受人に交付するものとする。

一部改正〔令和元年規則35号〕

(違約金の支払免除)

第14条 借受人は、違約金の支払免除を申請しようとするときは、その理由を記載した違約金支

払免除申請書（様式第 10 号）を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、違約金の支払免除を認める旨を決定したときは、違約金の支払免除した期間及び支払を免除した金額を記載した違約金支払免除承認通知書（様式第 11 号）を当該借受人に交付するものとする。
- 3 市長は、支払免除を認めない旨を決定したときは、違約金支払免除不承認通知書（様式第 12 号）を当該借受人に交付するものとする。

一部改正〔令和元年規則 35 号〕

（償還免除）

第 15 条 災害援護資金の償還未済額の全部又は一部の償還の免除を受けようとする者（以下「償還免除申請者」という。）は、償還免除を受けようとする理由その他市長が必要と認める事項を記載した災害援護資金償還免除申請書（様式第 13 号）を、市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次の各号に掲げるいずれかの書類を添えなければならない。

- （1）借受人の死亡を証する書類
- （2）借受人が精神又は身体に著しい障害を受けて貸付金を償還することができなくなったことを証する書類
- （3）借受人が破産手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けたことを証する書類

3 市長は、償還の免除を認める旨を決定したときは、災害援護資金償還免除承認通知書（様式第 14 号）を当該償還免除申請者に交付するものとする。

4 市長は、償還の免除を認めない旨を決定したときは、災害援護資金償還免除不承認通知書（様式第 15 号）を当該償還免除申請者に交付するものとする。

一部改正〔令和元年規則 35 号・2 年 12 号〕

（督促）

第 16 条 市長は、償還金を納付期限までに納入しない者があるときは、督促状を発行するものとする。

（氏名又は住所の変更届等）

第 17 条 借受人又は保証人について、氏名又は住所の変更等借用書に記載した事項に異動を生じたときは、借受人はすみやかに、その旨を市長に氏名等変更届（様式第 16 号）を提出しなければならない。ただし、借受人が死亡したときは、同居の親族又は保証人が代つてその旨を届け出るものとする。

（災害弔慰金等支給審査委員会）

第 18 条 条例第 16 条第 1 項に規定する小金井市災害弔慰金等支給審査委員会（以下「支給審査委員会」という。）は、次に掲げる事項を調査審議する。

- （1）災害弔慰金の支給に係る死亡と災害との因果関係に関すること。
- （2）災害障害見舞金の支給に係る障害と災害との因果関係に関すること。
- （3）前 2 号に定めるもののほか、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給に関すること。

追加〔令和 3 年規則 13 号〕

（組織）

第 19 条 支給審査委員会は、委員 5 人以内をもつて組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- （1）医師 1 人以内
- （2）弁護士 1 人以内

(3) 福祉保健部長

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者 2人以内

追加〔令和3年規則13号〕

(委員の任期)

第20条 委員の任期は、市長が委嘱し、又は任命したときから調査審議が終了するときまでとし、再任を妨げない。

追加〔令和3年規則13号〕

(委員長及び副委員長)

第21条 支給審査委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により選任する。

2 委員長は、会務を総理し、支給審査委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

追加〔令和3年規則13号〕

(会議)

第22条 支給審査委員会の会議は、委員長が招集する。

2 支給審査委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 支給審査委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

追加〔令和3年規則13号〕

(会議の非公開)

第23条 支給審査委員会の会議は、公開しない。

追加〔令和3年規則13号〕

(守秘義務)

第24条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

追加〔令和3年規則13号〕

(意見の聴取等)

第25条 支給審査委員会は、調査審議のため必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見を聴き、又は委員以外の者から資料の提出を求めることができる。

追加〔令和3年規則13号〕

(庶務)

第26条 支給審査委員会の庶務は、福祉保健部地域福祉課において処理する。

追加〔令和3年規則13号〕

(委任)

第27条 この規則に定めるもののほか、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸付けの手続きについて必要な事項は、別に定める。

一部改正〔令和3年規則13号〕

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

付 則 (昭和57年12月28日規則第33号)

この規則は、公布の日から施行し、改正後の第4条及び第5条の規定は、昭和57年7月10日以後に生じた災害により負傷し、又は疾病にかかった住民に対する災害障害見舞金の支給について適

用する。

付 則（平成元年4月1日規則第24号）

この規則は、平成元年4月1日から施行する。

付 則（令和元年6月24日規則第35号）

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（令和2年3月24日規則第12号）

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（令和3年3月8日規則第13号）

この規則は、公布の日から施行する。

資料 震災編 2-11-14 小金井市災害見舞金支給規則

文書管理機関名：市総務部

本編該当頁：第2部 p453

小金井市災害見舞金支給規則

昭和43年5月13日規則第13号

最終改正：平成11年2月5日規則第5号

(目的)

第1条 この規則は、小金井市に居住する住民が災害救助法（昭和22年法律第118号）の適用に至らない火災、風水害、震災による罹災者及び交通事故により死亡した場合の遺族に、応急的に必要な援護を行うため災害見舞金を支給することを目的とする。

(災害の程度)

第2条 災害の程度の認定は、東京消防庁小金井消防署長の意見をきき、市長が認定する。

第3条 災害見舞金の支給基準は、別表のとおりとする。

(死亡弔慰金の受給者)

第4条 第1条に定める罹災者が死亡した場合及び交通事故により死亡した場合に災害見舞金を受ける遺族の範囲及び順位は、次の各号の定めるところによる。

- (1) 死亡弔慰金の支給を受けるべき遺族の範囲は、死亡者の死亡の当時における配偶者（婚姻の届け出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹とする。
- (2) 死亡弔慰金の支給を受けるべき遺族の順位は、配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹の順による。ただし、父母については養父母を先にし実父母を後にし、祖父母については養父母の父母を先にし実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし実父母を後にする。

(委任)

第5条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

付 則 (略)

別表（第3条関係）

小金井市災害見舞金支給額基準表

災害の程度 世帯区分	住家の全壊、全焼の被害を受けたとき	住家の半壊、半焼の被害を受けたとき	過度の床上浸水により日常生活が著しく阻害されたとき	加給		交通事故により死亡した場合
				死亡した場合	重傷を負った場合	
1世帯につき	円 30,000	円 20,000	円 10,000	円 1人につき 30,000 (重傷を負った日から5日以内に死亡したものを含む)	円 1人につき 20,000 (入院1か月以上を要する重傷者)	円 1人につき 30,000
単身世帯	円 15,000	円 10,000				

資料 震災編 2-11-15 災害救援品等の支給	
文書管理機関名：市福祉保健部	本編該当頁：第2部 p453

災害救援品等の支給（日本赤十字社東京都支部）

種別	対象となる災害	支給対象者	支給内容	備考
災害救援品 (見舞品)	震災・風水害・火災等	全半壊・全半焼 床上浸水 避難所へ1晩以上避難	毛布、バスタオル 毛布、バスタオル（浸水により寝具の仕様が不可能となった世帯） 毛布、バスタオル、緊急セット、安眠セット	毛布・バスタオル・安眠セットは全員に、緊急セットは世帯あたり各1とする。

資料：東京都資料

資料 震災編 2-11-16 災害援護資金・生活福祉資金の貸付

文書管理機関名：市総務部

本編該当頁：第2部 p453

災害援護資金・生活福祉資金の貸付

種別	貸付対象	根拠法令	貸付金額	貸付条件
災害援護資金・国制度 (都福祉保健局・区市町村)	<p>自然災害により家屋等に被害を受けた世帯で、その世帯の前年の年間所得が次の額以内の世帯に限る。</p> <p>1人 220万円 2人 430万円 3人 620万円 4人 730万円 5人以上 730万円</p> <p>に世帯人員が1人増すごとに30万円を加算した額</p> <p>(注) 住居が滅失した場合は、1,270万円に緩和</p>	<p>1 災害弔慰金の支給等に関する法律</p> <p>2 実施主体 区市町村(条例)</p> <p>3 経費負担 国 2/3 都 1/3</p> <p>4 対象となる災害 東京都において災害救助法による救助が行われた災害</p>	<p>貸付区分及び貸付限度額</p> <p>1 世帯主の1か月以上の負傷 150万円</p> <p>2 家財等の損害 ア 家財の1/3以上の損害 150万円 イ 住居の半壊 170万円 ウ 住居の全壊 250万円 エ 住居全体の滅失又は流失 350万円</p> <p>3 1と2が重複した場合 ア 1と2のアの重複 250万円 イ 1と2のイの重複 270万円 ウ 1と2のウの重複 350万円</p> <p>4 次のいずれかの事由の1に該当する場合であって、被災した住居を建て直す等、特別な事情がある場合 ア 2のイの場合 250万円 イ 2のウの場合 350万円 ウ 3のイの場合 350万円</p>	<p>1 据置期間 3年(特別の事情がある場合5年)</p> <p>2 償還期間 据置期間経過後7年 (特別の事情がある場合5年)</p> <p>3 償還方法 年賦、半年賦又は月賦</p> <p>4 貸付利率 年3%以内で条項で定める率(据置期間中は無利子)</p> <p>5 延滞利息 年5%</p>
(都福祉保健局・区市町村) 災害援護資金・都制度	国制度と同じ	<p>1 東京都災害援護資金貸付事業実施要綱</p> <p>2 実施主体 区市町村(要綱)</p> <p>3 経費負担 都 10/10</p> <p>4 対象となる災害 国制度と同じ</p> <p>5 適用条件 福祉保健局長が必要と認めた場合</p>	<p>次のいずれかに該当する場合150万円を上限に貸付</p> <p>1 世帯主の1ヶ月以上の負傷</p> <p>2 家財の1/3以上の損害</p> <p>3 住居の半壊</p> <p>4 住居の全壊</p> <p>5 住居の全体が滅失もしくは流出</p>	<p>1 据置期間 3年(特別の事情がある場合5年)</p> <p>2 償還期間 据置期間経過後7年 (特別の事情がある場合5年)</p> <p>3 償還方法 年賦又は半年賦又は月賦</p> <p>4 貸付利率 年1%以内(据え置き期間中は無利子)</p> <p>5 延滞利息 年5%</p>

種別	貸付対象	根拠法令	貸付金額	貸付条件
生活福祉資金 (福祉資金) (都福祉保健局)	低所得世帯のうち、 他から融資を受けることのできない者でこの資金の貸付を受けることによって災害による困窮から自立更生のできる世帯	1 「生活福祉資金貸付制度要綱 (平成21年7月28日厚生省社援0728第9号)」 2 実施主体等 (1) 実施主体 東京都社会福祉協議会 (2) 窓口 区市町村社会福祉協議会	1世帯 150万円以内	1 据置期間 貸付けの日から6ヶ月以内 2 償還期間 据置期間経過後7年以内 3 貸付利率 連帯保証人を立てた場合：無利子 連帯保証人を立てない場合：年1.5%（据置期間中無利子） 4 連帯保証人 原則必要 5 償還方法 月賦 6 申込方法 官公署の発行する被災証明書を添付して、区市町村社会福祉協議会に申し込む。
生活福祉資金 (緊急小口資金) (都福祉保健局)	低所得世帯のうち、 被災によって、緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった世帯	1 「生活福祉資金貸付制度要綱 (平成21年7月28日厚生労働省発社援0728第9号)」 2 実施主体等 (1) 実施主体 東京都社会福祉協議会 (2) 窓口 区市町村社会福祉協議会	1世帯 10万円以内	1 据置期間 貸付けの日から2ヶ月以内 2 償還期間 据置期間経過後12ヶ月以内 3 貸付利率 無利子 4 連帯保証人 不要 5 償還方法 月賦 6 申込方法 官公署の発行する被災証明書を添付して、区市町村社会福祉協議会に申し込む。

資料：東京都地域防災計画（令和元年修正）資料編

資料 震災編 2-11-17 被災者生活再建支援金の支給

文書管理機関名：市総務部

本編該当頁：第2部 p454

被災者生活再建支援金の支給（都福祉保健局）

種別	内 容															
被災者生活再建支援金の支給（都福祉保健局）	1 根拠法令 被災者生活再建支援法															
	2 実施主体 都（ただし、被害認定や支給申請書の受付等の事務については区市町村が行う。）															
	3 対象となる自然災害 自然災害とは、暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他の異常な自然現象により生ずる被害であり、対象となる自然災害は次の区域に係る当該自然災害。 (1) 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する被害が発生した区市町村 (2) 10世帯以上の住宅全壊被害が発生した区市町村 (3) 100世帯以上の住宅全壊被害が発生した都道府県 (4) (1)又は(2)の区市町村を含む都道府県の区域内で、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した区市町村（人口10万人未満に限る。） (5) (1)～(3)の区域に隣接し、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した区市町村（人口10万人未満に限る。） (6) (1)若しくは(2)の区市町村を含む都道府県又は(3)の都道府県が2以上ある場合に、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した区市町村（人口10万人未満に限る。） 2世帯以上の住宅全壊被害が発生した区市町村（人口5万人未満に限る。）															
	4 制度の対象となる被災世帯 3の自然災害により (1) 住宅が全壊した世帯 (2) 住宅が半壊、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯 (3) 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯 (4) 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯															
	5 支援金の支給額 支給額は、以下の2つの支援金の合計となる （※ 世帯人員が1人の場合は、各該当欄の金額の3/4の額） (1) 住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）															
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>住宅の被害程度</th> <th>全壊</th> <th>解体</th> <th>長期避難</th> <th>大規模半壊</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>4(1)に該当</td> <td>4(2)に該当</td> <td>4(3)に該当</td> <td>4(4)に該当</td> </tr> <tr> <th>支給額</th> <td>100万円</td> <td>100万円</td> <td>100万円</td> <td>50万円</td> </tr> </tbody> </table>	住宅の被害程度	全壊	解体	長期避難	大規模半壊		4(1)に該当	4(2)に該当	4(3)に該当	4(4)に該当	支給額	100万円	100万円	100万円	50万円
	住宅の被害程度	全壊	解体	長期避難	大規模半壊											
		4(1)に該当	4(2)に該当	4(3)に該当	4(4)に該当											
	支給額	100万円	100万円	100万円	50万円											
	(2) 住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）															
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>住宅の再建方法</th> <th>建設・購入</th> <th>補修</th> <th>賃借 (公営住宅以外)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <th>支給額</th> <td>200万円</td> <td>100万円</td> <td>50万円</td> </tr> </tbody> </table>	住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃借 (公営住宅以外)	支給額	200万円	100万円	50万円							
	住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃借 (公営住宅以外)												
	支給額	200万円	100万円	50万円												
	※一旦住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入（又は補修）する場合は、合計で200（又は100）万円															

資料：東京都地域防災計画（令和元年修正）資料編

資料 震災編 2-11-18 中小企業への融資	
文書管理機関名：市総務部	本編該当頁：第2部 p457

中小企業への融資（都産業労働局）

機関名	区分	内 容
都産業労働局	災害復旧資金融資(災)	① 資金用途 運転資金、設備資金
		② 対象企業 都内に住所（営業の本拠）を有し、東京信用保証協会の保証対象業種である企業及び組合で次に定める災害により、被害を受けたもの
		③ 対象災害 次の(1)または(2)に該当するもののうち知事が指定するもの (1) 災害救助法の適用があった災害 (2) (1)のほか特に知事が必要と認めたもの
		④ 限度額 8,000万円
		⑤ 利率 年1.7%以内（令和4年4月1日現在）
		⑥ 期間 運転資金、設備資金10年以内
		⑦ 保証人 要する。法人は代表者個人、組合は代表理事
		⑧ 担保 原則として無担保とし、信用保証合計残高が8,000万円を超える場合は、必要に応じ、担保を要する。
		⑨ 信用保証 東京信用保証協会の信用保証を要する。
		⑩ 信用保証料 保証協会の定めるところによる。ただし、都が全額補助する。
		⑪ 返済方法 分割返済（元金据置期間は1年以内）
	経営安定融資（経営セーフ）	① 資金用途 運転資金、設備資金
		② 対象企業 都内に住所（営業の本拠）を有し、東京信用保証協会の保証対象業種である企業及び組合でセーフティネット保障に係る区市町村長の認定を受けたもの
		③ 限度額 2億8,000万円 組合4億8,000万円
		④ 利率 融資期間に応じて年1.7%以内～2.2%以内（令和4年4月1日現在）
		⑤ 期間 運転資金、設備資金10年以内
		⑥ 保証人 要する。法人は代表者個人、組合は代表理事
		⑦ 担保 原則として、信用保証合計残高が8,000万円以下の場合は不要
		⑧ 信用保証 東京信用保証協会の信用保証を要する。
		⑨ 信用保証料 保証協会の定めるところによる。 なお、小規模企業者に対しては都が信用保証料の2分の1を補助する。
⑩ 返済方法 分割返済（元金据置期間は2年以内）		

機関名	区分	内 容
都産業労働局	経営安定融資 (経営一般)	<p>① 資金用途 運転資金、設備資金</p> <p>② 対象企業 都内に住所(営業の本拠)を有し、東京信用保証協会の保証対象業種である企業及び組合で次のアからキまでのいずれかに該当するもの</p> <p>ア 「最近3か月間の売上実績」又は「今後3か月間の売上見込」が前年同期と比較して、5%以上減少していること</p> <p>イ 「最近3か月間の売上実績」又は「今後3か月間の売上見込」が令和2年1月以前の直近同期と比較して、5%以上減少していること</p> <p>ウ 売上原価の20%以上を占める原油等の仕入価格が20%以上上昇の一方で、価格転嫁できていないこと</p> <p>エ 金融機関からの総借入金が前年同期比10%以上減少していること。</p> <p>オ 倒産等企業に事業上の債権を有していること</p> <p>カ 災害により事業活動に影響を受けており、当該災害について官公庁の発行するり災証明を受けていること</p> <p>キ 東京都知事が指定するもの(アスベスト対策)</p> <p>③ 限度額 1億 組合2億</p> <p>④ 利率 融資期間に応じて年1.7%以内~2.2%以内 (令和4年4月1日現在)</p> <p>⑤ 期間 運転資金、設備資金10年以内</p> <p>⑥ 保証人 要する。法人は代表者個人、組合は代表理事</p> <p>⑦ 担保 原則として、信用保証合計残高が8,000万円以下の場合には不要</p> <p>⑧ 信用保証 東京信用保証協会の信用保証を要する。</p> <p>⑨ 信用保証料 保証協会の定めるところによる。 なお、小規模企業者に対しては都が信用保証料の2分の1を補助する。</p> <p>⑩ 返済方法 分割返済(元金据置期間は2年以内)</p>

機関名	区分	内 容
中小企業金融公庫	災害復旧貸付	① 資金用途 災害復旧のための設備資金及び長期運転資金
		② 対象企業 公庫が当貸付の適用を認めた災害により、災害を被った中小企業者
		③ 限度額 (直接貸付) 既往債務残高にかかわらず1億5,000万円 (代理貸付) 既往残高にかかわらず直接貸付の範囲内で7,500万円
		④ 利率 基準利率 (閣議決定により、特別利率が適用される場合がある。)
		⑤ 期間 10年以内 (うち据置期間2年以内)
		⑥ 保証人・担保 原則として必要。ただし直接貸付において3,000万円を限度として担保の徴求の一部免除が受けられるなどの特例を設けている。
		⑦ 返済方法 分割返済
国民生活金融公庫	災害貸付	① 資金用途 災害復旧のための設備資金及び運転資金
		② 対象企業 公庫が当貸付の適用を認めた指定被災地内で事業を営む方で、直接に災害を受け、区市町村長などからその旨の証明を受けた方 (直接被害者) 及び災害によって売上の減少、売掛債権の固定化などの間接的な被害を受けた方 (間接被害者)
		③ 限度額 各貸付ごとの融資限度額に、1災害あたり3,000万円を加えた額 (特に異例の災害の場合は、災害の都度閣議決定により定める。)
		④ 利率 各貸付ごとの利率 (特に異例の災害の場合は、災害の都度閣議決定により定める。)
		⑤ 期間 10年以内 (うち据置期間2年以内)
		⑥ 保証人・担保 必要に応じて
		⑦ 返済方法 割賦払 (毎月、半年払など) または一時払
商工組合中央金庫	災害復旧貸付	① 資金用途 災害復旧のための設備資金及び運転資金
		② 対象企業 金庫が当貸付の適用を認めた災害により被害を被った中小企業者
		③ 限度額 特に定めず
		④ 利率 所定利率
		⑤ 期間 設備資金20年以内 (うち据置期間3年以内) 運転資金10年以内 (うち据置期間3年以内)
		⑥ 保証人・担保 必要に応じて提供
		⑦ 返済方法 分割返済

資料：東京都地域防災計画 (令和元年修正) 資料編

資料 震災編 2-11-19 日本政策金融公庫による融資	
文書管理機関名：市総務部	本編該当頁：第2部 p458

農業関係者への融資（都産業労働局）

<株式会社日本政策金融公庫による融資>

（令和4年4月1日現在）

区分	資金の種類	融資対象となる事業	貸付けの相手方	利率 (年利)	償還期間	償還期間のうち 据置期間
農業 関係 資金	農業基盤 整備資金	農地もしくは牧野の 保全又は利用上必要 な施設の災害復旧	農業を営む者、 土地改良区・同 連合会、農協・同 連合会等	災害 0.17~0.50%	25年以内	10年以内
	農林漁業 施設資金	<災害復旧> 農業施設等の復旧、 果樹の改植又は補植	農業を営む者	災害 0.17~0.50%	15年以内 (果樹の 改植又は 補植は25 年以内)	3年以内 (果樹の 改植又は 補植は10 年以内)
共通	農林漁業 セーフテ ィネット 資金	災害により被害を受 けた経営の再建に必 要な資金（原則とし て天災）	農林漁業者	災害 0.17~0.45%	15年以内	3年以内
	農林漁業 施設資金	<共同利用施設> 農林水産物の生産、 流通、加工、販売に 必要な共同利用施設 及びその他の共同利 用施設の復旧	農協・同連合会、 土地改良区・同 連合会、森林組 合・同連合会、中 小企業等協同組 合、水産業協同 組合（漁業生産 組合を除く）、5 割法人・団体、農 林漁業振興法 人、農業共済会・ 同連合会	災害 0.17~0.50%	20年以内	3年以内

（申込方法）株式会社日本政策金融公庫に直接申し込むか、あるいは、農協・同連合会・農林中金・漁協・同連合会等を通じて行う。

（貸付限度）原則として8割で、額は各資金によって異なる。

資料：東京都地域防災計画（令和4年修正）資料編

資料 震災編 2-11-20 経営資金等	
文書管理機関名：市総務部	本編該当頁：第2部 p458

経営資金等

区分	資金の種類	融資対象となる事業	貸付の相手方	利率 (年利)	償還期間	償還期間 のうち 据置期間
天災資金 (一般及び激甚)	経営資金	種苗、肥料、漁業用燃油等の購入等	被害農林漁業者	特別被害者 ※1 3.0%以内 3割被害者 ※2 5.5%以内 その他 6.5%以内	3年以内 ～6年以内 〔激甚災害の場合 は4年以内 ～7年以内〕	—
	事業資金	天災により災害を受けたため必要となった事業運営資金	被害組合及び連合会	6.5%以内	3年以内	—
<p>(融資条件) 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融資に関する暫定措置法(天災融資法)が適用された場合、農協、森林組合、漁協等を通じて融通する。なお、天災融資法の適用となった天災が、さらに激甚災害法の適用も受け、激甚災害対象都道府県となった場合に、天災融資法に基づく天災資金の償還について、償還期間等の特例を受けることができる。</p> <p>(貸付限度) [経営資金] ・個人は200万円以内(政令で定める資金500万円以内)なお、激甚災害の場合は、250万円以内(政令で定める資金600万円以内) ・法人は2,000万円以内(政令で定める資金2,500万円以内) [事業資金] ・組合は2,500万円以内、連合会は5,000万円以内 なお、激甚災害の場合は、組合は5,000万円以内、連合会7,500万円以内</p> <p>(注) ① 利率については、発動の都度、他の災害資金を考慮して設定する。 ② 上記表の利率(年利)</p> <p>※1 特別被害者とは、都道府県知事が農林水産大臣の承認を得て指定する特別被害地域内の農業にあっては、年収の50%(開拓者は30%)以上の損失額のある者または50%(開拓者は40%)以上の樹体損失額のある者をいい、林業、漁業にあっては年収の50%以上の損失額のある者または70%以上の施設損失額のある者をいう。</p> <p>※2 3割被害者等とは、年収の30%以上の損失額のある被害農林漁業者(特別被害地域内の特別被害者を除く。)及び開拓者(特別被害地域内の特別被害者を除く。)をいう。</p>						

- 注 ○ 一般農林漁業関係資金(農業近代化資金等)について、運用の範囲内で被害農家に融資することができる。
- 既貸付農林漁業関係資金(農業近代化資金等)については、被害農業者に対し、法令規則等の限度内において返還条件等を緩和することができる。

資料：東京都地域防災計画(令和元年修正)資料編

資料 震災編 2-11-21 災害報告における被害程度の認定基準

文書管理機関名：市総務部

本編該当頁：第2部 p461

災害報告における被害程度の認定基準

参考資料：災害報告取扱要領（令和3年5月消防庁第29号）

- 1 人的被害については、次により区分して掲げるが、重軽傷者の別が、把握できない場合は、とりあえず負傷者として報告すること。
 - (1) 「死者」とは、当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの又は死体を確認できないが、死亡したことが確実なもの。また、「災害関連死者」とは、当該災害による負傷の悪化又は避難生活等における身体的負担による疾病により死亡し、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）に基づき災害が原因で死亡したものと認められたもの（実際には災害弔慰金が支給されていないものも含めるが、当該災害が原因で所在が不明なものは除く。）とする。
 - (2) 「行方不明者」とは、当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのある者とする。
 - (3) 「重傷者」とは、当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1月以上の治療を要する見込みのものとする。
 - (4) 「軽傷者」とは、当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1月未満で治療できる見込みのものとする。
- 2 住家の被害
 - (1) 「住家」とは、現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
 - (2) 「全壊」とは、住家その居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没したもの、または住家の損壊（ここでいう「損壊」とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。以下同じ。）が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊若しくは流失した部分の床面積がその住家の延べ床面積の70%以上に達した程度のも、又は住家の主要な構成要素（ここでいう「主要な構成要素」とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。以下同じ。）の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。
 - (3) 「半壊」とは、住家その居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のも、具体的には、損壊部分とその住家の延べ床面積の20%以上70%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。
 - (4) 「一部破損」とは、全壊および半壊にいたらない程度の住家の破損で、補修を必要とする

程度のものとする。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。

(5) 「床上浸水」とは、住家の床より上に浸水したものおよび全壊・半壊には該当しないが、土砂、竹木等のたい積等により一時的に居住することができないものとする。

(6) 「床下浸水」とは、床上浸水にいたらない程度に浸水したものとする。

3 非住家の被害

(1) 「非住家」とは、住家以外の建物でこの報告中他の被害箇所項目に属さないものとする。これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。

(2) 「公共建物」とは、例えば役場庁舎、公民館、公立保育所等の公用又は公共の用に供する建物とする。

(3) 「その他」とは、公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。

(4) 非住家被害とは、全壊または半壊の被害を受けたもののみを記入するものとする。

4 田畑の被害

(1) 「田の流失、埋没」とは、田の耕土が流失し、または砂利等のたい積のため、耕作が不能になったものとする。

(2) 「田の冠水」とは、稲の先端が見えなくなる程度に水につかったものとする。

(3) 「畑の流失、埋没」および「畑の冠水」については、田の例に準じて取り扱うものとする。

(4) 「学校」とは、学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に規定する学校をいい、具体的には、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学、高等専門学校における教育の用に供する施設とする。

(5) 「道路」とは、道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 2 条第 1 項に規定する道路のうち、橋りょうを除いたものとする。

(6) 「橋りょう」とは、道路を連結するために河川、運河等の上に架設された橋とする。

(7) 「河川」とは、河川法（昭和 39 年法律第 167 号）が適用され、もしくは準用される河川もしくはその他の河川またはこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水利、床止その他の施設もしくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸とする。

(8) 「港湾」とは、港湾法（昭和 25 年法律第 218 号）第 2 条第 5 項に規定する水域施設、外かく施設、けい留施設、または港湾の利用および管理上重要な臨港交通施設とする。

(9) 「砂防」とは、砂防法（明治 30 年法律第 29 号）第 1 条に規定する砂防施設、同法第 3 条の規定によって同法が準用される砂防のための施設または同法第 3 条の 2 の規定によって同法が準用される天然の河岸とする。

(10) 「清掃施設」とは、ごみ処理及びし尿処理施設とする。

(11) 「鉄道不通」とは、汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害とする。

(12) 「被害船舶」とは、ろかいのみをもって運転する舟以外の舟で、船体が没し、航行不能になったものおよび流失し、所在が不明になったもの、並びに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたものとする。

(13) 「電話」とは、災害により通橋不能となった電話の回線数とする。

(14) 「電気」とは、災害により停電した戸数のうち最も多く停電した時点における戸数とする。

(15) 「水道」とは、上水道又は簡易水道で断水している戸数のうち最も多く断水した時点における戸数とする。

- (16) 「ガス」とは、一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっている戸数のうち最も多く供給停止となった時点における戸数とする。
- (17) 「ブロック塀」とは、倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数とする。
- (18) 「り災世帯」とは、災害により全壊、半壊および床上浸水の被害を受け通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。

例えば寄宿舍、下宿その他これに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいるものについては、これを一世帯として扱い、また同一家屋の親子、夫婦であっても、生活が別であれば分けて扱うものとする。

- (19) 「り災者」とは、り災世帯の構成員とする。

5 火災発生

火災発生件数については、地震又は火山噴火の場合のみ報告するものであること。

6 被害金額

- (1) 「公立文教施設」とは、公立の文教施設とする。
- (2) 「農林水産業施設」とは、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和 25 年法律第 169 号）による補助対象となる施設をいい、具体的には、農地、農業用施設、林業用施設、漁港施設および共同利用施設とする。
- (3) 「公共土木施設」とは、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和 26 年法律第 97 号）による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には、河川、海岸、砂防施設、林地荒廃防止施設、道路、港湾及び漁港とする。
- (4) 「その他の公共施設」とは、公立文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば庁舎、公民館、児童館、都市施設等の公用または公共の用に供する施設とする。
- (5) 災害中間年報および災害年報の公立文教施設、農林水産業施設、公共土木施設及びその他の公共施設については査定済額を記入し、未査定額（被害見込額）はカッコ外書きするものとする。
- (6) 「公共施設災害市町村」とは、公立文教施設、農林水産業施設、公共土木施設及びその他の公共施設の被害を受けた市町村とする。
- (7) 「農産被害」とは、農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えばビニールハウス、農作物等の被害とする。
- (8) 「林産被害」とは、農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば立木、苗木等の被害とする。
- (9) 「畜産被害」とは、農林水産業施設以外の畜産被害をいい、例えば家畜、畜舎等の被害とする。
- (10) 「水産被害」とは、農林水産施設以外の水産被害をいい、例えば、のり、漁具、漁船等の被害とする。
- (11) 「商工被害」とは、建物以外の商工被害で、例えば工業原材料、商品、生産機械器具等とする。

7 その他

備考欄には、災害発生場所、災害発生年月日、災害の種類及び概況、消防機関の活動状況その他について簡潔に記入するものとする。

資料 震災編 2-11-22 実費弁済の限度額

文書管理機関名：市総務部

本編該当頁：第2部 p463

実費弁済の限度額

- 災害救助法施行令第4条第1号から第4号までに規定する者に対する実費弁償のために支出できる費用は、次に掲げる額の範囲内の額とする。

職種	日当	超過勤務手当	旅費
医師	21,600円	勤務1時間当たりの日当の額（日当の額を七・七五で除して得た額をいう。）を基礎として職員の給与に関する条例（昭和26年東京都条例第75号）第15条第1項及び第2項の規定の例により算出した額	職員の旅費に関する条例（昭和26年東京都条例第76号）第2条第2項の規定により1級の職務にある者に支給される額相当額
歯科医師	20,700円		
薬剤師	17,900円		
保健師、助産師及び看護師	16,800円		
准看護師	13,600円		
診療放射線技師、臨床検査技師及び臨床工学技士	14,700円		
歯科衛生士	14,200円		
救急救命士	17,100円		
土木技術者及び建築技術者	16,200円		
大工	25,600円		
左官	28,100円		
とび職	27,900円		

- 災害救助法施行令第4条第5号から第10号までに規定する業者及びその従業者に対する実費弁償のため支出できる費用は、業者のその地域における慣行料金による支出実績に手数料としてその100分の3の額も加算した額以内の額とする。

■ 災害救助法施行令第4条

- 第5号 土木業者又は建築業者及びこれらの者の従業者
- 第6号 鉄道事業者及びその従業者
- 第7号 軌道経営者及びその従業者
- 第8号 自動車運送事業者及びその従業者
- 第9号 船舶運送業者及びその従業者
- 第10号 港湾運送業者及びその従業者

資料：東京都「災害救助法施行細則」（昭和38年10月5日 規則第136号） 別表第2
最終改正 令和4年 規則第123号

資料 震災編 4-1-1 警戒宣言・地震予知情報、注意情報、調査情報

文書管理機関名：市総務部

本編該当頁：第4部 p481

警戒宣言、地震予知情報について（東京管区气象台）

1 地震予知体制

大規模地震対策特別措置法第33条に基づき、現在「東海地震」に対して気象庁が行っている地震の予知体制は、地震の前兆現象を捕捉するための各種観測データを監視する体制と、異常が現れた場合に、これが大地震の前ぶれであるかどうかなどについての判断をするための判定組織から成っている。

「東海地震」の前兆現象を捉えるため、東海地域及びその周辺に展開されている観測網から地震、地殻岩石歪、傾斜、伸縮、検潮及び地下水の各種観測データが、リアルタイムで気象庁にテレメータされており、24時間体制で異常の有無が監視されている。

これらの観測は、気象庁のほか、地方公共団体、東京大学、名古屋大学、防災科学技術研究所、国土地理院及び産業技術総合研究所などにより実施されている。

判定組織としては、地震防災対策強化地域判定会（気象庁長官の私的諮問機関、以下「判定会」という）が設置されている。判定会は、地震に関する専門家である、会長及び委員5名で構成されており、いつでも気象庁に参集できるよう体制が整えられている。

2 東海地震に関連する情報

(1) 東海地震に関連する調査情報（臨時）

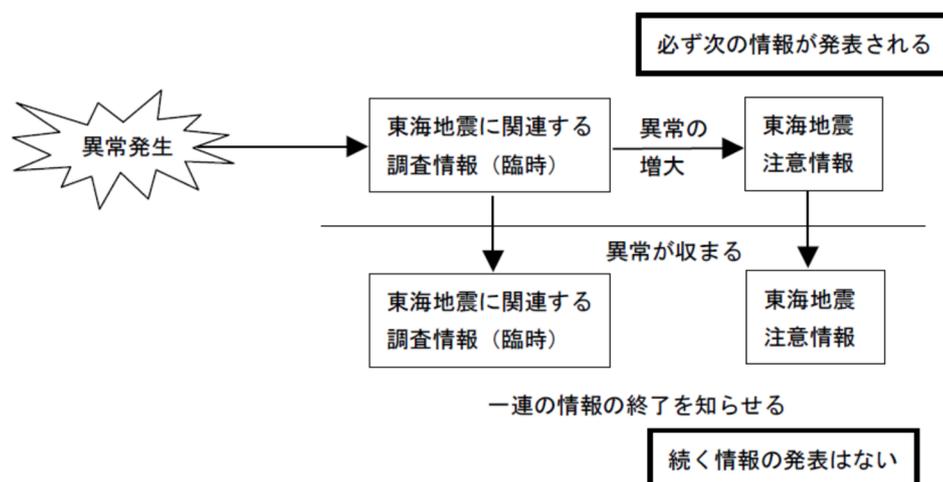
気象庁では、観測データに何らかの注目すべき異常が現れてはいるが、東海地震の前兆現象の可能性について直ちに評価できない場合などに東海地震関連する調査情報（臨時）を発表する。

(2) 東海地震注意情報

異常が進んで、東海地震の前兆現象である可能性が高まったと認められた場合に東海地震注意情報を発表する。

また、東海地震発生のおそれがなくなったと認められた場合、解除情報である旨を明記して東海地震注意情報を発表する。

東海地震に関連する調査情報（臨時）と東海地震注意情報の発表形態



(3) 東海地震予知情報

東海地震予知情報の内容については、警戒宣言発令とほぼ同時に発表され、気象庁長官から詳しい技術的説明が行われるが、これには次のような事柄が含まれることになっている。

すなわち、

- (1) 地震が発生するおそれがあると認められる旨及びその理由
- (2) 地震が発生するおそれがあると認められる時期
- (3) 震源域
- (4) 地震の規模
- (5) 地震が発生した場合に予想される地震防災対策強化地域(以下「強化地域」という。)における震度
- (6) 地震の発生により生ずるおそれのある津波の予想
- (7) その他

このうち、(2)の「時期」を除いた(3)以下の各項目については、一つのモデルが想定されている。

地震が発生するおそれがあると思われる「時期」は、防災対策上も重要な事柄であるが、現在の予知技術水準で、これをはっきり予想するのは甚だ困難である。

過去の地震の例では、直前の前兆現象から地震発生までの時間は、短い場合で数時間、長くても、2、3日以内であった例が多い。

そこで、「時期」については、「数時間以内」と「2、3日以内」と2通りの場合が考えられている。

異常現象の現れ方が、広範囲に活発で、事態がひっ迫していると判断された場合には「数時間以内」と表現されることもあるかも知れないが、一般には「2、3日以内」になるものと思われる。

ただし、この場合でも、はじめの数時間あるいは1日ぐらいの間はまだ大丈夫という意味ではなく、警戒宣言の発せられた時点から2、3日以内という意味である。

なお、警戒宣言が発せられた後、その後の観測データの解析・検討の結果、当該地震について「新たな事態」が生じた場合には、気象庁長官は、「地震予知情報」として内閣総理大臣に報告しなければならないことになっている。「新たな事態」とは、

- (1) 予想された大規模地震の発生の時期がさらに遅れることが予想される。
- (2) 異常現象が正常に戻るなど、地震の発生するおそれがなくなったと認められた場合である。(1)の場合には、状況に応じて臨機の措置が執られることになるであろうが、(2)の場合には、「警戒解除宣言」が発せられ、警戒態勢は解かれ、応急措置は中止されることになる。

警戒宣言が発せられた後でも、気象庁では観測データを24時間監視し解析・検討が続けられ、地震活動や地殻変動の状況や推移等を「東海地震予知情報」として、関係機関や一般の利用に供するために発表する。

「東海地震予知情報」には事態の推移等が説明されるので、情報を正しく解釈し、冷静に行動することが必要である。

3 警戒宣言

判定会が、強化地域に係る大規模な地震の発生するおそれがあると判定した場合には、

これに基づいて、気象庁長官は、直ちに「地震予知情報」を内閣総理大臣に報告する。内閣総理大臣は閣議に諮ったうえで、地震災害に関する警戒宣言を発することになる。

資料：東京都地域防災計画（令和元年修正）資料編

資料 震災編 4-1-2 気象庁震度階級関連解説表

文書管理機関名：市総務部

本編該当頁：第4部 p482

気象庁震度階級関連解説表

使用にあたっての留意事項

- (1) 気象庁が発表している震度は、原則として地表や低層建物の一階に設置した震度計による観測値です。この資料は、ある震度が観測された場合、その周辺で実際にどのような現象や被害が発生するかを示すもので、それぞれの震度に記述される現象から震度が決定されるものではありません。
- (2) 地震動は、地盤や地形に大きく影響されます。震度は震度計が置かれている地点での観測値であり、同じ市町村であっても場所によって震度が異なることがあります。また、中高層建物の上層階では一般に地表より揺れが強くなるなど、同じ建物の中でも、階や場所によって揺れの強さが異なります。
- (3) 震度が同じであっても、地震動の振幅（揺れの大きさ）、周期（揺れが繰り返す時の1回あたりの時間の長さ）及び継続時間などの違いや、対象となる建物や構造物の状態、地盤の状況により被害は異なります。
- (4) この資料では、ある震度が観測された際に発生する被害の中で、比較的多く見られるものを記述しており、これより大きな被害が発生したり、逆に小さな被害にとどまる場合もあります。また、それぞれの震度階級で示されている全ての現象が発生するわけではありません。
- (5) この資料は、主に近年発生した被害地震の事例から作成したものです。今後、5年程度で定期的に内容を点検し、新たな事例が得られたり、建物・構造物の耐震性の向上等によって実状と合わなくなった場合には変更します。
- (6) この資料では、被害などの量を概数で表せない場合に、一応の目安として、次の副詞・形容詞を用いています。

用語	意味
まれに	極めて少ない。めったにない。
わずか	数量・程度が非常に少ない。ほんの少し。
大半	半分以上。ほとんどよりは少ない。
ほとんど	全部ではないが、全部に近い。
が（も）ある、 が（も）いる	当該震度階級に特徴的に現れ始めることを表し、量的には多くはないがその数量・程度の概数を表現できかねる場合に使用。
多くなる	量的に表現できかねるが、下位の階級より多くなることを表す。
さらに多くなる	上記の「多くなる」と同じ意味。下位の階級で上記の「多くなる」が使われている場合に使用。

※気象庁では、アンケート調査などにより得られた震度を公表することがありますが、これらは「震度〇相当」と表現して、震度計の観測から得られる震度と区別しています。

●人の体感・行動、屋内の状況、屋外の状況

震度階級	人の体感・行動	屋内の状況	屋外の状況
0	人は揺れを感じないが、地震計には記録される。	—	—
1	屋内で静かにしている人の中には、揺れをわずかに感じる人がある。	—	—
2	屋内で静かにしている人の大半が、揺れを感じる。眠っている人の中には、目を覚ます人もある。	電灯などのつり下げ物が、わずかに揺れる。	—
3	屋内にいる人のほとんどが、揺れを感じる。歩いている人の中には、揺れを感じる人もある。眠っている人の大半が、目を覚ます。	棚にある食器類が音を立てることがある。	電線が少し揺れる。
4	ほとんどの人が驚く。歩いている人のほとんどが、揺れを感じる。眠っている人のほとんどが、目を覚ます。	電灯などのつり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音を立てる。座りの悪い置物が、倒れることがある。	電線が大きく揺れる。自動車を運転していて、揺れに気付く人がある。
5弱	大半の人が、恐怖を覚え、物につかまらなると感じる。	電灯などのつり下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。座りの悪い置物の大半が倒れる。固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある。	まれに窓ガラスが割れて落ちることがある。電柱が揺れるのわかる。道路に被害が生じることがある。
5強	大半の人が、物につかまらなると歩くことが難しいなど、行動に支障を感じる。	棚にある食器類や書棚の本で、落ちるものが多い。テレビが台から落ちることがある。固定していない家具が倒れることがある。	窓ガラスが割れて落ちることがある。補強されていないブロック塀が崩れることがある。据付けが不十分な自動販売機が倒れることがある。自動車の運転が困難となり、停止する車もある。
6弱	立っていることが困難になる。	固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。ドアが開かなくなることがある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある。
6強	立っていることができず、はわないと動くことができない。揺れにほんろうされ、動くこともできず、飛ばされることもある。	固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが多い。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物が多くなる。補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。
7		固定していない家具のほとんどが移動したり倒れたりし、飛ぶこともある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物がさらに多くなる。補強されているブロック塀も破損するものがある。

●木造建物（住宅）の状況

震度階級	木造建物（住宅）	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5弱	—	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。
5強	—	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。
6弱	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。 壁などに大きなひび割れ・亀裂が入ることがある。 瓦が落下したり、建物が傾いたりすることがある。倒れるものもある。
6強	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などに大きなひび割れ・亀裂が入るものが多くなる。 傾くものや、倒れるものが多くなる。
7	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。 まれに傾くことがある。	傾くものや、倒れるものがさらに多くなる。

(注1) 木造建物（住宅）の耐震性により2つに区分けした。耐震性は、建築年代の新しいものほど高い傾向があり、概ね昭和56年（1981年）以前は耐震性が低く、昭和57年（1982年）以降には耐震性が高い傾向がある。しかし、構法の違いや壁の配置などにより耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

(注2) この表における木造の壁のひび割れ、亀裂、損壊は、土壁（割り竹下地）、モルタル仕上壁（ラス、金網下地を含む）を想定している。下地の弱い壁は、建物の変形が少ない状況でも、モルタル等が剥離し、落下しやすくなる。

(注3) 木造建物の被害は、地震の際の地震動の周期や継続時間によって異なる。平成20年（2008年）岩手・宮城内陸地震のように、震度に比べ建物被害が少ない事例もある。

●鉄筋コンクリート造建物の状況

震度階級	鉄筋コンクリート造建物	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5強	—	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。
6弱	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。
6強	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、斜めやX状のひび割れ・亀裂がみられることがある。 1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものがある。
7	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂がさらに多くなる。 1階あるいは中間階が変形し、まれに傾くものがある。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、斜めやX状のひび割れ・亀裂が多くなる。 1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものが多くなる。

(注1) 鉄筋コンクリート造建物では、建築年代の新しいものほど耐震性が高い傾向があり、概ね昭和56年（1981年）以前は耐震性が低く、昭和57年（1982年）以降は耐震性が高い傾向がある。しかし、構造形式や平面的、立面的な耐震壁の配置により耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

(注2) 鉄筋コンクリート造建物は、建物の主体構造に影響を受けていない場合でも、軽微なひび割れがみられることがある。

●地盤・斜面等の状況

震度階級	地盤の状況	斜面の状況
5弱	亀裂 ^{※1} や液状化 ^{※2} が生じることがある。	落石やがけ崩れが発生することがある。
5強		
6弱	地割れが生じることがある。	がけ崩れや地すべりが発生することがある。
6強	大きな地割れが生じることがある。	がけ崩れが多発し、大規模な地すべりや山体の崩壊が発生することがある ^{※3} 。
7		

※1 亀裂は、地割れと同じ現象であるが、ここでは規模の小さい地割れを亀裂として表記している。

※2 地下水位が高い、ゆるい砂地盤では、液状化が発生することがある。液状化が進行すると、地面からの泥水の噴出や地盤沈下が起こり、堤防や岸壁が壊れる、下水管やマンホールが浮き上がる、建物の土台が傾いたり壊れたりするなどの被害が発生することがある。

※3 大規模な地すべりや山体の崩壊等が発生した場合、地形等によっては天然ダムが形成されることがある。また、大量の崩壊土砂が土石流化することもある。

●ライフライン・インフラ等への影響

ガス供給の停止	安全装置のあるガスメーター（マイコンメーター）では震度5弱程度以上の揺れで遮断装置が作動し、ガスの供給を停止する。 さらに揺れが強い場合には、安全のため地域ブロック単位でガス供給が止まることがある [*] 。
断水、停電の発生	震度5弱程度以上の揺れがあった地域では、断水、停電が発生することがある [*] 。
鉄道の停止、 高速道路の規制等	震度4程度以上の揺れがあった場合には、鉄道、高速道路などで、安全確認のため、運転見合わせ、速度規制、通行規制が、各事業者の判断によって行われる。（安全確認のための基準は、事業者や地域によって異なる。）
電話等通信の障害	地震災害の発生時、揺れの強い地域やその周辺の地域において、電話・インターネット等による安否確認、見舞い、問合せが増加し、電話等がつながりにくい状況（ふくそう）が起こることがある。そのための対策として、震度6弱程度以上の揺れがあった地震などの災害の発生時に、通信事業者により災害用伝言ダイヤルや災害用伝言板などの提供が行われる。
エレベーターの 停止	地震管制装置付きのエレベーターは、震度5弱程度以上の揺れがあった場合、安全のため自動停止する。運転再開には、安全確認などのため、時間がかかることがある。

※震度6強程度以上の揺れとなる地震があった場合には、広い地域で、ガス、水道、電気の供給が停止することがある。

●大規模構造物への影響

長周期地震動※による超高層ビルの揺れ	超高層ビルは固有周期が長いため、固有周期が短い一般の鉄筋コンクリート造建物に比べて地震時に作用する力が相対的に小さくなる性質を持っている。しかし、長周期地震動に対しては、ゆっくりとした揺れが長く続き、揺れが大きい場合には、固定の弱いOA機器などが大きく移動し、人も固定しているものにつかまらなると、同じ場所にいられない状況となる可能性がある。
石油タンクのスロッシング	長周期地震動により石油タンクのスロッシング（タンク内溶液の液面が大きく揺れる現象）が発生し、石油がタンクから溢れ出たり、火災などが発生したりすることがある。
大規模空間を有する施設の天井等の破損、脱落	体育館、屋内プールなど大規模空間を有する施設では、建物の柱、壁など構造自体に大きな被害を生じない程度の地震動でも、天井等が大きく揺れたりして、破損、脱落することがある。

※規模の大きな地震が発生した場合、長周期の地震波が発生し、震源から離れた遠方まで到達して、平野部では地盤の固有周期に応じて長周期の地震波が増幅され、継続時間も長くなることがある。

資料：国土交通省 気象庁
(平成 21 年 3 月 31 日改定)

資料 震災編 4-5-1 警戒宣言発令時等の案文

文書管理機関名：市総務部

本編該当頁：第4部 p503

警戒宣言文の一例

東海地震の地震災害に関する警戒宣言及び国民に対する呼び掛け

大規模地震対策特別措置法に基づき、ここに地震災害に関する警戒宣言を発令します。

本日、気象庁長官から、東海地域の地震観測データ等に異常が発見され、現在から2、3日以内に駿河湾及びその南方沖を震源域とする大規模な地震が発生するおそれがあるとの報告を受けました。

この地震が発生すると、東海地震の強化地域内では震度6弱以上、その隣接地域では震度5強程度の地震になると予想されます。また、伊豆半島南部から駿河湾沿岸に大津波のおそれがあります。

強化地域内の公的機関及び地震防災応急計画作成事業所は、速やかに地震防災応急対策を実施して下さい。

強化地域内の居住者、滞在者及び事業所等は、警戒態勢を執り、防災関係機関の指示に従って落ち着いて行動して下さい。

なお、強化地域内への旅行や電話は差し控えて下さい。

地震予知情報の詳しい内容については、気象庁長官に説明させますから、テレビ、ラジオに注意して下さい。

年 月 日

内閣総理大臣 ○ ○ ○ ○

警戒宣言の発表に伴うコメント案文（都）

警戒宣言が発せられたときの知事コメント案文

都民の皆様、東京都知事の○○○○○です。

内閣総理大臣から、東海地震の「警戒宣言」が発せられております。

東海地震が発生した場合、地震防災対策強化地域に指定されている新島村、神津島村、三宅村については津波の襲来が心配されますので十分に注意してください。その他の島しょ地域についても津波には十分注意してください。

都内のその他の地域の震度は、5強から5弱程度であると予想されています。

震度5強から5弱程度ですと、家が全壊するといった、阪神・淡路大震災のような大きな被害はないものと考えられます。

しかし、地盤の悪い地域では、ブロック塀が倒れたり、窓ガラスが割れたり、家具が転倒したりすることが考えられます。十分に注意してください。

予想より大きいゆれがくることも考えられますので、火元や危険物の管理、家具の固定等も行ってください。

東京都と各区市町村においては、すでに警戒本部等を設置しております。

地震が何時起きてもいいように、応急対策の体制を確立しておりますからご安心ください。

地震が起きましてもあわてずに落ち着いて行動してください。

注意情報が発せられたときの都危機管理監コメント案文

都民の皆様、東京都危機管理監の〇〇〇〇〇です。

内閣官房長官から、東海地震の発生に備えて「準備行動を行なう」旨の発表がなされております。

都においても、「警戒宣言」が発せられた場合に、直ちに対応できる態勢を整えておりますので、都民の皆様は落ち着いて行動してください。

状況が確定するまで、旅行の自粛や学生の登下校の安全確保に留意してください。

また、交通機関の運行状況を把握し、帰宅等に備えてください。

東海地震が発生した場合、地震防災対策強化地域に指定されている新島村、神津島村、三宅村については津波の襲来が心配されますので十分に注意して下さい。その他の島しょ地域についても津波には十分注意して下さい。

都内のその他の地域の震度は、5強から5弱程度であると予想されています。

震度5強から5弱程度ですと、家が全壊するといった、阪神・淡路大震災のような大きな被害はないものと考えられます。

しかし、地盤の悪い地域では、ブロック塀が倒れたり、窓ガラスが割れたり、家具が転倒したりすることが考えられますので、家庭や事業所において、火元や危険物の管理、家具の固定等の安全対策を行ってください。

なお、内閣総理大臣が警戒宣言を発令した場合、または、準備体制を解除した場合は、直ちに皆様にお知らせしますので、ラジオ、テレビ等のニュースに注意してください。

注意情報が解除されたときの都危機管理監コメント案文

都民の皆様、東京都危機管理監の〇〇〇〇〇です。

政府より、東海地震準備体制を解除する旨の発表がなされております。

これを受けて都も災害即応態勢等の準備体制を解除したので、お知らせします。

交通機関の運行状況等が平常に戻るまで、引続きラジオ、テレビ等のニュースに注意し、落ち着いて行動してください。

警戒宣言に伴う市の広報案文

市民の皆様、小金井市長の〇〇〇〇〇〇です。

内閣総理大臣から、東海地震の「警戒宣言」が発せられております。

東海地震が発生した場合、市内の震度は、震度5強、又は震度5弱程度であると予想されています。

震度5強から震度5弱程度ですと、家が全壊するといった、阪神・淡路大震災のような大きな被害はないものと考えられます。

しかし、地盤の悪い地域では、ブロック塀が倒れたり、窓ガラスが割れたり、家具が転倒したりすることが考えられます。十分に注意してください。

予想より大きい揺れがくることも考えられますので、火元や危険物の管理、家具の固定等も行ってください。

小金井市においては、すでに災害対策本部を設置しております。

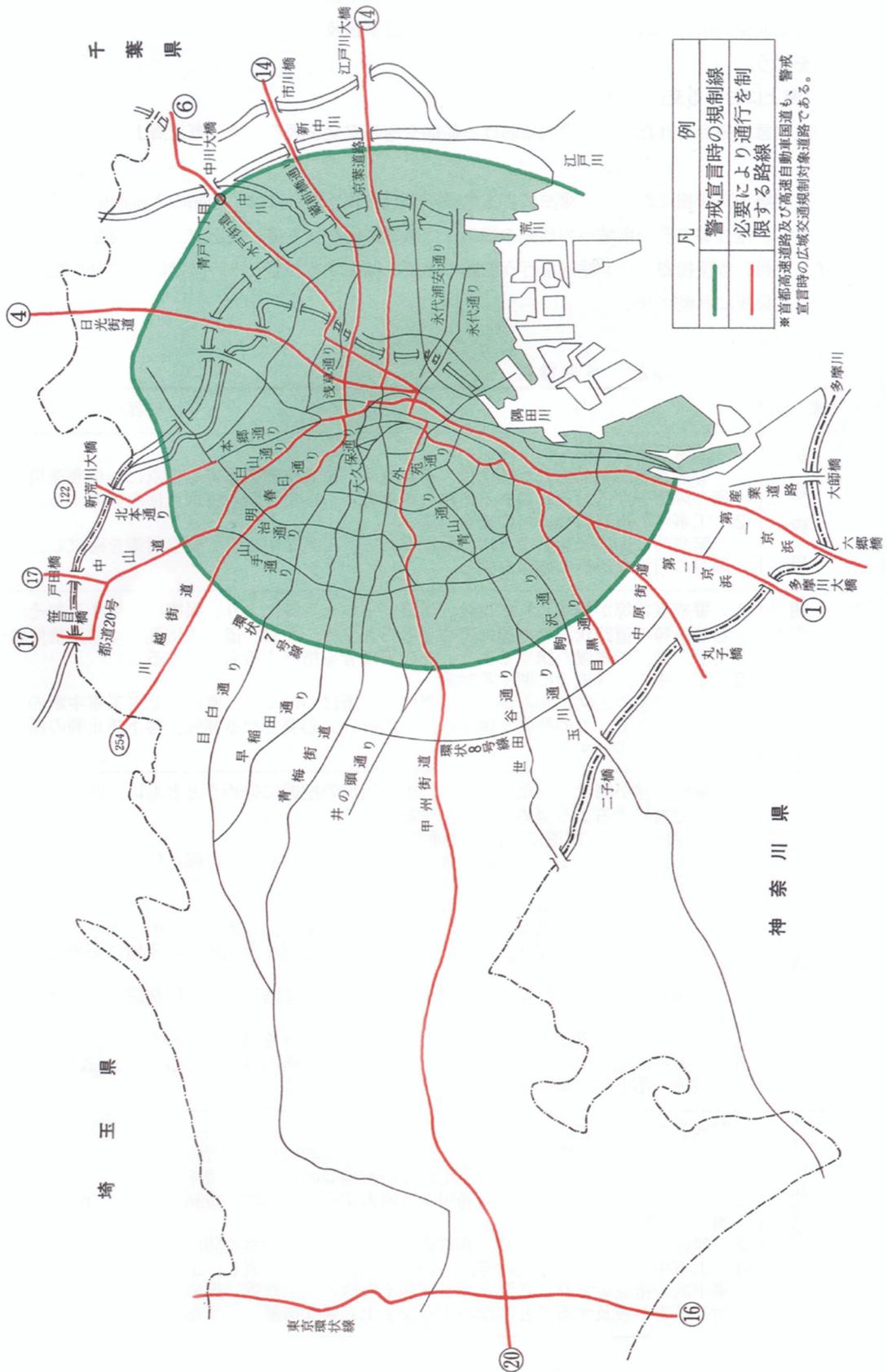
地震が何時起きてもいいように、応急対策の体制を確立しておりますからご安心ください。

資料 震災編 4-5-2 警戒宣言時における交通規制図（警視庁）

文書管理機関名：市総務部

本編該当頁：第4部 p507

緊急道路障害物除去路線図（多摩地区）

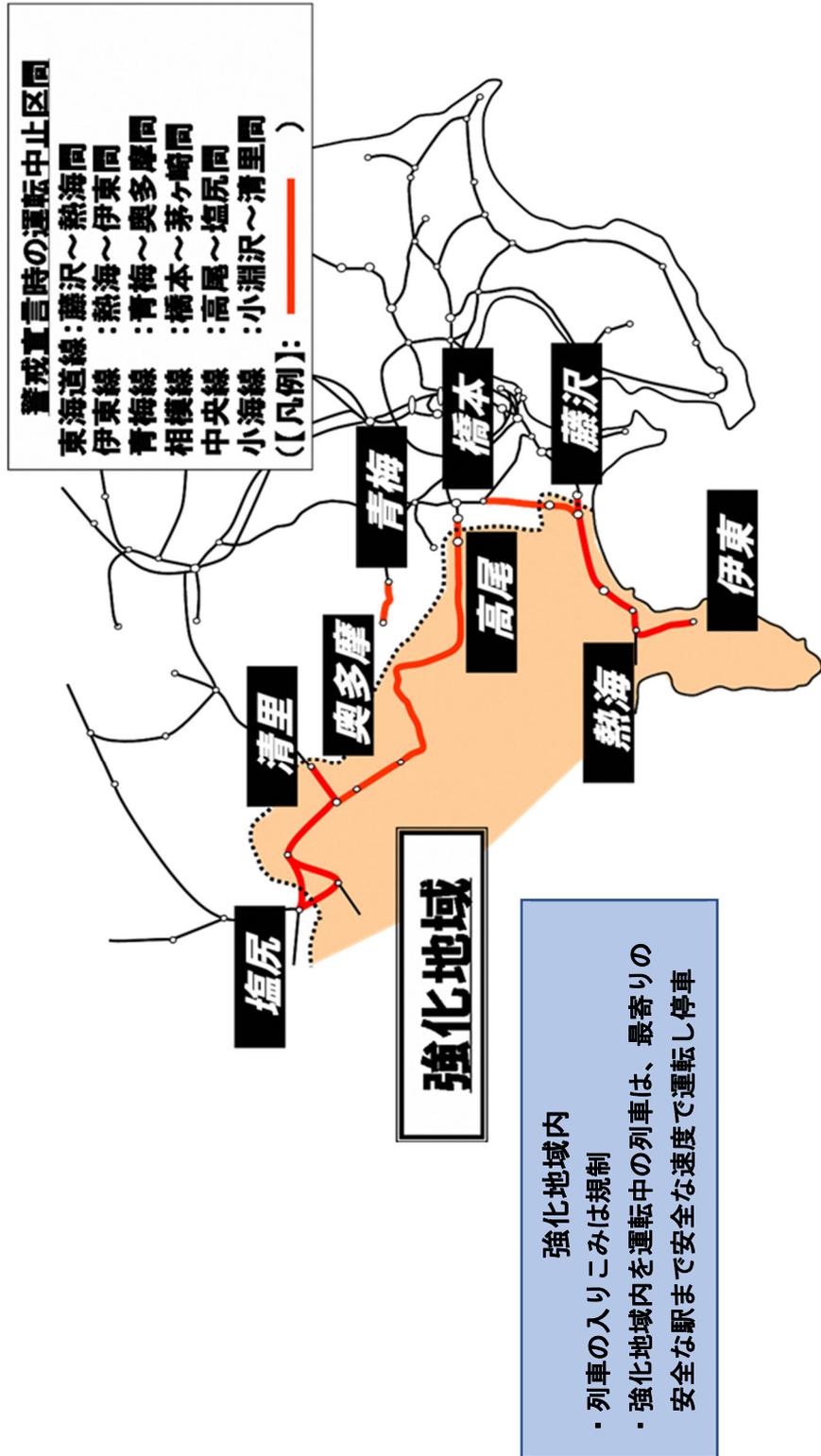


資料 震災編 4-5-3 警戒宣言時における運転規制概要図 (JR東日本)

文書管理機関名：市総務部

本編該当頁：第4部 p509

警戒宣言時における運転規制概要図 (JR東日本)



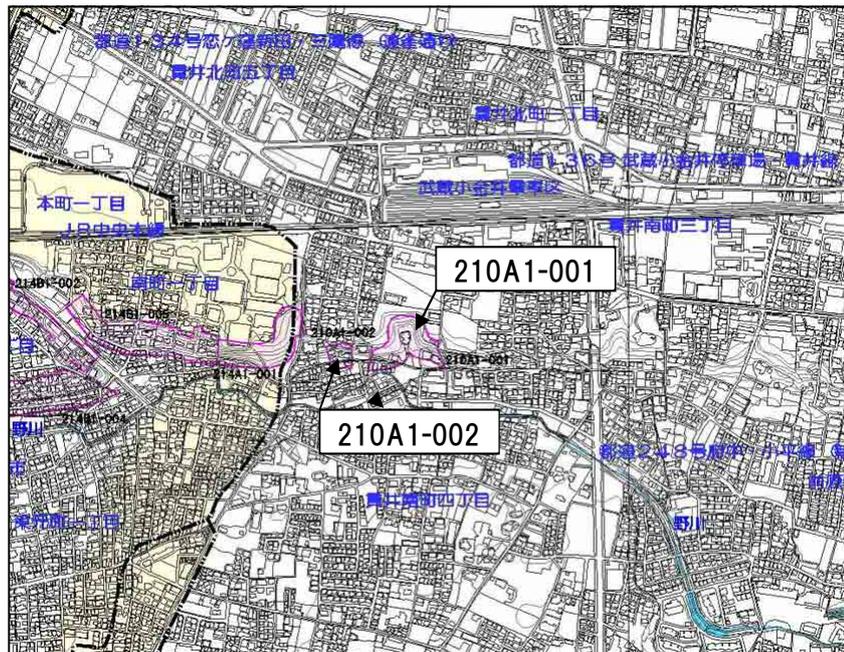
資料 風水害編 1 急傾斜地崩壊危険箇所位置図

文書管理機関名：市総務部、市都市整備部

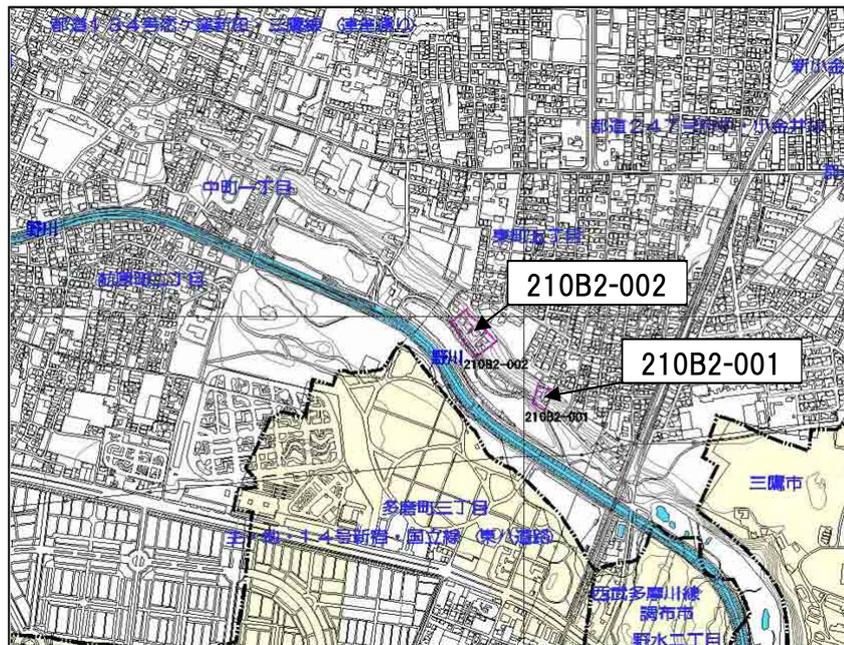
本編該当頁：風水害編 p533

箇所番号	斜面区分	住所
210A1-001	自然斜面	小金井市貫井南町 3-8
210A1-002	自然斜面	小金井市貫井南町 3-13
210B2-001	人工斜面	小金井市東町 5-5
210B2-002	人工斜面	小金井市東町 5-6

自然斜面



人工斜面



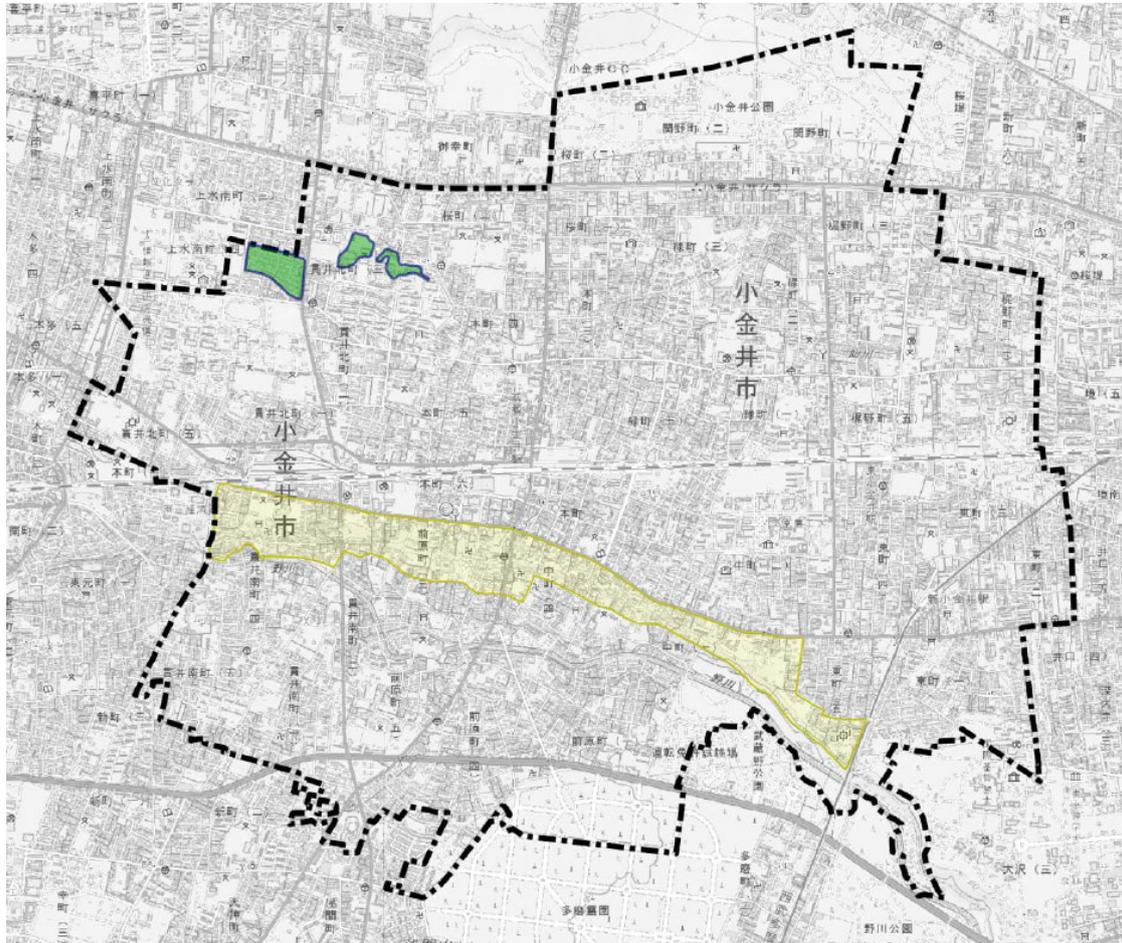
資料：国土交通省 気象庁

資料 風水害編 2 大規模盛土造成地マップ

文書管理機関名：市都市整備部

本編該当頁：風水害編 p534

大規模盛土造成地マップ



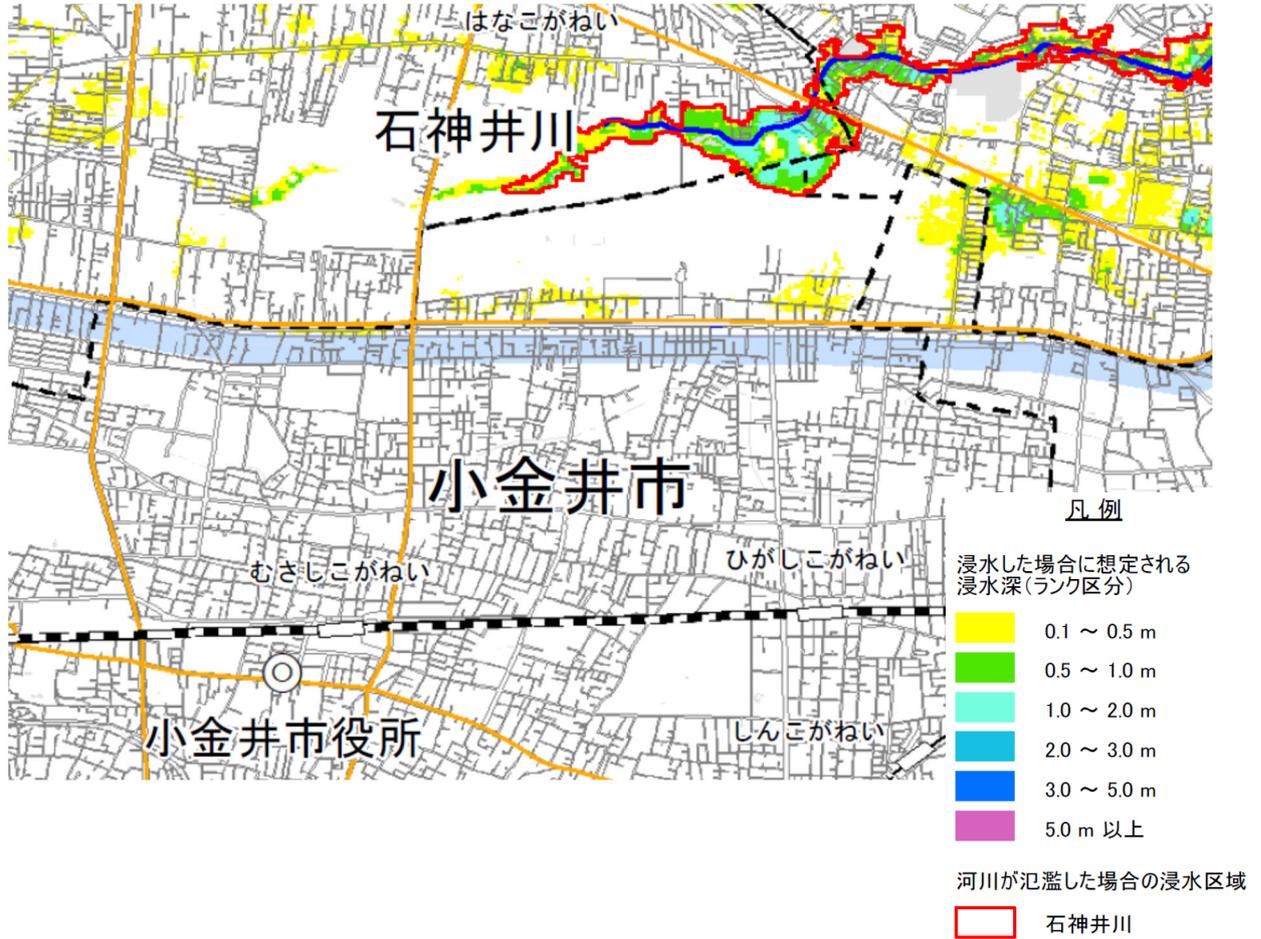
- 大規模盛土造成地（谷埋め型）
- 大規模盛土造成地（腹付け型）
- 昭和20年以降の大規模盛土造成地
- 昭和20年以前の大規模盛土造成地（該当）
- 昭和20年以前の大規模盛土造成地（準該当）
- 宅地造成工事規制区域

※都市計画法（昭和43年）や宅地造成等規制法（昭和36年）により知事等の認可や許可を受けている大規模盛土造成地（ニュータウン、区画整理、開発行為）は、造成工事の際に所定の安全性が確保されています。

出典：東京都都市整備局ホームページ（令和2年8月6日更新）

資料 風水害編 3 石神井川及び白子川流域浸水予想区域図	
文書管理機関名：市総務部	本編該当頁：風水害編 p538

石神井川及び白子川流域浸水予想区域図



出典：東京都建設局ホームページ（令和元年5月）

資料 風水害編 4 野川、仙川、谷沢川及び丸子川流域浸水予想区域図

文書管理機関名：市総務部

本編該当頁：風水害編 p538

野川、仙川、谷沢川及び丸子川流域浸水予想区域図



出典：東京都建設局ホームページ（令和元年6月）

資料 風水害編 5 小金井市浸水予想区域図

文書管理機関名：市総務部

本編該当頁：風水害編 p538



出典：小金井市防災マップ

資料 風水害編 6 土砂災害警戒区域図

文書管理機関名：市総務部

本編該当頁：風水害編 p534

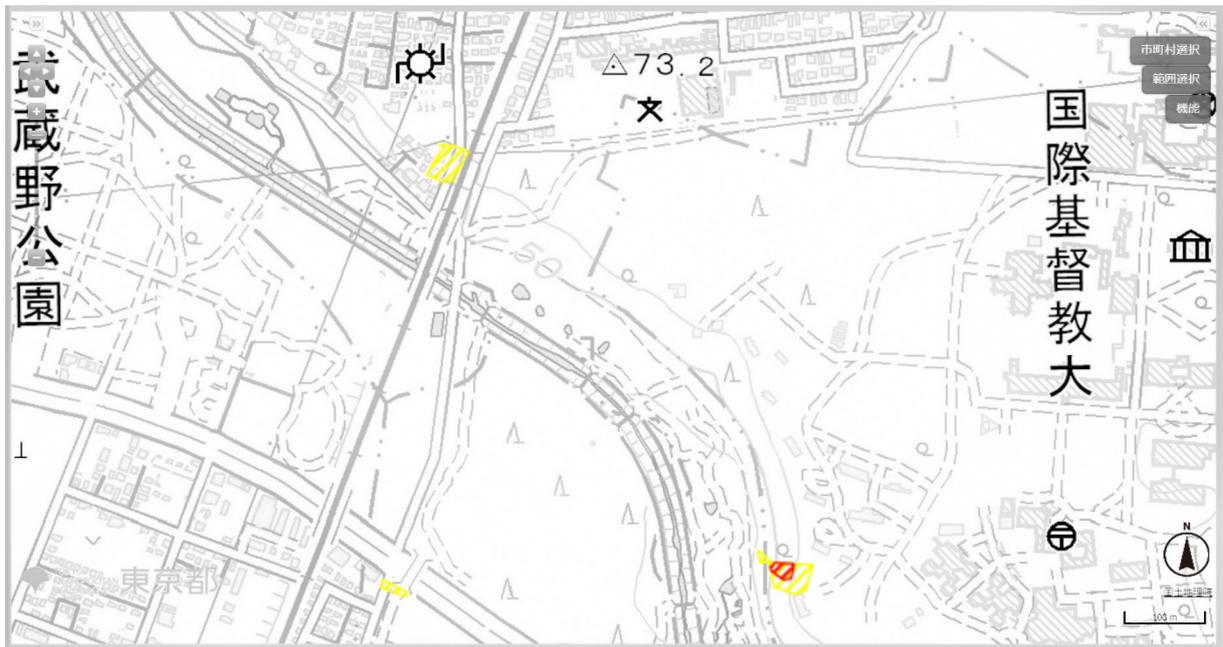
貫井南町3・4丁目・前原町3丁目付近



中町1丁目・東町5丁目付近



東町1・5丁目付近



- 凡例 -

 土砂災害特別警戒区域

 土砂災害警戒区域

※令和元年9月26日指定
※小金井市には土石流及び地滑りの警戒区域はありません

資料 風水害編 7 水防法第15条第1項に基づく要配慮者利用施設一覧	
文書管理機関名：市総務部	本編該当頁：風水害編 p532

水防法第15条第1項に基づく要配慮者利用施設一覧

令和4年4月現在

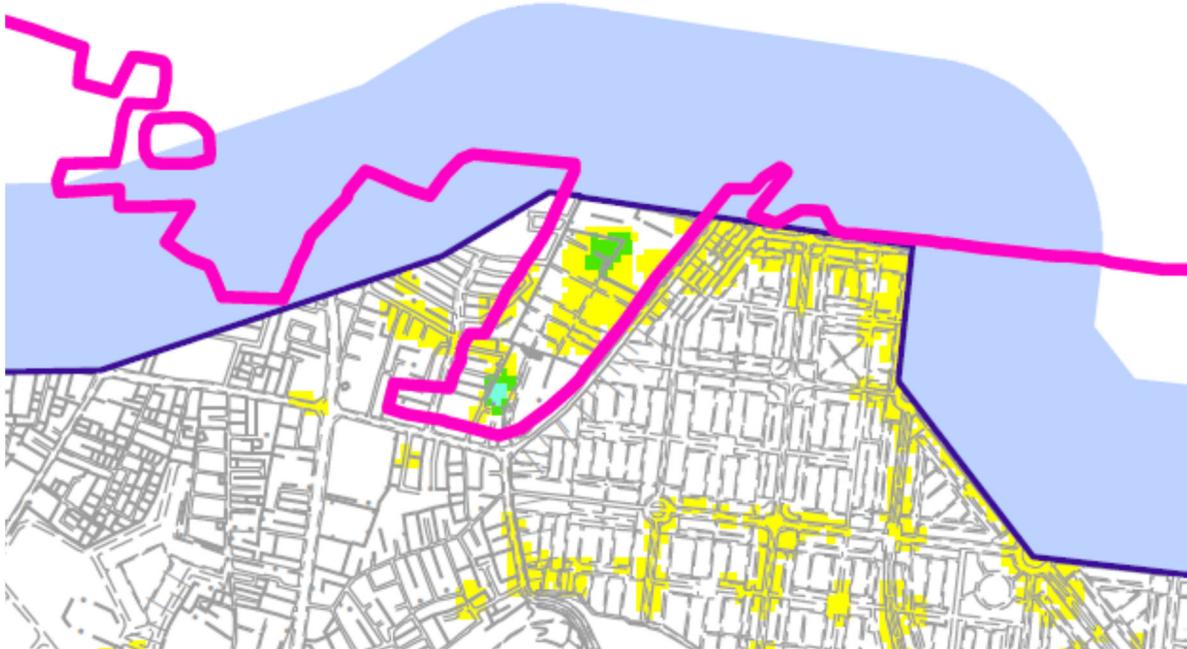
No.	施設名	施設所在地	浸水深 (m)	担当課	備考
1	まえはら学童保育所	前原町 3-3-16	0.1~0.5	児童青少年課	
2	前原小学校	前原町 3-4-22	0.5~1.0	庶務課	
3	鳩の翼デイホーム	前原町 3-9-3	0.5~1.0	介護福祉課	鳩の翼ケアプラン相談所を含む
4	わかたけ保育園	前原町 3-11-12	0.5~1.0	保育課	

資料 風水害編 8 北多摩一号処理区、北多摩二号処理区流域浸水予想区域図

文書管理機関名：市総務部

本編該当頁：風水害編 p538

北多摩一号処理区、北多摩二号処理区流域浸水予想区域図



凡例

	改定範囲	浸水した場合に想定される 浸水深(ランク区分)
	表示枠	
	市・区境	 0.1m～0.5m未満
		 0.5m～1.0m未満
		 1.0m～2.0m未満
		 2.0m～3.0m未満
		 3.0m～5.0m未満
		 5.0m～10.0m未満

出典：東京都下水道局ホームページ（令和2年3月改定）

